

令和2年度

事業報告書
収支決算書

(自 令和2年4月1日)
(至 令和3年3月31日)

小田原箱根商工会議所

小田原箱根商工会議所の基本理念

- 小田原・箱根地域を世界に誇れる地域にします。
- 小田原箱根商工会議所は、この地域の活力を高めるために諸活動を通じて貢献する名誉を担います。
- 小田原箱根商工会議所は、すべての活動を通して、街づくり、人づくりに果敢に挑戦します。
- 会員と職員は、最善を尽くし、地域貢献することを喜び、誇りとします。

目 次

I 総括的概要	1
II 事項別状況	2
1. 定款及び規約等	2
(1) 会館管理運営規程	2
(2) 育児・介護休業規程	5
(3) 給 与 規 則	20
(4) 就 業 規 則	21
(5) パートタイマー・契約職員就業規則	43
(6) 特定退職金共済規程	44
(7) 定 款	44
2. 組 織	47
(1) 会 員	47
(2) 特 定 商 工 業 者	50
(3) 役 員	50
(4) 議 員	51
(5) 部 会 長 等	55
(6) 委 員 長 等	56
3. 事 務 局	57
(1) 事 務 局 の 構 成	57
(2) 事 務 局 職 員	58
4. 庶 務	59
(1) 文 書	59
(2) 表 彰	59
(3) 受 賞	62
(4) 慶 弔 そ の 他	62
5. 会 議	63
(1) 議 員 総 会	63
(2) 正 副 会 頭 会 議	69
(3) 常 議 員 会	78
(4) 監 事 会	82
(5) 箱 根 支 部 会 議	82
(6) 部 会 会 議	84
(7) そ の 他 の 会 議	93
(8) 委 員 会	96

(9) 教育旅行に関する会議・事業	98
(10) 創業支援に関する会議・事業	98
(11) タスクフォース	100
6. 事業	103
(1) 各種事業活動	103
(2) 意見活動	111
(3) 調査・研究	173
(4) 広報	173
(5) 証明・鑑定・検査	174
(6) 信用調査	174
(7) 各種行事	175
(8) 技術・技能の普及検定	177
(9) 取引紹介（照会を含む）あっせん	179
(10) 取引紛争のあっせん	179
(11) 相談・指導・あっせん等	179
(12) 会員の増強対策	179
(13) 経営改善普及事業（中小企業相談部）	179
7. 登録	189
(1) 法定台帳	189
(2) 任意台帳	189
8. 会館・事務所等	189
(1) 旧会館	189
(2) 新会館	189
9. 関係団体への加入及び連携	190
(1) 日本商工会議所	190
(2) 関東商工会議所連合会	191
(3) 神奈川県商工会議所連合会	191
10. 研修	191
(1) 経営指導員・補助員研修	191
(2) 職員研修等	193
11. 関係団体	193
令和2年度収支決算書	195

令和 2 年 度

事 業 報 告 書

I 総括的概要

当年度は新型コロナウイルスに翻弄された一年であり、未だその出口は見えてこない。各社の事業、ならびに経済全体へのマイナスの影響は、甚大であると同時に長期化することが懸念される。

当所においても、コロナ禍で会員企業への支援に集中的に対応をすることを選択した結果、年初に計画していた事業や取り組みの中止や延期を決断せざるをえない状況が続いた。

組織横断的に設置した「新型コロナウイルス対策会議」の活動を通じて、会員企業の状況を把握するとともに、市、町、県の行政への積極的な要望活動を展開した。「守り」の施策としては、会員に向けて緊急融資、給付金、補助金等の資金面、雇用調整助成金等の雇用面の支援メニューに関する情報をタイムリーに配信し、個別の相談体制を強化した。店舗については感染防止策の実施の支援をした。万が一感染者が出た事業所の殺菌マニュアルも作成し提供した。「攻め」の施策としては、対面販売・対面営業が難しい状況下、オンラインでの新しい商いの形のモデルとして「小田原箱根オンライン百貨店」を開設して、会員に通販事業への取り組みを促した。飲食店のテイクアウトの動きを支援した。

コロナに関しては全く予断が許されない状況が続くと思われる。積極的かつタイムリーな「守り」と「攻め」の施策で会員企業の支援に力を尽くしていく。

一方、これまた地球規模で経済活動に大きな影響を及ぼす動きが加速している。脱炭素である。菅総理による令和2年10月の国会での所信表明演説の中で2050年にはCO₂排出をゼロ宣言と、直近の2030年のCO₂削減目標をこれまでの26%から46%（2013年比）に引き上げることの表明もあり、脱炭素に関する理解と危機感が高まりつつある。大企業やグローバル企業だけの問題ではなく、当所の会員の多くを占める地域の中小企業、小規模事業者にとっても重要である。環境と経済が一体化する時代に中小小規模事業者がどう対応し、さらには自らのチャンスとできるか、それをどのように会員企業の支援につなげるか当所にとっても大きな課題である。

コロナ禍で起こっていることの中にはコロナ禍がなくとも遅かれ早かれ起こったことが多いように思う。今私たちが垣間見ているのは「来るべき未来」なのではないだろうか。「来るべき未来」は私たち地域の中小企業が地域から創っていくという気概で会議所活動に臨みたいと思う。経済活動を通じて地域の暮らしを下支えする中小企業、小規模事業主の役割の大きさは不変である。中小小規模事業者はこの国の働く人の7割を雇用し、半分以上の付加価値を生み出しているのであるから。「変革」を余儀なくされている状況にあると言える3,300の会員企業の皆さんの経営基盤の強化と経営の活性化を使命とする、わが小田原箱根商工会議所の役割はますます大きいと覚悟を持って認識している。

地域の総合経済団体として、関係する全ての皆さんの知恵を集め、力を合せ、お互いを活かしかう、そんな「つながり」を大切にする小田原箱根商工会議所を目指し、今後も「議論して 行動して 結果を問う」姿勢で活動を展開していく所存である。

小田原箱根商工会議所
会頭 鈴木 悌介

II 事項別状況

1. 定款及び規約等

令和2年度において下記のとおり諸規定の変更等を行った。

(1) 会館管理運営規程

(令和3年2月26日 常議員会決議)

1. 設置の理由 令和3年2月1日より、新会館（小田原市本町4丁目2番39号）の運営を開始するため。

会館管理運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、小田原箱根商工会議所（以下「商工会議所」という。）の会館（以下「会館」という。）の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小田原箱根商工会議所会館
- (2) 所在地 小田原市本町4丁目2番39号

第2章 管理

(管理の分掌)

第3条 会館の管理は、専務理事が統轄する。

2 専務理事は、各室ごとに管理責任者を定めなければならない。

(管理業務の委託)

第4条 商工会議所は、必要に応じて、会館管理業務の一部を専門的技能を有する者に委託することができる。

(会館の開閉)

第5条 会館の開閉、休館等の日時は、次のとおりとする。

開館 午前8時

閉館 午後6時

休館 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始

（12月29日から12月31日まで及び1月2日、1月3日）

2 止むを得ない事由により前項に定める日時外に開閉する必要があるときは、あらかじめ総務課へ申し出てその了承を得なければならない。

第3章 施設の使用

(施設の使用)

第6条 商工会議所は、全館施設の一部を一般の使用に供することができる。

(手続)

第7条 会館施設の使用を希望する場合は、様式第1号により商工会議所に申込むものとする。

(使用料の徴収)

第8条 商工会議所は、会館施設の使用を承認した場合は、申込者から使用料を徴収する。

2 承認後、申込者が自己の都合により使用を中止しても、一旦納付した料金は返却しない。

3 使用料は、別に定めるものとする。

(使用の禁止)

第9条 申請内容が次の各号の一に該当する場合は、商工会議所は、使用を禁止することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがある場合

(2) 危険物を使用し、災害発生のおそれがある場合

(3) その他専務理事が適当でないと認めた場合

(使用承認の取消)

第10条 使用を承認した後に前条の禁止事項に該当すると認められた場合は、使用の承認を取消すものとする。

(原状復帰)

第11条 会館施設を使用した場合は、使用后直ちに原状に復帰させなければならない。また、建物、施設、設備、備品、器具等を汚損、損傷、滅失した場合は、その損害を弁償しなければならない。

第4章 事務所、店舗の賃貸

(賃貸物件)

第12条 商工会議所は、会館内に設置した貸事業所及び貸店舗を商工会議所において適当と認める者に賃貸する。

(申込み並びに賃貸借契約)

第13条 前条の貸事務所又は貸店舗を賃借しようとする者は別に定める建物使用貸借契約書を作成提出しなければならない。

(保証金)

第14条 前条の建物使用貸借契約書提出に際しては、別に定める金額を保証金として添付納入しなければならない。

2 保証金には利息を付さず、賃貸事務所又は賃貸店舗の明渡し完了の日に賃借人に返却する。

3 賃借人に賃料の滞納若しくは損害賠償その他の事由から当該使用貸借契約に基づく支払債務が生じたときは、商工会議所は何等の催告をせず、保証金のうちから相当額をこれに充当することができる。

4 前項の場合、商工会議所は賃借人にその旨の通知をするものとし、賃借人は、その通知を受けた日から5日以内に保証金を補填しなければならない。

(管理費分担金)

第15条 管理費分担金は、別に定める基準に拠って算出した建物使用貸借契約書記載の金額とし、賃借人は毎月20日までにその月分全額を、商工会議所に支払わなければならない。ただし、1ヶ月未満の賃料は、日割計算とする。

2 前項の規程にかかわらず、経済事情の変動、土地、建物価格の高低、租税その他の負担の増減等によって、約定管理費分担金が不相当となったときは、商工会議所と賃借人で協議の上、前項の分担金を増額し、又は、減額することができる。

(業務用、水道光熱使用料の実費負担)

第16条 賃借人が事務室で使用している電気料は、毎月10日をもって区切った計算により、毎翌月20日までにこれを商工会議所に支払わなければならない。

2 前項の料金を期日までに完済しないときは、商工会議所において即時供給を停止することができる。

(共益費の分担)

第17条 賃借人は共益費として、水道料金並びに共用場所の清掃費、電気料等共同分担すべき費用を、床面積当たりの費用計算によって商工会議所に支払うものとする。その支払方法は前条の規則を準用する。

(期間満了による解約・更新)

第18条 期間満了6ヶ月前に本商工会議所が賃借人に対し更新拒絶の通告若しくは「条件を変更しなければ更新しない」旨の通知をした場合又は賃借人が期間満了3ヶ月前に商工会議所に対し更新しない旨の通知をした場合を除き、当該賃貸借契約書は期間満了の翌日よりさらに3年間同一の条件をもって継続する。継続期間が満了したときも、また同様とする。

(期間内の解約)

第19条 賃貸借期間内であっても、商工会議所は6ヶ月前、賃借人は3ヶ月の予告をもって当該建物使用賃貸借契約を解除することができる。ただし、賃借人は、予告に代えて3月分の貸料相当額を商工会議所に支払い、即時解約することができる。

(賃借事務所又は賃借店舗の使用)

第20条 賃借人は、賃借事務所又は賃借店舗を善良なる管理者の注意をもって占有使用し、あらかじめ商工会議所の事前の承諾なくして当該賃貸借契約証書に記載した使用目的以外にこれを使用してはならない。

(譲渡・転貸の禁止)

第21条 賃借人は、賃借権を第三者に譲渡し、あるいは賃借事務所又は賃借店舗の全部若しくは、一部を転貸し、又は第三者を同居させてはならない。

(賃貸事務所又は賃貸店舗の修繕義務)

第22条 商工会議所の費用をもって施工した諸設備に修繕を要する個所が生じたときは、賃借人は、すみやかにその旨を商工会議所に通知しなければならない。

2 前項の修繕は、商工会議所の費用をもって工事を施行するものとする。

(賃借人の賠償・修繕義務)

第23条 賃借人又はその代理人、使用人、請負人、その他の出入人の故意又は過失により、賃借事務所又は賃借店舗及びその設備又は商工会議所所有の造作若しくは共有部分に損害を生じさせたときは、すべて賃借人がこれを賠償し、ガラス破損は商工会議所の責に帰すべき場合のほかは賃借人がその修繕費を負担しなければならない。

(変造・改作の禁止)

第24条 賃借人は、商工会議所の事前の承諾なくして次の行為をすることができない。ただし、商工会議所の承諾を得てする次の行為の費用は、賃借人の負担とする。

- (1) 賃借事務所又は賃借店舗内の諸造作、間取、建具その他の新設、付加除去又は変更
- (2) 電灯及び電話の架設、引用、除去又は変更
- (3) ネオンサイン、長期的看板の掲出等

(4) 重量物・嵩高物の運搬、一時使用の看板の立掛け、掛額の取付け等

(5) その他すべて現状を変更すること。

(賃借人の保管・火災予防責任)

第25条 賃借事務所又は賃借店舗内における商工会議所所有の設備及び賃借人所有の物件は、賃借人において保管並びに火災予防の責任があるものとする。

(賃貸人の賃貸事務所又は賃貸店舗への立入)

第26条 商工会議所は、いつでも賃貸人に通告してその賃貸事務所又は賃貸店舗内に立入ることができ、かつ、緊急必要と認めた場合は、何等通告をせずこれを行うことができる。

(契約違反による解約)

第27条 賃貸人が賃料の支払を遅延し3ヶ月を経過したとき、その他本規則及び当該建物使用貸借契約の内容に違反したときは、商工会議所は、何等の通知、催告、その他法定の手続きを要することなく直ちに当該賃貸契約を解除することができる。

(賃貸借物件滅失による契約の消滅)

第28条 火災その他の天災地変により建物又は当該賃貸借物件の大部分が滅失したときは、当該賃貸借契約は、消滅したものとする。

(明渡しの際の措置)

第29条 建物使用貸借契約の終了又は建物使用貸借契約を解除したときは、原因の如何にかかわらず次の規則に従わなければならない。

(1) 賃借人は、自己の費用で当該賃借事務所又は賃借店舗を原状に回復した上返還し、営業権、権利金、暖簾代その他名義の如何を問わず当該賃借事務所は賃借店舗に付随する一切の利益及び移転料、立退料等を商工会議所に請求してはならない。ただし、原状回復に要する費用を商工会議所に提供して、これが施行を委任することを妨げない。

(2) 当該賃借事務所又は賃借店舗内の賃借人所有の物件を契約終了の際に撤去しないときは、商工会議所は、任意にこれを処分することができる。

(3) 賃借人が契約終了又は解除後なお完全に当該賃借事務所又は賃借店舗を明渡さないときは、賃借人は、契約終了又は解除の翌日から明渡し完了の日までの期限に相当する賃料の倍額を損害金として商工会議所に支払うものとする。

(書面による意思表示)

第30条 この規則又は当該建物使用貸借契約の条項により商工会議所は賃借人がなすべき通知又は承諾は、すべて書面によらなければならない。ただし、第24条第4号及び第27条の場合は、この限りでない。

付則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

(2) 育児・介護休業規程

(令和3年2月26日 常議員会決議)

1. 設置の理由 令和3年1月1日から改正育児介護休業法が施行され、労働者に対し子の看護休暇・介護休暇を時間単位で取得させることが事業主に義務づけられたため。また、日本商工会議所が提供するモデル規程に倣い整備したため。

2. 変更箇所

(注) アンダーラインは変更部分

現 行	改 正
<p>育児・介護休業のための就業規則 (目的) 第1条 この規則は、小田原箱根商工会議所(以下「会議所」という。)の職員の育児・介護休業について定めるものとする。</p>	<p>育児・介護休業<u>規程</u> (目的) 第1条 この規則は、小田原箱根商工会議所(以下「会議所」という。)の<u>育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働および深夜業の制限ならびに育児・介護短時間勤務等に関する取扱い</u>について定めるものとする。</p>
<p>第1章 育児休業 (育児休業の対象者等) 第2条 1歳に満たない子と同居し、養育する職員は、この章の定めるところにより育児休業をすることができる。 2 前項にかかわらず、次の職員は育児休業をすることができない。 (1) 日々雇用される職員及び期間契約職員。但し、期間契約職員にあっては、次に定める者に限り、育児休業をすることができる。 (2) 会議所と職員の過半数の代表者との協定により除外するとされている次の者 ①入所1年以上であること ②子が1歳に達する日を超えて雇用関係が継続することが見込まれること ③子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと 3 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2ヶ月に達するまでの間で、誕生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。 4 育児休業中の職員又は配偶者が育児休業中の職員は、次の事情がある場合に限り、子の1歳の誕生日から1歳6ヶ月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、子の1歳の誕生日に限るものとする。</p>	<p>第1章 育児休業 (育児休業の<u>対象者</u>) 第2条 <u>育児のために休業することを希望する職員(日雇職員を除く)であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り育児休業をすることができる。</u> (1) <u>入社1年以上であること。</u> (2) <u>子が1歳6か月(本条第5項の申出にあっては2歳)に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。</u> 2 <u>第1項、第3項、第4項、第5項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。</u> (1) <u>入社1年未満の職員</u> (2) <u>申出の日から1年以内(本条第4項および第5項の申出にあっては6か月)に雇用関係が終了することが明らかでない職員</u> (3) <u>1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u> 3 <u>配偶者が職員と同じ日からまたは職員より先に育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、誕生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計期間1年限度として、育児休業をすることができる。</u> 4 <u>次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。</u> (1) <u>職員または配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること</u></p>

現 行	改 正
<p>①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合</p> <p>②職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合</p>	<p>(2) 次のいずれかの事情があること</p> <p><u>①保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合</u></p> <p><u>②職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合</u></p> <p>5 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、子の1歳6か月の誕生日当日に限るものとする。</p> <p><u>(1) 職員または配偶者が子の1歳6か月の誕生日当日の前日に育児休業をしていること</u></p> <p>(2) 次のいずれかの事情があること</p> <p><u>①保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合</u></p> <p><u>②職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合</u></p>
<p>(申出)</p> <p>第3条 育児休業の申出は、開始しようとする日の1ヶ月前(第2条第3項に基づく1歳を超える休業の場合は2週間前)までに総務課に申出書を提出して行わなければならない。</p> <p>2 申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。ただし、産後休業をしていない職員が、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、1回の申出にカウントしない。</p> <p>(1) 第2条第1項に基づく休業をした者が同条第4項に基づく休業の申出をしようとする場合又は本条第1項後段の申出をしようとする場合</p> <p>(2) 配偶者の死亡等特別の事情がある場合</p>	<p>(申出)</p> <p>第3条 <u>育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「育児休業開始予定日」という。)の1か月前(第2条第4項および第5項に基づく1歳および1歳6か月を超える休業の場合は、2週間前)までに会議所に申出書を提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>なお、育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、申出書を再度提出して行うものとする。</u></p> <p>2 申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。ただし、産後休業をしていない職員が、子の誕生日または出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、1回の申出にカウントしない。</p> <p><u>(1) 第2条第1項に基づく休業をした者が同条第4項または第5項に基づく休業の申出をしようとする場合または本条第1項後段の申出をしようとする場合</u></p> <p><u>(2) 第2条第4項に基づく休業をした者が同条第5項に基づく休業の申出をしようとする</u></p>

現 行	改 正
	<p>場合または本条第1項後段の申出をしようとする場合 <u>(3) 配偶者の死亡等特別の事情がある場合</u></p>
<p>【新規】</p>	<p>(育児休業の申出の撤回等) <u>第4条 申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業の申出を撤回することができる。</u> <u>2 育児休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第4項および第5項に基づく休業の申出をすることができ、第4項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第5項に基づく休業の申出をすることができない。</u> <u>3 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</u></p>
<p>(期間) 第4条 育児休業の期間は、子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで（第2条第3項及び第4項に基づく休業の場合はそれぞれ定められた期間まで）を限度とする。</p>	<p>(期間) 第5条 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで（第2条第3項、第4項および第5項に基づく休業の場合はそれぞれ定められた期間まで）を限度とする。 <u>2 育児休業を開始しようとする日の1か月前までに申出がなされなかった場合には、会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。</u> <u>3 職員は、会議所に育児休業開始予定日の1週間前までに申出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の1か月前（第2条第4項および第5項に基づく休業をしている場合は、2週間前）までに申出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。</u> <u>育児休業開始予定日の繰り上げ変更および育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として1回に限り行うことができるが、第2条第4項および第5項に基づく休業の場合には、第2条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6か月に達するまでおよび1歳6か月から2歳に達するまでの期間内で、それぞれ1回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。</u> <u>4 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。</u> <u>(1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しない</u></p>

現 行	改 正
	<p><u>こととなった場合</u> <u>当該事由が発生した日（本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。）</u></p> <p><u>(2) 育児休業に係る子が1歳に達した場合等</u> <u>子が1歳に達した日（第2条第3項に基づく休業の場合を除く。第2条第4項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達した日、第2条第5項に基づく休業の場合は、子が2歳に達した日）</u></p> <p><u>(3) 申出者について、産前産後休業、介護休業または新たな育児休業期間が始まった場合</u> <u>産前産後休業、介護休業または新たな育児休業の開始日の前日</u></p> <p><u>(4) 第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年に達した場合</u> <u>当該1年に達した日</u></p> <p><u>5 4 (1) の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に会議所にその旨を通知しなければならない。</u></p>
	【以下、1条ずつ繰り下げ】
<p>(子の看護休暇)</p> <p>第7条-2 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、就業規則第24条に規定する年次有給休暇とは別に、1年間につき該当子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p>2 取得しようとする者は、原則として事前に総務課に申し出るものとする。</p> <p>3 給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定にあたっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。</p>	【第3章 子の看護休暇 第14条へ】
<p>第2章 介護休業 (介護休業の対象者等)</p> <p>第8条 要介護状態にある家族を介護する職員は、この章の定めるところにより介護休業をすることができる。</p> <p>2 要介護状態にある家族とは、疾病、負傷等により2週間以上常時介護を必要とする次の者を</p>	<p>第2章 介護休業 (介護休業の対象者)</p> <p><u>第9条 要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）は、この規則に定めるところにより介護を必要とする家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を限度として介護休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあつては、申出時点において、次のいず</u></p>

現 行	改 正
<p>いう。</p> <p>(1) 配偶者（内縁を含む。以下同じ）</p> <p>(2) 父母</p> <p>(3) 子</p> <p>(4) 配偶者の父母</p> <p>(5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫で職員と同居し かつ扶養している者</p> <p>(6) 同居の家族</p> <p>3 前項にかかわらず、次の職員は介護休業す ることができない。</p> <p>(1) 日々雇用される職員及び期間契約職員</p> <p>(2) 会議所と職員の過半数の代表者との協定 により除外するとされている次の者</p> <p>①入所1年未満の職員</p> <p>②申出の日から93日以内に雇用関係が終 了することが明らかな職員</p>	<p>れにも該当する者に限り介護休業をすることが できる。</p> <p>(1) 入社1年以上であること。</p> <p>(2) 介護休業を開始しようとする日（以下、 「介護休業開始予定日」という）から起算して 93日を経過する日から6か月を経過する日ま でに、その労働契約期間が満了し、更新されな いことが明らかでないこと。</p> <p>2 第1項にかかわらず、労使協定により除外 された次の職員からの休業の申出は拒むことが できる。</p> <p>(1) 入社1年未満の職員</p> <p>(2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終 了することが明らかな職員</p> <p>(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p>3 この要介護状態にある家族とは、疾病、負 傷等により2週間以上常時介護を必要とする次 の者をいう。</p> <p>(1) 配偶者（内縁を含む。以下同じ）</p> <p>(2) 父母</p> <p>(3) 子</p> <p>(4) 配偶者の父母</p> <p>(5) 祖父母、兄弟姉妹または孫</p> <p>(6) 上記以外の家族で会議所が認めた者</p>
<p>(申出)</p> <p>第9条 介護休業の申出は、開始しようとする 日の2週間前までに総務課に申出書を提出して 行わなければならない。申出は、特別の事情が ない限り、対象家族1人につき1要介護状態ご とに1回とする。</p>	<p>(申出)</p> <p>第10条 介護休業をすることを希望する職員は、 原則として介護休業開始予定日の2週間前ま でに会議所に申出書を提出して行わなければなら ない。</p> <p>なお、介護休業中の有期契約職員が労働契約 を更新するにあたり、引き続き休業を希望する 場合には、更新された労働契約期間の初日を介 護休業開始予定日として、再度の申出を行うも のとする。</p> <p>2 申出は、対象家族1人につきのべ93日ま で3回を上限とする。ただし、第1項の後段の 申出をしようとする場合にあつては、この限り でない。</p> <p>3 会議所は、介護休業の申出を受け取るにあ たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求め ることがある。</p>
<p>【新規】</p>	<p>(介護休業の申出の撤回等)</p> <p>第11条 申出者は、介護休業開始予定日の前 日までは、介護休業申出を撤回することができ る。</p> <p>2 同一対象家族について介護休業の申出を2 回連続して撤回した者について、当該家族につ いて再度の申出はすることができない。ただし、 特段の事情がある場合について会議所がこれを 適当と認めた場合には、2回を超えて申出ること ができるものとする。</p>

現 行	改 正
	<p><u>3 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</u></p>
<p>(期間) 第10条 介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日間の範囲内で介護休業申出書に記載された期間とする。ただし、同一家族について介護のための勤務時間の短縮等の措置を受けた場合は、その日数も通算して93日までを原則とする。</p>	<p>【以下、1条ずつ繰り下げ】</p> <p>(期間) 第12条 介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日間の範囲内で介護休業申出書に記載された期間とする。 2 <u>介護休業を開始しようとする日の2週間前までに申出がなされなかった場合には、前項にかかわらず、会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。</u> 3 <u>職員は、介護休業を終了しようとする日(以下「介護休業終了予定日」という。)の2週間前までに会議所に申出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算93日の範囲を超えないことを原則とする。</u> 4 <u>次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。</u> <u>(1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合</u> <u>当該事由が発生した日(本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。)</u> <u>(2) 申出者について、産前産後休業、育児休業または新たな介護休業が始まった場合</u> <u>産前産後休業、育児休業または新たな介護休業の開始日の前日</u> 5 <u>4(1)の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に会議所にその旨を通知しなければならない。</u></p>
<p>(介護休暇) 第11条-2 要介護状態にある家族の介護する職員は、就業規則第24条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p>	<p>【第4章 介護休暇 第15条】</p>

現 行	改 正
<p>2 介護休暇は、時間単位で取得することができる。</p> <p>3 取得しようとする者は、原則として、事前に総務課に申し出るものとする。</p> <p>4 給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定にあたっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。</p>	
<p>【第7条－2】</p>	<p><u>第3章 子の看護休暇</u> (子の看護休暇)</p> <p><u>第14条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く）は、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするために、または当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの子の看護休暇の申出は拒むことができる。</u></p> <p><u>（1）入社6か月未満の職員</u></p> <p><u>（2）1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u></p> <p><u>3 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。</u></p> <p><u>4 取得しようとする者は、原則として、事前に会議所に申出るものとする。</u></p> <p><u>5 看護休暇を取得した時間は無給とする。</u></p> <p><u>6 賞与および賃金改定ならびに退職金計算にあたっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。</u></p>
<p>【第11条－2】</p>	<p><u>第4章 介護休暇</u> (介護休暇)</p> <p><u>第15条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員（日雇職員を除く）は、年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの介護休暇の申出は拒むことができる。</u></p> <p><u>（1）入社6か月未満の職員</u></p> <p><u>（2）1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u></p>

現 行	改 正
	<p>3 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。</p> <p>4 取得しようとする者は、原則として、事前に会議所に申出るものとする。</p> <p>5 介護休暇を取得した時間は無給とする。</p> <p>6 賞与および賃金改定ならびに退職金計算にあたっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。</p>
<p>【第13条－2】</p>	<p>第5章 所定外労働の制限 (育児・介護のための所定外労働の制限)</p> <p>第16条 3歳に満たない子を養育する職員（日雇職員を除く）が当該子を養育するためまたは、要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。</p> <p>2 前項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの所定外労働の制限の申出は拒むことができる。</p> <p>(1) 入社1年未満の職員</p> <p>(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p>3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、会議所に申出るものとする。この場合において、制限期間は、本規則第18条3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。</p> <p>4 会議所は、所定外労働制限の申出を受けるにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。</p> <p>5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、所定外労働制限を申出た者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後2週間以内に会議所に所定外労働制限対象児の出生を届出なければならない。</p> <p>6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子の死亡等により申出者が子を養育しないこととなった場合または、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</p> <p>7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該</p>

現 行	改 正
	<p>制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。</p> <p><u>(1) 子または家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなった場合</u> 当該事由が発生した日</p> <p><u>(2) 制限に係る子が3歳に達した場合</u> 当該3歳に達した日</p> <p><u>(3) 申出者について、産前産後休業、育児休業または介護休業が始まった場合</u> 産前産後休業、育児休業または介護休業の開始日の前日</p> <p>8 7 (1)(2)の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</p>
<p>第3章 深夜業 (育児・介護のための深夜業の制限)</p> <p>第12条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために申し出た場合には、就業規則第16条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、深夜業(午後10時から午前5時まで)をさせない。</p> <p>2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの深夜業の制限をすることができない。</p> <p>(1) 日々雇用される職員及び期間契約職員</p> <p>(2) 入社1年未満の職員</p> <p>(3) 申出に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員</p> <p>①深夜において就業していない者(1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。)であること</p> <p>②心身の状況が申出に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること</p> <p>③6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること</p> <p>(4) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p>(5) 所定労働時間の全部が深夜にある職員</p> <p>3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限</p>	<p>第6章 深夜業の制限 (育児・介護のための深夜業の制限)</p> <p>第17条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申出た場合には、<u>事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に労働させることはない。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの深夜業の制限の申出は拒むことができる。</u></p> <p>(1) 日雇職員</p> <p>(2) 入社1年未満の職員</p> <p>(3) 申出に係る子または家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員</p> <p>①深夜において就業していない者(1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。)であること。</p> <p>②心身の状況が申出に係る子の保育または家族の介護をすることができる者であること。</p> <p>③6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること。</p> <p>(4) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p>(5) 所定労働時間の全部が深夜にある職員</p> <p>3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、会議所に申出るものとする。</p> <p><u>4 会議所は、深夜業制限の申出を受けるに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求め</u></p>

現 行	改 正
<p>開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限を総務課に申し出るものとする。</p> <p>4 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、深夜業制限を申し出た者(以下この条において「申出者」という。)は、出生後2週間以内に総務課に深夜業制限対象児の出生を申し出なければならない。</p> <p>5 制限開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、総務課にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。</p> <p>(1) 家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日</p> <p>(2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 子が6歳に達する日の属する年度の3月31日</p> <p>(3) 申出者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日</p> <p>7 6(1)の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、総務課にその旨を通知しなければならない。</p> <p>8 制限期間中の給与については、別途定める給与規定に基づく基本給を時間換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当の全額を支給する。</p>	<p>ることがある。</p> <p>5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、深夜業制限を申出た者(以下この条において「申出者」という。)は、出生後2週間以内に<u>会議所</u>に深夜業制限対象児の出生を申し出なければならない。</p> <p>6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子または家族の死亡等により申出者が子を養育または家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、<u>会議所</u>にその旨を通知しなければならない。</p> <p>7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。</p> <p>(1) <u>子</u>または家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日</p> <p>(2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 子が6歳に達する日の属する年度の3月31日</p> <p>(3) 申出者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業または介護休業の開始日の前日</p> <p>8 7(1)の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、<u>会議所</u>にその旨を通知しなければならない。</p> <p>9 制限期間中の給与については、別途定める給与規定に基づく基本給を時間換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当の全額を支給する。</p>
<p>第4章 時間外労働 (育児・介護のための時間外労働の制限) 第13条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要</p>	<p>第7章 時間外労働の制限 (育児・介護のための時間外労働の制限) 第18条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要</p>

現 行	改 正
<p>介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、就業規則第16条の規程及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1ヶ月を通じて24時間、1年間150時間の範囲内とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれかに該当する職員は時間外労働の制限をすることができない。</p> <p>(1) 日々雇用される職員及び期間契約職員。但し、期間契約職員にあたっては、次に定める者に限り、時間外労働の制限をすることができる。</p> <p>(2) 会議所と職員の過半数の代表者との協定により除外するとされている次の者</p> <p>①入所1年以上であること</p> <p>②申し出の日の翌日から93日を超えて雇用関係が継続することが見込まれること</p> <p>(3) 1週間の所定労働日数が2日を超える職員</p> <p>3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、総務課に申し出るものとする。この場合において、制限期間は、次条第2項に規定する免除期間と重複しないようにしなければならない。</p> <p>4 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、時間外労働制限を申し出た者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後2週間以内に総務課に時間外労働制限対象児の出生を申し出なければならない。</p> <p>5 制限開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申</p>	<p>介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、<u>事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。</u></p> <p>2 前項にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれかに該当する職員からの時間外労働の制限の申出は拒むことができる。</p> <p><u>(1) 日雇職員</u></p> <p><u>(2) 入社1年未満の職員</u></p> <p>(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p>3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、<u>会議所に申出るものとする。</u>この場合において、制限期間は、本規則第16条に規定する<u>制限期間</u>と重複しないようにしなければならない。</p> <p><u>4 会議所は、時間外労働制限の申出を受けるにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。</u></p> <p><u>5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、時間外労働制限の申出をした者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後2週間以内に会議所に時間外労働制限対象児の出生を申出なければならない。</u></p> <p><u>6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子または家族の死亡等により申出者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。</u>この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、<u>会議所にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p><u>7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。</u></p> <p>(1) 子または家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日</p>

現 行	改 正
<p>出者は、原則として当該事由が発生した日に、総務課にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。</p> <p>(1) 家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日</p> <p>(2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 子が6歳に達する日の属する年度の3月31日</p> <p>(3) 申出者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日</p> <p>7 6 (1) の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、総務課にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>(2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 子が6歳に達する日の属する年度の3月31日</p> <p>(3) 申出者について、産前産後休業、育児休業または介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業または介護休業の開始日の前日</p> <p>8 7 (1) の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、<u>会議所</u>にその旨を通知しなければならない。</p>
<p>(育児のための所定外労働の免除)</p> <p>第13条ー2 3歳に満たない子を養育する職員(日々雇用される職員を除く)が当該子を養育するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。</p> <p>2 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間(以下この条において「免除期間」という。)について、免除を開始しようとする日(以下この条において「免除開始予定日」という。)及び免除を終了しようとする日を明らかにして、原則として、免除開始予定日の1か月前までに、総務課に申し出るものとする。この場合において、免除期間は、前条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。</p> <p>3 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、所定外労働免除を申し出た者(以下この条において「申出者」という。)は、出生後2週間以内に総務課に所定外労働免除対象児を申し出なければならない。</p>	<p>【第5章 第16条】</p>

現 行	改 正
<p>4 免除開始予定日の前日までに、申出に係る子の死亡等により申出者が子を養育しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、総務課にその旨を通知しなければならない。</p> <p>5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、免除期間は終了するものとし、当該免除期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。</p> <p>(1) 子の死亡等免除に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日</p> <p>(2) 免除に係る子が3歳に達した場合 当該3歳に達した日</p> <p>(3) 申出者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日</p> <p>6 5(1)の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、総務課にその旨を通知しなければならない。</p>	
<p>第5章 短時間勤務 (育児短時間勤務)</p> <p>第14条 3歳に満たない子と同居し、かつ養育する職員が請求した場合、就業規則第10条の所定労働時間を所定労働日1日あたり6時間とすることができる。</p> <p>2 前項にかかわらず、育児・介護労使協定に定める者は短時間勤務を請求することができない。</p> <p>3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務を総務課に申し出なければならない。</p> <p>4 第1項の規程により短縮した時間については、就業規則第15条の規程を準用して基本給部分についてのみ控除する。</p> <p>5 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本</p>	<p>第8章 所定労働時間の短縮措置等 (育児短時間勤務)</p> <p>第19条 3歳に満たない子を養育する職員は、申し出ることにより、<u>所定労働時間を2時間短縮することができる。</u></p> <p>2 前項にかかわらず、<u>所定労働時間は本人が希望し会議所が認めた場合に短縮または延長することができる。</u></p> <p>3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。</p> <p>(1) <u>日雇職員</u></p> <p>(2) <u>1日の所定労働時間が6時間以下である職員</u></p> <p>(3) <u>労使協定によって除外された次の職員</u></p> <p>① <u>入社1年未満の職員</u></p> <p>② <u>1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u></p> <p>4 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日および短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、<u>会議所</u>に申し出なければならない。</p>

現 行	改 正
<p>制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。</p>	<p><u>5 本制度の適用を受ける間の給与については、就業規則第15条の規則を準用して基本給部分についてのみ控除する。</u> <u>6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。</u></p>
<p>(介護短時間勤務) 第15条 要介護状態にある家族を介護する従業員は、申し出ることにより、対象家族1人当たり通算93日間の範囲内を原則として、就業規則第10条の所定労働時間を少なくとも2時間短縮することができる。 2 前条第2項から5項の規程は介護短時間勤務に準用する。</p>	<p>(介護短時間勤務) 第20条 要介護状態にある家族を介護する職員は、申出ることにより、対象家族1人あたり短時間勤務利用開始から連続する3年間で2回まで、<u>所定労働時間を2時間短縮することができる。</u> 2 前条第2項から<u>6項の規則</u>は介護短時間勤務に準用する。</p>
<p>【新規】</p>	<p><u>第9章 育児・介護休業中の取扱い等</u> <u>(年次有給休暇)</u> 第21条 <u>年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。</u></p>
<p>【新規】</p>	<p><u>(育児休業、介護休業等に関するハラスメントの防止)</u> 第22条 <u>すべての職員は第1章～第9章の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。</u> 2 <u>前項の言動を行ったと認められる職員に対しては、会議所は厳正に対処する。</u></p>
<p>(法令との関係) 第16条 育児休業、介護休業及びこれらに関連する事項に関して、この規則に定めのないことについては育児・介護休業法及び関係法令の定めによるものとする。</p>	<p>(法令との関係) 第23条 <u>育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働および深夜業の制限ならびに所定労働時間の短縮措置等</u>に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法及び関係法令の定めによるものとする。</p>
	<p><u>附則</u> <u>(実施の時期)</u> 1 <u>第1条(目的)、第2条(育児休業の対象者)、第3条(申出)、第4条(育児休業の申出の撤回等)、第5条(期間)、第9条(介護休業の対象者)、第10条(申出)、第11条(介護休業の申出の撤回等)、第12条(期間)、第14条(子の看護休暇)、第15条(介護休暇)、第16条(育児・介護のための所定外労働の制限)、第17条(育児・介護のための深夜業の制限)、第18条(育児・介護のための時間外労働の制限)、</u></p>

現 行	改 正
	第19条（育児短時間勤務）、第20条（介護短時間勤務）、第21条（年次有給休暇）、第22条（育児休業、介護休業等に関するハラスメントの防止）、第23条（法令との関係）の改正規定は令和3年2月26日から実施する。

（3）給与規則

（令和3年3月12日 常議員会決議）

1. 設置の理由 給与の計算期間を事業年度と揃えとともに、支給までに必要な日数を見直したため。また、日本商工会議所が提供するモデル規程に倣い整備したため。

2. 変更箇所

（注）アンダーラインは変更部分

現 行	改 正
第1章 総則 （適用） 第1条 本規則は、当所就業規則第39条に基づき、これを定める。 （略）	第1章 総則 （適用） 第1条 本規則は、当所就業規則第60条に基づき、これを定める。 （略）
【新規】	（適用の範囲） 第2条 この規則は、就業規則第10条に規定する試用職員および職員（以下「職員」という。）に適用する。 2 前項にかかわらず、パートタイマー、契約職員についてはパートタイマー、契約職員就業規則に定める。 3 嘱託職員については、個別の契約書に定めたものはそれに従う。
（給与） 第2条 職員に支払われる給与は、給料及び諸手当とする。	（給与） 第3条 職員に支払われる給与は、給料及び諸手当とする。
（給与の締切り及び支払日） 第3条 給与は月俸とし、計算の期間は前月16日から、当月の15日までとし、毎月21日に支払う。支払日が休日にあたる場合は、前々日まで繰り上げて支給しそれを超える場合は、支払日の翌日に支給する。 ただし、時間外勤務手当は前月分を当月給与として支給する。 2 給与及び賞与等の支払いについては、職員が希望する指定口座へ振込むものとする。	（給与の支給） 第4条 給与の計算期間は、月の初日から末日までとし、給与月額を翌月20日に通貨で直接、職員に支給する。この場合において、法令に定められている公租公課、社会保険料等は、控除してから支給するものとする。支払日が休日にあたる場合は、前々日まで繰り上げて支給しそれを超える場合は、支払日の翌日に支給する。 2 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇給、降給、休職、復帰等により給与月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

現 行	改 正
	<p>3 <u>職員が離職したときは、その日まで給与を支給する。</u></p> <p>4 <u>第2項または第3項の規定により給与を支給する場合の給与の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。</u></p> <p>5 <u>給与は、原則として、職員が希望する銀行その他金融機関の本人名義の口座に振込むことによつて支払う。</u></p>
	<p>附則 (実施の時期)</p> <p>1 <u>第1条(適用)、第2条(適用の範囲)、第3条(給与)、第4条(給与の支給)、の改正規定は令和3年4月1日から実施する。</u></p>

(4) 就業規則

(令和3年3月12日 常議員会決議)

1. **設置の理由** 働き方改革の推進にともない、勤怠管理を客観的に記録する方法に変更したため。また、日本商工会議所が提供するモデル規程に倣い整備したため。

2. 変更箇所

(注) アンダーラインは変更部分

現 行	改 正
<p>第1章 総則 (目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この規則は小田原箱根商工会議所(以下「<u>会議所</u>」という。)事務局職員の就業に関する事項を定めるものである。但しパートタイマー、契約職員は別に定めるパートタイマー・契約職員就業規則による。</p> <p>なお、各々の身分については別表1によるものとする。</p> <p>2 この規則に定めのない事項については、労働基準法<u>その他法令</u>の定めるところによる。</p>	<p>第1章 総則 (目的および適用範囲)</p> <p>第1条 この規則は小田原箱根商工会議所(以下「<u>商工会議所</u>」という。)事務局職員の就業に関する事項を定めるものである。但しパートタイマー、契約職員は別に定めるパートタイマー・契約職員就業規則による。</p> <p>なお、各々の身分については別表1によるものとする。</p> <p>2 この規則に定めのない事項については、労働基準法<u>その他法令</u>に従い、<u>個別の雇用契約書に定めたものはそれに従う。</u></p>
<p>(職員)</p> <p>第2条 この規則において職員とは、第5条、第36条に定められた手続きによつて採用した者をいう。</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 この規則において職員とは、<u>別表1および第2章</u>に定められた手続きによつて採用した者をいう。</p>
<p>【新規】</p>	<p>(規則の周知)</p> <p><u>第4条 商工会議所は第8条により採用した職員に対し、就業規則および諸規程を説明し、事業場に備え付け、規則の周知徹底を図る。</u></p>

現 行	改 正
【新規】	<u>(差別的取り扱いの禁止)</u> <u>第5条 商工会議所は、職員の国籍、信条、社会的身分または男女の別等を理由に、差別的取り扱いをしない。</u>
(職員の任免) 第4条 職員は会頭がこれを任免する。	【第2章 人事 へ】
第2章 採用	<u>第2章 人事</u> <u>(職員の任免)</u> <u>第6条 職員は会頭がこれを任免する。</u>
(採用) 第5条 職員を志望するものの中から、次の書類の提出を求め、会頭は選考の上合格者を決定する。	<u>(採用)</u> <u>第7条 (略)</u>
<u>(新規採用者の提出書類)</u> <u>第6条 職員として採用されたものは次の書類を指定日までに事務局長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 住民票記載事項の証明書</u> <u>(2) 身元保証書</u> <u>(3) マイナンバー（個人番号カード、通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書。ただし、個人番号カードおよび通知カードについては、対面で提示する場合には原本の提示、送付の場合には写しの送付による）</u> <u>(4) その他会議所が必要とする書類</u> <u>2 前項届出事項に異動を生じたときは、1週間以内に事務局長に届出なければならない。</u>	<u>(採用時の提出書類)</u> <u>第8条 職員として採用されたものは、商工会議所の指定する日までに次の書類のうち商工会議所が指定するものを提出しなければならない。</u> <u>(1) 誓約書</u> <u>(2) 身元保証書</u> <u>(3) 給与所得者の扶養控除等申告書</u> <u>(4) 通勤届</u> <u>(5) 商工会議所就職の年に給与所得があった者はその年の源泉徴収票</u> <u>(6) 前職のある者は、年金手帳（厚生年金保険被保険者証）および雇用保険被保険者証</u> <u>(7) 住民票記載事項証明書</u> <u>(8) 各種免許証または資格証明書</u> <u>(9) マイナンバー（個人番号カード、通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書（ただし、個人番号カードおよび通知カードについては、対面で提示する場合には原本の提示、送付の場合には写しの送付による。）</u> <u>(10) その他商工会議所が必要と認める書類</u> <u>2 職員は、前項の提出書類のうち、家族、住所、通勤方法等に変更があった場合は、そのつど遅滞なく文書で商工会議所に届け出なければならない。</u>
【新規】	<u>(採用取り消し)</u> <u>第9条 第7条により職員として採用した者で、入所日到来までに次のいずれかに該当することが判明した場合は、採用を取り消すことがある。</u> <u>(1) 健康診断の結果、就業に支障があると認めた場合</u> <u>(2) 正当な理由なく、提出書類に不実を記載した場合</u>

現 行	改 正
	(3) <u>正当な理由なく、商工会議所の要求した書類を指定した期日までに提出しない場合</u>
<p>(新規採用者の試用期間)</p> <p>第7条 新たに採用されたものは、3ヶ月の試用期間を経た上、職員に任命する。</p> <p>2 試用期間中に職員として不適格と認めた場合は、第38条に定める手続きを経て解雇する。</p> <p>3 試用期間は勤続年数に通算する。</p>	<p>(試用期間)</p> <p>第10条 新たに採用されたものは、採用の日から3か月間を試用期間とし、その間に本人の人物、性格、能力、勤務態度、健康状態、適性等を審査の上、職員に任命する。</p> <p>2 試用期間中に職員として適格性に欠けると判断したとき、または正当な理由なく無断欠勤したときは、その日をもって労働契約を解除する。ただし、試用期間が14日を経過した場合は、第56条の手続きを行い解雇する。</p> <p>3 商工会議所が特に必要と認めたときは、第1項の期間を延長もしくは短縮することがある。</p> <p>4 特殊な技能、経験を有する者には、試用期間を設けないことがある。</p> <p>5 試用期間を経て引き続き雇用される場合は、試用期間の当初から採用されたものとして勤続年数に通算する。</p>
<p>【新規】</p>	<p>(出向)</p> <p>第11条 商工会議所は、職員の人材育成、その他業務の都合により、職員に出向を命ずることがある。</p> <p>2 出向を命ずる場合、商工会議所は、出向中の労働条件、給与等の取り扱いその他必要な事項を明示し、本人の意向を聴取してから行う。この場合、正当な事由がなければこれを拒むことができない。</p>
<p>第3章 服務</p> <p>第1節 規律</p>	<p>第3章 勤務</p> <p>【削除】</p>
<p>(服務の心得)</p> <p>第8条 職員は法令、会議所定款及び諸規程を守り、かつ、上司の職務上の命令・指示に忠実に従い、職場規律の保持に努めなければならない。</p>	<p>【第4章 服務 へ】</p>
<p>(遵守事項)</p> <p>第9条 職員は勤務上において、特に次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 互いに人格を尊重し、礼節を重んじて、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> <p>(2) 職員は上司の指示・命令に従って、職務を全うし、職場の秩序維持に努めなければ</p>	<p>【第4章 服務 へ】</p>

現 行	改 正
<p>ならない。</p> <p>(3) 会議所の施設及び備品をみだりに使用し、又は私用に用いてはならない。</p> <p>(4) 職務上知り得た秘密は在職中は勿論、退職後といえども漏らしてはならない。法令による証人及び鑑定人となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合は会頭の許可をうけなければならない。</p> <p>(5) 職員は会頭の許可をうけなければ自ら営利を目的とする私企業を営み、又は他のいかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。</p> <p>(6) 職員は職務又は会議所の業務に関し、その地位を利用し外部から贈与又は供応を受けてはならない。</p> <p>(7) 職員は会議所議員選挙に関しては中立性を堅持しなければならない。</p>	
<p>第2節 就業時間 (就業時間)</p> <p>第10条 職員の就業時間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>(略)</p>	<p>【削除】</p> <p><u>(勤務時間および休憩時間)</u></p> <p><u>第12条 始業時刻、終業時刻および休憩時間は次の通りとする。</u></p> <p><u>(1) 始業時刻は午前8時30分、終業時刻は午後5時15分とする。</u></p> <p>(略)</p>
<p>【新規】</p>	<p><u>(事業場外労働の労働時間)</u></p> <p><u>第13条 職員が、出張やその他の作業等により、事業場で業務に従事する場合において、労働時間を算定しがたいときは、当日の所定労働時間を勤務したものとみなす。</u></p>
<p>(出勤状況表)</p> <p>第11条 職員は、定刻までに出勤し、自ら出勤状況表に捺印しなければならない。</p>	<p><u>(始業および終業時刻の記録)</u></p> <p><u>第14条 出勤および退勤の記録は、商工会議所の指示した方法により自ら行う。</u></p>
<p>(遅刻・早退)</p> <p>第12条 遅刻・早退をするときは、出勤状況表をもって届出なければならない。</p> <p>2 公用並びに交通機関の事故など不可効力のため、遅刻・早退をするときは、遅刻又は早退の取扱いはしない。</p>	<p><u>(遅刻、早退、外出および欠勤の手続き)</u></p> <p><u>第15条 職員が遅刻、早退、外出または欠勤するときは、事前にその理由および予定時間等を商工会議所の指示した方法により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由で、事前に届け出ることができないときは、事後速やかに届け出ることとする。</u></p> <p><u>2 公用並びに交通機関の事故など不可効力のため遅刻・早退をするときは、この限りではない。</u></p> <p><u>3 傷病のため欠勤が引き続き7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を提出しなければならない。</u></p>

現 行	改 正
<p>(欠勤)</p> <p>第13条 職員が私傷病その他止むを得ない事由のため欠勤する場合は、出勤状況表により届出なければならない。</p> <p>2 止むを得ず事前に届出ることができないときは、すみやかに電話その他の方法によって連絡し、出勤状況表の手続きにより届出なければならない。</p> <p>3 私傷病による欠勤が7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を提出しなければならない。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(外出)</p> <p>第14条 就業時間中に外出するときは、上司の許可を得て外出し常に所在を明らかにしておかななければならない。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(欠勤等の給与)</p> <p>第15条 欠勤、遅刻、早退、及び私用外出時間については、給与規則の定めにより、その時間に対する賃金の一部を控除する。</p>	<p>(欠勤等の給与)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p>
<p>(時間外勤務)</p> <p>第16条 業務の都合により必要ある場合は、第10条に定める就業時間を超えて労働させることがある。この場合においては労働基準法(昭和22年 法律第49号)第36条による手続きによりあらかじめ職員の過半数を代表する者と書面による協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。</p>	<p>(時間外および休日勤務)</p> <p><u>第17条</u> 商工会議所は、業務上必要あるときは、<u>所定時間外または休日に勤務させることがある。職員は、正当な理由なく拒否してはならない。</u></p> <p><u>2 時間外および休日労働は、労働基準監督署長に届け出た協定の範囲内で命じるものとする。</u></p> <p><u>3 時間外および休日労働は、所属長の指示または所属長に請求して承認された場合を対象とする。</u></p> <p><u>4 妊娠中の女性職員が申し出た場合、超過勤務をさせることはない。</u></p> <p><u>5 小学校就学前の子を養育し、または家族の介護を行う職員が請求したときは、時間外勤務を1か月に24時間、1年150時間以内とし、法定休日に就業させることはない。</u></p>
<p>(年少者の時間外勤務)</p> <p>第17条 満18歳に満たない職員に対しては、時間外勤務を命じない。</p>	<p>(年少者の労働時間の制限)</p> <p><u>第18条</u> 18歳未満の者については、<u>前条による時間外労働又は休日若しくは深夜(午後10時から午前5時まで)労働に従事させない。</u></p>
<p>第18条 時間外勤務は、理由なくこれを拒むことはできない。</p>	<p>【削除】</p>

現 行	改 正
<p>(超過勤務手当)</p> <p>第19条 第16条、第17条により時間外又は休日勤務をさせたときは、給与規則の定めるところによって超過勤務手当を支給する。ただし時差勤務を命じた場合は、この限りでない。</p>	<p>(超過勤務手当)</p> <p>第19条 第17条、第18条により時間外又は休日勤務をさせたときは、給与規則の定めるところによって超過勤務手当を支給する。ただし時差勤務を命じた場合は、この限りでない。</p>
<p>(出張)</p> <p>第20条 出張命令権者は業務上必要と認めるときは、職員に対し出張を命ずることがある。</p> <p>2 出張をするものは出勤状況表に必要事項を記入し出張命令権者の決裁をうけて出張し、帰着後すみやかに報告しなければならない。</p>	<p>【第35条、第36条へ】</p>
<p>(出張旅費)</p> <p>第21条 出張者に対する旅費の支給は、給与規則において別に定める。</p>	<p>【第37条へ】</p>
<p>第3節 休日及び休暇</p> <p>(休日)</p> <p>第22条 職員の休日は次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 土曜日</p> <p>(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(4) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）</p> <p>(5) その他必要と認められるときは臨時休暇を設ける。</p> <p>2 労働基準法に定める法定休日を日曜日とする。</p> <p>3 業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。</p>	<p>【削除】</p> <p>(休日、休日の振替)</p> <p>第20条 休日は次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日および土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）</p> <p>(4) その他必要と認められるときは臨時休暇を設ける。</p> <p>2 労働基準法に定める法定休日を日曜日とする。</p> <p>3 商工会議所は、業務の都合によりやむを得ない場合は、1項の休日を職員の全部または一部に、他の日と変更または振り替えることがある。</p>
<p>(休日勤務)</p> <p>第23条 業務の都合上、やむを得ない場合には、前条の規定にかかわらず労働基準法第36条に定める所定の手続きを経て休日勤務をさせることがある。ただし、18歳未満の職員については原則として勤務を命ずることはない。</p>	<p>【第17条、第18条へ】</p>
<p>【新規】</p>	<p>(非常災害時の特例)</p> <p>第21条 災害その他避けられない事由による場合は、労働基準監督署長の許可を受け、または</p>

現 行	改 正
	<p>事後の届出により、労働時間の変更、延長または休日に勤務させることがある。ただし、妊娠中の女性職員が申し出た場合はこの限りではない。</p>
<p>【新規】</p>	<p>(適用除外) <u>第22条 労働時間、休憩時間および休日の規定は、管理監督者の地位にある者については適用しない。ただし、管理監督者の出勤および退勤の記録については、第14条の規定を適用する。</u></p>
<p>(年次有給休暇) 第24条 年次有給休暇は、毎年4月1日を基準日とする休暇年度制によることとし、年度の前後半にそれぞれ入所した者につき、次の要領で休暇を付与する。 (略)</p>	<p>(年次有給休暇) 第23条 年次有給休暇は、毎年4月1日を基準日とする休暇年度制によることとし、年度の前後半にそれぞれ入所した者につき、次の要領で休暇を付与する。 (略)</p>
<p>【新規】</p>	<p>(半日休暇) <u>第24条 職員は、年次有給休暇を半日単位で取得することができる。</u> 2 半休は1回を0.5日とする。</p>
<p>【新規】</p>	<p>(休暇の変更) <u>第25条 年次有給休暇は、職員がこれを請求した時季に与える。ただし、商工会議所は、業務の運営に支障をきたすときには、他の日に変更することができる。</u></p>
<p>(使用者による年次有給休暇の時季指定) 第25条 年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、商工会議所が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。</p>	<p>(使用者による年次有給休暇の時季指定) <u>第26条 (略)</u></p>
<p>(特別休暇) 第26条 職員が次の各号に該当する場合は、特別休暇を与えるものとする。 (1) 職員が業務上による傷病または、通勤災害により休業した場合は、必要な日数の公傷休暇を与える。 (2) 結核性疾患に罹った場合は、6ヶ月以内、その他の傷病にあつては90日以内の療養休暇を与える。ただし、(1) および (2) の休暇期間は医師の診断によって定める。 (3) 育児・介護休業法に基づく育児・介護休</p>	<p>(特別休暇) <u>第27条 職員が次の事由により休暇を申請した場合は特別休暇を与える。</u> (1) 結婚 ア 本人が結婚するとき 5日以内 イ 子が結婚するとき 2日以内 ウ 本人の兄弟姉妹が結婚するとき 1日以内 (2) 出産 ア 妻が出産するとき 3日以内 (3) 忌引</p>

現 行	改 正
<p>業については、別途定める育児・介護休業規則による。</p> <p>(4) 女性職員の生理時 就業困難のときに限る（ただし、有給扱いは1日）。</p> <p>(5) 伝染病予防法によって隔離され、又は、出勤を停止された者、若しくは出勤不能と認められる者及び伝染病予防法に基づく予防注射の反応が著しいため就業が困難と認められる者については、その限度で休暇を与える。</p> <p>(6) 裁判員の職務に従事する場合は、その職務遂行に必要な日数、消防団活動に従事する場合は、その活動遂行に必要な日数の休暇を与える。</p> <p>(7) 天災その他非常災害の場合、又は交通機関の事故等不可抗力による交通しゃ断の場合及び選挙権その他公民としての権利を行使する場合は、そのつど必要と認める限度において休暇を与える。</p> <p>(8) その他、特に必要な事情が生じ、事務局長が認めた場合はその期間</p>	<p>ア <u>配偶者、一親等の血族の死亡</u> 5日以内</p> <p>イ <u>二親等の血族または一親等の姻族の死亡</u> 3日以内</p> <p>ウ <u>生計を一にする姻族の死亡</u> 1日</p> <p>エ <u>三親等の血族および姻族の死亡</u> 1日</p> <p>(4) <u>感染症の予防および感染症の患者に関する法律の規定による交通の制限または遮断の場合</u> 必要と認められる期間</p> <p>(5) <u>自然災害、交通機関の事故等不可抗力の原因による交通断絶の場合</u> 1週間の範囲で必要と認められる期間</p> <p>(6) <u>その他、特に必要な事情が生じ、事務局長が認めた場合</u> 必要と認められる期間</p> <p>2 <u>前項各号の特別休暇は有給とする。</u></p>
<p>(慶弔休暇)</p> <p>第27条 職員が次の各号のいずれかに該当する事由により申請したときは休暇を与える。</p> <p>(1) 慶事休暇</p> <p>ア 本人の結婚 5日以内</p> <p>イ 実(養)子の結婚 2日以内</p> <p>ウ 本人の兄弟姉妹の結婚 1日</p> <p>エ 本人の出産 産前 6週間 多胎妊娠の場合は14週間 産後 8週間</p> <p>この場合、医師の証明書を要する。また、本人が就業を申し出て医師が支障ないと認めたときに休暇日数を短縮することができる。ただし、産後は6週間を経過したものでなければならない。</p> <p>オ 妻の出産 3日以内</p> <p>(2) 忌引休暇</p> <p>ア 父母、配偶者及び子の死亡 5日以内</p> <p>イ 祖父母、兄弟姉妹、孫及び配偶者の父母死亡 3日以内</p> <p>ウ 生計を一にする姻族の死亡 1日</p> <p>エ 3親等以内の血族及び姻族死亡 1日</p> <p>2 前各号の休暇は有給とし、欠勤日数に算入しない。</p>	<p>【削除】第27条へ</p>

現 行	改 正
<p>【新規】</p>	<p>(公民権の行使等) <u>第28条 職員が次の各号の一に該当するときは、その必要な時間を与える。</u> (1) <u>選挙権その他公民権を行使するとき</u> (2) <u>証人、鑑定人、または裁判員として裁判所に出頭するとき</u> (3) <u>前各号に準ずるとき</u> 2 <u>前項の届出があった場合、商工会議所はその目的を妨げない範囲でその時間を変更することがある。</u> 3 <u>前1項の時間については無給とするが、商工会議所が必要と認めるときは有給扱いとすることがある。</u></p>
<p>【新規】</p>	<p>(産前産後休暇等) <u>第29条 産前については、6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の女性職員に休暇を与える。</u> 2 <u>出産が予定日を過ぎた場合は、その日数分を産前休暇に加える。</u> 3 <u>出産後については、8週間を経過しないと就業できない。ただし、産後6週間を経過した女性職員が就業を請求する場合には、医師が認める業務に就かせることがある。</u> 4 <u>本条の休暇は無給とする。</u> 5 <u>妊娠中の女性職員が請求した場合には、他の軽易な作業に転換させる。</u></p>
<p>【新規】</p>	<p>(生理休暇) <u>第30条 女性職員が生理日に就業が著しく困難な場合は、生理休暇を請求することができる。ただし、1日は有給、以後は無給とする。</u></p>
<p>(休暇の届出) 第28条 職員が第24条から第26条までに定める休暇をうけようとするときは、出勤状況表に基づいて届出なければならない。</p>	<p>(特別休暇等の請求手続) <u>第31条 職員が特別休暇、公民権の行使等、産前産後休暇もしくは生理休暇等を請求する場合は、あらかじめ所属長の下承を得て、指定する方法により前日までに商工会議所へ届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由で前日までに手続がとれない場合は、休暇等第1日目の始業時刻までに必ず連絡することとし、出勤後速やかに承認を受けなければならない。</u> 2 <u>職員が故意または怠慢により届け出を怠った場合は、特別休暇等を取り消し、欠勤扱いとすることがある。</u></p>
<p>【新規】</p>	<p>(病気休暇) <u>第32条 商工会議所は、職員が次の各号により療養を要する場合は、それぞれの場合について次に掲げる期間の範囲内において、その療養</u></p>

現 行	改 正
	<p>に必要な期間、病気休暇を与えることができる。</p> <p><u>(1) 業務上の負傷または疾病の場合</u> <u>その療養に必要な期間</u></p> <p><u>(2) 負傷し、または疾病にかかった場合（前号の場合を除く。）</u> <u>90日（結核性疾患にあつては6ヶ月）の範囲内で、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める期間</u></p> <p><u>(3) 伝染病予防法によって隔離され、又は、出勤を停止された、若しくは出勤不能と認められたおよび伝染病予防法に基づく予防注射の反応が著しいため就業が困難の場合</u> <u>最小限度必要と認める期間</u></p> <p>2 病気休暇を受けようとする場合は、医師の証明書等を提出して、あらかじめ商工会議所の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により、あらかじめ承認を受けることができないときは、休暇事由が生じた後、速やかに承認を受けなければならない。</p>
【新規】	<p>(育児休業および育児時間)</p> <p><u>第33条 育児のために休業することを希望する職員で、1歳に満たない子と同居し養育する者は、子が1歳に達するまでを限度に育児休業をすることができる。</u></p> <p><u>2 育児休業を希望する職員は、原則として1か月前までに商工会議所に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 育児休業の期間中の給与は支給しない。</u></p> <p><u>4 育児休業に関するその他の事項は、別に定める「育児・介護休業規程」による。</u></p> <p><u>5 生後1年未満の子を育てる女性職員は、あらかじめ申し出て、休憩時間のほかに1日2回各30分の育児時間を受けることができる。この場合、当該時間は無給とする。</u></p>
【新規】	<p>(介護休業)</p> <p><u>第34条 要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出により93日間までの範囲で介護休業を取得することができる。</u></p> <p><u>2 介護休業を希望する職員は、原則として2週間前までに商工会議所に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 介護休業の期間中の給与は支給しない。</u></p> <p><u>4 介護休業に関するその他の事項は、別に定める「育児・介護休業規程」による。</u></p>
【第20条より】	<p>(出張の命令および具申)</p> <p><u>第35条 商工会議所は、業務上必要が生じたときは、職員に用件、日程等を指示して出張を</u></p>

現 行	改 正
	<p>命じることができる。</p> <p><u>2 職員は、業務に関して出張する必要があるときは、用件を明らかにして所属長を経て商工会議所に具申することができる。</u></p>
【第20条より】	<p>(復命)</p> <p><u>第36条 職員は、出張から帰所したときは、速やかに出張の経過および始末を所属長に報告しなければならない。</u></p>
【第21条より】	<p>(出張旅費)</p> <p><u>第37条 出張者に対する旅費の支給は、給与規則において別に定める。</u></p>
【第8条より】	<p>第4章 服務規律</p> <p>(サービスの原則)</p> <p><u>第38条 職員は、商工会議所の使命を体し、法令、定款その他諸規定を遵守しかつ上司の指揮命令に従い、誠実勤勉を旨とし、その職務に精勤しなければならない。</u></p>
【第9条より】	<p>(服務心得)</p> <p><u>第39条 職員は、次の事項を守らなければならない。</u></p> <p><u>(1) 会員に対する礼を失したり、不快の念を抱かせるような言動をしてはならない。</u></p> <p><u>(2) 常に品位を保ち、商工会議所の名誉を害し信用を傷つけるようなことはしない。</u></p> <p><u>(3) 能力向上と工夫改善に努め、業務を確実、迅速に行う。</u></p> <p><u>(4) 職場を常に清潔に保ち、整理整頓に努める。</u></p> <p><u>(5) 業務上不都合なアクセサリー、髪型、服装で勤務しない。</u></p> <p><u>(6) 職務上の権限を超えて、専断的なことを行わない。</u></p> <p><u>(7) 商工会議所の業務上の秘密事項および商工会議所の不利益となる事項を他に漏らさない。</u></p> <p><u>(8) 職務に関し、不当な金品の借用または贈与などの利益を受けない。</u></p> <p><u>(9) 許可なく職務以外の目的で商工会議所の設備、機器、車両等を使用しない。</u></p> <p><u>(10) 商工会議所の機器、車両、備品等を大切にし、消耗品等の節約に努める。</u></p> <p><u>(11) 勤務時間中はみだりに職場を離れ、または他の者の業務を妨げない。</u></p> <p><u>(12) 常に文書および物品を整理し、不在の時にも業務に支障のないようにしておかなければならない。</u></p> <p><u>(13) 酒気を帯びて勤務しない。</u></p>

現 行	改 正
	<p>(14) <u>商工会議所の許可なく所内において、業務に関係のない集会、文書掲示、配布または放送等の行為をしない。</u></p> <p>(15) <u>商工会議所の業務の範囲に属する事項について、著作、講演等を行う場合はあらかじめ商工会議所の許可を受ける。</u></p> <p>(16) <u>私有車を業務で使用するときは、必ず事前に商工会議所の許可を得る。</u></p> <p>(17) <u>インターネット上のホームページについて、業務以外の目的で閲覧してはならない。なお、その内容がわいせつな画像等、公序良俗に反するものについては、その程度に応じて懲戒処分とする。</u></p> <p>(18) <u>就業中であるか否かに関わらず、商工会議所所有の機器を使って私的な目的で電子メールの送受信をしてはならない。なお、商工会議所が必要と認めた場合、商工会議所は電子メールの内容を調査できるものとする。</u></p> <p>(19) <u>前各号に掲げるもののほか、業務の正常な運営を妨げ、または所内の風紀秩序を乱す行為を行わない。</u></p>
【新規】	<p>(ハラスメントの禁止)</p> <p><u>第40条 職員は、相手の望まない性的言動により、他の職員に不利益や不快感を与えたり、就業環境を悪くすると判断されることを行ってはならない。</u></p> <p><u>2 職員は他の職員に対し職務上の地位・権限を利用し不利益や不快感・苦痛を与える行為をしてはならない。</u></p> <p><u>3 相談窓口は事務局長とし、相談または苦情の申し出を受けた場合は、人権に配慮したうえで、必要に応じて被害者、加害者、上司、同僚等に事実関係を聴取する。職員は、正当な理由なく拒否することはできない。</u></p> <p><u>4 商工会議所は、問題を解決し、被害者の就業環境を改善するため、加害者に対して懲戒処分、人事異動等の必要な措置を講ずる。</u></p>
【新規】	<p>(兼業の禁止)</p> <p><u>第41条 職員は、営利を目的とする会社その他の団体の役員を兼ね、もしくは自ら営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならない。ただし、商工会議所が認めたときはこの限りではない。</u></p>
【新規】	<p>(就業の禁止)</p> <p><u>第42条 次の各号に該当する職員に対しては、出勤を禁止し、または退出を命ずることがある。</u></p> <p><u>(1) 酒気を帯びる等、職場の風紀を乱す者</u></p> <p><u>(2) 法令上就業を禁止されている者等、就業</u></p>

現 行	改 正
【新規】	<p>させることが衛生上不相当と認められる者</p> <p>(3) 凶器その他職務に必要でない危険物を携帯する者</p> <p>(4) その他各号に準ずる程度の事由により、出勤を禁止し、または退出させることが適当であると認められる者</p>
【新規】	<p>(個人情報管理義務)</p> <p>第43条 個人情報管理については、別に定める「個人情報管理規程」による。</p>
【新規】	<p>(番号法に基づく提出義務および手続き等)</p> <p>第44条 職員は、本人および扶養する家族などについて、商工会議所から番号法に基づく報告を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>2 商工会議所は職員から個人番号の報告を受ける場合には、使用目的を明示するものとし、番号法等の範囲で再利用をできるものとする。</p> <p>3 商工会議所は職員から報告された個人番号について、管理を厳密に行い、法令等で認められた場合を除き、目的以外に使用しないものとする。</p> <p>4 番号法など改正により個人番号の使用目的などが拡大または変更された場合には、商工会議所は使用目的を明示し、職員はその内容に従い商工会議所の指示に従うものとする。</p> <p>5 採用予定者の個人番号の取得にあたっては、商工会議所は書面により利用目的を明示するものとする。</p>
<p>第4章 休職及び退職</p> <p>(休職)</p> <p>第29条 職員が次の各号の一に該当するときは、休職とする。</p> <p>(1) 私傷病により欠勤が90日を超え勤務しないとき。</p> <p>(2) 私事故障のため欠勤が30日を超え勤務しないとき。</p> <p>(3) 結核性疾患で6ヶ月を超え勤務しないとき。</p> <p>(4) 刑事事件に関し起訴をうけたとき。</p>	<p>第5章 休職</p> <p>(休職の条件)</p> <p>第45条 職員が次の各号の一に該当したときは、休職とする。ただし、第3号による勾留の場合、事件の内容により、休職の適用は商工会議所が決定する。</p> <p>(1) 業務（通勤途上の災害による傷病を含む）外の傷病による欠勤が90日を超えたとき</p> <p>(2) 自己の都合による欠勤が30日を超えたとき</p> <p>(3) 刑事事件で起訴または勾留されたとき</p> <p>(4) 前各号のほか商工会議所が特に必要と認められたとき</p>
<p>(休職の期間)</p> <p>第30条 休職期間は次の通りとする。</p> <p>(1) 私傷病による場合 1ヶ年</p> <p>(2) 私事による場合 90日</p> <p>(3) 結核性疾患の場合 2ヶ年</p> <p>(4) 刑事事件に関し起訴された場合</p>	<p>(休職期間)</p> <p>第46条 前条の休職期間は、次のとおりとする。なお、同一傷病について復職後20日を経過しないうちに同一の理由で再び欠勤する場合は、前後の日数を通算する。</p> <p>(1) 業務外の傷病による休職の場合 1年</p> <p>(2) 自己都合による休職の場合 90日</p> <p>(3) 刑事事件で起訴または勾留された場合</p>

現 行	改 正
その事件の判決が確定する迄の間	<u>起訴または勾留の翌日からその事件の判決が確定するまで</u> <u>(4) その他の場合</u> <u>原則として最長期間1年とし、その都度定める</u>
(服務規律の適用) 第31条 休職者は職務に従事しなくても服務規律の適用については現職者と異なるところはない。	(休職者の身分) <u>第47条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。</u>
(休職期間中の中断) 第32条 第30条の第1号から第4号までに該当し休職した職員が一時出勤したものの20日以内に再び休職した場合は、休職期間を通算する。	【第46条へ】
(休職期間中の給与) 第33条 休職者には、給与規則の定めるところにより休職給を支給する。	(休職期間中の給与および勤続年数) <u>第48条 休職者には、給与規則の定めるところにより休職給を支給する。</u> <u>2 休職期間は原則として勤続年数に算入しない。ただし、商工会議所が特に必要と認めたときは勤続年数に算入する。</u>
(復職) 第34条 第29条の第1号から第4号に該当して休職した場合において休職事由が止んだときは、休職者の願出によって復職を命ずることができる。ただし、この場合医師の診断書の提出を求めることがある。	(復職) <u>第49条 休職を命ぜられた者が期間満了までに休職事由が消滅したときは、いつでも復職できる。</u> <u>2 傷病のために休職中であった者は、就業しても支障のない旨の医師の診断書を提出し、商工会議所がこれを認めた場合に限る。</u> <u>3 商工会議所が必要と認めた場合、商工会議所の指定する医師の診断を求めることがある。</u>
【新規】	(復職時の労働条件) <u>第50条 前条により復職した者の労働条件、職務内容は、休職直前のものを基準とする。ただし、本人の身体状態その他の状況により職場、職種および労働条件を変更することがある。</u>
【新規】	(休職期間満了) <u>第51条 職員が第47条の休職期間を満了しても休職事由が消滅しない場合、または満了日までに復職できない場合は、休職期間満了をもって退職とする。ただし、商工会議所が必要と認めた場合は休職期間を延長することがある。</u>
(退職) 第35条 職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。 (1) 定年に達したとき。 (2) 休職期間が終わり、復職を命ぜられないとき。	第6章 退職および解雇 (退職の基準) <u>第52条 職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。</u> <u>(1) 役員に就任したとき</u> <u>(2) 定年に達したとき</u> <u>(3) 死亡したとき</u>

現 行	改 正
<p>(3) 退職を願い出て会頭から承認されたとき、または退職願を提出して14日を経過したとき。</p> <p>2 前項第1号の定年は、満60歳に達した日が属する当該年度末とする。</p>	<p><u>(4) 本人の都合により退職するとき</u></p> <p><u>(5) 休職期間が満了し、復職ができなかったとき</u></p> <p><u>(6) 本人と連絡不能の状態（行方不明）になって30日を経過したとき</u></p>
<p>【新規】</p>	<p>(退職の手続き)</p> <p><u>第53条 職員が退職しようとするときは、14日前に退職願を所属長を経て商工会議所に提出しなければならない。</u></p>
<p>(退職金)</p> <p>第36条 職員が退職し、又は解雇されたときの退職金の支給は、給与規則において別に定める。</p>	<p>【第61条へ】</p>
<p>【新規】</p>	<p>(定年)</p> <p><u>第54条 職員の定年は、満60歳に達した日以後の最初の3月31日とする。</u></p>
<p>(再雇用)</p> <p>第37条 定年に達した職員が希望し、「継続雇用制度の対象者基準に関する労使協定書」に規定される要件を満たすものについては、第3項に掲げる事由に該当しない場合には、期間を1年として、嘱託契約にて再雇用するものとし、その後65歳に達する日まで同様とする。</p> <p>2 前項の場合の職務、賃金その他の労働条件については、就業規則および個別の労働契約により別に定める。</p> <p>3 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、再雇用しない。</p> <p>(1) 事業の縮小又は解散、その他事業の運営上やむを得ないとき。</p> <p>(2) 心身の障害により業務に堪えられないと認められたとき。</p> <p>(3) 勤務成績が著しく不良で就業に適しないと認められたとき。</p> <p>ただし、第51条の事由に該当すると認められる場合には同条の定めるところによる。</p> <p>4 前項各号に掲げる事由に該当するようになった場合は、第1項の規程に拘わらず雇い止め、または、中途での契約解消をすることがある。</p>	<p>(再雇用)</p> <p><u>第55条 (略)</u></p> <p>ただし、<u>第72条および第73条</u>の事由に該当すると認められる場合には同条の定めるところによる。</p> <p>4 前項各号に掲げる事由に該当するようになった場合は、第1項の規程に拘わらず雇い止め、または、中途での契約解消をすることがある。</p>
<p>(解雇)</p> <p>第38条 職員が次の各号の一に該当するときは解雇する。</p> <p>(1) 事業の縮小又は解散、その他事業の運営</p>	<p>(解雇の基準)</p> <p><u>第56条 職員が次の各号の一に該当するときは解雇する。この場合は30日前に予告するか、または予告せずに30日分の平均給与を支払う。ただし、第10条により試用期間中の者で、入</u></p>

現 行	改 正
<p>上やむを得ないとき。</p> <p>(2) 心身の障害により業務に堪えられないと認められたとき。</p> <p>(3) 勤務成績が著しく不良で就業に適しないと認められたとき。</p> <p>ただし第51条の事由に該当すると認められる場合には同条の定めるところによる。</p>	<p>所後14日を経過しない者はこの限りでない。</p> <p>(1) <u>精神または身体の障害により、勤務に耐えられないと認められたとき。</u></p> <p>(2) <u>業務遂行能力が著しく不良で、配置転換不能のとき</u></p> <p>(3) <u>組織不適応、非能率、労働意欲の欠如等、商工会議所業務の円滑な遂行に支障をきたし、将来とも職員としての責務を果たし得ないと認められたとき。</u></p> <p>(4) <u>天災事変その他やむを得ない理由のため、事業の継続が不可能となったとき。</u></p> <p>(5) <u>試用期間中に、職員として適格性に欠けると判断したとき。</u></p> <p>(6) <u>事業の縮小、職務の改廃その他事業の必要上、人員削減が必要になり、他に適当な配属先がないとき。</u></p> <p>(7) <u>勤務怠慢または勤務成績不良で、他に配置転換しても就業に適しないと認められるとき。</u></p> <p>(8) <u>採用時における誓約に反する行為があったとき。</u></p> <p>(9) <u>刑事上の罪に該当する行為など客観的に見て合理的な理由があり、社会通念上、解雇が相当と認められる事由があったとき。</u></p> <p>(10) <u>業務上の傷病により、療養の開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受けているとき、または同日後に傷病補償年金を受けることになったとき。</u></p> <p>(11) <u>その他前各号に準ずる事由があり解雇が相当と認められる事由があったとき。</u></p>
<p>(解雇の予告)</p> <p>第39条 職員を解雇する場合は30日以前に予告するか、30日分の平均賃金を支払う。ただし、行政官庁の認定をうけた場合は、この限りでない。</p>	<p>【削除】第56条へ</p>
<p>【新規】</p>	<p>(解雇の制限)</p> <p>第57条 <u>前条にかかわらず、次の各号の一に該当する期間およびその後30日間は解雇しない。ただし、第1号について、労働基準法第81条の規定により打ち切り補償をした場合、また第1号または第2号について、天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>業務上負傷し、または疾病にかかり療養する期間</u></p>

現 行	改 正
	(2) <u>産前産後の女性職員が、労働基準法第65条（産前産後）により休業する期間</u>
【新規】	(退職時の引き継ぎおよび返還) <u>第58条 職員が退職し、または解雇されたときは、その期日までに健康保険被保険者証および商工会議所から貸与された物品を返還し、商工会議所に債務がある場合にはこれを完済するとともに、担当の業務を後任者に引き継がなければならない。</u>
【新規】	(退職後の義務) <u>第59条 退職または解雇された者は、その在職中に行った自己の職務に関する責任を免れない。</u> <u>2 退職または解雇された者は、在職中に知り得た機密を他に漏洩してはならない。</u>
第5章 給与 (給与) 第40条 給与に関する規定は、給与規則の定めるところによる。	第7章 給与 (給与) <u>第60条 職員の給与の決定、計算および支払いの方法、給与の締切りおよび支払いならびに給与の改定に関する事項は、別に定める「給与規則」によるものとする。</u>
【第36条より】	(退職金) <u>第61条 職員の退職金に関する事項は、別に定める「退職手当規程」により支給する。</u>
【第44条より】	第9章 災害補償 (災害補償) <u>第62条 職員が業務上負傷、疾病または死亡した場合に労働基準法の規定により災害補償を行う。ただし、補償を受けるべき職員が同一の事由により労働者災害補償保険法によって給付を受けるときは、その給付の額に相当するものは支給しない。</u>
【新規】	(通勤災害給付) <u>第63条 職員が通勤途上（労災保険法第7条による）において負傷または死亡した場合は、労働者災害補償保険法による保険給付の手続きを行う。</u>
第6章 安全衛生 (安全衛生) 第41条 職員は災害予防及び衛生に関して、法令又は会議所の指示した事項を守らなければならない。 2 職員は会議所が行う年1回以上の定期健康診断を必ず受けなければならない。	第10章 安全および衛生 (商工会議所の措置義務) <u>第64条 商工会議所は、安全衛生上必要な措置を講じ、職員の危険防止と健康の保持増進に努める。</u>

現 行	改 正
<p>【新規】</p>	<p>(健康診断等) <u>第65条</u> 商工会議所は、採用の際および毎年1回定期、その他必要に応じ健康診断を行う。 2 職員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。 3 健康診断の結果、特に必要があると認められる場合は、就業を一定期間禁止し、または配置換えすることがある。 4 所定外労働時間が80時間を超え、疲労の蓄積が認められる者が申し出た場合は、医師による面接を行うものとする。</p>
<p>(災害の防止) 第42条 職員は常に安全に関する規程を守り、職場の整理整頓を心がけ非常災害の生じた場合は、互に協力してその被害を最小限にとどめるよう努めなければならない。</p>	<p>(職員の遵守義務) <u>第66条</u> 職員は、安全衛生に関する法令および本章の規定を遵守し、協力して災害防止および保健衛生の向上に努めなければならない。</p>
<p>(就業禁止) 第43条 次の各号のいずれかに該当する場合は就業を禁止する。 (1) 精神病、法定伝染病並びに疑似患者 (2) 就業のため病勢悪化のおそれあるもの (3) その他就業困難と認められるもの</p>	<p>【削除】 第65条へ</p>
<p>(健康要保護者) 第44条 職員が次の各号の一に該当するときは、健康要保護者として就業制限、配置転換及び治療その他保健衛生上の必要な措置をとる事がある。 (1) 罹病後完全に回復しないもの (2) 身体虚弱で保護を必要と認めたもの (3) 妊婦 (4) その他健康診断の結果必要と認めたもの</p>	<p>【削除】 第65条へ</p>
<p>(職務上の傷病に対する補償) 第45条 職員が業務上の事由もしくは、通勤により負傷し、疾病にかかり、または死亡したときは、労働者災害補償保険法に定める保険給付を受けるものとする。</p>	<p>【削除】 第62条、第63条へ</p>
<p>(死亡に対する補償) 第46条 職員が私傷病又は私傷病による死亡については、健康保険法（大正11年法律第70号）又は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に定める給付を受けるものとする。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(表彰) 第47条 職員が次の各号の一に該当するときは</p>	<p>(表彰) <u>第67条</u> (略)</p>

現 行	改 正
表彰する。 (略)	
(表彰の方法) 第48条 表彰は別に定める表彰内規により表彰慰労金をそえてこれを行う。	(表彰の方法) 第68条 (略)
(制裁の種類) 第49条 職員がこの規則に違反したときは、次の区分により制裁処分を行う。 (1) 訓戒 将来をいましめる。 (2) 譴責 始末書を提出させ、将来をいましめる。 (3) 減給 始末書を提出させ減給する。ただし減給は1回の額が平均賃金の1日分の5割を超えることはなく、又総額が1賃金支払期間における賃金の1割を超えることはない。 (4) 出勤停止 始末書を提出させ、7日以内の出勤停止を命ずる。 (5) 懲戒解雇 予告期間を設けずに解雇する。この場合、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは予告手当を支給しない。	(懲戒の種類) 第69条 懲戒は、次の7種とする。 (1) 訓戒 将来をいましめる。 (2) 譴責 本人より始末書を提出させ、将来をいましめる。 (3) 減給 始末書を提出させ減給する。ただし減給は1回の額が平均賃金の1日分の5割を超えることはなく、又総額が1賃金支払期間における賃金の1割を超えることはない。 (4) 出勤停止 始末書を提出させ、7日以内の出勤停止をし、その期間の給与は支給しない。 (5) 降格 本人より始末書を提出させ、職位を引き下げるか、または、解任する。 (6) 諭旨退職 本人に訓戒を与え、自己退職の形式によって解雇する。 (7) 懲戒解雇 予告期間を設けずに、即日解雇する。労働基準監督署長の認定を受けた場合、解雇予告手当は支給しない。
(訓戒及び譴責) 第50条 次の各号の一に該当する場合は訓戒又は譴責に処する。 (1) 正当な理由がないのに、この規則に規定した手続きその他届出を怠ったとき。 (2) 無断欠勤したとき。 (3) 故意または自己の不注意により会議所に損害を与えたとき。 (4) 会議所の機密事項を他に漏らしたとき。	(訓戒および譴責) 第70条 次の各号の一に該当する場合は訓戒又は譴責に処する。 (1) 正当な理由なく、商工会議所の諸規則に違反したとき (2) 正当な理由なく上司に反抗したり、その命令を守らなかったとき (3) 勤務時間中みだりに職場を離れ、業務怠慢の行為があったとき (4) 正当な理由なく、しばしば遅刻、早退したとき (5) 正当な理由なく、無断欠勤したとき (6) 商工会議所の設備、機器、車両、その他の物品を粗末に扱い、不具合を生じさせたとき (7) 商工会議所の備品、事務用品その他消耗品等を粗略に扱い、または不注意のため破損、紛失したとき (8) 許可なく職務以外の目的で、商工会議所の設備、車両、機器等を使用したり、インターネット等を私的に利用したとき (9) 他の職員の業務の遂行を正当な理由なく妨げたとき

現 行	改 正
	<p>(10) <u>正当な理由なく、申請書、届出書、報告書等の提出期限を守らなかったとき</u></p> <p>(11) <u>不注意により業務に支障を来たしたとき</u></p> <p>(12) <u>酒気を帯びて勤務したとき</u></p> <p>(13) <u>商工会議所に無断で、取引先から金銭その他の贈与、饗応を受けたとき</u></p> <p>(14) <u>立入禁止の場所に許可なく立ち入ったとき</u></p> <p>(15) <u>火気を粗略に取扱い、所内の所定の場所以外で喫煙したとき</u></p> <p>(16) <u>その他、前各号に準ずる程度の行為があったとき</u></p>
<p>(減給及び出勤停止)</p> <p>第51条 次の各号の一に該当するときは、減給又は出勤停止に処する。</p> <p>(1) 前条第1号、第3号、第4号の制裁が2回以上に及んだとき。</p> <p>(2) 出勤状況が著しく不良のとき。</p> <p>(3) 無断欠勤が5日以上に及んだとき。</p> <p>(4) 故意又は自己の不注意により会議所に重大な損害を与えたとき。</p> <p>(5) 刑事事件に起訴されたとき。</p> <p>(6) 会議所の名誉、信用を傷つけたとき。</p>	<p>(減給、出勤停止および降格)</p> <p>第71条 職員が次の各号の一に該当するときは、減給、<u>停職</u>または降格処分とする。</p> <p>(1) <u>けん責処分を受けたにもかかわらず、それを繰り返したとき、または前条の情状が重いとき</u></p> <p>(2) <u>申請書、届出書、報告書等の届出を怠り、または偽ったとき</u></p> <p>(3) <u>正当な理由なく、無断欠勤が5日以上に及んだとき</u></p> <p>(4) <u>給与計算の基礎となる事項に関し、不正な行為があったとき</u></p> <p>(5) <u>故意または重大な過失によって、設備、備品等を破損させたとき</u></p> <p>(6) <u>商工会議所において、営利を目的とする物品の販売を行ったとき</u></p> <p>(7) <u>建物、施設、備品、商品、金銭などの管理を怠ったとき</u></p> <p>(8) <u>職務上、越権または専断的な行為があったとき</u></p> <p>(9) <u>ハラスメントを行ったとき</u></p> <p>(10) <u>商工会議所の許可なく商工会議所施設内で政治、宗教活動を行ったとき</u></p> <p>(11) <u>商工会議所の許可なく商工会議所施設内で、集会および演説または印刷物等の配布や掲示をしたとき</u></p> <p>(12) <u>故意または重大な過失によって、商工会議所に損失を与えたとき</u></p> <p>(13) <u>部下に対する監督不行届により、商工会議所に重大な損害を与えたとき</u></p> <p>(14) <u>役付者としての職務を怠ったため職場の秩序を乱したとき</u></p> <p>(15) <u>役付者としての能力が著しく低下したとき</u></p> <p>(16) <u>その他、前各号に準ずる程度の行為があったとき</u></p>
<p>(懲戒解雇)</p> <p>第52条 次の各号の一に該当する場合は懲戒解雇に処する。ただし、情状によっては出勤停</p>	<p>(諭旨退職または懲戒解雇)</p> <p>第72条 職員が次の各号の一に該当するときは、懲戒解雇処分とする。ただし、商工会議所の勧告に従って退職願を提出したときは、諭旨退職</p>

現 行	改 正
<p>止にすることがある。</p> <p>(1) 前条の制裁をうけた後なお改悛の見込がないとき。</p> <p>(2) 正当な理由なく無断欠勤14日以上に及び、出勤の督促に応じないとき。</p> <p>(3) 無断で他の職務若しくは職業に従事したとき。</p> <p>(4) 重大な過失又は作為的な行為により会議所の名誉、信用を著しく傷つけたとき。</p> <p>(5) 刑法上の処罰を受けたとき。</p> <p>(6) その他前項各号に準ずる行為のあったとき。</p>	<p>とする。なお、懲戒解雇の場合、退職金を支給しない。</p> <p>(1) 前条の行為が再度におよんだとき、または情状が重いとき</p> <p>(2) 正当な理由なく無断欠勤が14日以上にわたり、出勤の督促に応じないとき</p> <p>(3) 商工会議所の現金、商品、資材および重要書類を持ち出し、または横領したとき</p> <p>(4) 職務を利用し、不正または不当に金銭、物品その他の贈与を受けたり、要求したとき</p> <p>(5) 職務上知り得た業務上の重要機密を外部に漏らし、または漏らそうとしたとき</p> <p>(6) 雇入れの際の経歴を偽り入所したとき</p> <p>(7) 刑事上の罪に該当する行為により、商工会議所の名誉、信用を失墜させたとき</p> <p>(8) 商工会議所の許可なく他の事業所に雇用され、または類似する自営を行ったとき</p> <p>(9) 所内で暴行、脅迫、傷害、賭博またはこれらに類似する行為を行ったとき</p> <p>(10) 会員および他の職員に対して、暴行、脅迫、監禁、その他所内の秩序を乱す行為をしたとき</p> <p>(11) ハラスメントの行為が悪質であったとき</p> <p>(12) 不当に商工会議所を中傷する言動を行ったとき</p> <p>(13) 正当な理由なく、異動、転勤、降格等の業務命令を拒否したとき</p> <p>(14) 他人に対し不法に退職を強要したとき</p> <p>(15) その他、前各号に準ずる程度の行為があったとき。</p>
<p>【新規】</p>	<p>(飲酒運転に関する懲戒)</p> <p>第73条 職員が次の各号の一に該当するときは、懲戒解雇とする。ただし、情状（行為の動機、態様および結果、故意または過失の程度、当該職員の職務、他の職員および社会に与える影響、過去の非違行為の有無、日頃の勤務態度および事件後の対応等）により、減給、出勤停止または降格とすることがある。</p> <p>(1) 酒酔い運転または酒気帯び運転で人を死亡させ、または損害を負わせた場合</p> <p>(2) 酒酔い運転または酒気帯び運転をし、物の損壊に係る交通事故を起こした場合</p> <p>(3) 酒酔い運転または酒気帯び運転を繰り返した場合</p> <p>(4) 酒酔い運転または酒気帯び運転をし、検挙された場合</p> <p>2 職員が、酒酔い運転または酒気帯び運転と知りながら同乗した場合、または酒酔い運転または酒気帯び運転になることを知りながら飲酒を勧めた場合は、減給または出勤停止とする。</p>

現 行	改 正
【新規】	<p>(処分決定前の取り扱い)</p> <p><u>第74条 商工会議所は、懲戒に該当する行為のあった者に対し、懲戒処分決定まで就業させないことがある。</u></p>
【新規】	<p>(損害賠償)</p> <p><u>第75条 職員が故意または過失によって商工会議所に損害を与えた場合は、損害の一部または全部を賠償させることがある。</u></p> <p><u>2 前項による損害賠償は、退職後および退職後に発覚した場合もその責を免れない。</u></p>
	<p>附則</p> <p>(実施の時期)</p> <p><u>1 第1条(目的および適用範囲)、第2条(職員)、第4条(規則の周知)、第5条(差別的取り扱いの禁止)、第6条(職員の任免)、第8条(採用時の提出書類)、第9条(採用の取り消し)、第10条(試用期間)、第11条(出向)、第12条(勤務時間および休憩時間)、第13条(事業場外労働の労働時間)、第14条(始業および終業時刻の記録)、第15条(遅刻、早退、外出および欠勤の手続き)、第17条(時間外および休日勤務)、第18条(年少者の労働時間の制限)、第19条(超過勤務手当)、第20条(休日、休日の振替)、第21条(非常災害時の特例)、第22条(適用除外)、第23条(年次有給休暇)、第24条(半日休暇)、第25条(休暇の変更)、第27条(特別休暇)、第28条(公民権の行使等)、第29条(産前産後休暇等)、第30条(生理休暇)、第31条(特別休暇等の請求手続)、第32条(病気休暇)、第33条(育児休業および育児時間)、第34条(介護休業)、第35条(出張の命令および具申)、第36条(復命)、第37条(出張旅費)、第38条(サービスの原則)、第39条(サービスの心得)、第40条(ハラスメントの禁止)、第41条(兼業の禁止)、第42条(就業の禁止)、第43条(個人情報管理義務)、第44条(番号法に基づく提出義務および手続等)、第45条(退職の条件)、第46条(退職期間)、第47条(退職者の身分)、第48条(退職期間中の給与および勤続年数)、第49条(復職)、第50条(復職時の労働条件)、第51条(退職期間満了)、第52条(退職の基準)、第53条(退職の手続き)、第54条(定年)、第55条(再雇用)、第56条(解雇の基準)、第57条(解雇の制限)、</u></p>

現 行	改 正
	<p><u>第58条（退職時の引き継ぎおよび返還）、第59条（退職後の義務）、第60条（給与）、第61条（退職金）、第62条（災害補償）、第63条（通勤災害給付）、第64条（商工会議所の措置義務）、第65条（健康診断等）、第66条（職員の遵守義務）、第69条（懲戒の種類）、第70条（訓戒および譴責）、第71条（減給、出勤停止および降格）、第72条（諭旨退職または懲戒解雇）、第73条（飲酒運転に関する懲戒）、第74条（処分決定前の取り扱い）、第75条（損害賠償）、の改正規定は令和3年4月1日から実施する。</u></p>

（5）パートタイマー・契約職員就業規則

（令和3年3月12日 常議員会決議）

1. **変更の理由** 働き方改革の推進にともない、勤怠管理を客観的に記録する方法に変更したため。また、給与の支払い期間と支払日を変更したため。

2. 変更箇所

（注）アンダーラインは変更部分

現 行	改 正
<p>（出勤状況表） 第10条 職員は、定刻までに出勤し、自ら出勤状況表に捺印しなければならない。</p>	<p>（始業および終業時刻の記録） 第10条 <u>出勤および退勤の記録は、商工会議所の指示した方法により自ら行う。</u></p>
<p>（遅刻・早退等の手続き） 第11条 パートタイマー、契約職員は、所定の勤務時間を守らなければならない。 2 病気その他やむをえない理由により遅刻・早退をしようとするときは、出勤状況表をもって事前に届け出なければならない。 3 やむを得ない理由により早退、私用外出しようとするときは、事前に許可を受けなければならない。 4 公用並びに交通機関の事故など不可抗力のため遅刻・早退をするときは、遅刻又は早退の取り扱いはしない。</p>	<p>（遅刻、早退、外出および欠勤の手続き） 第11条 <u>職員が遅刻、早退、外出または欠勤するときは、事前にその理由および予定時間等を商工会議所の指示した方法により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由で、事前に届け出ることができないときは、事後速やかに届け出ることとする。</u> <u>2 公用並びに交通機関の事故など不可抗力のため遅刻・早退をするときは、この限りではない。</u></p>
<p>（賃金締切日および支払日） 第19条 パートタイマー、契約職員の賃金は、前日16日から当月15日までの期間について計算し、当月21日に支払う。 2 前項の規定にかかわらず、パートタイマー、契約職員が退職し又は解雇された場合等において</p>	<p>（賃金締切および支払日） 第19条 <u>賃金は、毎月1日から起算し、毎月末に締切り、翌月20日に通貨で支払う。支払日が休日にあたる場合は、前々日まで繰り上げて支給しそれを超える場合は、支払日の翌日に支給する。</u></p>

現 行	改 正
ては、請求により賃金支払い日の前であっても、すでに行われた勤務に対する賃金を支払う。	<u>2 前項の規定にかかわらず、パートタイマー、契約職員が退職し又は解雇された場合等においては、請求により賃金支払い日の前であっても、すでに行われた勤務に対する賃金を支払う。</u>
	<u>附則</u> <u>(実施の時期)</u> <u>1 第10条（始業および終業時刻の記録）、第11条（遅刻、早退、外出および欠勤の手続き）、第19条（賃金締切および支払日）の改正規定は令和3年4月1日から実施する。</u>

(6) 特定退職金共済規程

(令和3年3月26日 常議員会決議)

1. **設置の理由** 令和3年6月1日付で行われる予定利率改定に併せて規約利率を改定し、別表を対応したものとするため。

2. 変更箇所

(注) アンダーラインは変更部分

現 行	改 正
	<u>付則</u> <u>この別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額改訂の実施時期は、令和3年6月1日からとする。</u>

(7) 定款

(令和3年3月26日 通常議員総会決議)

1. **設置の理由** 会員権の濫用を防止するため、代理人の資格を定めるための定款変更を行うもの。また、経済産業省において、商工会議所法上、常議員会においても書面又は電磁的方法等による表決権の行使は可能であるものと解されると整理された。当所においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止などの観点から、電磁的方法等による表決権の行使、常議員会において書面表決を可能とするための定款の変更を行うもの。

2. 変更箇所

(注) アンダーラインは変更部分

現 行	改 正
(会員の表決権) 第12条 会員は、各々1個の表決権を有する。 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名なつ印した書面又は代理人をもって、表決権を行うことができる。 3 前項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。	(会員の表決権) 第12条 会員は、各々1個の表決権を有する。 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名なつ印した書面又は代理人をもって、表決権を行うことができる。 <u>ただし、代理人は本商工会議所の会員でなければならない。</u> 3 会員は、前項の規定による書面をもってす

現 行	改 正
<p>4 第2項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。</p>	<p>る表決権の行使に代えて、表決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。</p> <p>4 前2項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。</p> <p>5 第2項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。</p>
<p>(会員の選挙権)</p> <p>第13条 会員は、会費の負担口数に応じて次に掲げる個数の1号議員の選挙権を有する。ただし、1会員の選挙権の個数は、50個をこえることができない。</p> <p>(1) 会費持口数30口までは、1口につき1個</p> <p>(2) 会費持口数31口以上は、3口につき1個の割合で算出した個数に第1号の個数を加えた数</p> <p>2 特定商工業者である会員は、前項のほか別に1個の選挙権を有する。</p>	<p>(会員の選挙権)</p> <p>第13条 会員は、会費の負担口数に応じて次に掲げる個数の1号議員の選挙権を有する。ただし、1会員の選挙権の個数は、50個をこえることができない。</p> <p>(1) 会費持口数30口までは、1口につき1個</p> <p>(2) 会費持口数31口以上は、3口につき1個の割合で算出した個数に第1号の個数を加えた数</p> <p>2 特定商工業者である会員は、前項のほか別に1個の選挙権を有する。</p> <p>3 前条第2項、第3項及び第5項（表決権の行使）の規定は、選挙権について準用する。</p>
<p>(議員総会の議事)</p> <p>第41条 議員総会は、第42条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。</p> <p>2 議員総会の議事は、第4項ただし書及び第42条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々1個とする。</p> <p>4 議員総会においては、第38条第5項（招集の通知）の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者の3分の2以上の同意があつた場合には、この限りでない。</p> <p>5 第12条第2項から第4項まで（書面又は代理人による権利の行使）の規定は、議員総会の表決及び選挙について準用する。</p> <p>6 議員総会の決議について特別の利害関係を</p>	<p>(議員総会の議事)</p> <p>第41条 議員総会は、第42条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。</p> <p>2 議員総会の議事は、第8項ただし書及び第42条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々1個とする。</p> <p>4 議員はあらかじめ通知のあつた事項につき、議員が記名なつ印した書面又は代理人をもって、表決権又は選挙権を行うことができる。ただし、代理人は本商工会議所の会員でなければならない。</p> <p>5 議員は、前項の規定による書面をもってする表決権又は選挙権の行使に代えて、表決権又は選挙権を電磁的方法により行うことができる。</p> <p>6 前2項の規定により表決権又は選挙権を行</p>

現 行	改 正
<p>有する者は、表決権を行使することができない。</p> <p>7 議員総会の決議については、前項の規定により行使することができない表決権の数は、議決の際にはこれを算入しない。</p> <p>8 議員総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第38条第5項（招集の通知）の規定は適用しない。</p>	<p><u>うものは、出席者とみなす。</u></p> <p>7 <u>第4項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権又は選挙権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。</u></p> <p>8 議員総会においては、第38条第5項（招集の通知）の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者の3分の2以上の同意があつた場合には、この限りでない。</p> <p>9 議員総会の決議について特別の利害関係を有する者は、表決権を行使することができない。</p> <p>10 議員総会の決議については、前項の規定により行使することができない表決権の数は、議決の際にはこれを算入しない。</p> <p>11 議員総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第38条第5項（招集の通知）の規定は適用しない。</p>
<p>（常議員会）</p> <p>第44条 本商工会議所に、常議員会を置く。</p> <p>2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）をもって組織する。</p> <p>3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の5分の1以上の同意を得て請求したときは、会議の日時及び場所につき通知を發して、常議員会を招集しなければならない。</p> <p>4 常議員会における常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）の議決権は、各々1個とする。</p> <p>5 理事及び監事は、常議員会に出席して意見を述べることができる。</p>	<p>（常議員会）</p> <p>第44条 本商工会議所に、常議員会を置く。</p> <p>2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）をもって組織する。</p> <p>3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の5分の1以上の同意を得て請求したときは、<u>会議の目的たる事項、</u>日時及び場所につき通知を發して、常議員会を招集しなければならない。</p> <p>4 常議員会における常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）の<u>表決権</u>は、各々1個とする。</p> <p>5 理事及び監事は、常議員会に出席して意見を述べることができる。</p>
<p>（準用規定）</p> <p>第46条 第40条（議長）、第41条（第5項を除く。）（議事）及び第43条（議事録）の規定は、常議員会について準用する。</p>	<p>（準用規定）</p> <p>第46条 第40条（議長）、第41条<u>（第3項を除く。）</u>（議事）及び第43条（議事録）の規定は、常議員会について準用する。<u>この場合、第41条中「表決権又は選挙権」とあるのは「表決権」と読み替えるものとする。</u></p>
	<p>附則</p> <p>（実施の時期）</p> <p>1 <u>第12条（会員の表決権）、第13条（会員の選挙権）、第41条（議員総会の議事）、第44条（常議員会）、第46条（準用規定）の改正規定は令和3年3月26日から実施する。</u></p>

2. 組織

(1) 会 員

ア 会員数（令和3年3月31日現在）

（ア）会員数

区 分	前年度末現在 会 員 数	新規加入者数	脱 退 者 数	年 度 末 現 在 会 員 数
個 人	708	38	42	704
法 人	2,350	78	72	2,356
団 体	59	0	1	58
計	3,117	116	115	3,118

年度別会員入退会者明細

年 度 (4/1~3/31)	前年度末現在 会 員 数	新規加入者数	脱 退 者 数	年 度 末 現 在 会 員 数
平成 13	3,301	175	170	3,306
14	3,306	171	120	3,357
15	3,357	160	157	3,360
16	3,360	141	157	3,344
17	3,344	226	142	3,428
18	3,428	122	150	3,400
19	3,400	143	172	3,371
20	3,371	135	170	3,336
21	3,336	108	163	3,281
22	3,281	138	122	3,297
23	3,297	143	152	3,288
24	3,288	157	139	3,306
25	3,306	122	185	3,243
26	3,243	116	221	3,138
27	3,138	108	141	3,105
28	3,105	135	132	3,108
29	3,108	132	141	3,099
30	3,099	190	127	3,162
令和 元	3,162	125	170	3,117
2	3,117	116	115	3,118

(イ) 業種別会員数

業 種 別	会員数	業 種 別	会員数	業 種 別	会員数
商 業		観光・飲食		信用組合	1
小 売	444	ホテル・旅館	103	質 屋	2
卸	144	土 産 品 店	36	貸 金 業	3
新聞販売	1	飲 食 店	280	証 券 業	5
木材建材	21	寿 司	16	生 命 保 険	11
カメラ店	3	喫 茶	20	損 害 保 険	8
理 容	10	弁 当 製 造	4	保 険 代 理 業	21
美 容	44	団 体	17	事 業 組 合	4
遊 技 場	1	そ の 他	75	税 務 事 務 所	44
浴 場	0	計	551	法 律 事 務 所	15
貸 ビ ル	22	建 設		医 師	40
クリーニング	13	土 木 ・ 建 築	235	団 体 ・ そ の 他	13
警 備 会 社	3	電 気 工 事	69	そ の 他	220
そ の 他	159	水 道 管 工 事	47	計	437
計	865	室 内 装 飾	13	交 通 運 輸	
工業ものづくり		左 官	5	旅 客 輸 送	20
機械製・加工	45	鉄 工 建 設	15	貨 物 運 輸 倉 庫	53
写真関連	7	冷 暖 房 工 事	16	自 動 車 整 備	39
自動車部品製造	23	瓦 ・ タ イ ル	2	事 業 団 体	4
食 品	52	造 園 業	4	ガソリンスタンド	4
印刷・製本	15	塗 装 業	37	自 動 車 販 売	31
電気・電子	14	不 動 産 業	87	そ の 他	26
製紙・紙器	16	測 量 ・ 設 計	23	計	177
鉄工・鋼材	14	建 具	7	合 計	3,118
化学・光学	19	石 材	8		
薬品・化粧品	11	ビ ル ・ 清 掃	23		
精密機械	21	団 体 ・ そ の 他	119		
繊維・寝具	2	計	710		
公共事業	6	金 融 庶 業			
木製品・加工	43	普 通 銀 行	19		
そ の 他	90	信 託 銀 行	1		
計	378	信 用 金 庫	30		

(ウ) 地域別・部会別会員

地区	部会	商 業	工 業 ものづくり	観 光 飲 食	建 設	金 融 業	交 通 運 輸	合 計
栄	町	189	13	99	37	75	5	418
浜	町	24	14	7	8	7	10	70
本	町	43	19	27	16	33	1	139
南	町	20	2	3	4	6	0	35
川 東 地 区		168	80	41	175	61	50	575
川 西 地 区		271	173	105	312	129	83	1,073
箱	根	84	16	248	78	17	9	452
湯 河 原		10	1	5	8	7	0	31
足 柄 上		21	30	5	33	20	10	119
南 足 柄 市		10	19	3	26	15	5	78
そ の 他		25	11	8	13	67	4	128
計		865	378	551	710	437	177	3,118

イ 委員会・協議会等 (令和3年3月31日現在)

(ア) 委員会

委 員 会 名	委員数	活 動 内 容
会 員 増 強	18名	会員増強に関する事項並びに会員サービスの検討
エ ネ ル ギ ー ・ 環 境	17名	会員事業所の省エネ・再生可能エネルギーの普及・啓発
観 光 振 興	16名	台風被害からの復旧・復興支援、当地域への誘客活動の推進
防 災	17名	行政・自治体との連携した取組、BCPの啓発
ま ち づ く り	19名	まちづくりの方策についての情報収集、活性化策の検討

(2) 特定商工業者

令和2年度特定商工業者（令和2年4月1日、基準日現在において6月以上引き続き当所管内である小田原市・箱根町に営業所等を有する商工業者のうち、地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人〔商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人〕以上であるか、資本金額又は払込済出資総額が300万円以上の事業所）の数は次の通り。

区 分	特定商工業者数	内 訳	
		会 員 数	非 会 員 数
個 人	190	189	1
法 人	1,921	1,814	107
計	2,111	2,003	108

(3) 役 員

ア 各役員の定数及び実数（令和3年3月31日現在）

区 分	定 数	実 数
会 頭	1名	1名
副 会 頭	4名	4名
専 務 理 事	1名	1名
常 議 員	30名	29名
監 事	3名	3名

イ 役員氏名、企業の名称、企業上の地位（令和3年3月31日現在）

（電話の市外局番について・・・当所管内のうち、箱根全域は「0460」、その他の区域は「0465」）

役 名	議員種類	氏 名	事 業 所 名	役 職 名	所 在 地	電 話
会 頭	2号	鈴木 悌介	(株) 鈴 廣 蒲 鉾 本 店	代表取締役	小田原市風祭245	24-3141
副 会 頭	3号	古川 武法	(株) 古 川	代表取締役会長	小田原市寿町1-2-32	34-9101
副 会 頭	3号	鈴木 茂男	箱根温泉旅館ホテル協同組合	理 事 長	箱根町湯本211-1	85-5571
副 会 頭	3号	秋葉 勝彦	さがみ信用金庫	理 事 長	小田原市本町2-9-25	24-3161
副 会 頭	2号	久津間 康允	久津間製粉(株)	代表取締役会長	小田原市久野2358	34-1157
専務理事		山岡 弘	小田原箱根商工会議所	専 務 理 事	小田原市本町4-2-39	23-1811
常 議 員	2号	岩瀬 忠司	岩瀬不動産(有)	代表取締役	小田原市鴨宮692	49-6077
常 議 員	2号	内田 治光	相洋産業(株)	代表取締役	小田原市久野111	35-3739
常 議 員	3号	飯沼 寛雄	(株) 東 華 軒	会 長	小田原市西酒匂1-3-54	47-3171
常 議 員	3号	瀬戸 良幸	瀬戸建設(株)	代表取締役	小田原市久野2267	34-7711
常 議 員	2号	山本 博文	(株)横浜銀行小田原支店	理事支店長	小田原市栄町2-7-36	22-2131
常 議 員	3号	抱山 洋之	箱根登山鉄道(株)	代表取締役社長	小田原市城山1-15-1	32-6821
常 議 員	2号	河野 利光	(株) 花 政	取締役会長	小田原市栄町2-11-23	23-1616
常 議 員	3号	神戸 洋一	(株)小田原百貨店	代表取締役社長	小田原市栄町2-7-8	23-2234

役名	議員種類	氏名	事業所名	役職名	所在地	電話
常議員	2号	丸田茂晴	小田原市商店街連合会	会長	小田原市本町4-2-39	22-5961
常議員	2号	米山典行	(株)小田原魚市場	代表取締役社長	小田原市早川1-10-1	22-8131
常議員	2号	大島啓介	(株)ダイドーフォワード	顧問	小田原市中里208	47-4479
常議員	2号	中戸川洋	(株)中戸川	代表取締役	小田原市栄町1-16-3	22-4575
常議員	2号	高橋台一	(株)菜の花	取締役会長	小田原市南町1-5-22	22-5528
常議員	2号	栗田康宏	(株)アイ・プラン	代表取締役	小田原市栄町2-2-5	23-4709
常議員	1号	清康夫	(株)フジミ	取締役会長	小田原市鬼柳184-5	36-2273
常議員	3号	鈴木直明	富士フィルム(株)	材料生産本部長	小田原市扇町2-12-1	32-2111
常議員	3号	小野田薫	花王(株)小田原事業場	事業場代表・小田原工場長	小田原市寿町5-3-28	34-6111
常議員	3号	宮島豊	アサヒビール(株)神奈川工場	理事神奈川工場長	南足柄市怒田1223	72-3810
常議員	2号	原正樹	小田原ガス(株)	取締役社長	小田原市扇町1-30-13	34-6101
常議員	1号	渡辺学	Meiji Seikaファルマ(株)小田原工場	工場長	小田原市鴨宮1056	47-4111
常議員	1号	市川聡	サンネット(株)	代表取締役社長	小田原市栄町1-6-1	22-9707
常議員	3号	勝俣伸	富士屋ホテル(株)	代表取締役社長	箱根町宮ノ下359	82-0677
常議員	3号	椎野雅之	(株)しいの食品	代表取締役	小田原市成田939	36-5511
常議員	2号	譲原彰	譲原建設(株)	代表取締役	小田原市小八幡3-12-23	47-3151
常議員	2号	倉田雅史	(株)東海ビルメンテナンス	代表取締役	小田原市本町1-13-6	23-4114
常議員	2号	藤井香大	(有)小田原不動産	代表取締役	小田原市栄町2-11-8	22-8333
常議員	2号	芝京子	(株)アーキテクトホンダ	代表取締役	箱根町宮ノ下111-5	82-5437
常議員	2号	相原金太郎	相原興業(株)	取締役会長	小田原市扇町4-7-30	34-8322
常議員	1号	奥山恵子	(株)まるだい運輸倉庫	代表取締役会長	小田原市成田480-5	37-8611
監事		神戸和男	(株)エーワ	代表取締役会長	小田原市南町2-1-23	23-3016
監事		大田和俊彦	大田和俊彦事務所	公認会計士・税理士	小田原市本町2-3-24	23-0222
監事		田中秀明	(有)新玉製作所	代表取締役会長	小田原市飯泉861-1	48-3322
名誉会頭		原義明				

(4) 議員

ア 令和3年3月31日現在の各号議員の定数及び実数

区分	定数	実数
1号議員	46	46
2号議員	31	30
3号議員	13	13
計	90	89

イ 令和3年3月31日現在の各号議員の氏名、企業の名称、企業上の地位

(電話の市外局番について・・・当所管内のうち、箱根全域は「0460」、その他の区域は「0465」)

議員	氏名	企業の名称	地位	所在地	電話
1号	清 康 夫	㈱ フ ジ ミ	取締役会長	小田原市鬼柳184-5	36-2273
1号	渡 辺 学	Meiji Seikaファルマ㈱小田原工場	工場長	小田原市鴨宮1056	47-4111
1号	市 川 聡	サ ン ネ ッ ト ㈱	代表取締役社長	小田原市栄町1-6-1	22-9707
1号	奥 山 恵 子	㈱ ま る だ い 運 輸 倉 庫	代表取締役会長	小田原市成田480-5	37-8611
1号	青 山 恵 美	㈱ ハ イ ・ テ ッ ク	代表取締役	小田原市西酒匂2-7-17	47-8381
1号	古 川 剛 士	湘 南 電 力 ㈱	代表取締役副社長	小田原市扇町1-30-13	34-9105
1号	瀬 戸 互	㈱ 小 田 原 ジ ム キ	代表取締役	小田原市浜町1-2-5	23-0105
1号	北 川 淳	㈱ N T T 東 日 本 - 南 関 東 神奈川事業部神奈川西支店	西湘営業支店長	小田原市栄町1-14-28	27-0016
1号	杉 崎 勝 成	㈱ 杉 崎 工 務 店	代表取締役	小田原市寿町4-9-26	34-8914
1号	秋 山 隆	㈱ 秋 山 設 計	取締役会長	小田原市下新田220-3	48-9955
1号	杉 崎 正 章	西湘ビルメンテナンス協同組合	代表理事	小田原市風祭106-1	22-5825
1号	長 谷 川 豊	小田急箱根ホールディングス㈱	専務取締役	小田原市城山1-15-1	32-6800
1号	佐々木秀樹	日本新薬㈱小田原総合製剤工場	執行役員工場長	小田原市桑原676-1	36-4111
1号	三 宅 常 公	㈱ ア ベ ス ト ミ ヤ ケ	代表取締役会長	小田原市本町1-4-4	21-3116
1号	太 田 忠	㈱ 太 田 機 械	代表取締役	小田原市寿町4-2-24	35-1556
1号	鈴 木 大 介	㈹ オ ー イ ー シ ー	取締役	小田原市寿町1-1-12	35-9598
1号	万 代 好 孝	ライオン㈱小田原工場	工場長	小田原市田島100	47-4151
1号	岩 田 正 崔	箱根ガラスの森美術館	館長	箱根町仙石原940-48	86-3111
1号	田 嶋 政 嗣	ヤ オ マ サ ㈱	代表取締役社長	小田原市前川183-13	47-8000
1号	櫻 井 泰 行	㈹ タ イ コ ー	代表取締役	小田原市中町1-15-13	21-0017
1号	小 川 和 夫	㈹ ケ ー オ ー ハ ウ ジ ン グ	代表取締役	小田原市南鴨宮1-11-13	49-6922
1号	高 橋 修	㈱ 丸 高	代表取締役	小田原市栄町2-3-15	22-4181
1号	金 井 俊 典	㈹ 小 田 原 種 秀	代表取締役	小田原市本町4-1-18	22-6238
1号	山 岸 功 治	山 岸 ㈱	代表取締役社長	小田原市鬼柳203-18	37-5501
1号	久 保 田 精 一	㈱ジェイコム湘南・神奈川小田原局	局長	小田原市板橋888	23-7860
1号	高 橋 眞 己	万 葉 倶 楽 部 ㈱	専務取締役	小田原市栄町1-14-48	21-6628
1号	杉 山 雅 明	小 田 原 蒲 鉾 協 同 組 合	理事長	小田原市本町3-4-17	22-4068
1号	高 井 哲 也	㈱ マ ル ク	代表取締役	小田原市本町2-4-23	23-0909
1号	大 木 達 哉	平安レイサービス㈱西事業部	部長	小田原市扇町4-8-28	34-2241
1号	田 村 洋 一	㈱ 田 村 銀 かつ 亭	代表取締役	箱根町強羅1300-573	82-1440
1号	高 杉 尚 男	(公社)神奈川県宅地建物取引業協会 小 田 原 支 部	支部長	小田原市栄町1-5-1	23-3543
1号	鈴 木 千 秋	富士ゼロックス㈱竹松事業所	執行役員 竹松事業所長	南足柄市竹松1600	74-3111
1号	橋 本 徹	㈱ ミ ク ニ 小 田 原 事 業 所	取締役小田原 事業所長	小田原市久野2480	35-1111
1号	稲 垣 宏 之	日本通運㈱神奈川西支店	支店長	中井町境440	80-1722
1号	樋 口 敦 士	H a m e e ㈱	代表取締役社長	小田原市栄町2-12-10	22-8064

議員	氏名	企業の名称	地位	所在地	電話
1号	井島章博	(有) 井島商店	代表取締役社長	箱根町湯本637	85-5328
1号	里見昌宏	(株) 稲妻屋	代表取締役社長	小田原市寿町2-5-20	35-5050
1号	木村隆也	(有) アリスマリアン	代表取締役	小田原市井細田616	49-8123
1号	鈴木達之	司建設(株)	代表取締役	小田原市北ノ窪452	32-3232
1号	中村正実	(株) ダイソー建設不動産	代表取締役	小田原市栢山506-1	39-3388
1号	常盤紳一	(株) 常盤製作所	代表取締役	小田原市寿町4-2-2	35-1441
1号	金宮弘文	カナミヤ食品(株)	代表取締役	小田原市鬼柳184-6	38-2985
1号	露木清勝	(株) 露木木工所	代表取締役	小田原市早川2-2-15	22-5995
1号	石田昌宏	文化堂印刷(株)	常務執行役員	小田原市寿町1-10-20	34-9206
1号	柴田直明	(株) アールワンロジ	代表取締役	小田原市浜町1-1-42	20-3377
1号	阿部正弘	(株) 阿部製作所	代表取締役	小田原市成田941	38-2300

以上、1号議員46名

議員	氏名	企業の名称	地位	所在地	電話
2号	鈴木倂介	(株) 鈴廣蒲鉾本店	代表取締役	小田原市風祭245	24-3141
2号	久津間康允	久津間製粉(株)	代表取締役会長	小田原市久野2358	34-1157
2号	岩瀬忠司	岩瀬不動産(有)	代表取締役	小田原市鴨宮692	49-6077
2号	河野利光	(株) 花政	取締役会長	小田原市栄町2-11-23	23-1616
2号	丸田茂晴	小田原市商店街連合会	会長	小田原市本町4-2-39	22-5961
2号	米山典行	(株) 小田原魚市場	代表取締役社長	小田原市早川1-10-1	22-8131
2号	大鷲啓介	(株) ダイドーフォワード	顧問	小田原市中里208	47-4479
2号	中戸川洋	(株) 中戸川	代表取締役	小田原市栄町1-16-3	22-4575
2号	高橋台一	(株) 菜の花	取締役会長	小田原市南町1-5-22	22-5528
2号	栗田康宏	(株) アイ・プラン	代表取締役	小田原市栄町2-2-5	23-4709
2号	小西正宏	(株) 中村屋	取締役会長	小田原市栄町1-5-22	24-2211
2号	足立和壇	(株) イトヨーカ堂小田原店	店長	小田原市中里296-1	49-6611
2号	内田治光	相洋産業(株)	代表取締役	小田原市久野111	35-3739
2号	原正樹	小田原ガス(株)	取締役社長	小田原市扇町1-30-13	34-6101
2号	大戸秀	三菱ガス化学(株)山北工場	工場長	山北町岸950	75-1111
2号	相内ゆか	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	小田原支社長	小田原市本町1-9-25	24-4461
2号	峠千秋	(株) 峠製作所	代表取締役会長	小田原市寿町1-5-3	35-8783
2号	井上画期	(株) プリンズホテル	執行役員 統括総支配人	箱根町元箱根144	83-1111
2号	石村隆生	奥箱根観光(株)	代表取締役社長	箱根町仙石原1251	84-9605
2号	新田栄一	(有) だるま料理店	常務取締役	小田原市本町2-1-30	22-4128
2号	譲原彰	譲原建設(株)	代表取締役	小田原市小八幡3-12-23	47-3151
2号	倉田雅史	(株) 東海ビルメンテナンス	代表取締役	小田原市本町1-13-6	23-4114
2号	藤井香大	(有) 小田原不動産	代表取締役	小田原市栄町2-11-8	22-8333

議員	氏名	企業の名称	地位	所在地	電話
2号	芝京子	(株)アーキテクトホンダ	代表取締役	箱根町宮ノ下111-5	82-5437
2号	勝俣徳彦	(株)勝俣組	代表取締役	箱根町宮城野913	82-3321
2号	勝俣昭彦	箱根建設(株)	代表取締役	箱根町仙石原126	84-7711
2号	山本博文	(株)横浜銀行小田原支店	理事支店長	小田原市栄町2-7-36	22-2131
2号	江成健一	税理士法人エナリ	社員税理士	小田原市城山3-25-23	24-3311
2号	相原金太郎	相原興業(株)	取締役会長	小田原市扇町4-7-30	34-8322
2号	斎藤清孝	伊豆箱根鉄道(株)大雄山線管理所	管区長	小田原市栄町1-1-5	22-9171

以上、2号議員30名

議員	氏名	企業の名称	地位	所在地	電話
3号	神戸洋一	(株)小田原百貨店	代表取締役社長	小田原市栄町2-7-8	23-2234
3号	鈴木直明	富士フィルム(株)	材料生産本部長	小田原市扇町2-12-1	32-2111
3号	小野田薫	花王(株)小田原事業場	事業場代表・小田原工場長	小田原市寿町5-3-28	34-6111
3号	宮島豊	アサヒビール(株)神奈川工場	理事神奈川工場長	南足柄市怒田1223	72-3810
3号	古川武法	(株)古川	代表取締役会長	小田原市寿町1-2-32	34-9101
3号	鈴木茂男	箱根温泉旅館ホテル協同組合	理事長	箱根町湯本211-1	85-5571
3号	飯沼寛雄	(株)東華軒	会長	小田原市西酒匂1-3-54	47-3171
3号	勝俣伸	富士屋ホテル(株)	代表取締役社長	箱根町宮ノ下359	82-0677
3号	椎野雅之	(株)しいの食品	代表取締役	小田原市成田939	36-5511
3号	瀬戸良幸	瀬戸建設(株)	代表取締役	小田原市久野2267	34-7711
3号	秋葉勝彦	さがみ信用金庫	理事長	小田原市本町2-9-25	24-3161
3号	井上一	学校法人国際学園(星槎大学)	理事	箱根町仙石原817-255	83-8202
3号	抱山洋之	箱根登山鉄道(株)	代表取締役社長	小田原市城山1-15-1	32-6821

以上、3号議員13名

ウ その他参考事項 年度内における異動(職務執行者変更)

役職名	企業の名称	新役員・議員	旧役員・議員	変更月日
常議員	花王(株)小田原事業場	小野田薫	馬場俊之	4月1日
常議員	箱根登山鉄道(株)	抱山洋之	府川光夫	6月26日
常議員	富士フィルム(株)	鈴木直明	金武哲史	6月26日
議員	三菱ガス化学(株)山北工場	大戸秀	丸山岳人	4月1日
議員	小田急箱根ホールディングス(株)	長谷川豊	五十嵐秀	8月24日
議員	(株)ミクニ小田原事業所	橋本徹	中村浩二	10月1日
議員	(株)イトーヨーカ堂小田原	足立和壇	伊藤誠朗	10月21日
議員	平安レイサービス(株)西事業部	大木達哉	野原彰二	1月1日
議員	ライオン(株)小田原工場	万代好孝	木村忠彦	1月1日
議員	(株)ハイ・テック	青山恵美	小川勝久	3月2日

(5) 部会長等 (令和3年3月31日現在の各部会長・副部会長の氏名、企業の名称および地位)

部 会	役 名	氏 名	企 業 の 名 称	地 位
商 業 部 会	部 会 長	岩 瀬 忠 司	岩 瀬 不 動 産 (有)	代 表 取 締 役
	副 部 会 長	神 戸 洋 一	(株) 小 田 原 百 貨 店	代 表 取 締 役 社 長
	〃	丸 田 茂 晴	小 田 原 市 商 店 街 連 合 会	会 長
	〃	米 山 典 行	(株) 小 田 原 魚 市 場	代 表 取 締 役 社 長
工 業 ものづくり部会	部 会 長	内 田 治 光	相 洋 産 業 (株)	代 表 取 締 役
	副 部 会 長	鈴 木 直 明	富 士 フ ィ ル ム (株)	材 料 生 産 本 部 本 部 長
	〃	渡 辺 学	Meiji Seikaファルマ(株)小田原工場	工 場 長
	〃	原 正 樹	小 田 原 ガ ス (株)	取 締 役 社 長
観 光 飲 食 部 会	部 会 長	飯 沼 寛 雄	(株) 東 華 軒	会 長
	副 部 会 長	勝 俣 伸	富 士 屋 ホ テ ル (株)	代 表 取 締 役 社 長
	〃	椎 野 雅 之	(株) し い の 食 品	代 表 取 締 役
	〃	井 上 画 期	(株) プ リ ン ス ホ テ ル	執 行 役 員 統 括 総 支 配 人
	〃	石 村 隆 生	奥 箱 根 観 光 (株)	代 表 取 締 役 社 長
	〃	新 田 栄 一	(有) だ る ま 料 理 店	常 務 取 締 役
建 設 部 会	部 会 長	瀬 戸 良 幸	瀬 戸 建 設 (株)	代 表 取 締 役
	副 部 会 長	譲 原 彰	譲 原 建 設 (株)	代 表 取 締 役
	〃	倉 田 雅 史	(株) 東 海 ビ ル メ ン テ ナ ス	代 表 取 締 役
	〃	藤 井 香 大	(有) 小 田 原 不 動 産	代 表 取 締 役
	〃	芝 京 子	(株) ア ー キ テ ク ト ホ ン ダ	代 表 取 締 役
金 融 庶 業 部 会	部 会 長	山 本 博 文	(株) 横 浜 銀 行 小 田 原 支 店	理 事 支 店 長
	副 部 会 長	井 上 一	学 校 法 人 国 際 学 園 (星 槎 大 学)	理 事
	〃	江 成 健 一	税 理 士 法 人 エ ナ リ	社 員 税 理 士
	〃	久 保 田 精 一	(株) ジ ェ イ コ ム 湘 南 ・ 神 奈 川 小 田 原 局	局 長
	〃	加 藤 正 晃	さ が み 信 用 金 庫	常 務 理 事
交 通 運 輸 部 会	部 会 長	抱 山 洋 之	箱 根 登 山 鉄 道 (株)	代 表 取 締 役 社 長
	副 部 会 長	相 原 金 太 朗	相 原 興 業 (株)	取 締 役 会 長
	〃	斎 藤 清 孝	伊 豆 箱 根 鉄 道 線 (株) 大 雄 山 線 管 理 所	管 区 長
	〃	稲 垣 宏 之	日 本 通 運 (株) 神 奈 川 西 支 店	支 店 長
	〃	奥 山 恵 子	(株) ま る だ い 運 輸 倉 庫	代 表 取 締 役 会 長
	〃	長 谷 川 豊	小 田 急 箱 根 ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	専 務 取 締 役
	〃	柴 田 直 明	(株) ア ー ル ワ ン ロ ジ	代 表 取 締 役

(6) 委員長等

ア 委員会（令和3年3月31日現在）

委員会名	委員長名	企業の名称	地位
会員増強	瀬戸 互	(株)小田原ジムキ	代表取締役
エネルギー・環境	原 正樹	小田原ガス(株)	取締役社長
防 災	倉田雅史	(株)東海ビルメンテナンス	代表取締役
まちづくり	高橋 修	(株)丸 高	代表取締役
観光振興	田村洋一	(株)田むら銀かつ亭	代表取締役

イ 小規模事業者経営改善資金融資審査会（委員5名）

	氏 名	役 職 名
委員長	古川 武法	小田原箱根商工会議所副会頭
	飯沼 寛雄	小田原箱根商工会議所常議員
	江成 健一	小田原箱根商工会議所議員
	川口 将明	箱根温泉旅館ホテル協同組合事務局長
	山岡 弘	小田原箱根商工会議所専務理事

ウ 青年部

役 名	氏 名	企業の名称	住 所
会 長	大谷 真	大谷社会保険労務士事務所	小田原市扇町3-5-22-1
筆頭副会長	石塚 順一	(株)相州不動産	小田原市栄町2-4-5
副 会 長	綾部 学志	西湘ボデー(有)	小田原市西酒匂3-4-16
〃	小関 康一	行政書士法人小関事務所	小田原市東町5-8-7
〃	神尾 隆晴	セブンイレブン小田原飯泉店	小田原市飯泉1217-3
〃	北村 徳宏	(株)プレミアム	大井町金子1027
〃	中嶋 順	n k j c o m b i n a t i o n	箱根町仙石原1100-15
〃	花岡 重徳	(株)工務ハナオカ	小田原市小八幡4-11-9
〃	牧野 澄世	(株)な つ よ	小田原市早川1-4-17
専務理事	松蔭 英宣	山 岸 (株)	小田原市鬼柳203-18

エ 女性会

役 名	氏 名	企業の名称	住 所
会 長	鈴木智恵子	鈴 廣 か ま ぼ こ (株)	小田原市風祭245
副 会 長	鈴木まがね	フロンティア1(株)	小田原市寿町1-1-12

オ タスクフォース

委員会名	委員長名	企業の名称	地位
気 候 変 動	古川 剛士	(株)古 川	代表取締役社長
TOKYO2020	鈴木 聖	シグマ精器(株)	代表取締役

3. 事務局

(1) 事務局の構成

部課名	所掌事務の概要	職員数
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○庶務、経理、管理、共済事業及び他の所掌に属さない業務 <ul style="list-style-type: none"> 1. 国・県・市・町等に対する意見具申、建議要望に関する事 2. 定款・規約・組織等に関する事 3. 庶務・人事・文書の収受発送、儀典事務 4. 会員の加入脱退、議員の選挙に関する事 5. 会員表彰式等の開催に関する事 6. 会員大会の開催に関する事 7. 会計並びに物品発注に関する事 8. 会館の運営管理に関する事 9. 法定台帳の作成運用に関する事 10. 共済事業・労働保険事務組合の管理運営 11. 広報の編集・刊行 12. 貿易関係証明に関する事 ○議員総会、常議員会、委員会等の運営 ○商工技術検定業務に関する事 <ul style="list-style-type: none"> 1. 検定試験の実施 2. 日本珠算連盟小田原支部の運営 ○県西地域経済懇話会に関する事 ○電算業務に関する事 <ul style="list-style-type: none"> 1. 所内システムの管理運用 2. ホームページの管理運用に関する事 3. 業務の企画、調整、報告に関する事 	9人
中小企業相談部	<ul style="list-style-type: none"> ○経営改善普及事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 1. 経営改善に関する講習会、研修会、講演会等の開催 2. 労働・福祉共済事業の運営 3. 経営革新支援・補助金申請支援 4. 原産地証明発給 ○小規模事業者経営改善資金融資に関する事 <ul style="list-style-type: none"> 1. 小規模事業者経営改善資金融資推薦 2. 各種制度融資の斡旋 ○窓口相談・巡回指導 <ul style="list-style-type: none"> 1. 経営相談員、専門相談員による相談指導 2. 窓口相談・巡回指導 ○商工業及び中小企業の振興対策、流通対策、調査研究 <ul style="list-style-type: none"> 1. 商業・工業ものづくり・観光飲食・建設・金融庶業・交通運輸部会の運営 2. 中心市街地活性化推進事業 3. 景気動向調査・流動客調査 4. 創業支援・事業承継事業 5. 雇用促進事業 6. 青年部・女性会の運営に関する事 	8人

(2) 事務局職員

ア 令和3年3月31日現在における事務局職員17名 (含む経営相談員7名)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局 長 兼 中小企業相談部長 (経営相談員)	古川 正治	産業振興グループ課長 (経営相談員)	長田 圭司
総務経理グループ課長	松下 智子	経営企画グループ課長 (経営相談員)	井上 経
会員サービスグループ課長	樋口 裕紀	経営企画グループ主任 (さがみ信用金庫より出向)	山口 圭
会員サービスグループ	大川 修平	経営支援グループ係長 (経営相談員)	内田 信也
総務経理グループ	近藤 朋子	経営支援グループ (経営相談員)	飯田 順彦
会員サービスグループ	露木 千夏	産業振興グループ (経営相談員)	小林 大悟
会員サービスグループ (嘱託)	池谷 正美	経営企画グループ (経営相談員)	米山 可純
総務経理グループ (パート)	平井 喜代	産業振興グループ (副経営相談員)	高橋 進
会員サービスグループ (パート)	山田 陽子		

イ 職員数

区 分	専任職員	経営相談員	副相談員	計
男	4	6	1	11
女	5	1	0	6
計	9	7	1	17

ウ 非常勤嘱託

職 名	氏 名
弁 護 士	杉 崎 茂
弁 理 士	穂 坂 道 子

4. 庶務

(1) 文書

令和2年度の取扱いは次の通り

発信文書数 167件
 受信文書数 802件

(2) 表彰 (順不同・敬称略)

ア 第68回神奈川県優良産業人表彰

表彰者 神奈川県知事、神奈川県商工会議所連合会会頭
 表彰日 令和3年2月5日

神奈川県優良産業人被表彰者

氏名	事業所名
半田 幸一	小田原青果(株)
小泉 光正	箱根登山トータルサービス(株)
青木 勉	相日防災(株)
露木 孝作	露木木工所
星崎 正一	(有)だるま料理店
松本 俊輔	(株)大和リアルエステート
草柳 恵	税理士法人エナリ
澤地 幸雄	(株)まるだい運輸倉庫

イ 小田原市優良産業勤労者表彰

表彰者 小田原市長
 表彰日 令和2年11月24日
 表彰場所 生涯学習センターけやき

小田原市優良産業勤労者被表彰者

No.	部会	氏名	事業所名
1	商業	下村 亮太	(株)小田原魚市場
2	商業	甲斐 典夫	(株)小田原魚市場
3	商業	関口 肇	(株)小田原百貨店
4	商業	渡辺 摩利子	(株)小田原百貨店
5	商業	菌部 利弘	(有)クラフト木の実
6	商業	熊澤 志津子	(株)スポーツプラザ報徳
7	商業	西岡 誓士	万葉倶楽部(株)
8	商業	横山 和雄	万葉倶楽部(株)
9	工業ものづくり	天野 幹也	小田原ガス(株)
10	工業ものづくり	新井 貴子	花王コスメプロダクツ小田原(株)
11	工業ものづくり	田 極 浩 二	極東精機(株)

No.	部 会	氏 名	事 業 所 名
12	工業ものづくり	河 野 一 也	久 津 間 製 粉 (株)
13	工業ものづくり	杉 崎 功	杉 崎 木 工 所
14	工業ものづくり	堀 本 高 彦	(株) 鈴 廣 蒲 鉾 本 店
15	工業ものづくり	福 原 徳 代	相 日 防 災 (株)
16	工業ものづくり	山 根 義 成	第一三共ケミカルファーマ(株)小田原工場
17	工業ものづくり	小 松 敦 子	(株) 古 川
18	工業ものづくり	廣 瀬 憲 治	Meiji Seikaファルマ(株)小田原工場
19	工業ものづくり	鈴 木 雄 平	ラ イ オ ン (株) 小 田 原 工 場
20	観 光 飲 食	千 葉 隆 一	(株) し い の 食 品
21	観 光 飲 食	鈴 木 理 女	鈴 廣 か ま ぼ こ (株)
22	観 光 飲 食	増 子 ヨ シ ノ	(株) 東 華 軒
23	観 光 飲 食	中 村 直 樹	(有) 山 竹
24	建 設	小 野 衛 二	小 野 造 園
25	建 設	中 村 康 則	瀬 戸 建 設 (株)
26	建 設	佐 藤 良 平	瀬 戸 建 設 (株)
27	建 設	池 田 武	(株) 東 海 ビ ル メ ン テ ナ ス
28	建 設	金 阿 彌 美 和 子	(株) 東 海 ビ ル メ ン テ ナ ス
29	金 融 庶 業	譲 原 和 也	さ が み 信 用 金 庫
30	金 融 庶 業	金 子 富 子	は り き ゅ う 小 田 原 治 療 室
31	金 融 庶 業	有 田 道 子	(株) ブ レ イ ン ・ ス タ ッ プ
32	交 通 運 輸	加 藤 吉 哲	相 原 興 業 (株)
33	交 通 運 輸	小 岩 誠	昭 和 運 輸 倉 庫 (株)
34	交 通 運 輸	小 金 井 公 重	箱 根 登 山 鉄 道 (株)
35	交 通 運 輸	権 藤 康 弘	(株) ま る だ い 運 輸 倉 庫

ウ 会員事業所優良従業員表彰

表 彰 者 小田原箱根商工会議所会頭

表 彰 日 令和2年10月27日

被表彰者 54事業所の従業員人255名

優良従業員被表彰者勤続年数別一覧表

年数別	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	合計
本年度	64	64	30	45	30	22	255
昨年度	63	88	22	34	34	16	257

エ 小田原箱根商工会議所優良産業人表彰

表彰者 小田原箱根商工会議所会頭

表彰日 令和2年10月27日

No.	氏名	事業所名並び所在地	業種	営業年数
1	荒川 隆	臥竜治療院 小田原市国府津2-7-1	鍼灸あんま マッサージ指圧業	27
2	小林 哲也	(有)ペア PAIR HAIR MAKE 小田原市南鴨宮2-45-10	理・美容業	27

オ 小田原箱根商工会議所優良小売店舗表彰

表彰者 小田原箱根商工会議所会頭

表彰日 令和2年10月27日

No.	店舗名	所在地・電話	業種
1	K a w a c h i y a	小田原市南町3-2-47-2 0465-22-2905	菓子小売業
2	吟味亭ともや	小田原市南鴨宮3-3-11 0465-49-5088	居酒屋
3	i T T o k u	小田原市栄町2-10-17 0465-59-0090	フランス料理店
4	補聴器プラザ小田原	小田原市栄町3-21-1 0465-42-9570	補聴器販売業
5	勝俣商店	足柄下郡箱根町仙石原104 0460-84-8028	酒小売業
6	韓国家庭料理マダムスン	足柄下郡箱根町宮ノ下368 0460-82-2122	韓国料理店

カ 会員増強功労者表彰

表彰者 小田原箱根商工会議所会頭

表彰日 令和2年10月27日

No.	事業所名
1	大場ブレインシステムズ
2	(株)宮下保険サービス
3	ハコネット(株)
4	(有)カンブリア
5	(有)はびねす

キ 功労役員・議員特別表彰(事業所名及び役職名は退任時)

表彰者 小田原箱根商工会議所会頭

表彰日 令和2年10月27日

No.	役名	氏名	事業所名・役職名
1	常議員	府川 光夫	箱根登山鉄道(株) 取締役社長
2	常議員	金武 哲史	富士フイルム(株) 材料生産本部 本部長
3	議員	中村 浩二	(株)ミクニ小田原事業所 小田原事業所長

(3) 受賞

ア 関東経済産業局長表彰

受彰者 金武 哲史

富士フイルム(株)材料生産本部神奈川事業場 材料生産本部本部長

受彰日 令和2年6月9日付 (小田原箱根商工会議所鈴木会頭伝達)

イ 関東商工会議所連合会長表彰

受彰者 高田 喜好

(有)小田原保険サービス 代表取締役

受彰日 令和2年6月8日付 (小田原箱根商工会議所鈴木会頭伝達)

(4) 慶弔 その他

月 日	慶弔等の名称
6/1	議員 (株)田むら銀かつ亭 御殿場店 オープン
6/10	常議員 河野利光氏 傷病見舞
6/15	副会頭 鈴木茂男氏 ご母堂葬儀
6/18	議員 金井俊典氏 ご母堂葬儀
7/23	議員 箱根登山鉄道(株) 運転再開セレモニー
7/31	芦ノ湖湖水祭
9/5	元湯河原町商工会長 石倉幸久氏 葬儀
10/6	横浜商工会議所 創立140周年記念式典
10/9	常議員 (株)中戸川 新店舗オープン
11/11	元厚木商工会議所会頭 黄金井一太氏 葬儀
11/27	元足柄上商工会長 大鹿立脇氏 葬儀
12/4	議員 万葉倶楽部(株) ミナカ小田原 オープン
12/22	創業支援業務委託先 岩崎哲三氏 葬儀
12/27	議員 (株)アイ・プラン 栗田康宏氏 ご尊父葬儀
12/28	議員 (株)ハイ・テック 小川勝久氏 葬儀
1/5	(公社)小田原青年会議所 賀詞交歓会
1/19	箱根温泉旅館ホテル協同組合 事務局長 川口將明氏 ご尊父葬儀
2/15	神奈川県信用保証協会 小田原支店 事務所移転
3/1	アクサ生命保険(株) 湘南営業所小田原オフィス 事務所移転
3/10	会員 報徳仕法(株) 箱根口ガレージ報徳広場 オープン
3/10	(一社)小田原路面電車協会 箱根口ガレージ報徳広場 オープン
3/28	会員 (株)角田興業 代表取締役 角田久美子氏 葬儀

5. 会 議

(1) 議員総会

ア 通常議員総会

1. 議員総会が開催された日時

令和2年6月25日（木） 15:00～16:05

2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 ホール

オンライン会議

3. 出席者数（または出席者名）

(1) 議員

実出席者数 33名

委任状行使者数 28名

合 計 61名

議員定数 90名

(2) 議員総会の議長が存するときは、議長の氏名

鈴木悌介

(3) 議員総会に出席した会頭・副会頭又は専務理事

会 頭 鈴木悌介

副会頭 古川武法、秋葉勝彦、久津間康允

専務理事 山岡 弘

(4) 議事録の作成に係る職務を行なった役員の氏名

鈴木悌介

(5) 法第33条に定める監事の監査結果について報告内容の概要

令和2年6月3日、小田原箱根商工会議所において監事が古川事務局長及び担当者立会いの上、令和元年度小田原箱根商工会議所事業報告並びに一般会計、特別会計、貸借対照表及び財産目録を綿密に監査し、その内容が適正であることを認めた。

4. 議 題 第1号議案 令和元年度事業報告承認の件

第2号議案 令和元年度収支決算承認の件

第3号議案 常議員選任の件

5. 議事の概要

定刻（15:00）通り、山岡専務理事の司会で定款第41条に基づいて、現在、出席者33名、委任状行使者28名、計61名で定款により定められている議員総会成立の定足数である総議員の3分の1を満たしていることを説明した。

鈴木会頭の挨拶後、山岡専務理事から、定款第40条の規程により、議長は会頭が務めることが説明され、鈴木会頭が議長となった。

<議長、第1号議案と第2号議案を一括上程>

第1号議案である事業報告について、山岡専務理事から資料の事業報告書を基に説明した。
また、第2号議案である収支決算について、古川事務局長から資料の収支決算書及び収支決算（人件費抜粋）を説明した。

続いて監事を代表して、大田和監事から令和2年6月3日、小田原箱根商工会議所において監事会を開催し、監事が古川事務局長及び担当者立会いのもと監査を行ない、令和元年度小田原箱根商工会議所事業報告並びに一般会計、特別会計、貸借対照表及び財産目録を綿密に監査し、その内容が適正であったことを報告した。

議長は第1号・第2号議案について、一括して出席者に諮りたるところ、賛成の拍手により異議無く承認された。

<議長、第3号議案を上程>

古川事務局長から、常議員の推薦について議員職務執行者の変更により、工業ものづくり部会から花王(株)小田原事業場の小野田薫氏の推薦があったため、承認をいただきたいと説明した。

議長は第3号議案について、出席者に諮りたるところ、賛成の拍手により異議無く承認された。

以上、本日の議案は全て原案通り承認された。

イ 臨時議員総会

1. 議員総会が開催された日時

令和2年7月22日（水） 16:00～16:40

2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 ホール オンライン会議

3. 出席者数（または出席者名）

（1）議員

実出席者数	31名
委任状行使者数	28名
合計	59名
議員定数	90名

（2）議員総会の議長が存するときは、議長の氏名 鈴木悌介

（3）議員総会に出席した会頭・副会頭又は専務理事 会頭 鈴木悌介 副会頭 古川武法、鈴木茂男、秋葉勝彦、久津間康允 専務理事 山岡 弘

（4）議事録の作成に係る職務を行なった役員の氏名 鈴木悌介

合 計 65名

議員定数 90名

(2) 議員総会の議長が存するときは、議長の氏名

鈴木悌介

(3) 議員総会に出席した会頭・副会頭又は専務理事

会 頭 鈴木悌介

副会頭 古川武法、鈴木茂男、秋葉勝彦、久津間康允

専務理事 山岡 弘

(4) 議事録の作成に係る職務を行なった役員の氏名

鈴木悌介

(5) 法第33条に定める監事の監査結果について報告内容の概要

報告事項なし

4. 議 題 第1号議案 常議員選任の件

第2号議案 令和2年度補正予算（案）の件

(1) 一般会計

第3号議案 経営発達支援計画認定申請の件

5. 議事の概要

定刻（16：15）通り、山岡専務理事の司会で定款第41条に基づいて、現在、出席者38名、委任状行使者26名、計64名で定款により定められている議員総会成立の定足数である総議員の3分の1を満たしていることを説明した。

鈴木会頭の挨拶後、山岡専務理事から、定款第40条の規程により、議長は会頭が務めることが説明され、鈴木会頭が議長となった。

<議長、第1号議案を上程>

古川事務局長から、常議員の推薦について議員職務執行者の変更により、工業ものづくり部会から富士フィルム㈱ 鈴木直明氏の推薦があったため、承認をいただきたいと説明した。

議長は第1議案について、出席者に諮りたるところ、異議無く承認された。

<議長、第2号議案を上程>

古川事務局長から、補正予算（案）は、日本商工会議所からの委託金と補助金の受け入れが決定したことによる補正予算であり、委託金4,000千円は、新型コロナウイルス感染症対策の相談事業に対するもので、専門相談員1名の配置・専門家の派遣費用、相談会の開催費用に充てる。また、日商補助金2,471千円は、経営発達支援計画の認定を受けている商工会議所に交付されるもので、事業承継に関する事業に充てると説明した。

議長は第2号議案について、出席者に諮りたるところ、異議無く承認された。

<議長、第3号議案を上程>

本山課長から、小規模事業者の事業の持続的発展を支援する体制を整備するため、当所と小田原市・箱根町が共同で支援計画を策定するもので、当地域では9つの柱を掲げ個者支援に取り組むと説明した。

議長は第3号議案について、出席者に諮りたるところ、異議無く承認された。

以上、本日の議案は全て原案通り承認された。

エ 通常議員総会

1. 議員総会が開催された日時

令和3年3月26日（金） 15：15～16：45

2. 開催場所 小田原箱根商工会議所

オンライン会議

3. 出席者数（または出席者名）

（1）議員

実出席者数 30名

委任状行使者数 33名

合計 63名

議員定数 90名

（2）議員総会の議長が存するときは、議長の氏名

鈴木悌介

（3）議員総会に出席した会頭・副会頭又は専務理事

会頭 鈴木悌介

副会頭 鈴木茂男、秋葉勝彦、久津間康允

専務理事 山岡 弘

（4）議事録の作成に係る職務を行なった役員の氏名

鈴木悌介

（5）法第33条に定める監事の監査結果について報告内容の概要

報告事項なし

4. 議 題 第1号議案 令和2年度補正予算（案）承認の件

第2号議案 令和3年度事業計画（案）承認の件

第3号議案 令和3年度収支予算（案）承認の件

第4号議案 令和3年度借入限度額（案）承認の件

第5号議案 定款変更の件

5. 議事の概要

定刻（15：15）通りに開会し、山岡専務理事の司会で定款第41条に基づいて、現在、出席者30名、委任状行使者33名、計63名で定款により定められている議員総会成立の定足数である総議員の3分の1を満たしていることを説明した。

鈴木会頭の挨拶後、山岡専務理事から、定款第40条の規程により、議長は会頭が務めることが説明され、鈴木会頭が議長となった。

冒頭、清常議員から今後の旧会館の件について質問があったが、議長は、審議後の報告事

項において回答するとした。

<議長、第1号議案を上程>

松下課長が、一般会計は新型コロナウイルス感染症対策に係る小田原市補助金の受け入れによるものと、一般会計と運営資金積立金特別会計との資金の振替を精算するもの、会館建設資金特別会計はエネルギー関連の補助金の受入れと少額経費を計上するための科目新設によるものであると説明した。

議長は第1号議案について、出席者に諮りたるところ、異議無く賛成多数で承認された。

<議長、第2号議案を上程>

鈴木会頭が所信、重点施策を、古川事務局長が活動計画を説明し、続いて鈴木箱根支部長、商業部会の丸田副部会長、工業ものづくり部会の内田部会長、観光飲食部会の新田副部会長、建設部会の瀬戸部会長、金融庶業部会の山本部会長、交通運輸部会の斎藤副部会長が順に各事業を説明し、最後に古川事務局長が委員会・タスクフォースについて説明した。

議長が出席者に意見を求めたところ、藤井常議員より、商工会議所の一丁目一番地である会員企業の商売繁盛が肌で感じられる施策が必要であり、地域内の事業者が事業にしっかりと係わっていけるようにしていくことが大切であるとの意見を述べた。

鈴木会頭は、会員企業の商売繁盛は最も重要であり、直接的なもの、間接的なものも含め7項目の重点施策を掲げた。事業を行うにあたっては部会の意見も取り入れ、行政や関係団体とも連携していくとした。

議長は第2号議案について、出席者に諮りたるところ、異議無く賛成多数で承認された。

<議長、第3号議案を上程>

松下課長が一般会計、会館管理会計、共済事業会計、特定退職金共済会計、退職給与資金会計を、運営資金積立金会計、会館建設資金会計の順に説明した。会館管理委会計では、旧会館を5月まで維持するための費用が含まれていること、会館建設資金特別会計は出来る範囲での積立てを継続し、将来に備えていきたいと説明した。

議長は第3号議案について、出席者に諮りたるところ異議無く賛成多数で承認された。

<議長、第4号議案を上程>

松下課長が、令和3年度の借入限度額を例年通り2000万円に設定させていただきたいと説明した。

議長は第4号議案について、出席者に諮りたるところ、異議無く賛成多数で承認された。

<議長、第5号議案を上程>

松下課長が、会員権の濫用を防止するため代理人の資格を定めるためと、常議員会において電磁的方法等による表決権の行使、書面表決を可能とするために定款の変更を行いたいと説明した。

議長は第5号議案について、出席者に諮りたるところ、異議無く賛成多数で承認された。

以上、本日の議案は全て原案通り承認された。

(2) 正副会頭会議

月 日	開催場所	出席者数	内 容
第1回 4月8日	商工会議所	5	<p>I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 新会員承認の件 第2号議案 第43回景況調査結果の件 第3号議案 各委員委嘱推薦の件 (1) 小田原市体育協会理事候補者</p> <p>(協議事項) 第4号議案 今後の事業の件 (1) 会員大会</p> <p>II. 報告事項 1. 令和2年度神奈川県予算・政策に関する要望の回答について</p>
書面決議 4月20日	—	5	<p>I. 議 案 (協議事項) 第1号議案 「小田原箱根の観光は控えよう」宣言提案の件</p>
第2回 4月24日	商工会議所	5	<p>I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 新会員承認の件 第2号議案 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望の件(追認) 第3号議案 新会館移転時期延期の件 第4号議案 各委員委嘱推薦の件 (1) 県立小田原東高等学校学校運営協議会委員 (2) 小田原市交通安全対策協議会委員 第5号議案 特定退職金共済審査会委員の件</p> <p>(協議事項) 第6号議案 今後の事業の件 (1) 通常議員総会 第7号議案 新型コロナウイルス感染症対策支援に対応する手当の支給について</p> <p>II. 報告事項 1. 大型連休に小田原箱根の観光をお考えの皆様へのお願いについて 2. 議員職務執行者変更について (1) 花王(株)小田原事業場 (3号議員・常議員 4月1日付) (新) 事業場代表・小田原工場 小野田薫氏 (前) 事業場代表・小田原工場 馬場俊之氏</p>

月 日	開催場所	出席者数	内 容
			<p>(2) 三菱ガス化学(株)山北工場 (2号議員 4月1日付) (新)工場長 大戸 秀氏 (前)工場長 丸山岳人氏</p> <p>3. 令和元年度会議所事業計画に対する自己評価について 4. その他 (1) 関東学院大学小田原キャンパスの今後について (2) 箱根の宿泊動向とホテル旅館等の営業状況について</p>
書面決議 5月8日	—	5	<p>I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 通販ポータルサイト「小田原箱根E C百貨店 (仮称)」開設の件</p>
書面決議 5月8日	—	5	<p>I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急 要望(追加)の件</p>
第3回 5月13日	商工会議所	5	<p>I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 特定退職金共済審査会の件 第2号議案 各委員推薦の件 (協議事項) 第3号議案 今後の事業の進め方の件 (1) 常議員会、通常議員総会 (2) 会員大会 (3) 会員表彰式</p> <p>II. 報告事項</p> <p>1. 神奈川県商工会議所連合会 新型コロナウイルス感染 拡大に伴う経済対策に関する県への緊急要望について 2. 通販ポータルサイト「小田原箱根E C百貨店(仮称)」 開設について 3. 会頭メッセージ「新型コロナウイルス緊急事態宣言の 延長に際して」について 4. その他 (1) 箱根の宿泊動向とホテル旅館等の営業状況について (2) 日本商工会議所 新型コロナウイルスの感染拡大 に伴う経済対策に関する緊急要望について</p>
第4回 5月27日	商工会議所	5	<p>I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 新会員承認の件</p>

月 日	開催場所	出席者数	内 容
			<p>第2号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 城下町おだわらツーデーマーチ実行委員会委員 (2) 湘南地域雇用対策推進協議会 構成員</p> <p>第3号議案 職員永年勤続表彰の件 (協議事項)</p> <p>第4号議案 今後の事業の進め方の件 (1) 通常議員総会 (2) 小田原市長との懇談会</p> <p>II. 報告事項</p> <p>1. 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（追加）について</p> <p>2. 日本商工会議所 新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた中小・小規模事業者の事業継続に向けた緊急要望について</p> <p>3. 小田原箱根大博覧会について</p>
第5回 6月15日	商工会議所	5	<p>I. 議 案 (審議事項)</p> <p>第1号議案 令和元年度事業報告承認の件 第2号議案 令和元年度収支決算承認の件 第3号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 箱根町男女共同参画推進委員会委員 (2) 県立小田原城北工業高等学校学校運営協議会委員</p> <p>第4号議案 常議員選任の件 第5号議案 小田原市優良産業勤労者表彰割当の件 第6号議案 神奈川県優良産業人表彰割当の件 (協議事項)</p> <p>第7号議案 今後の事業の進め方の件 (1) 通常議員総会 (2) 小田原市議会正副議長・常任委員会正副委員長との懇談会 (3) 臨時議員総会、議員例会</p> <p>II. 報告事項</p> <p>1. 「小田原箱根オンライン百貨店」開設について</p>
第6回 6月25日	商工会議所	4	<p>I. 議 案 (審議事項)</p> <p>第1号議案 新会員承認の件 (協議事項)</p>

月 日	開催場所	出席者数	内 容
			<p>第 2 号議案 今後の事業の進め方の件 (1) 小田原市議会正副議長・常任委員会正副 委員長との懇談会 (2) 臨時議員総会</p> <p>II. 報告事項 1. 新型コロナウイルス 緊急アンケート結果について 2. 新会館の進捗について 3. その他 (1) 神奈川県商工会議所連合会 最低賃金の引き上げ 凍結の要請書提出について</p>
第 7 回 7 月 15 日	商工会議所	5	<p>I. 議 案 (審議事項) 第 1 号議案 常議員選任の件 第 2 号議案 令和 2 年度補正予算 (案) の件 (1) 一般会計 (2) 会館建設資金特別会計 (3) 運営資金積立金特別会計 第 3 号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 箱根町食育推進検討会</p> <p>(協議事項) 第 4 号議案 令和 3 年度神奈川県予算・政策に関する要望 (個別要望) の件 第 5 号議案 令和 3 年度市・町への要望の件</p> <p>II. 報告事項 1. 議員職務執行者変更について 2. 小規模事業者持続化補助金採択結果について 3. 令和 2 年度夏の行事予定について 4. その他</p>
7 月 15 日	商工会議所	20	小田原市議会正副議長と常任委員会正副委員長と正副会頭・ 部会長との懇談会
第 8 回 7 月 22 日	商工会議所	5	<p>I. 議 案 (審議事項) 第 1 号議案 新会員承認の件 第 2 号議案 令和 3 年度神奈川県予算・政策に関する要望 (個別要望) の件</p> <p>II. 報告事項 1. 小田原箱根大博覧会 2020 について 2. その他</p>

月 日	開催場所	出席者数	内 容
8月12日	市 役 所	3	小田原市議会新病院建設調査特別委員会正副委員長と会頭との懇談会
9月1日	市 役 所	2	小田原市八木政策監と会頭との懇談
9月9日	市 役 所	6	小田原市長と正副会頭との懇談会
第9回 9月11日	商工会議所	5	<p>I. 議 案 (審議事項)</p> <p>第1号議案 令和3年度小田原市・箱根町予算・政策に関する要望の件（追認）</p> <p>第2号議案 小田原市優良産業勤労者表彰推薦の件</p> <p>第3号議案 神奈川県優良産業人表彰推薦の件</p> <p>第4号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 小田原市女性の活躍推進協議会委員（追認） (2) 小田原市技能者表彰審査委員会委員 (3) 小田原市津波防災地域づくり推進協議会委員</p> <p>第5号議案 令和2年度臨時議員総会招集の件</p> <p>(協議事項)</p> <p>第6号議案 気候変動ワンチーム宣言の件</p> <p>第7号議案 令和2年度会員表彰式開催の件</p> <p>II. 報告事項</p> <p>1. 議員職務執行者変更、議員職務執行者役職名変更について (1) 小田急箱根ホールディングス(株)（1号議員 8月24日付） (新) 専務取締役 長谷川豊氏 (前) 代表取締役社長 五十嵐秀氏 (2) ㈱まるだい運輸倉庫（1号議員・常議員 7月2日付） (新) 代表取締役会長 奥山恵子氏 (前) 代表取締役社長 奥山恵子氏</p> <p>2. 小田原箱根大博覧会2020中間報告について</p> <p>3. 小規模事業者持続化補助金採択結果について</p> <p>4. その他</p>
第10回 9月25日	商工会議所	5	<p>I. 議 案 (審議事項)</p> <p>第1号議案 新会員承認の件</p> <p>第2号議案 会員表彰式被表彰者選考の件</p> <p>第3号議案 委員委嘱推薦の件 (1) おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会委員</p> <p>II. 報告事項</p> <p>1. 小田原箱根大博覧会2020中間報告について</p> <p>2. その他</p>

月 日	開催場所	出席者数	内 容
第11回 10月9日	商工会議所	5	<p>I. 議 案 (審議事項)</p> <p>第1号議案 常議員選任の件 第2号議案 令和2年度補正予算(案)の件 (1) 一般会計</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3号議案 経営発達支援計画認定申請の件 第4号議案 第44回景況調査の結果の件 第5号議案 新年会員賀詞交歓会の件</p> <p>II. 報告事項</p> <p>1. 会員表彰式記念品(商品券)について 2. 「市・町等から商工会議所に対する委員推薦要請への対応について」の解釈について 3. 業務改革(業務管理と情報の共有化)について 4. その他</p>
第12回 10月23日	商工会議所	5	<p>I. 議 案 (審議事項)</p> <p>第1号議案 新会員承認の件 第2号議案 経営発達支援計画認定申請の件 第3号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 箱根町第3次環境基本計画策定に係る環境審議会委員</p> <p>第4号議案 第44回景況調査の結果の件 第5号議案 会員表彰式被表彰者追加選考の件 第6号議案 新年会員賀詞交歓会の件</p> <p>(協議事項)</p> <p>第7号議案 市議会正副議長・正副委員長と正副会頭・部会長との懇談会(11/13)の件 第8号議案 現会館の活用方針の件</p> <p>II. 報告事項</p> <p>1. 議員職務執行者変更について (1) 株ミクニ小田原事業所(1号議員 10月1日付) (新) 取締役小田原事業所長 橋本 徹氏 (前) 小田原事業所長 中村浩二氏</p> <p>2. 令和2年度事業半期報告について 3. その他</p>
第13回 11月13日	商工会議所	5	<p>I. 議 案 (審議事項)</p> <p>第1号議案 令和3年度税制改正に関する要望の件 第2号議案 新年会員賀詞交歓会の件</p>

月 日	開催場所	出席者数	内 容
			(協議事項) 第3号議案 新会館改修工事に係る予算の執行状況の件 第4号議案 現小田原箱根商工会議所会館の寄贈に関する要望の件 第5号議案 議員例会・議員新年会の件 II. 報告事項 1. 議員職務執行者変更について (1) 榊イトーヨーカドー小田原店(2号議員 10月21日付) (新) 店長 足立和壇氏 (前) 店長 伊藤誠朗氏 2. 小規模事業者持続化補助金採択結果について 3. 小田原箱根大博覧会2020中間報告について 4. おだわら起業スクール結果について 5. その他
11月13日	商工会議所	8	正副会頭と監事との懇談会
11月13日	商工会議所	20	小田原市議会正副議長と常任委員会正副委員長と正副会頭・部会長との懇談会
第14回 11月27日	商工会議所	5	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 新会員承認の件 (協議事項) 第2号議案 議員例会・議員新年会の件 第3号議案 小田原市長・副市長と正副会頭・部会長との懇談会の件 II. 報告事項 1. 小田原市令和3年度予算・政策に関する要望の回答について 2. 同一労働同一賃金に関するアンケート調査結果について 3. その他
第15回 12月11日	商工会議所	5	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 小田原市長・副市長と正副会頭・部会長との懇談会の件 第2号議案 新会館への移転の件 (1) 移転日(所在地の変更登記)について (2) 移転スケジュールについて (3) 会員事業所・関係各所への告知について II. 報告事項 1. 合同会社まち元気小田原の清算終了について

月 日	開催場所	出席者数	内 容
			2. はこねすきプロジェクトについて 3. 令和3年度年始行事について 4. その他
12月22日	商工会議所	19	小田原市長・副市長・政策監と正副会頭・部会長との懇談会
第16回 1月8日	商工会議所	5	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 小田原市デジタルイノベーション協議会への入会の件 (協議事項) 第2号議案 会頭所信・重点施策項目の件 第3号議案 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望の件 第4号議案 関東商工会議所連合会長表彰「ベスト・アクション表彰」推薦の件 第5号議案 議員例会・議員新年会の件 第6号議案 新年会員賀詞交歓会の件 II. 報告事項 1. 議員職務執行者変更について (1) 平安レイサービス㈱(1号議員 1月1日付) (新) 西事業部部長 大木達哉氏 (前) 冠婚統括次長 野原彰二氏 2. 小田原箱根事業承継マッチング事業「～櫛をつなぐ～」見直しについて 3. 小田原市主要商店街流動客調査結果について 4. 公共施設利活用に関する事業者募集に向けたサウンディング実施について 5. その他
第17回 1月22日	商工会議所	5	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 新会員承認の件 第2号議案 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望の件(追認) 第3号議案 会頭所信・令和3年度重点施策の件 第4号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 小田原市環境審議会委員 第5号議案 小田原箱根商工会議所 会館管理運営規約改訂の件 II. 報告事項 1. 議員職務執行者変更について (1) ライオン㈱小田原工場(1号議員 1月1日付)

月 日	開催場所	出席者数	内 容
			<p>(新) 工場長 万代好孝氏 (前) 工場長 木村忠彦氏</p> <p>2. 令和3年度スケジュールについて 3. その他</p>
第18回 2月12日	商工会議所	5	<p>I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 主たる事務所移転の件 第2号議案 会館管理運営規程設置の件 第3号議案 育児・介護休業規程改訂の件 第4号議案 令和3年度部会予算配分の件 (協議事項) 第5号議案 令和3年度事業計画(案)の件</p> <p>II. 報告事項 1. 小規模事業者持続化補助金採択結果について 2. 新型コロナウイルス感染症に対する支援策について 3. 小田原箱根大博覧会2020中間報告について</p>
第19回 2月26日	商工会議所	5	<p>I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 新会員承認の件 (協議事項) 第2号議案 令和3年度事業計画(案)の件</p> <p>II. 報告事項 1. タスクフォースについて 2. C's-Connectについて 3. 小田原市新型コロナウイルス感染症対策に関する要望の回答について 4. その他</p>
第20回 3月12日	商工会議所	5	<p>I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 令和3年度事業計画(案)承認の件 第2号議案 令和3年度収支予算(案)承認の件 第3号議案 令和3年度借入限度額(案)承認の件 第4号議案 小田原箱根商工会議所 規則改訂の件 第5号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 小田原警察署協議会委員 (2) 小田原市防災会議委員</p> <p>II. 報告事項 1. 議員職務執行者変更について (1) ㈱ハイ・テック(1号議員 3月2日付)</p>

月 日	開催場所	出席者数	内 容
			(新) 代表取締役 青山恵美氏 (前) 代表取締役 小川勝久氏 2. 箱根町令和3年度予算・政策について 3. その他
第21回 3月26日	商工会議所	5	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 新会員承認の件 第2号議案 令和2年度補正予算(案)の件 第3号議案 定款変更の件 第4号議案 特定退職金共済制度予定利率引下げに伴う対応の件 第5号議案 原産地証明書発給手数料改定の件 第6号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 箱根DMO戦略推進委員会委員 第7号議案 職員永年勤続表彰の件 II. 報告事項 1. テクニカルショウヨコハマ2021出展報告について 2. 令和3年度事務局体制について 3. 合同企業説明会結果について 4. その他

(3) 常議員会

▽第1回常議員会

1. 開催日時 令和2年5月27日(水) 13:30~15:00
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 会員談話室・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 15名
4. 議 案 **【審議事項】**
 第1号議案 新会員承認の件
 (1) 令和元年度(令和2年3月11日~3月31日) (追認)
 (2) 令和2年度(令和2年4月1日~4月15日)
 (令和2年4月16日~5月15日)
 第2号議案 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望の件(追認)
 第3号議案 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望(追加)の件(追認)
 第4号議案 大型連休に小田原箱根の観光をお考えの皆様へのご願いの件(追認)
 第5号議案 特定退職金共済審査会規則改訂並びに委員の件
 第6号議案 委員委嘱推薦の件

第7号議案 職員永年勤続表彰の件

5. 議事の概要 議案第1号～第7号は原案どおり承認された。

▽第2回常議員会

1. 開催日時 令和2年6月15日(月) 14:00～15:00
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 会員談話室・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 19名
4. 議案 **【審議事項】**

- 第1号議案 令和元年度事業報告承認の件
第2号議案 令和元年度収支決算承認の件
(1) 一般会計収支決算
(2) 会館管理特別会計収支決算
(3) 共済事業特別会計収支決算
(4) 特定退職金共済事業特別会計収支決算
(5) 運営資金積立金特別会計収支決算
(6) 退職給与資金特別会計収支決算
(7) 会館建設資金特別会計収支決算
第3号議案 委員委嘱推薦の件
第4号議案 常議員選任の件
第5号議案 小田原市優良産業勤労者表彰割当の件
第6号議案 神奈川県優良産業人表彰割当の件

5. 議事の概要 議案第1号～第6号は原案どおり承認された。

▽第3回常議員会

1. 開催日時 令和2年6月25日(木) 14:00～14:30
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 ホール・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 19名
4. 議案 **【審議事項】**

- 第1号議案 新会員承認の件

5. 議事の概要 議案第1号は原案どおり承認された。

▽第4回常議員会

1. 開催日時 令和2年7月22日(水) 15:00～15:45
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 ホール・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 17名
4. 議案 **【審議事項】**

- 第1号議案 新会員承認の件
第2号議案 常議員推薦の件
第3号議案 令和2年度補正予算(案)の件
(1) 一般会計

(2) 会館建設資金特別会計

(3) 運営資金積立金特別会計

第4号議案 委員委嘱推薦の件

第5号議案 令和3年度神奈川県予算・政策に関する要望（個別要望）の件

5. 議事の概要 議案第1号～第5号は原案どおり承認された。

▽第5回常議員会

1. 開催日時 令和2年9月25日（金） 13:30～15:00

2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 ホール・オンライン

3. 出席者数 役員・議員 22名

4. 議 案 【審議事項】

第1号議案 新会員承認の件

第2号議案 令和3年度小田原市・箱根町予算・政策に関する要望の件（追認）

第3号議案 小田原市優良産業勤労者表彰推薦の件

第4号議案 神奈川県優良産業人表彰推薦の件

第5号議案 小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言の件

第6号議案 会員表彰式被表彰者選考の件

第7号議案 令和2年度臨時議員総会招集の件

5. 議事の概要 議案第1号～第7号は原案どおり承認された。

▽第6回常議員会

1. 開催日時 令和2年10月23日（金） 15:00～16:00

2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 ホール・オンライン

3. 出席者数 役員・議員 22名

4. 議 案 【審議事項】

第1号議案 新会員承認の件

第2号議案 常議員選任の件

第3号議案 令和2年度補正予算（案）の件
（1）一般会計

第4号議案 経営発達支援計画認定申請の件

第5号議案 会員表彰式被表彰者追加選考の件

5. 議事の概要 議案第1号～第5号は原案どおり承認された。

▽第7回常議員会

1. 開催日時 令和2年11月27日（金） 13:30～15:00

2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 ホール・オンライン

3. 出席者数 役員・議員 20名

4. 議 案 【審議事項】

- 第1号議案 新会員承認の件
第2号議案 令和3年度税制改正に関する要望の件（追認）の件
5. 議事の概要 議案第1号～第2号は原案どおり承認された。

▽第8回常議員会

1. 開催日時 令和3年1月22日（金） 15:00～16:00
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 ホール・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 18名
4. 議案 **【審議事項】**
第1号議案 新会員承認の件
第2号議案 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望の件（追認）
第3号議案 会頭所信・令和3年度重点施策の件
第4号議案 関東商工会議所連合会長表彰「ベスト・アクション表彰」推薦の件
5. 議事の概要 議案第1号～第4号は原案どおり承認された。

▽第9回常議員会

1. 開催日時 令和3年2月26日（金） 13:30～15:00
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 大会議室・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 19名
4. 議案 **【審議事項】**
第1号議案 新会員承認の件
第2号議案 主たる事務所移転の件
第3号議案 会館管理運営規程設置の件
第4号議案 育児・介護休業規程改訂の件
第5号議案 令和3年度部会予算配分の件
【協議事項】
第6号議案 令和3年度事業計画（案）の件
5. 議事の概要 議案第1号～第5号は原案どおり承認され、第6号議案は次回審議となった。

▽第10回常議員会

1. 開催日時 令和3年3月12日（金） 13:30～14:40
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 大会議室・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 15名
4. 議案 **【審議事項】**
第1号議案 令和3年度事業計画（案）承認の件
第2号議案 令和3年度収支予算（案）承認の件
第3号議案 令和3年度借入限度額（案）承認の件
第4号議案 小田原箱根商工会議所 規則改訂の件

- (1) 就業規則改訂
- (2) 給与規則改訂
- (3) パートタイマー、契約職員就業規則改訂

5. 議事の概要 議案第1号～第3号と第4号(1)(2)は原案どおり承認され、第4号(3)は原案のうち勤怠管理方法と給与計算期間と支払日の変更箇所のみ上程し承認された。

▽第11回常議員会

- 1. 開催日時 令和3年3月26日(金) 14:30～15:00
- 2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 大会議室・オンライン
- 3. 出席者数 役員・議員 20名
- 4. 議案 **【審議事項】**
 - 第1号議案 新会員承認の件
 - 第2号議案 令和2年度補正予算(案)承認の件
 - 第3号議案 定款変更の件
 - 第4号議案 特定退職金共済制度予定利率引下げに伴う対応の件
 - 第5号議案 原産地証明書発給手数料改定の件
 - 第6号議案 職員永年勤続表彰の件
- 5. 議事の概要 議案第1号～第6号は原案どおり承認された。

(4) 監事会

- 1. 開催日時 令和2年6月3日(水) 15:30～17:00
- 2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 会員談話室
- 3. 議題 (1) 令和元年度一般会計及び特別会計監査執行の件
監事3名により令和元年度小田原箱根商工会議所事業報告並びに一般会計及び諸特別会計について、諸帳簿、諸証拠書類に対照して精密に審査が進められ、正当と認められた。

(5) 箱根支部会議

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
4/8	はこねすきプロジェクト会議	商工会議所	12	1. 情報共有について 2. 今後の事業について
4/13	誘客宣伝委員会	箱根町役場	17	1. 今後の活動内容の進捗状況報告 2. 情報共有
5/11	誘客宣伝委員会	箱根町役場	18	1. 今後の活動内容の進捗状況報告 2. 情報共有
6/2	箱根町商店連絡協議会 正副会長会議	箱根支部	3	1. 令和元年度事業報告並びに収支決算について 2. 令和2年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について

月日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
				3. その他
6/8	誘客宣伝委員会	箱根町役場	18	1. 今後の活動内容の進捗状況報告 2. 情報共有
6/16	はこねすきプロジェクト会議	商工会議所	16	1. 箱根登山鉄道開通関連事業について 2. その他
6/25	箱根町商店連絡協議会 定時総会	—	15	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和元年度事業報告並びに収支決算 について 2. 令和2年度事業計画（案）並びに 収支予算（案）について 3. その他
7/3	はこねすきプロジェクト会議	日清亭	15	1. 箱根登山鉄道開通関連事業について 2. その他
7/13	誘客宣伝委員会	オンライン	17	1. 今後の活動内容の進捗状況報告 2. 情報共有
10/12	誘客宣伝委員会	箱根町役場	17	1. 今後の活動内容の進捗状況報告 2. 情報共有
11/9	誘客宣伝委員会	さくら館	15	1. 今後の活動内容の進捗状況報告 2. 情報共有
12/8	ジオパーク特産品 開発委員会	箱根支部	14	1. 認定特産品更新について 2. feelNIPPON春2021出展について 3. その他
1/15	ジオパーク特産品 開発委員会	—	16	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. feelNIPPON春2021出展中止について
2/15	箱根支部役員会	—	23	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和3年度事業計画について 2. その他
2/19	箱根町商店 連絡協議会 正副会長会議	—	3	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. テイクアウトPR事業について

(6) 部会会議

ア 商業部会

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
5月	役員会	—	28	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和元年度会議・事業報告について 2. 令和元年度決算報告について 3. 令和2年度収支予算（案）について
5月	監事会	—	2	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 事務局持ち回りにて実施】 令和元年度商業部会収支決算書等を監査
6月	定時総会	—	869	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和2年度会議・事業報告並びに 収支決算報告の件 （監査報告） 2. 令和2年度事業計画（案）並びに 収支予算（案）承認の件 3. その他
8/3	会員委員会	商工会議所	2	1. 優良小売店舗表彰候補店について 2. 会員委員会について 3. その他
8月	役員会	—	28	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 小田原市優良産業勤労者表彰について 2. 神奈川県優良産業人表彰について
9/2	優良小売店舗表彰 審査会	商工会議所	4	以下6店舗の表彰を決定 ・Kawachiya ・吟味亭ともや ・iTtoku ・補聴器プラザ小田原 ・勝俣商店 ・韓国家庭料理マダムスン
11/16	役員会	商工会議所	14	1. 役員忘年会について 2. 部会員新年懇親会について 3. 令和2年度事業の実施について
2月	会員委員会	—	8	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和3年度会員委員会事業計画に ついて

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
2月	事業委員会	—	8	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和3年度事業委員会事業計画について
2月	まちづくり委員会	—	9	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和3年度まちづくり委員会事業計画について
2月	役員会	—	28	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和3年度商業部会事業計画（案）について

イ 工業ものづくり部会

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
5/29	正副部長・ 5委員長会議	—	11	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 県・市・町への要望書について 2. 定時総会事前打ち合わせについて 3. その他
6/3	定時総会	—	382	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和元年度事業報告並びに収支決算承認の件（監査報告） 2. 工業ものづくり部会規定一部改正の件 3. 令和2年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認の件 4. その他
6月	総務委員会	—	8	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 総務委員会事業・予算について （8月工業もの部会新聞（63号）の内容について） 2. 神奈川県・小田原市・箱根町の予算・政策に関する要望事項の検討について 3. 市・県表彰推薦について 4. その他
7月	教育委員会	—	8	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
				1. 教育委員会事業・予算について (視察研修会(管内、管外)について) 2. 神奈川県・小田原市・箱根町の予算・ 政策に関する要望事項の検討について 3. 市・県表彰推薦について 4. 講習会について 5. その他
7月	工芸委員会	—	15	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 工芸委員会事業・予算について 2. 神奈川県・小田原市・箱根町の予算・ 政策に関する要望事項の検討について 3. 市・県表彰推薦について 4. その他
7月	会員開発委員会	—	11	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 会員開発委員会事業・予算について (販路拡大事業、会員増強について) 2. 神奈川県・小田原市・箱根町の予算・ 政策に関する要望事項の検討について 3. 市・県表彰推薦について 4. その他
7月	親睦委員会	—	9	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 親睦委員会事業・予算について (ゴルフ(秋)、忘年会(12/9)、 視察会開催に伴う懇親会開催につ いて) 2. 神奈川県・小田原市・箱根町の予算・ 政策に関する要望事項の検討について 3. 市・県表彰推薦について 4. その他
8/19	第3回小田原・箱根 「木・技・匠」の 祭典実行委員会	箱根物産 連合会	15	1. 小田原・箱根「木・技・匠」の祭典 開催内容について 2. イベントの開催レイアウトについて 3. ワークショップに代わるイベント 内容について 4. その他

月日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
8/28	正副部長・ 5委員長会議	商工会議所	18	1. 常議員選任の件 (1) 花王(株)小田原事業場 (2) 富士フイルム(株)材料生産本部 2. 総務委員会 (1) 小田原市優良産業勤労者表彰推薦について (2) 神奈川県優良産業人表彰について (3) 神奈川県優良工場表彰【今年度中止】 (4) 神奈川県優良小規模企業者表彰【今年度中止】 (5) 工業もの部会新聞(第63号)について (6) 神奈川県・小田原市・箱根町の予算・政策に関する要望事項について 3. 教育委員会 (1) 管内・管外視察研修会について (2) 講習会について 4. 親睦委員会 (1) 第101回ゴルフ大会について (2) 忘年パーティについて 5. 会員開発委員会 (1) 販路拡大事業について 「テクノトランスファーinかわさき」 「テクニカルショウヨコハマ」 (2) ものづくりガイドブックについて 6. 工芸委員会 (1) 販路拡大とPRについて (2) 「木・技・匠の祭典」について 7. 新会館移転計画(案)について 8. 情報提供 9. その他
9/23	第4回小田原・箱根 「木・技・匠」の 祭典実行委員会	箱根物産 連 合 会	15	1. 会期中のワークショップについて 2. 2020木のクラフトコンペについて 3. イベントの開催レイアウトについて 4. その他
10/19	第5回小田原・箱根 「木・技・匠」の 祭典実行委員会	箱根物産 連 合 会	15	1. 祭典開催内容について 2. イベントの開催レイアウトについて 3. その他

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
11月	総務委員会	—	8	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 12月工業もの部会（64号）新聞の 内容について 2. 令和3年度事業計画（案）について 3. 令和4年度県・市・町要望について 4. その他
11/25	第6回小田原・箱根 「木・技・匠」の 祭典実行委員会	箱根物産 連合会	15	1. 木のクラフトコンペについて 2. 祭典開催内容について 3. 開催レイアウトについて 4. その他
12/23	第7回小田原・箱根 「木・技・匠」の 祭典実行委員会	箱根物産 連合会	15	1. 祭典開催内容について 2. その他
1/27	第8回小田原・箱根 「木・技・匠」の 祭典実行委員会	箱根物産 連合会	—	緊急事態宣言発出中のため中止
2月	総務委員会	—	8	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 3月工業もの部会（64号）新聞の内容 について 2. 令和2年度会議・事業報告について 3. 令和3年度事業計画（案）について 4. 令和4年度県・市・町要望について 5. その他
2月	工芸委員会	—	15	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和2年度会議・事業報告について 2. 令和3年度事業計画（案）について 3. 令和4年度県・市・町要望について 4. その他
2月	親睦委員会	—	9	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和2年度会議・事業報告について 2. 令和3年度事業計画（案）について 3. 令和4年度県・市・町要望について 4. その他

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
2月	教育委員会	—	8	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和2年度会議・事業報告について 2. 令和3年度事業計画（案）について 3. 令和4年度県・市・町要望について
2月	会員開発委員会	—	11	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和2年度会議・事業報告について 2. 令和3年度事業計画（案）について 3. 令和4年度県・市・町要望について
2/22	第9回小田原・箱根 「木・技・匠」の 祭典実行委員会	箱根物産 連 合 会	15	1. 祭典開催内容について 2. 木のクラフトコンペについて 3. その他
3/2	正副部会長・ 5委員長会議	商工会議所	9	1. 令和2年度会議・事業報告について 2. 令和3年度事業計画（案）について 3. 小田原・箱根産業まつり2021実行 委員選任について 4. 令和4年度県・市・町要望について 5. その他

ウ 観光飲食部会

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
5月	役員会	—	31	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議を実施】 1. 令和元年度事業報告・決算について 2. 令和2年度事業計画・予算について 3. 神奈川県・小田原市・箱根町に対す る要望について 4. 令和2年度小田原箱根商工会議所 優良小売店舗表彰推薦について
6月	定時総会	—	547	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 中止。先般の役員会の承認・決議をもつ て総会の承認・決議に代える】
8/21	役員会	—	31	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 小田原市優良産業勤労者表彰推薦に ついて 2. 神奈川県優良産業人表彰推薦について

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
9/2	優良小売店舗表彰 審査会	商工会議所	4	以下6店舗の表彰を決定 ・Kawachiya ・吟味亭ともや ・iToku ・補聴器プラザ小田原 ・勝俣商店 ・韓国家庭料理マダムスン
2月	役員会	—	31	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議を実施】 1. 令和3年度事業計画（案）について 2. 令和3年度収支予算（案）について 3. 小田原箱根大博覧会2021実行 委員選出について

エ 建設部会

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
4月	役員会	—	27	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和2年度 定時総会審議事項に ついて 2. 行政への要望項目について 3. 小田原市都市計画審議会委員推薦 について 4. 小田原箱根大博覧会2020委員 推薦について
6月	定時総会	—	708	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和元年度事業報告並びに収支決算 承認の件 2. 令和2年度事業計画並びに収支予算 （案）承認の件 3. その他
8/20	役員会	商工会議所	9	1. 小田原市優良産業勤労者表彰について 2. 神奈川県優良産業人表彰について 3. 令和2年度建設部会事業計画について 4. 令和3年予算・政策に関する要望に ついて 5. その他

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
2月	運営委員会	—	11	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議を実施】 1. 令和3年度運営委員会事業計画（案） について
2月	企画推進委員会	—	10	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議を実施】 1. 令和3年度企画推進委員会事業計画 （案）について
2月	親睦委員会	—	4	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議を実施】 1. 令和3年度親睦委員会事業計画（案） について
2/8	都市対策委員会	商工会議所	9	1. 令和3年度都市対策委員会事業計画 （案）について 2. 行政への要望について
2/8	役員会	商工会議所	10	1. 令和2年度部会事業の遂行状況につ いて 2. 令和3年度部会事業企画（案）につ いて 3. 産業まつり実行委員会委員の推薦に ついて 4. 行政への要望について 5. 伊豆湘南道路に関する協議会について 6. 小田原市立病院整備事業について 7. その他

オ 金融庶業部会

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
4月	役員会	—	18	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 定時総会について 2. 親睦ボウリング大会について 3. 神奈川県・小田原市・箱根町に対する 要望について
6月	定時総会	—	437	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 中止。先般の役員会の承認・決議をもつ て総会の承認・決議に代える】

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
8/27	役員会	—	18	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 小田原市優良産業勤労者表彰推薦について 2. 神奈川県優良産業人表彰推薦について 3. その他
12/8	役員会	商工会議所 オンライン	15	1. 新年懇談会について 2. 親睦事業について 3. 令和3年度小田原市予算・政策に関する要望（回答）について
2/16	役員会	商工会議所 オンライン	14	1. 令和2年度事業報告について 2. 令和3年度事業計画（案）について 3. 小田原・箱根大博覧会2021実行委員選出について

カ 交通運輸部会

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
6月	役員会	—	18	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和元年度事業・会議報告承認の件 2. 令和2年度事業計画承認の件 3. 行政への要望（案）の件 4. その他
6月	定時総会	商工会議所	180	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 中止。先般の役員会の承認・決議をもって 総会の承認・決議に代える】
6月	定時総会 (はんだるクラブ)	—	18	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和元年度事業報告並びに収支決算 承認の件 2. 令和2年度事業計画（案）並びに 収支予算（案）承認の件 3. その他
7月	役員会	—	18	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議を実施】 1. 部会長選任の件 2. 常議員選任の件 3. その他

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
8月	役員会	—	18	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 小田原市優良産業勤労者表彰の件 2. 神奈川県優良産業人表彰推薦の件 3. その他
11/9	役員会	商工会議所	12	1. 視察会について 2. 講演会ならびに新年懇親会について 3. その他
2月	正副部会長会議	—	7	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】

(7) その他の会議

ア 一般会議

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
4/16	新型コロナウイルス 対策会議	商工会議所	11	1. 会頭あいさつ 2. 小田原市・箱根町に対する緊急要望 提出報告について 3. 各種支援対策等について 4. その他
5/1	新型コロナウイルス 対策会議	商工会議所	13	1. 会頭あいさつ 2. 市・町への要望書 3. 合同記者会見 4. 支援策の内容と活用状況 5. 攻めの施策 6. その他
5/13	ハローワーク小田原 雇用連絡協議会	小田原公共 職業安定所	8	1. 2020年度の雇用事業について 2. その他
5/27	新型コロナウイルス 対策会議	商工会議所	13	1. 会頭あいさつ 2. 市・町への要望書第2弾について 3. 新型コロナウイルス緊急アンケート 結果について 4. 各種支援対策について 5. その他
7/15	ハローワーク小田原 雇用連絡協議会	小田原公共 職業安定所	8	1. コロナ禍に係る市・商工会議所・ハ ローワークのこれまでの対応について 2. その他

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
8/19	新型コロナウイルス対策会議	商工会議所	10	1. 会頭あいさつ 2. 国・県・市町各種支援策と当所の支援・取組みについて 3. その他
10/9	新型コロナウイルス対策会議	商工会議所	10	1. 会頭あいさつ 2. 国・県・市町各種支援策と当所の支援・取組みについて 3. その他
12/3	館内入居団体連絡会	商工会議所	10	1. 館内入居団体年末年始業務について 2. 年末ごみ処理について 3. 館内防災訓練と防火対象物点検報告特例認定について 4. 新会館への移転時期等について 5. その他
12/15	新型コロナウイルス対策会議	商工会議所	9	1. 会頭あいさつ 2. 国・県・市町各種支援策と当所の支援・取組みについて 3. 新型コロナウイルス関連施策 4. アンケート結果について 5. その他
12/16	ハローワーク小田原雇用連絡協議会	小田原公共職業安定所	8	1. 合同企業説明会について 2. 2020年度若年者雇用支援事業「ジョブスタディ」について
1/13	新型コロナウイルス対策会議	商工会議所	10	1. 会頭あいさつ 2. 行政に期待するコロナ支援策(案)について 3. その他
3/18	ハローワーク小田原雇用連絡協議会	小田原公共職業安定所	8	1. 合同企業説明会について 2. 合同入社式について 3. 2021年度の事業について

イ 小田原箱根大博覧会会議

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
5/11	第1回実行委員会	商工会議所	5	1. 正副実行委員長の選出について 2. 本年度の運営について 3. その他
7/6	第1回企画運営部会	商工会議所	17	1. 各事業の推進と進捗について
7/10	第1回正副実行委員長会議	商工会議所	8	1. 大博覧会概要について 2. その他

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
7/13	第2回企画運営部会	商工会議所	11	1. 各事業の推進と進捗について
7/20	第3回企画運営部会	商工会議所	15	1. 各事業の推進と進捗について
7/27	第4回企画運営部会	商工会議所	18	1. 各事業の推進と進捗について
8月	第2回実行委員会	—	18	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. スケジュール（案）について
8/4	第5回企画運営部会	商工会議所	19	1. 各事業の推進と進捗について
8/11	第6回企画運営部会	商工会議所	13	1. 各事業の推進と進捗について
8/18	第7回企画運営部会	商工会議所	25	1. 各事業の推進と進捗について
8/25	第8回企画運営部会	商工会議所	22	1. 各事業の推進と進捗について
9/1	第9回企画運営部会	商工会議所	12	1. 各事業の推進と進捗について
9/2	第3回実行委員会	商工会議所	11	1. 全事業内容の確認と進捗状況について 2. 予算（案）について 3. その他
9/8	第10回企画運営部会	商工会議所	18	1. 各事業の推進と進捗について
9/15	第11回企画運営部会	商工会議所	13	1. 各事業の推進と進捗について
9/23	第12回企画運営部会	商工会議所	15	1. 各事業の推進と進捗について
10/6	第13回企画運営部会	商工会議所	17	1. 各事業の推進と進捗について
10/13	第14回企画運営部会	商工会議所	18	1. 各事業の推進と進捗について
10/20	第15回企画運営部会	商工会議所	16	1. 各事業の推進と進捗について
10/27	第16回企画運営部会	商工会議所	14	1. 各事業の推進と進捗について
11/2	第17回企画運営部会	商工会議所	13	1. 各事業の推進と進捗について
11/10	第18回企画運営部会	商工会議所	16	1. 各事業の推進と進捗について
11/17	第19回企画運営部会	商工会議所	15	1. 各事業の推進と進捗について
11/25	第4回実行委員会	商工会議所	12	1. 大博覧会事業の進捗状況確認と今後 事業について 2. その他
12/2	第20回企画運営部会	商工会議所	14	1. 各事業の推進と進捗について
12/8	第21回企画運営部会	商工会議所	13	1. 各事業の推進と進捗について
12/15	第22回企画運営部会	BREEZE	10	1. 各事業の推進と進捗について
12/22	第23回企画運営部会	商工会議所	11	1. 各事業の推進と進捗について
1/12	第24回企画運営部会	商工会議所	11	1. 各事業の推進と進捗について
1/26	第25回企画運営部会	商工会議所	15	1. 各事業の推進と進捗について

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
2月	第5回実行委員会	—	18	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 今後の予定事業内容変更について
2/9	第26回企画運営部会	商工会議所	13	1. 各事業の推進と進捗について
2/16	第27回企画運営部会	商工会議所	16	1. 各事業の推進と進捗について
2/24	第28回企画運営部会	商工会議所	15	1. 各事業の推進と進捗について
3/2	第29回企画運営部会	商工会議所	17	1. 各事業の推進と進捗について
3/9	第30回企画運営部会	商工会議所	18	1. 各事業の推進と進捗について
3/16	第31回企画運営部会	商工会議所	18	1. 各事業の推進と進捗について
3/23	第32回企画運営部会	商工会議所	19	1. 各事業の推進と進捗について

(8) 委員会

ア 会員増強委員会

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
8/26	委員会	—	18	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和2年度会員増強功労者表彰選考 について
2/18	委員会	—	18	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和3年度事業計画（案）について

イ エネルギー・環境委員会

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
9月	省エネ診断周知	—	—	工業ものづくり部会員を対象に省エネ 診断のチラシを配布
11/12	省エネ診断と 補助金活用セミナー	商工会議所 オンライン	11	1. 省エネ診断と省エネ関係の補助金活用 2. 小規模事業者における活用の実例 3. 中規模あるいはユニークな省エネ事 例の紹介 4. 省エネ相談プラットフォーム事業の 紹介
2/25	委員会	商工会議所 オンライン	9	1. 副委員長長の選任について 2. 令和3年度事業計画（案）について 3. その他

ウ 防災委員会

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
6/30	防災委員長と小田原市との情報交換会	商工会議所	7	1. 小田原市の防災における行政・民間企業・自治会間の連携の確認の件 2. 今後の小田原市の防災における行政・民間企業・自治会間の連携の件 3. 防災セミナーの件 4. その他
9/24	企業のための災害復興セミナー	商工会議所	31	1. 小田原市・箱根町の災害状況について説明 2. 地域産業の復興と雇用確保 ～産業復興の視点から～ 3. 商工会議所会員向け・保険制度のご案内
9/30	防災委員と小田原市との情報交換会	市役所	29	1. 小田原地域の防災対策における現状と課題 2. 行政・自治会・企業の連携について 3. その他
11/9	防災委員長と小田原市防災職員との意見交換会	商工会議所	3	小田原箱根商工会議所と小田原市による包括的な協定の締結に向けた課題等を共有。
2/24	防災委員会	商工会議所 オンライン	10	1. 小田原市の防災協定（令和2年10月時点）に関する情報共有について 2. 会員事業所向け 災害時の意識調査アンケート（3月実施予定）の内容について 3. 今後の協定締結に向けたスケジュールについて 4. その他
3/5 ～22	災害時における協力に関する会員向けアンケート調査	会員事業所	2,178	防災委員会より、2,178事業所にアンケート調査を送信し、412事業所より回答を頂く。

エ まちづくり委員会

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
10/20	委員会	商工会議所	8	1. 令和2年度委員会事業計画 2. (仮称)まちづくりフォーラム開催について 3. その他
11/11	まちづくりフォーラム「コロナの時代の	H a m e e	19	小田原箱根地域での「新しい働き方と暮らし方」について、パネルディスカッションを実施

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
	新しい働き方と暮らし方」			

オ 観光振興委員会

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
1/21	体験型観光セミナー	商工会議所	6	1. 体験商品の作り方 2. 販路拡大方法 ※終了後、個別相談を実施
2/22	委員会	—	16	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 観光振興委員会令和3年度事業計画 について

(9) 教育旅行に関する会議・事業

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
5/28	西さがみ教育旅行誘致推進協議会総会	—	8	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 平成31年度事業報告 2. 平成31年度収支決算報告・監査報告 3. 令和2年度事業計画（案）について 4. 令和2年度収支予算（案）について 5. その他

(10) 創業支援に関する会議・事業

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
5/23	起業スクール運営会議	オンライン	7	起業スクール開催の打ち合わせ コロナのため延期時期の模索
8/7	起業スクール運営会議	商工会議所	8	起業スクールカリキュラムの打ち合わせ コロナ対策の検討
9/17	ビジネススクール企画会議	旧三福不動産	3	本年度の第3新創業塾の概要について 協議
9/18	起業スクール運営会議	商工会議所	9	起業スクール開催直前の打ち合わせ
9/26	起業スクール第1回	商工会議所	40	経営者の心構え、ビジネスコミュニケーション
10/3	起業スクール第2回	商工会議所	38	マーケティング戦略・創業の基礎知識
10/10	起業スクール第3回	商工会議所	36	会計の仕組み、売上の立て方、先輩創業体験談

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
10/17	起業スクール 第4回	商工会議所	37	収支計画・利益計画の立て方、必要資金及びコストの把握
10/31	起業スクール 第5回	商工会議所	38	資金調達、創業者向け融資等の紹介、ビジネスプランの作成
10/31	起業スクール 運営会議	商工会議所	9	今年度カリキュラム振り返り、来年度スクール日程仮組み
11/7	起業スクール 第6回	商工会議所	35	ビジネスプランの発表会
12/9	第3新創業塾 第1回	商工会議所	12	やりたいこととやるべきことの両立 講師：(株)マザーハウス 代表取締役副社長 山崎 大祐氏
1/17	第6回小田原起業 スクールアフター フォロー相談会①	商工会議所	11	本年度スクール卒業生のうち希望者を募り、個別相談会を開催。
1/31	第6回小田原起業 スクールアフター フォロー相談会②	商工会議所	4	本年度スクール卒業生のうち希望者を募り、個別相談会を開催。
2/8	起業スクール 運営会議	オンライン	8	起業スクール卒業生交流会及び次年度カリキュラム等の打ち合わせ
3/20	起業スクール 交流会	商工会議所	16	起業スクール卒業生の交流事業を開催
3/20	起業スクール 運営会議	商工会議所	8	次年度カリキュラム等の打ち合わせ 募集・広報について
3/31	知識補完セミナー 動画配信開始	オンライン	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計入門 会計にまつわる言葉と仕組み 2. 知っておきたい会計のルール 売上はいつ計上？ 3. 【個人事業主版】これでわかった 経営計画書の作り方 4. 【個人事業主版】経営成績を わかりやすくする方法 5. 実践マーケティング講座 標的顧客とSWOT分析 6. 実践マーケティング講座 マーケティングミックスとは 7. 補助金申請のキホン 小規模事業者持続化補助金とは 8. 補助金申請のポイント 事業計画のストーリーと書き方

(1) タスクフォース

ア 気候変動

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
7/15	委員会	魚がし	9	1. 今後の事業について 2. その他
8/7	委員会	商工会議所 オンライン	9	1. 今後の事業について 2. その他
8/26	気候変動イニシア ティブほかの方々の 顔合わせ&勉強会	オンライン	21	基調講演 テーマ：気候変動が変えるビジネスの在り方 講師：気候変動イニシアティブ 代表 末吉 竹二郎氏 レクチャー テーマ：投資家・企業のパリ協定の守り方 ～SBT・RE100・気温上昇スコア～ 講師：CDP Worldwide-Japan シニアマネジャー 高瀬 香絵氏 テーマ：地域主導の再生可能エネルギー 事業の展望 講師：都留文科大学 文学部 地域社会学科 教授 高橋 洋氏 テーマ：世界中の企業に広がる自然エネ ルギー 講師：自然エネルギー財団 シニアマネジャー 石田 雅也氏 テーマ：脱炭素と企業競争力 講師：ブルームバーグNEF 日本・韓国 分析部門長 黒崎 美穂氏 テーマ：グリーン・リカバリー議論の 国際動向 講師：WWFジャパン 気候エネルギー・ 海洋水産室長 山岸 尚之氏 テーマ：アミタグループ サーキュラー・ エコノミーの取り組み 講師：アミタホールディングス株式会社 代表取締役会長兼社長 熊野 英介氏 テーマ：コロナ危機を持続可能な経済 確立の機会に 講師：自然エネルギー財団 事業局長 大林 ミカ氏 テーマ：2030年エネルギーミックスへの 提案 講師：自然エネルギー財団 常務理事 大野 輝之氏

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
8/28	委員会	オンライン	11	1. 今後の事業について (1) 認知度調査について (2) 啓発(情報提供)事業について 2. その他
9/18	委員会	商工会議所 オンライン	10	1. 今後の事業について (1) 認知度調査について (2) 啓発(情報提供)事業について 2. その他
10/9	委員会	商工会議所 オンライン	9	1. 今後の事業について 2. その他
11/20 ～ 12/15	気候変動に関する アンケート調査	会員事業所	3,181	134事業所より回答を得た
11/24	オンラインセミナー	オンライン	17	テーマ: 自然エネルギーが貢献する気候 変動対策と世界の潮流 講師: 自然エネルギー財団 シニア マネージャー 石田 雅也氏
12/14	委員会	商工会議所 オンライン	9	1. 今年度事業の経過報告について 2. 今後の事業について 3. その他
12/17	オンラインセミナー	オンライン	23	テーマ: キッチンから始める環境活動 講師: NPO法人 mama's hug代表 山本 加世氏
1/20	委員会	商工会議所 オンライン	9	1. 今年度事業の経過報告について 2. 今後の事業について 3. その他
1/26	オンラインセミナー	オンライン	25	テーマ: 森里における気候変動の影響と 今後の展望 講師: ㈱T-FORESTRY 代表取締役 辻村 百樹氏
2/18	オンラインセミナー	オンライン	25	テーマ: 魚屋の親父が感じる魚種の変化と 気候変動 講師: ㈱魚國商店 代表取締役社長 古川 孝昭氏
2/25	委員会	商工会議所 オンライン	8	1. 今後の事業について 2. その他
3/18	オンラインセミナー	オンライン	19	テーマ: 次世代からみた気候変動と自 分たちにできること

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
				講師：EMPOWER Project 共同代表 東京大学医学部 飯山 智史氏 ノンブランド小田原所属 日本大学三島高校 佐藤 萌々花氏
3/24	委員会	商工会議所 オンライン	7	1. 今後の事業について 2. その他

イ TOKYO2020

月日	会議名	開催場所	出席者数	内容
10/1	オリパラ活性化 委員会幹事会	市役所	9	1. 状況共有について 2. スポーツコミッションについて 3. その他
10/4	バリアフリー おだわらフォーラム	UMECO	1	小田原のバリアフリーの在り方についての講演会に出席
10/29	オリパラ活性化 委員会全体会	市役所	26	1. 状況共有について 2. ラグビーオリパラ活性化委員会報告 3. スポーツコミッションについて
10/29	オリパラ活性化 委員会幹事会	市役所	10	1. スポーツコミッションについて 2. その他
11/25	オリパラ活性化 委員会幹事会	市役所	9	1. 状況共有について 2. スポーツコミッションについて 3. その他
12/3	委員会	商工会議所	17	1. メンバーの紹介 2. オリパラに向けた現状について 3. 今後の進め方について 4. その他
12/18	オリパラ活性化 委員会幹事会	市役所	9	1. スポーツコミッションについて 2. その他
1/19	オリパラ活性化 委員会幹事会	市役所	9	1. スポーツコミッションについて 2. その他
3/10	委員長・幹事・ 事務局会議	商工会議所	3	次回委員会会議議題について打ち合わせ
3/24	委員長・幹事・ 事務局会議	商工会議所	4	次回委員会会議議題について打ち合わせ

6. 事業

(1) 各種事業活動

ア 一般事業

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
4/3	合同入社式	—	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】
4/17	制度改正に伴う専門家派遣等事業「働き方改革関連法・雇用調整助成金説明会」	商工会議所	123	新型コロナウイルスの影響による雇用調整助成金特例に関する説明会 講師：社会保険労務士 青山 和則氏 大石 浩氏
5月中	会員満足度調査アンケート	管内事業所	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】
6/2	会員大会 動画配信開始	—	—	配信内容 1. 鈴木会頭からのメッセージ 2. 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者役に役立つ経営支援策の解説 (1-1) 雇用調整助成金の解説 (1-2) 厚生年金保険料等の納付猶予の特例の解説 (2) 税金納付猶予などの解説 (3) 各種金融支援の概要 (4-1) IT導入補助金 (4-2) ものづくり・商業・サービス補助金の解説 (4-3) 小規模事業者持続化補助金の解説 (5) 各種給付金、支援金関係の解説 (6) 事業所における新型コロナウイルス感染症対策の解説
6/11 ～ 1/31	小田原箱根 オンライン百貨店	—	—	会員事業所等の商品を掲載したECポータルサイトを開設 掲載事業所：39社 掲載商品数：82品
8/20 ・21	そろばん体験教室	—	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】
8/22	珠算優良生徒表彰	—	9	珠算の振興と技術の向上を図るため、優良生徒の表彰を各珠算塾にて実施 (日本珠算連盟小田原支部と共催)

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
9／ 16・17 28・30 10／ 1・14 15・16	企業従事者 健康診断	商工会議所 小田原卸 商業団地 仙石原文化 センター	1,108	企業従事者労働安全衛生規則法定検診及び 特別検診
10／27	会員表彰式	湯本富士屋 ホテル	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 中止】
10／27	小田原・箱根気候 変動ワンチーム宣言	湯本富士屋 ホテル オンライン	24	宣言趣旨説明、宣言。各団体による取組み (構想・計画)の発表、講演。 テーマ：ポストコロナの時代の地域の暮らしと 経済のあり方 講師：国連環境計画・金融イニシアチブ (UNEP FI) 特別顧問「気候変動イ ニシアティブ」代表 末吉竹二郎氏
11／12	省エネ診断と 補助金活用セミナー	商工会議所 オンライン	11	1. 省エネ診断と省エネ関係の補助金活用 2. 小規模事業者における活用の実例 3. 中規模あるいはユニークな省エネ事例 の紹介 4. 省エネ相談プラットフォーム事業の紹介
12／13	第56回小田原 珠算競技大会	商工会議所	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 中止】
1／8	新年会員 賀詞交歓会	小田原お堀端 コンベンション ホール	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 中止】
1／22	議員例会	小田原お堀端 コンベンション ホール オンライン	35	1. 講演 テーマ：公民連携による「自立分散型 まちづくり」への取組～再エ ネを活用した地域マイクログ リッドの構築～ 講師：湘南電力(株) 代表取締役社長 原 正樹氏
3／3 ～ 3／26	新型コロナウイルス 感染症対策消毒 事業費補助金事業	—	—	小田原市内の事業所内において新規陽性者 が発生した場合に消毒作業委託費の一部補 助、もしくは独自で消毒作業を行うための 備品提供を行う補助事業を実施
3／9	合同企業説明会	小田原お堀端 コンベンション ホール	87	会員事業所24社が参加

イ 小田原箱根大博覧会事業

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
8/29 ・30	H a k o n e Nature Festa 2 0 2 0	芦ノ湖 キャンプ村	280	箱根の自然の中で楽しむアクティビティを紹介する等、箱根の自然をPR
9/24	企業のための 災害復興セミナー	商工会議所	31	1. 小田原市・箱根町の災害状況について説明 2. 地域産業の復興と雇用確保 ～産業復興の視点から～ 講師：中小企業診断士 藤田 千春氏 3. 商工会議所会員向け保険制度のご案内
11/4	無料経営相談会	商工会議所	18	7士業（弁護士、社会保険労務士、税理士、行政書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、不動産鑑定士）による会員限定の無料経営相談会を開催
11/7	秋のなりわい文化祭 「お魚博士に親子で 海のお仕事を学ぼう！」	商工会議所	6	魚市場のお仕事動画を見ながら学ぶ座学の講座を開催 (協力：㈱小田原魚市場)
11/7	秋のなりわい文化祭 「親子で梅コロッケ 作り体験と小田原の 食文化を学ぼう！」	田中屋 本店	5	梅コロッケ作り体験を実施 (協力：㈱田中屋本店)
11/7 ・8	秋のなりわい文化祭 「免疫力を高める 甘酒と麴料理の実食 店主と箱根旧街道を 学ぼう！」	甘酒茶屋	12	箱根旧街道の歴史解説と麴料理の実食 (協力：㈱甘酒茶屋)
11/23	スポーツフェス 「小田原沖カップル 船釣り大会」	小田原沖	29	小田原漁港から国府津沖まで移動しアマダイ釣りを実施。地元の海をPRするため、参加者側と運営側の双方より当日の模様をWEB上で発信。地元の飲食店や農産物のPRと市中回遊促進のためにガイドブック「パスポート2020」を配布。
12/4	スポーツフェス 「第1回箱根 リゾートカップ ゴルフ&女子コンペ」	大箱根 カントリー クラブ	29	ゴルフ女子（カップル・親子参加）を主なターゲットとし、当地への再訪に繋がるよう地域の旅館・美術館等のチケットを賞品としたゴルフ大会を実施。
12/15 ～ 1/15	小田原 水れもんバル	小田原駅周辺	—	参加協力32店舗で1ヶ月間利用できるバルチケットにより、3密状態の発生防止に配慮した地域の飲食店の来訪促進を実施。
3/1 ～21	スポーツフェス 「小田原 陸釣り大会」	小田原 近辺の海	239	スマートフォンアプリを利用し、小田原近辺（中村川～早川）での陸釣り大会を実施。参加者が釣果を撮影し、その写真によるフォトコンテストを実施。

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
3/1 ～21	スポーツフェス 「箱根芦ノ湖 釣り大会」	芦ノ湖	192	スマートフォンアプリを利用し、箱根芦ノ湖での釣り大会を実施。参加者が釣果を撮影し、その写真によるフォトコンテストを実施。
3/12	スポーツフェス 「第2回箱根 リゾートカップ ゴルフ&女子コンペ」	大箱根 カントリー クラブ	38	ゴルフ女子（カップル・親子参加）を主なターゲットとし、当地への再訪に繋がるよう地域の旅館・美術館等のチケットを賞品としたゴルフ大会を実施。
3/27 ・28	スポーツフェス 「チャリダーズ パラダイス 箱根・小田原」	小田原鈴廣 かまぼこの里 駐車場	500	地域を訪れるサイクリストを主なターゲットとし、小田原・箱根の豊かな自然、歴史や文化、この土地ならではの食の紹介等を行うイベントを実施。また、神奈川県警小田原警察署の協力の下、自転車の交通安全の啓発活動等を実施。
3/27 ・28	箱根おとうふ市場	小田原鈴廣 かまぼこの里 駐車場	320	美食を交えた箱根豆腐の紹介と販売店のPRを実施。

ウ 箱根支部事業

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
5/3	はこねすきプロジェクト 清掃活動	湯本	11	湯本駅前の清掃活動を実施
5/24	はこねすきプロジェクト 清掃活動	仙石原 強羅	13	仙石原乙女観光案内所並びに強羅駅前の清掃活動を実施
7/15	補助金個別相談会	箱根支部	5	持続化補助金等の個別相談会を開催
9/9	補助金個別相談会	箱根支部	5	持続化補助金等の個別相談会を開催
11/11	補助金個別相談会	箱根支部	5	持続化補助金等の個別相談会を開催
11/18	融資・労務・経営 相談会	箱根支部	11	融資・労務・経営相談会を開催
12/18	はこねすきプロジェクト 募金事業	箱根登山鉄道	7	箱根登山鉄道沿線の景観整備のための募金を贈呈
2/4	融資・労務・経営 個別相談会	箱根支部	9	融資・労務・経営の個別相談会を開催
3月	HAKONE-EATS	—	—	箱根町商店街連絡協議会と企画。箱根町内のテイクアウト、デリバリーができる51店を集めたチラシを作成し、町内に新聞折込で周知した。

エ 部会事業

(ア)商業部会

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
11/20	役員視察会	ミナカ 小田原	4	開業前のミナカ小田原の施設内を見学
11/24	小田原市優良産業 勤労者表彰並びに 技能者表彰表彰式	生涯学習 センター けやき	8	部会推薦により8名受賞 下村亮太 (株)小田原魚市場) 甲斐典夫 (株)小田原魚市場) 関口 肇 (株)小田原百貨店) 渡辺摩利子 (株)小田原百貨店) 菌部利弘 (有)クラフト木の実) 熊澤志津子 (株)スポーツプラザ報徳) 西岡誓士 (万葉倶楽部(株)) 横山和雄 (万葉倶楽部(株))
12/12	小田原市主要 商店街流動客調査	小田原駅 周辺各所	—	小田原駅周辺各所にて12時～18時で流動客調査を実施
2/5	神奈川県 優良産業人表彰	—	2	部会推薦により2名受賞 半田幸一 (小田原青果(株)) 小泉光正 (箱根登山トータルサービス(株))

(イ)工業ものづくり部会

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
4月 ～3月	地場産業界 関係者の 巡回指導	—	—	小田原市地場産業振興協議会との合同事業として、地場産業関係者の現状抱える問題・課題や新たな動きのヒアリング。 延べ24回(28社) 木工関係者 5社、蒲鉾関係者 5社 干物関係者 8社、菓子関係者 3社 漬物関係者 5社、事業所会員 2社
5月	第101回親睦 ゴルフ大会	—	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】
8/31	工業もの部会 新聞発行	—	—	工業もの部会新聞第63号
9/23	業務効率向上のため の時間管理セミナー	商工会議所	18	関東ポリテクセンターとの共催事業 講師：中小企業診断士 古成 篤氏
10月	管内視察会	—	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】
11/11 ～13	第33回先端技術 見本市 テクノ トランスファー inかわさき2020	川崎市	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】

月日	事業名	開催場所	出席者数	内 容
11/24	小田原市優良産業 勤労者表彰並びに 技能者表彰表彰式	生涯学習 センター け や き	11	部会推薦により11名受賞 鈴木雄平（ライオン(株)小田原工場） 天野幹也（小田原ガス(株)） 新井貴子（花王(株)小田原事業場） 山根義成（第一三共ケミカルファーマ(株) 小田原工場） 廣瀬憲治（Meiji Seikaファルマ(株) 小田原工場） 福原徳代（相日防災(株)） 堀本高彦（(株)鈴廣蒲鉾本店） 小松敦子（(株)古川） 河野一也（久津間製粉(株)） 田極浩二（極東精機(株)） 杉崎 功（杉崎木工所）
12/8	忘年パーティ	商工会議所	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 中止】
12/24	工業もの部会 新聞発行	—	—	工業もの部会新聞第64号
12月	第101回親睦 ゴルフ大会	—	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 中止】
2/5	神奈川県 優良産業人表彰	—	2	部会推薦により1名受賞 青木 勉（相日防災(株)） 露木孝作（露木木工所）
2月	ものづくり企業 ガイドブック Vol.4発行	—	—	100社掲載 2/1時点の部会員事業所へ配布。各種 イベントや行政・高校等へ配布予定
2/15 ～26	第42回工業技術 見本市テクニカル ショウヨコハマ2021	オンライン 見本市	9	(有)新玉製作所、(株)FRPカジ、(株)成信、(有) 川田製作所、(有)津田製作所、(株)三陽、ヤブ タ塗料(株)、(株)吉工、尾下紙業(株)
2/27 ・28	小田原箱根 木・技・匠の祭典	小田原地下街 ハルネ小田原	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 中止】
3/9	木のクラフトコンペ 表彰式	箱根物産 連 合 会	20	
3/9	マニュアル 作成セミナー	商工会議所	20	関東ポリテクセンターとの共催事業 学校法人産業能率会大学総合研究所 研究員 福岡 宣行氏
3/17	木のクラフトコンペ 表 彰	—	—	オンラインコンペ開催
3/31	工業もの部会 新聞発行	—	—	工業もの部会新聞第65号

(ウ)観光飲食部会

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
9/14	セミナー	商工会議所	10	テーマ：商品開発・商品アレンジセミナー 「ネットで思わず買いたくなる商品を作るために」 講師：(同) コンフォートワン 代表 小澤 富士夫氏
10/21	Go To Eat かながわ食事券 事業オンライン 説明会	商工会議所	9	事業概要、スケジュール、登録方法について
11/24	小田原市優良産業 勤労者表彰並びに 技能者表彰表彰式	生涯学習 センター けやき	4	部会推薦により4名受賞 千葉隆一 (株)しいの食品) 鈴木理女 (鈴廣かまぼこ(株)) 増子ヨシノ (株)東華軒) 中村直樹 (有)山竹)
1/21	セミナー	商工会議所	7	テーマ：あなたもこれから始められる！ 講師：アソビュー(株) 地域戦略部部長 アソビュー総研 所長 内田 有映氏
2/5	神奈川県 優良産業人表彰	—	1	部会推薦により1名受賞 星崎正一 (有)だるま料理店)

(エ)建設部会

月日	事業名	開催場所	出席者数	内容
10/1	親睦ゴルフ大会	箱根 カントリー クラブ	9	第1位 守屋徳則 (株)守屋電機) 第2位 倉田雅史 (株)東海ビルメンテナス) 第3位 宮本則行 (株)トムズ)
10/8	高田浄水場 再整備事業 地元企業向け説明会	商工会議所	14	小田原市水道局より、高田浄水場の再整備 事業について建設部会員を対象に説明会を 実施
11/24	小田原市優良産業 勤労者表彰並びに 技能者表彰表彰式	生涯学習 センター けやき	5	部会推薦により5名受賞 小野衛二 (小野造園) 中村康則 (瀬戸建設(株)) 佐藤良平 (瀬戸建設(株)) 池田 武 (株)東海ビルメンテナス) 金阿彌美和子 (株)東海ビルメンテナス)
2/5	神奈川県 優良産業人表彰	—	1	部会推薦により1名受賞 松本俊輔 (株)大和リアルエステート)
2/8	小田原市包括管理 マネジメントに 関する説明・意見 交換会	商工会議所	11	小田原市公共マネジメント課担当による、 包括管理マネジメントに関する説明および 意見交換を実施

月日	事業名	開催場所	出席者数	内 容
3 / 1	建設部会と湘南電力との意見交換会	商工会議所	10	建設部会と湘南電力と共同で取り組める事業について検討すべく、湘南電力(株)の役員と意見交換を実施
3 / 1	小田原市立病院新病院建設事業に係る地元貢献(案)説明会	商工会議所	25	小田原市市立病院 病院管理局 病院再整備課担当者より、新病院建設に関する地元事業者への貢献内容について説明を実施

(オ)金融庶業部会

月日	事業名	開催場所	出席者数	内 容
9 / 14 ～ 11 / 5	簿記3級講習会	商工会議所	17	日商簿記検定3級試験対策講座(全15回) 講 師：東京地方税理士会小田原支部 会員税理士 竹久保 智之氏
11 / 24	小田原市優良産業勤労者表彰並びに技能者表彰表彰式	生涯学習センター け や き	3	部会推薦により3名受賞 譲原和也(さがみ信用金庫) 金子富子(はりきゅう小田原治療室) 有田道子(㈱ブレイン・スタッフ)
2 / 5	神奈川県優良産業人表彰	—	1	部会推薦により1名受賞 草柳 恵(税理士法人エナリ)

(カ)交通運輸部会

月日	事業名	開催場所	出席者数	内 容
11 / 24	小田原市優良産業勤労者表彰並びに技能者表彰表彰式	生涯学習センター け や き	4	部会推薦により4名受賞 権藤康弘(㈱まるだい運輸倉庫) 小岩 誠(昭和運輸倉庫(株)) 加藤吉哲(相原興業(株)) 小金井公重(箱根登山鉄道(株))
2 / 5	神奈川県優良産業人表彰	—	1	部会推薦により1名受賞 澤地幸雄(㈱まるだい運輸倉庫)

オ ふれあい体験市場

月日	事業名	開催場所	出席者数	内 容
6 / 11	体験教室	ヤブタ塗料	3	簡単にできるDIY塗装体験～塗装の仕方
6 / 13	体験教室	そば處彌生	1	そば打ち体験
6 / 23	体験教室	ヤブタ塗料	2	簡単にできるDIY塗装体験～塗装の仕方
7 / 4	体験教室	三上工業	2	左官職人が教える壁塗と漆喰の型抜体験
7 / 9	体験教室	ヤブタ塗料	2	簡単にできるDIY塗装体験～塗装の仕方
7 / 10	体験教室	そば處彌生	2	うどん打ち体験
7 / 11	体験教室	そば處彌生	2	そば打ち体験

(2) 意見活動

小商工発第8号
令和2年4月9日

小田原市長
加藤 憲 一 様
小田原市議会議長
奥 山 孝 二 郎 様

小田原箱根商工会議所
会頭 鈴木 悌介

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について 緊急事態宣言の発出を受けて

4月7日に緊急事態宣言が発出され、当地もその対象地域となりました。宣言の趣旨であるウイルスの蔓延を抑えることのためには人の活動を抑制しなくてはならず、同時に地域の暮らしの血流である経済も廻さなくてはならないという非常に難しい課題に直面していると認識しております。

この非常時には、これまで以上に官民一体となった地域を挙げての、かつ、国や県の政策を待つことで機を逸するようなことのない迅速な対策が必要でありますので、ここに次の通り要望いたします。

記

<即時>

緊急事態宣言の意味（爆発的な蔓延を回避）を鑑み、とにかく人の動きを必要最低限に抑えることを優先すべきである。

1. この期間中に限り、中小店舗（例えば、接客を伴う小規模飲食店など）に対して営業自粛（一時休業）を強く促すことと、休業店舗への財政調整基金等を活用した補償（現金給付）をお願いしたい。

<短期的>

とにかく事業者に手持ち現金を持たせる（手元流動性を上げさせる）ための支援が必要である。

2. 緊急融資にあたり、小田原市による利子補給や信用保証料補助をお願いしたい。

雇用を維持確保するための支援が必要である。

3. 雇用調整助成金について、書類・手続きの簡素化を国へ要望をするとともに、申請書類作成支援のための専門家派遣をお願いしたい。

その他

4. 中小店舗の現金収入を創出するために、プレミアム商品券の先行販売と、その額面との差額の補助をお願いしたい。（商品券の使用はコロナ収束後とする）

<中期的>

5. 中小店舗の売上減少に伴う固定費削減のための家賃補助や固定資産税の免除、特例拡充と延長などをお願いしたい。
6. 市民税の納付期限の延長をお願いしたい。
7. 日本政策金融公庫等において既に融資を利用した者であっても、さらに運転資金が不足した事業者への市融資制度の柔軟な追加融資対応をお願いしたい。
8. 消費税の減免（税率の一時引き下げ）を国へ要望していただきたい。

以下はコロナ終息後に向けての要望です。

<長期的>

9. コロナ終息後の復興支援策（販促イベント、個店単位での改装資金補助など）をお願いしたい。
10. 県西地域全体での誘客事業に市がリーダーシップをとって臨んでいただくとともに、行政と民間の連携強化、並びに県西地域2市8町の連携強化をお願いしたい。

以上

小商工発第11号
令和2年4月9日

箱根町長

山口 昇士 様

小田原箱根商工会議所
会頭 鈴木 悌介

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について
緊急事態宣言の発出を受けて

4月7日に緊急事態宣言が発出され、当地もその対象地域となりました。宣言の趣旨であるウイルスの蔓延を抑えることのためには人の活動を抑制しなくてはならず、同時に地域の暮らしの血流である経済も廻さなくてはならないという非常に難しい課題に直面していると認識しております。

この非常時には、これまで以上に官民一体となった地域を挙げての、かつ、国や県の政策を待つことで機を逸するようなことのない迅速な対策が必要でありますので、ここに次の通り要望いたします。

記

<即時>

緊急事態宣言の意味（爆発的な蔓延を回避）を鑑み、とにかく人の動きを必要最低限に抑えることを優先すべきである。

1. この期間中に限り、中小店舗（例えば、小規模土産品小売店など）に対して営業自粛（一時休業）を強く促すことと、休業店舗への補償（現金給付）をお願いしたい。

<短期的>

とにかく事業者に手持ち現金を持たせる（手元流動性を上げさせる）ための支援が必要である。

2. 緊急融資にあたり、箱根町による利子補給や信用保証料補助をお願いしたい。

雇用を維持確保するための支援が必要である。

3. 雇用調整助成金について、書類・手続きの簡素化を国へ要望をお願いしたい。

<中期的>

4. 中小店舗の売上減少に伴う固定費削減のための固定資産税の免除、特例拡充と延長などをお願いしたい。

5. 町民税の納付期限の延長をお願いしたい。

6. 日本政策金融公庫等において既に融資を利用した者であっても、さらに運転資金が不足した事業者への町融資制度の柔軟な追加融資対応をお願いしたい。

7. 消費税の減免（税率の一時引き下げ）を国へ要望していただきたい。

以下はコロナ終息後に向けての要望です。

<長期的>

8. コロナ終息後の復興支援策（販促イベント、個店単位での改装資金補助など）をお願いしたい。

9. 県西地域全体での誘客事業に、行政と民間の連携強化、並びに県西地域2市8町の連携強化をお願いしたい。

以上

小商工発第18号
令和2年5月25日

小田原市長
守屋 輝彦 様

小田原箱根商工会議所
会頭 鈴木 悌介

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（追加）について

4月7日に緊急事態宣言が発出された際、4月9日付けで新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望を提出させていただきましたが、支援金や専門家派遣など施策として実現していただいたことにまずは感謝申し上げます。

爆発的な蔓延を回避し、医療体制の崩壊を防ぐため、人の動きを必要最低限に抑えることが最優先されるべきであると同時に、地元中小企業・小規模事業者の経営継続を図ることが急務であります。

つきましては、地域経済維持のための更なる支援策について、迅速に対応していただくことが必要でありますので、ここに次の通り要望いたします。

記

1. 支援金の拡充を

「緊急経済対策中小企業事業者等支援金」については、申請がはじまり、すでに交付決定されている事業者もあることと承知しております。

また、今回の緊急事態宣言の延長を受けて、追加経済支援策として新たな支援金を検討していると伺っております。

- 1) つきましては、すでに休業や消費行動制限により事業継続が厳しくなっている現況を注視していただき、県から休業要請があった業種にとどまらず、売上が著しく減少している施設を持っていない個人事業主なども含めた、事業収入申告を行っているすべての事業者に対して、遡って給付対象とした上での給付をお願いします。
- 2) また、追加の支援金についても、上記同様支給対象範囲を拡充した上で、既存の支援金給付済みの事業所も含めて支給対象としていただき、事業再建に向かえるようお願いします。

2. 支援の迅速な実行を

国、県の給付金、協力金、補助金などの支援を通じて一日も早く事業主が資金を手元にできるように、市による一時的な立て替え払いの検討と、国、県に対しては迅速な実行への働きかけをお願いします。

3. 売上回復のための支援を

人を動かさない、動かすことに加担しない形での売り上げ確保という観点で、プレミアム付き商品券の先行販売とその額面との差額の補助をお願いいたします。

使用をコロナ収束後と限定した商品券の販売を通じて、中小店舗の現金収入を創出することを目的とします。

4. 資金繰り負担軽減のための支援を

売上が減少した中小・小規模事業者の資金繰りへの負担を軽減するため、固定資産税の免除や固定費削減のための家賃補助などをお願いします。

また、消費税の減免（税率の一時引き下げ）を国へ要望することをお願いします。

5. 落ち込んだ需要を回復させるための支援を

小田原市で計画されている事業の前倒し発注をお願いするとともに、発注にあたっては、地元事業者を優先していただけるようお願いいたします。

6. 新型コロナウイルス感染症収束後の販売促進、誘客宣伝の支援を

コロナ収束後の復興支援策として、事業者が行う販促活動をはじめ、商店街や各種団体等が行う販促活動（イベント、商談会、展示会など）や誘客宣伝活動（キャンペーンなど）に対して、格段な予算措置をお願いします。

また、県西地域全体での誘客事業に市がリーダーシップをとって臨んでいただくとともに、行政と民間の連携強化、並びに県西地域2市8町の連携強化をお願いします。

以上

小商工発第19号
令和2年5月25日

箱根町長

山口 昇士 様

小田原箱根商工会議所
会頭 鈴木 悌介

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（追加）について

4月7日に緊急事態宣言が発出された際、4月9日付けで新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望を提出させていただきましたが、支援補助金や緊急融資の利子補給など施策として実現していただいたことに、まずは感謝申し上げます。

爆発的な蔓延を回避し、医療体制の崩壊を防ぐため、人の動きを必要最低限に抑えることが最優先されるべきであると同時に、地元中小企業・小規模事業者の経営継続を図ることが急務であります。

つきましては、地域経済維持のための更なる支援策について、迅速に対応していただくことが必要でありますので、ここに次の通り要望いたします。

記

1. 支援金の拡充を

「観光事業者等緊急支援補助金」については、申請がはじまり、すでに交付決定されている事業者もあることと承知しております。

- 1) つきましては、すでに休業や消費行動制限により事業継続が厳しくなっている現況を注視していただき、宿泊業、飲食業、小売業等観光関連の事業者にとどまらず、売上が著しく減少している施設を持っていない個人事業主なども含めた、事業収入申告を行っているすべての事業者に対象を広げた上で、事業再建のため追加の給付支援をお願いします。

2) また、追加の支援補助金についても、上記同様支給対象範囲を拡充した上で、既存の支援補助金給付済みの事業所も含めて支給対象としていただき、事業再建に向かえるようお願いいたします。

2. 支援の迅速な実行を

国、県の給付金、協力金、補助金などの支援を通じて一日も早く事業主が資金を手元にできるように、町による一時的な立て替え支払いの検討と、国、県に対しては迅速な実行への働きかけをお願いします。

3. 資金繰り負担軽減のための支援を

1) 売上が減少した中小・小規模事業者の資金繰りへの負担を軽減するため、固定資産税の免除や固定費削減のための家賃補助などをお願いします。

国へは消費税の減免（税率の一時引き下げ）について要望をお願いします。

2) 雇用調整助成金について、申請書類作成支援のための専門家派遣をお願いします。

4. 落ち込んだ需要を回復させるための支援を

箱根町で計画されている事業の前倒し発注をお願いするとともに、発注にあたっては、地元事業者を優先していただけるようお願いいたします。

5. 新型コロナウイルス感染症収束後の販売促進、誘客宣伝の支援を

コロナ収束後の復興支援策として、事業者が行う販促活動をはじめ、商店街や各種団体等が行う販促活動（イベント、商談会、展示会など）や誘客宣伝活動（キャンペーンなど）に対して、各段な予算措置をお願いします。

また、県西地域全体での誘客事業に、行政と民間の連携強化、並びに県西地域2市8町の連携強化をお願いします。

以上

令和3年度 小田原市予算・政策に関する要望について
(小田原市へ9月9日提出)

【企業支援】

項目	理由
1. 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について	当所が4月9日付け、5月25日付けで提出した緊急要望書について、迅速な対応をしていただきました。感謝申し上げます。引き続き地元中小企業・小規模事業者の経営継続を図ることが急務でありますことから、地域経済維持のための更なる支援策について、次のとおり重ねて要望いたします。

項 目	理 由
	<p>1. 売上回復のための支援を 対面型営業が難しい状況下でプレミアム付き商品券の先行販売とその額面との差額の補助をお願いいたします。プレミアム付き商品券の販売を通じて、中小店舗の現金収入を創出することを目的とします。</p> <p>2. 落ち込んだ需要を回復させるための支援を 行政で計画されている事業の前倒し発注をお願いするとともに、発注にあたっては、地元事業者を優先していただけるようお願いいたします。</p> <p>3. 新型コロナウイルス感染症収束後の新たなスタイルによる販売促進、誘客宣伝の支援を コロナ収束後の復興支援策として、事業者が行う販促活動をはじめ、商店街や各種団体等が行う販促活動（イベント、商談会、展示会など）や誘客宣伝活動（キャンペーンなど）に対して、格段の予算措置をお願いいたします。特にコロナ収束後においてはコロナ対策を念頭に置いた新たな企画・運営・アイデアが必要となってきます。これらの活動について、行政からの的確なアドバイスをお願いするとともに、県西地域全体での誘客事業に小田原市がリーダーシップをとって臨んでいただきますようお願いいたします。</p>
2. 地域経済循環の促進について	<p>地域の中小・小規模事業者は、地域の暮らしを下支えする地域経済を持続可能な形で元気にしていく役割があります。</p> <p>ポストコロナの中、単なる規模の拡大、数量の拡大での経済活動が描けない現状、地域で廻るお金を増やし、その廻るスピードを上げ、持続可能な地域の経済の力で地域を元気にする。このような視点で当所は事業活動を展開しております。</p> <p>中小・小規模事業者の振興が、その地域に働く人の収入を増やし、その地域での消費が活性化され、その地域の雇用が創出されていくなどの地域経済の好循環を促し、地域の暮らしを豊かにすることにつながります。</p> <p>そのために、各種経済団体をはじめ、行政、各種支援機関が連携・協力して人、モノ、カネ、情報等の地域内での循環を促進するため「(仮称) 地域経済循環促進条例」の制定を要望いたします。</p>
3. 持続可能な中小企業のための支援施策について	<p>当所では、改正小規模支援法により、小規模事業者による意欲的取組みを支援するため、市場分析、経営分析、事業計画策定、販路拡大などを通じて、小規模事業者に寄り添い伴走型で支援していくことが求められておりますが、多様化・高度化する中小企</p>

項 目	理 由
	<p>業のニーズに対応するためには、経営指導力の充実が必要です。</p> <p>事業者がポストコロナの中、小田原・箱根地域で継続的に事業をおこなっていくためにも、企業体力を強化し、経営改善し、良い形でスムーズに事業承継していくことが必要です。つきましては、下記項目についてご支援賜るよう要望いたします。</p> <p>1. 当所への安定的・継続的な予算措置</p> <p>少数精鋭で多様なニーズに対応できる指導員の指導力 向上を図っていくためにも、今後の補助金措置においては、商工会議所が行う中小企業支援活動に支障をきたさないよう、またより充実した支援ができるよう安定的・継続的な予算措置を要望いたします。</p> <p>2. マル経融資の利子補給制度の創設</p> <p>経営改善を目的とした、「小規模事業者経営改善資金（マル経資金）」（貸付限度額2,000万円、無担保・無保証人・低利）について、当所では積極的に事業者を活用していただき、県内でも利用件数、金額ともに上位を占め、コロナ禍の今年度においては、第一四半期で、すでに昨年度一年間の推薦件数とほぼ同数の件数を政府系金融機関である、日本政策金融公庫より実行していただいております。</p> <p>つきましては、ポストコロナの中、早急に経営改善を図り、県内他市町以上に事業継続し易い小田原に向かうためにも、小規模事業者経営改善資金（マル経資金）への利子補給制度の創設の検討を引き続き要望いたします。</p> <p>3. 事業承継マッチング事業への支援</p> <p>企業体力の弱い中小・小規模事業者の経営改善を図り、持続可能な経営力を身に付けていくための支援とあわせて、さまざまな事業承継に対応するため、「神奈川県事業承継ネットワーク」の活用や、当所をはじめ、さがみ信用金庫、横浜銀行、日本政策金融公庫、東京地方税理士会小田原支部にて立ち上げた「小田原箱根事業承継マッチング事業～襷をつなぐ～」を運営し、事業継続支援に力を注いでおります。</p> <p>そのような中、当所でも事業の周知に関しても尽力しておりますが、事業者の経営課題に対する事業承継の位置づけは低位であり、承継がスムーズに行われていない課題があります。</p> <p>つきましては、小田原市においても、管内事業所数を維持</p>

項 目	理 由
	<p>するため、事業者に向けて事業承継の制度周知についてご支援賜りたく要望いたします。</p>
4. 法人市民税均等割の減免について	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの企業が影響を受け、今後もこの影響は続くものと思われま。</p> <p>法人市民税の均等割は、売上や利益に関係なく発生する税であり、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、企業にとっては重くのしかかるものであります。</p> <p>法人市民税の均等割について、来年度の支払い減免措置を要望いたします。</p>

【気候変動】

項 目	理 由
5. 気候変動対応での連携について	<p>気候変動は、豪雨や台風、猛暑など自然災害をもたらし、事業者にとっても事業を継続する上で直接的なリスクとなっております。</p> <p>このような中、当所、小田原市及び箱根町の行政・議会・自治会は、気候が非常事態にあることを共有し、地域を挙げてのパートナーシップにより行動を起こしていくことを目的に「(仮称)小田原・箱根 気候変動対策ワンチーム宣言」を発出するべく準備を進めております。</p> <p>また、当所では、気候変動への取り組みが事業者にとって必要不可欠になるという認識の下、「気候変動タスクフォース」を設置し、会員企業の啓発、事業者による具体的な行動の促進を目的に活動を開始しております。</p> <p>小田原市におかれましては、タスクフォースに対し、関連部署の職員をオブザーバーとして派遣していただき、連携を図っていただいておりますが、今後、小田原市において気候変動に関する取り組みをされる際には、タスクフォースから意見聴取するなど、積極的な活用をしていただきますよう、要望いたします。</p> <p>また、当所が啓発等にあたって具体的な事業を実施する際には、補助金等の支援をしていただきますよう、併せて要望いたします。</p>

【観光振興】

項 目	理 由
6. 新たな観光戦略ビジョンの策定について	<p>当地域の観光関連事業者は新型コロナウイルスの影響により著しく疲弊しております。そのようななか、観光振興を推進することは必要ですが、観光客に安心して楽しんでいただくためには、単に数を追う誘客に重点を置いた施策のみでは観光の復興は見込めないと考えます。この状況に対応するため、コロナ禍において</p>

項 目	理 由
	<p>新たな発想を取り入れた施策を用いつつ、質の高い観光を提供することが望まれます。</p> <p>つきましては、現在の観光戦略ビジョンは令和4年までの施策となっており、来年度は改めてビジョンを策定する準備に取り掛かる期間になると思われまますので、新たな時代に対応した観光戦略ビジョンの策定を要望するとともに、策定にあたっては、市・DMO・商工会議所・関連団体が議論を重ねることを要望いたします。</p>

【防災関連】

項 目	理 由
<p>7. 災害時の対応について</p>	<p>1. 地域が連携・協力した防災協力体制の整備について</p> <p>緊急時には地域ごとに行政・自治会・民間事業者が連携・協力した行動が求められます。そのためには、平常時から3者による情報の共有と合同避難訓練の実施等の準備や体制の整備が必要です。</p> <p>つきましては、3者間の連携協力体制を新設し、有事の際には行政の管理の下、それぞれが円滑に連携を取りあえる組織の構築を要望いたします。</p> <p>2. 富士山噴火災害時の事業所への配慮について</p> <p>小田原市におかれましては、富士山噴火対策（火山灰）については具体的な対策が示されておらず、近年の火山活動に対する噴火被害対策（富士山噴火時の避難方法、広域避難場所の整備、公共交通機関の動向、火山灰に対する資産の防御方法や処理の仕方、物流の対策、事後の速やかな復旧支援策など）について、廃棄方法や収集場所など、市民はもとより市内企業は具体的に何をどのように準備すべきか、想定できておりません。また、市民や企業にとって健康や交通、インフラ等に与える火山灰の影響は脅威であります。</p> <p>今後も企業が安心して事業継続ができるよう、神奈川県と連携し、地域の実情に則した事業者向けの噴火被害対策や避難計画の策定を進めていただきたく要望いたします。</p> <p>3. 水害災害時の事業所への対応について</p> <p>小田原市においては、既に全戸に風水害に備えるため防災マップが配布され、洪水や土砂災害に対し万全の体制の整備が進められていますが、昨年、日本各地を襲った台風第15号や第19号のような、これまでの想定を超えた規模の自然災害は、今後同様の事象が起きた場合、本市に再び甚大な被害をもたらす可能性があります。</p> <p>特に、昨年の台風第19号のような想定外の雨量は、酒匂川周</p>

項 目	理 由
	<p>辺に拠点を置く事業所に対して甚大な被害をもたらし、最悪の事態を想定した場合、各企業の事業活動が中断し、地域経済全体に対して大きな影響を及ぼします。また、各事業所においても、そこで働く社員の避難先について苦慮されるものと考えられます。</p> <p>つきましては、災害時における河川の水位や氾濫に関する情報を、速やかに多様な伝達方法で配信できるよう確立し、周知していただきたく要望いたします。</p> <p>さらに、新型コロナウイルスによる感染リスクが想定される中、避難所における感染防止対策や専用の避難スペースの確保などの見直しが必要と考えられます。</p> <p>見直しの結果、避難先の変更等が生じた場合には、直ちに住民に連絡し周知していただきたく要望いたします。</p> <p>今後も企業が安心して事業継続ができるよう、国や県の発表を待つだけでなく、小田原市独自の対策本部や避難計画の策定を進めていただきたく要望いたします。</p> <p>4. 災害時における退避場所としての行政施設駐車場の提供について</p> <p>2019年10月に発生した台風第15号・第19号は、小田原市内及び箱根町内の事業所に甚大な被害をもたらしました。近年は集中豪雨により想定外のスピードで浸水が進むことから、バス・トラックなどの水没被害も全国各地で発生しております。</p> <p>つきましては、災害時には行政の施設の駐車場の一部をバス・トラック等の退避場所として提供することで、物流機能の確保と市民の移動手段となる路線バスの車両被災を避けるなどの非常時の対策を検討いただきますよう要望いたします。</p>

【労働・雇用】

項 目	理 由
<p>8. 女性や障がい者等が活躍できる職場づくりへの支援について</p>	<p>日本で急速に進む少子高齢化問題は、将来的に労働人口が減少することは必至であり我が国の企業競争力の強化を図るためには、女性、高齢者、障がい者を含め、社会進出率を高めることが、至上命題となっております。</p> <p>そのため、働きやすい環境を創出し、働き方改革や障がい者雇用促進、女性活躍の推進、ワーク・ライフ・バランス人事制度の再構築など、職場環境を整備する事が重要と考えます。</p> <p>つきましては、女性、高齢者、障がい者の労働参加を促すとともに離職率の低下につなげるために、市内の中小企業の事業主が職場環境づくりの改革に取り組む際の設備等の費用の一部を助成できる制度等について、組織横断的な体制で推進していただきたく要望いたします。</p>

【スポーツ振興】

項 目	理 由
9. スポーツコミッション設立について	<p>「スポーツを通じたまちづくり」を進めることにより、スポーツに親しむ機会が増え、住民が健康をより享受でき、また、域内で行われるスポーツを支えることで域内の経済・観光の需要が喚起され、地域に活力が生まれます。さらには、スポーツをするため、見るために域内を訪れる人の流れは、交流人口や関係人口を増加させ、結果として定住人口増加につなげることができます。</p> <p>それを実現するためには、スポーツ情報の集積と提供、合宿・大会・会合等の開催支援と誘致、域内観光との連携、スポーツに関する啓発及び調査などを実施する、スポーツコミッションの設立が不可欠であります。</p> <p>昨年開催されたラグビーワールドカップや、来年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、スポーツコミッション設立に支援いただくことを要望いたします。</p>

【まちづくり】

項 目	理 由
10. 新しい働き方・住まい方の推進による関係人口の増加策について	<p>現在コロナ禍により通勤時やオフィスでの密な空間を避けるために、政府は多様な働き方の一つとして、ワーケーション（観光地やリゾート地で休暇を取りながらテレワークする働き方）を推進しております。また昨年には、全国65自治体が参加したワーケーション・アライアンス・ジャパン（WAJ）が設立されるなどワーケーションに対する自治体の関心も高まっております。さらに、新しい住まい方として「多拠点居住」という複数の住まい、拠点をある程度の期間で移動するといった方も増加しております。これらの方々とは観光客と比べ長期間の滞在である為、ワーケーションや多拠点居住のスタイルが定着すると、周辺の消費が活発化するなど、地域経済への波及効果が大きくなると考えます。さらに、長期滞在により小田原の良さを知ってもらえることで、結婚、出産といった大きな環境変化の際、小田原に定住して頂ける可能性が高くなることも想定されます。</p> <p>しかし、これらを実現するためにはサテライトオフィスやコワーキングスペースの整備などのリモートワークをしやすい環境構築といったハード面と定住しない長期滞在者の受け入れ態勢といったソフト面を充実させることが重要です。そこで小田原市が所有する遊休施設等を活用してのサテライトオフィスの整備やワーケーション普及や受け入れ態勢の整備に具体的に取り組んでいただきますよう要望いたします。</p>

項 目	理 由
11. 地域医療提供体制の充実について	<p>市立病院の建て替えについては、小田原市立病院再整備基本構想に基づき、基本計画の策定を進められていることと存じます。地域の医療体制の充実を図るためには、新たな市立病院の機能だけでは過不足が生じることが想定されますので、県西地域全体で医療体制を再構築いただくとともに、さらにまちづくりの発想も加味した構想並びに基本計画の策定を、以下の2つの視点を以て、早急に進めていただきますよう要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県西地区全体での医療体制の再構築 <ul style="list-style-type: none"> ・市民にとっての安全安心な医療体制の整備 ・公立病院と民間病院と開業医の機能分化と連携 ・県西地域全体の体制整備 2. ウェルネス・医療をコンセプトとしてまちづくりの発想
12. 小田原駅周辺商店街への回遊性向上策について	<p>小田原駅前整備については、「小田原駅東口お城通り地区再開発事業 広域交流施設ゾーン整備事業」が令和2年12月の開業に向けて進行していることと承知しております。</p> <p>小田原駅周辺の施設の充実は、小田原や箱根を訪れるお客様にとっての利便性の向上につながるものと存じますが、小田原駅から小田原城へ向かうお客様の導線が、観光客に認知されつつあるお堀端通りからの正規登城ルートを通らず、小田原城北口を通り天守閣へ登り、また同じルートで小田原駅へ向かってしまうこと、並びに小田原駅周辺の商店街への、さらには市内への回遊性が阻害されることが懸念されます。</p> <p>つきましては、小田原市としても、小田原駅周辺商店街と市内への回遊性向上もはかるべく、小田原駅周辺機能の将来像をお示ししていただくとともに、回遊性向上策を商店街や商工会議所とともにご検討していただきたく要望いたします。</p>
13. JR東海道線乗り電車終電の繰下げについて	<p>小田原駅発車のJR東海道線乗りは、令和2年3月のダイヤ改正において23時31分発の国府津行きが最終電車となりましたが、横浜や東京方面に帰るビジネス客や観光客にとっては、従来通りの23時10分発の品川行きが最終となっており、小田急線最終電車の00時03分発町田行きに比べ約1時間も早く大変不便で、その結果、小田原での滞在時間の減少に伴い消費行動の妨げになっております。</p> <p>また、23時近くまで営業を行っている飲食業などの店舗においては従業員の帰宅についても考慮しなければならないことから、東海道沿線乗り方面での人材確保が難しくなっており、雇用面でも影響が出ております。</p> <p>つきましては、当地における消費面の増進、雇用確保の観点などから神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等において神奈川県を</p>

項 目	理 由
	<p>じめ沿線自治体と歩調を併せて鉄道事業者へ働きかけを行っていただきますようを要望いたします。</p> <p>なお、本要望につきましては、過去に利用率が低調であることを理由に聞き入れられていないと伺っておりますので、時季運行やテスト運行等により効果をＪＲ東日本に検証いただきたく、申し添えさせていただきます。</p>

【地域資源】

項 目	理 由
14. 小田原・箱根木製品の販路開拓事業等の継続支援について	<p>当所では（一社）箱根物産連合会と連携して、小田原・箱根地方の伝統工芸である小田原漆器、小田原木製品、箱根寄木細工・木象嵌を神奈川県内はもとより各地域の展示会、イベント等に積極的に参加しPR活動を行っており、平成27年3月から、既存の「木製品フェア」に代わり中心市街地でのイベントとして、小田原地下街にて「木・技・匠」イベントを2年に1度開催し、限られた予算ながらも木の温もりと文化に触れる機会を創出して、中心市街地活性化の一翼を担っております。</p> <p>また、（一社）箱根物産連合会が「WAZA屋」と「TAKUMI館」を営業し、木製品の販売、若手職人の作品の展示・販売を行うなど販路の開拓、若手の育成指導等、木製品の情報発信に努めております。</p> <p>つきましては、神奈川県の名産100選にも指定されている「小田原漆器」、「小田原木製品」、「箱根寄木細工・木象嵌」、などは製品材料の仕入れが難しくなり、また職人の高齢化も進んでいる状況の中、伝統文化を絶えさせないよう次世代に継承し、そして若手や今後木工業に新たに関わる方々を育成する道筋を立てるためにも、（事業承継）人材育成支援や販路拡大支援等に、従前にも増して更なる強力なご支援をいただけるよう要望いたします。</p>

【エネルギー】

項 目	理 由
15. 地方創生の戦略に再生可能エネルギー施策の推進について	<p>「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例（2014）」の制定、「小田原市エネルギー計画（2015）」策定等の先進的な取り組みを含み、「エネルギーを地域で自給する持続可能なまち」を目指すべき将来像に掲げ、再生可能エネルギーの利用等の促進に向けた政策を進めていただいております。心強く存じます。</p> <p>再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消の普及は、気候変動対策として有効である上に、地域経済循環の促進を通しての地域の活性化にも有効であります。「SDGs未来都市」であり、「地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業の活動団体」であり、</p>

項 目	理 由
	<p>かつ、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言都市として、中小企業・小規模事業者のエネルギーの効率化（省エネ）やエネルギーの地産地消への取組に対して、小田原市独自の省エネ補助金の創設や省エネ設備導入の際の固定資産税の減免など具体的に支援策を打ち出してしていただくことを要望いたします。</p> <p>また、「小田原市エネルギー計画（2015）」の成果の中間検証と運輸部門も含む計画改定案（2022）の策定の準備を併せてお願いいたします。</p>

【行政との連携】

項 目	理 由
16. 商工会議所との更なる連携強化について	<p>1. 施策の制度設計に係る事前議論の場の創出について</p> <p>当所では、例年定期的に、市長・市幹部との懇談会や市議会・常任委員会との懇談会などを実施、施策について意見交換をおこなっています。また、個別の案件については、その都度、担当部局よりご説明をいただき、質疑応答していただいていることに感謝申し上げます。</p> <p>一方で、市におけるまちづくり関連の再開発事業や中小企業施策などにおいて、施策設計の段階で当所より委員としてかかわっていくこともありますが、施策や事業が固まった段階で意見を求められることもあります。しかし、内容が固まった段階では、商工業者の意見反映は不十分であり、必ずしも商工業者にとって、十分な施策とはなりえません。議会への説明など、市内部での手順があることは十分承知しておりますが、まちづくりや中小企業施策など、商工業者に関連する事案については、早い段階で商工業者の意見を議論する場を創設していただきますよう、要望いたします。</p> <p>2. 職員相互の人事交流について</p> <p>中小企業を取り巻く環境は、多様化しておりますので、商工業者のニーズを的確に捉え、施策に生かしていくために、人材育成・活用の観点から、職員相互の人事交流をはかっていくこともあわせて要望いたします。</p>

【建設関連】

項 目	理 由
17. 建設・不動産等業界に対する各種支援について	<p>当所では建設部会内に都市対策委員会を組織し、表題の課題を取りまとめました。ここに令和3年度に向けて要望いたします。</p>

項 目	理 由
	<p>1. PPP, PFI手法の活用について</p> <p>今後の公共施設の改修及び維持管理につきましては、民間の事業手法等の活用を通じた行政との連携が重要となってきます。近隣の市町行政を見ますと、民間提案による収益還元型の整備手法「Park-PFI」を導入して、町立公園整備を行うことを決定。民間事業者が収益施設周辺の共用部分と一体で整備することで自治体側の負担軽減にもつながるものと期待されています。</p> <p>当所においては今後ともPPP、PFI勉強会を開催、ノウハウを蓄積してまいりますので、今後当手法の研究や実践につきまして民間の参画を前提とした情報共有に引き続き努めていただきたく要望いたします。また、小田原市におかれましては、施設の統廃合などの情報を速やかに開示いただき、スケジュールの共有を図るとともに、活用法の検討について相互に連携が図られるよう併せて要望いたします。</p> <p>2. 公共施設の維持管理業務の入札における地域貢献に対する一層の加点と地元企業の優先発注について</p> <p>市は2019年12月に公共施設包括管理マネジメント事業を中止致しました。公募型プロポーザル方式による公募が実施された際、オール小田原による地域での経済循環の促進という考え方に基づき、地元企業がコンソーシアムを組み応募したにも関わらず、優先交渉権者として大手市外企業が選定されたことに異議を唱える声が高まったことが要因と認識しております。</p> <p>当所建設部会では東京都府中市において包括管理業務を地元JVが落札した事例について、現地視察を含め調査したところ、業者選定において、地元企業の防災面での協力や地域での経済循環を勘案したことを明言されておりました。行政が民間の力を活かすための信頼関係の構築を積極的に図っていることを強く認識した次第です。</p> <p>小田原市の財源の多くは、当然ながら地元企業と市民が負担していると考えます。地元でできることは地元でやらせることを基本線として、地域貢献の評価加点を一層重視し、地元企業の優先発注を改めて考えていただきますことを要望いたします。</p> <p>また、市では、今後も同事業の再構築に向けて検討を継続していくとのことですが、地元企業との信頼関係を構築しつ</p>

項 目	理 由
	<p>つ、地域での経済循環の促進をオール小田原で実現することを念頭に置きながら検討を進めていただきますよう併せて要望いたします。</p> <p>3. 公共事業における地元建築設計事務所の参加について</p> <p>小田原市の公共事業におけるコンサルタント・開発・設計・監理業務については、市外のコンサルタント業者及び設計事務所に発注されている現状は否めません。このことにより、公共施設の設計に対して市民から意見を出された際に迅速な対応が難しいといった問題が発生すると思われます。</p> <p>実際に、近年完成した、公共施設において同施設を使用した車いす使用者からトイレ手洗い器の鏡の位置が高く、使用した際に顔が全く映らないとの意見があり、要請を受けた、神奈川県バリアフリーアドバイザー3名（建築士2名・車いす使用者1名）が、現地調査を実施したところ、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」および「神奈川県福祉のまちづくり条例」等に即していない箇所が数か所あり、バリアフリーの基本的な考え方が理解されておりませんでした。</p> <p>この調査報告書では、「今後建設される施設でも、同じ問題が起きないように運営者から検査機関・設計者・施工者にも伝えていただく事が必要ではないでしょうか」というコメントが付記されております。</p> <p>このような事態を発生させない為には、地域の設計事務所に対し持続可能な支援をし、様々な有資格が上記のようなプロジェクトに参加することで、コンサルタント・開発行為においては地域のより多くの情報提供、設計監理においてはきめ細かい情報の提供が可能となると思われます。</p> <p>このことから、市内の業者で対応可能な案件に関しましては、市内設計事務所に発注していただき、市内の業者では対応できない大型案件につきましては、大手設計事務所が受注された案件のプロジェクトの一員として、市内の設計事務所を加えていただく事を契約条件として義務化する事を要望いたします。</p> <p>4. 小田原市の道路等施設に対する包括管理業務委託について</p> <p>国・県・市町村が全国的に抱える問題として、人口減少や財政状況のなど社会環境の変化の中で、道路や橋梁施設、下水道施設、水道施設など老朽化に対する改修が進まず、社会</p>

項 目	理 由
	<p>生活に与える影響が問題となっております。</p> <p>小田原市も同様の問題を抱え、そのことを解決する手段の一つとして、今後、道路等施設に対する包括管理業務委託の方針に向かって行くように思われます。</p> <p>その計画を進める上で、地元の業界ができる業務について地元の建設団体・企業等へ発注することにより、市内企業の安定的な経営、雇用の確保、災害時など緊急を要する対応など様々な利点が生み出され、今後重要となる持続可能な社会へと繋がり、市民生活へのサービスが向上していくと考えています。</p> <p>つきましては、建設業界だけでなく、あらゆる分野で関係するところではありますが、地元の業界ができる業務については地元の建設団体・企業等へ発注していただくと共に、小田原市では、工事の適正な施工を確保するとともに、地域の建設業者の技術向上や社会的貢献への意欲を高め、中長期的な育成を図るために、工事成績優良事業者や災害協力事業者等を優遇する発注として「インセンティブ発注」を試行しており、選定の基準に本年7月から新たに「官公需適格組合証明書を取得している組合及びその構成員である者」が追加されたことは高く評価しており、「官公需適格組合証明書を取得している組合及びその構成員である者」に対して、発注件数のパーセントを県レベルにまで引き上げていただくよう要望いたします。</p> <p>5. 小田原駅西口の開発について</p> <p>小田原駅西口周辺については、平成29年1月に土地所有者などによる「小田原駅西口まちづくり協議会」が設立され、西口広場を含む一体的な再開発について、調査・研究しつつ協議を進めていると理解しております。</p> <p>その中心を成す西口広場は、平成15年に完成したアークロードの建設に合わせ、限られた用地の中、最善の再整備を行ったものと認識しておりますが、その現況は、ロータリーが雨天時に大混雑になるなど機能を十分に果たしていない状況のなか、個別の開発案件が進行しています。</p> <p>小田原市では、「小田原駅西口まちづくり協議会」の活動や建替え等の再生を絡めたまちづくりの動きにも呼応しながら、課題の解決策を探っていると認識しておりますが、最大の問題は西口広場を含めた西口全体の整備計画が存在しないこと考えます。</p>

項 目	理 由
	<p>小田原市におかれましては、建物の高さ制限、日影規制等のハード面の課題と併せ、用途地域（商業地域）や地区計画といったソフト面の課題を含め、立地適正化計画の下、地権者、JR東海などを巻き込んだ将来的な西口の全体の整備構想の策定に対してリーダーシップを発揮していただき、率先して取り組んでいただくよう要望いたします。</p> <p>当所といたしても、積極的に協力させていただきますことを申し添えます。</p> <p>6. 防災生活幹線道路の整備について</p> <p>昨年の台風第15号、第19号は県西地域においても多大な被害がありました。一昨年の国道135号線の高波被害もあり、県西地域の基幹道路はひとたび災害が起きるとバックアップのない道路ばかりで、生活が寸断されます。</p> <p>当所では都市と交通基盤の観点から県西地域の未来を考える「みらいの道シンポジウム」を開催し、経済や観光、防災という観点から道路整備の必要性を訴えておりました。</p> <p>また、当所は伊豆湘南道路建設促進期成同盟会の一員を担い、観光の活性化、広域的な都市間交流による新たな地域文化の創造、災害対策などに貢献する同道路建設を、神奈川県と静岡県にまたがる経済界と行政が一体となり積極的に推進しております。</p> <p>つきましては、道路ネットワークの多重化により、地域孤立リスクの低減を図ることができることから、宮城野林道・足柄幹線林道・広域農道湯河原・小田原線が大きな災害にも耐えうるようハード面を強化し、安全を担保した道路となるよう引き続き強く要望するとともに、県内道路だけでなく隣県も俯瞰してより広域な道路ネットワークの構築が図られるよう神奈川県への更なる働きかけを要望いたします。</p> <p>なお、建設部会に所属する神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部では当所と同様に行政への要望活動を積極的に行っており、①賃貸者・賃借者への住宅改修費用の一部助成についての『空き家・空き店舗対策について』②都市計画道路の現状に即した見直し、変更等についての『都市計画道路計画の再構築について』③持続可能な発展が期待できる都市計画に資する『土地の利活用について』④都市政策から起こる経済活動のスピードを求める『第5次小田原市総合計画と都市計画マスタープランの速やかな見直しについて』などの要望案件の相談も来ておりますことから、今後同協会から同様の要望が提出されました際にはご高配下さいますようお願いいたします。</p>

令和3年度 箱根町予算・政策に関する要望について
(箱根町へ9月9日提出)

【企業支援】

項 目	理 由
<p>1. 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について</p>	<p>当所が4月9日付け、5月25日付けで提出した緊急要望書について、迅速な対応をしていただきました。感謝申し上げます。引き続き地元中小企業・小規模事業者の経営継続を図ることが急務でありますことから、地域経済維持のための更なる支援策について、次のとおり重ねて要望いたします。</p> <p>1. 落ち込んだ需要を回復させるための支援を 行政で計画されている事業の前倒し発注をお願いするとともに、発注にあたっては、地元事業者を優先していただけるよう要望いたします。</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症収束後の新たなスタイルによる販売促進、誘客宣伝の支援を コロナ収束後の復興支援策として、事業者が行う販促活動をはじめ、商店街や各種団体等が行う販促活動（イベント、商談会、展示会など）や誘客宣伝活動（キャンペーンなど）に対して、格段の予算措置を要望いたします。</p>
<p>2. 持続可能な中小企業のための支援施策について</p>	<p>当所では、改正小規模支援法により、小規模事業者による意欲的取組みを支援するため、市場分析、経営分析、事業計画策定、販路拡大などを通じて、小規模事業者に寄り添い伴走型で支援していくことが求められておりますが、多様化・高度化する中小企業のニーズに対応するためには、経営指導力の充実が必要です。</p> <p>事業者がポストコロナの中、小田原・箱根地域で継続的に事業をおこなっていくためにも、企業体力を強化し、経営改善し、良い形でスムーズに事業承継していくことが必要です。つきましては、下記項目についてご支援賜るよう要望いたします。</p> <p>1. 当所への安定的・継続的な予算措置 少数精鋭で多様なニーズに対応できる指導員の指導力向上を図っていくためにも、今後の補助金措置においては、商工会議所が行う中小企業支援活動に支障をきたさないよう、また、より充実した支援ができるよう安定的・継続的な予算措置を要望いたします。</p> <p>2. マル経融資の利子補給制度の創設</p>

項 目	理 由
	<p>経営改善を目的とした、「小規模事業者経営改善資金（マル経資金）」（貸付限度額2,000万円、無担保・無保証人・低利）について、当所では積極的に事業者に活用していただき、県内でも利用件数、金額ともに上位を占め、コロナ禍の今年度においては、第一四半期で、すでに昨年度一年間の推薦件数とほぼ同数の件数を政府系金融機関である、日本政策金融公庫より実行していただいております。</p> <p>つきましては、ポストコロナの中、早急に経営改善を図り、県内他市町以上に事業継続し易い箱根に向かうためにも、小規模事業者経営改善資金（マル経資金）への利子補給制度の創設の検討を引き続き要望いたします。</p> <p>3. 事業承継マッチング事業への支援</p> <p>企業体力の弱い中小・小規模事業者の経営改善を図り、持続可能な経営力を身に付けていくための支援とあわせて、さまざまな事業承継に対応するため、「神奈川県事業承継ネットワーク」の活用や、当所をはじめ、さがみ信用金庫、横浜銀行、日本政策金融公庫、東京地方税理士会小田原支部にて立ち上げた「小田原箱根事業承継マッチング事業～襷をつなぐ～」を運営し、事業継続支援に力を注いでおります。</p> <p>そのような中、当所でも事業の周知に関しても尽力しておりますが、事業者の経営課題に対する事業承継の位置づけは低位であり、承継がスムーズに行われていない課題があります。</p> <p>つきましては、箱根町においても、管内事業所数を維持するため、事業者に向けて事業承継の制度周知についてご支援賜りたく要望いたします。</p>
<p>3. 公共工事に係る地元業者受注機会の確保について</p>	<p>現在、箱根町における公共工事は、令和元年度の箱根町入札案件40件中、町内事業所の落札が39件となっており、地元業者の優先発注に格段の配慮をいただいております。</p> <p>町内の企業が工事等を受注することで、行政が投資した資金が地域内で循環して地域経済の活性化と地元企業の育成につながっていくものと認識しております。地域インフラの安定的な整備・維持管理を行う「地域の守り手」として、担い手を確保し、生産性の向上を図り、その社会的使命を継続していくためには、事業量の安定的・継続的な確保が重要であります。</p> <p>つきましては、今後ともできる限り地元業者が受注できるような取組を継続して推進いただきますよう要望いたします。</p>

項 目	理 由
4. 法人税町民税均等割の減免について	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの企業が影響を受け、今後もこの影響は続くものと思われま。</p> <p>法人税町民税の均等割は、売上や利益に関係なく発生する税であり、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、企業にとっては重くのしかかるものであります。</p> <p>法人税町民税の均等割について、来年度の支払い減免措置を要望いたします。</p>

【気候変動】

項 目	理 由
5. 気候変動対応での連携について	<p>気候変動は、豪雨や台風、猛暑など自然災害をもたらし、事業者にとっても事業を継続する上で直接的なリスクとなっております。</p> <p>このような中、当所、箱根町および小田原市の行政・議会・自治会は、気候が非常事態にあることを共有し、パートナーシップにより行動を起こしていくことを目的に「小田原箱根 気候変動対策ワンチーム宣言」の宣言をするべく準備を進めております。</p> <p>また、当所では、気候変動への取り組みが事業者にとって必要不可欠になるという認識の元、啓発はもとより、事業者による具体的な行動を促し、支援するため、タスクフォースを設置しております。</p> <p>宣言をきっかけとして、今後、気候変動への取り組みを行うにあたっては、より一層の連携をお願いするとともに、箱根町において気候変動に関する取り組みをされる際には、タスクフォースから意見聴取するなど、積極的な活用をしていただきますよう、要望いたします。</p> <p>また、当所が啓発等にあたって具体的な事業を実施する際には、補助金等の支援をしていただきますよう、併せて要望いたします。</p>

【観光振興】

項 目	理 由
6. 観光振興に対する支援	<p>1. 新たな時代の観光ビジョンの策定について</p> <p>当地域の観光関連事業者は新型コロナウイルスの影響により著しく疲弊しております。そのようななか、観光振興を推進することは必要ですが、観光客に安心して楽しんでいただくためには、単に数を追う誘客に重点を置いた施策のみでは観光の復興は見込めないと考えます。この状況に対応するため、コロナ禍において新たな発想を取り入れた施策を用いつつ、質の高い観光を提供することが望まれます。</p>

項 目	理 由
	<p>つきましては、現在の観光戦略ビジョンを見直しいただき新たな時代に対応した観光戦略ビジョンの策定を要望するとともに、策定にあたっては、町・DMO・商工会議所・関連団体が議論を重ねることを併せて要望いたします。</p> <p>2. 屋外観光の魅力充実について</p> <p>新型コロナウイルス感染症が納まるにつれ、観光地への需要は少しずつ高まって来ると思われますが、行動範囲や移動に対しては未だ消極的な状況が見受けられます。</p> <p>箱根は自然環境に大変恵まれています。ぜひ、屋外での体験や魅力を充実させて商圈から誘客を図れるよう要望いたします。</p> <p>具体的な要望として、以下の2点を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 駒ヶ岳の登山道（遊歩道）を整備し、トレッキングができるようにしていただきたい。 2. 芦ノ湖を一周できるようにし、連泊の楽しみやイベントの誘致ができるようにしていただきたい。 <p>3. 箱根湯本駅前公衆トイレのリニューアルについて</p> <p>箱根湯本は、箱根の玄関口として多くの観光客が訪れており、その箱根湯本駅前の地下トイレは、利用頻度が非常に高いのにも関わらず、観光客を迎え入れる施設とは言いがたいものになっております。</p> <p>この度、令和2年度予算において、地下トイレの設計予算を計上いただいていることは承知しております。</p> <p>しかし、箱根の玄関口として多くの観光客を迎え入れる施設として、箱根湯本駅前公衆トイレは重要であることから、設計の方向性を踏まえ、改修のための予算措置をいただき、早期の改修工事をしていただきますよう要望いたします。</p>

【防災関連】

項 目	理 由
<p>7. 町内における防災対策について</p>	<p>大規模自然災害は、近年気候変動の影響により常態化しております。当地域も多大な影響を受けており、今後は災害は訪れるものとして対策を講じていただきたく、下記の通り要望いたします。</p> <p>1. 災害時の外国語対応について</p> <p>箱根町には、多くの外国人観光客が訪れ安全安心を含めた質の高い観光地づくりを目指すとともに、国内外から更なる観光客の誘客を図るためにも、緊急時の情報提供は重要であ</p>

項 目	理 由
	<p>ります。</p> <p>そのためにも、外国語での緊急時町内放送について、タイムリーな情報提供を箱根全地域で早急に対応していただきますよう引き続き要望いたします。</p> <p>加えて、観光庁が監修している、外国人向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」を活用して、外国人旅行客が安心して旅行ができるように、町内各所において、本アプリの周知強化を検討していただきますよう要望いたします。</p> <p>2. 防災生活幹線道路の整備について</p> <p>足柄幹線林道は林業等従事者のみを使用できる道路と位置付けられておりますが、生活道として町民も利用しており、また災害時には小田原と箱根を結ぶ国道1号線の迂回道路としての重要な役割を担うものと想定されます。</p> <p>昨年当所では都市と交通基盤の観点から県西地域の未来を考える「みらいの道シンポジウム」を開催し、経済や観光、防災という観点からも道路整備の必要性を再認識いたしました。道路ネットワークの多重化により、地域孤立リスクの低減を図ることができることから、足柄幹線林道が大きな災害にも耐えうるようハード面を強化し、安全を担保した道路になるよう引き続き神奈川県に更なる働きかけを要望いたします。</p> <p>3. 災害時における退避場所としての行政施設駐車場の提供について</p> <p>2019年10月に発生した台風第19号は、箱根町内及び小田原市内の事業所に甚大な被害をもたらしました。近年は集中豪雨により想定外のスピードで浸水が進むことから、バス・トラックなどの水没被害も全国各地で発生しております。</p> <p>つきましては、災害時には行政の施設の駐車場の一部をバス・トラック等の退避場所として提供することで、物流機能の確保と町民の移動手段となる路線バスの車両被災を避けるなどの非常時の対策を検討いただきますよう要望いたします。</p> <p>4. 箱根の総合的な雪害対策について</p> <p>箱根は、数年おきに大雪が発生し観光や生活に大きな被害が出ております。</p> <p>電車やバスを待ち、さらには目的地まで徒歩で向かおうとする観光客の姿、ノーマルタイヤで立ち往生する車両、車の乗り捨てや、樹木の倒壊があり、それにより思うように除雪</p>

項 目	理 由
	<p>が進まない状況など、交通事業者、道路管理者、警察、観光事業者等にとっても、まだまだ問題が山積みの状況であります。</p> <p>箱根町では、その都度、情報収集や調整に努めているという事ではありますが、雪害対策の課題について、それぞれの関係者が単独で検討するのではなく、箱根町が中心となり一同の場に集まり議論を重ね、必要な対策を講じていただくことを要望いたします。</p>

【まちづくり】

項 目	理 由
<p>8. 箱根湯本滝通り及び旧道（県道湯本・元箱根線）道幅拡張について</p>	<p>湯本の滝通りには、多くの観光客の乗用車やシャトルバス、さらには、旧道を経由して滝通りの途中まで大型バスが通行しております。</p> <p>しかしながら、旧道及び滝通りともに、数ヶ所に道幅が狭く、車の行き違いができずに渋滞が発生するなど、観光客のアクセスに支障をきたしております。</p> <p>また、歩行者が多いにもかかわらず、道幅が狭いため歩行者の安全性についても問題がある状況となっております。</p> <p>この度、箱根町にて、旧KKR緑風荘跡地を取得され、協議会を設立し、滝通りのあり方について検討を進めていただいているとのことですので、観光客の安全性確保と渋滞緩和につながるよう、引き続き、道路拡張用地の取得や県への働きかけなど、継続的に道幅の拡張に向け、整備推進していただきますよう要望いたします。</p>
<p>9. 空き家対策について</p>	<p>1. 空き家バンク周知の推進</p> <p>箱根町におかれましては、町内の空き家等の有効活用と定住人口の増加を目的とした空き家バンクの利用促進を図るために、平成30年10月から空き家バンク登録物件を対象としたリフォーム補助制度の対象範囲を賃貸にも広げたほか、補助額も対象額の2分の1（上限50万円）に増額されました。この施策が活力あるまちづくりの促進につながりますよう、更なる空き家バンクの周知を要望いたします。</p> <p>2. 既存建築ストックの有効活用</p> <p>国は建築基準法の一部を改正する法律を平成30年6月27日に公布しました。戸建て住宅から特殊建築物（例：福祉施設・商業施設・宿泊施設等）への用途変更の際に、床面積200㎡までであれば確認申請が不要となりました。空き家活用の促進のため、既存建築物をそれ以外の用途に変更して活用することが</p>

項 目	理 由
	社会的にも求められている現状ですので、耐震診断や耐震改修にかかる費用に対する助成のみならず、既存建築ストックの有効活用に向けた取組みを一層図っていただけますようお願いいたします。

【地域資源】

項 目	理 由
10. 小田原・箱根木製品の販路開拓事業等の継続支援について	<p>当所では（一社）箱根物産連合会と連携して、小田原・箱根地域の伝統工芸である小田原漆器、小田原木製品、箱根寄木細工・木象嵌を神奈川県内はもとより各地域の展示会、イベント等へ積極的に参加しPR活動を行ってきております。</p> <p>平成27年3月から、既存の「木製品フェア」に代わり「木・技・匠の祭典」イベントを2年に1度開催し、限られた予算ながらも木の温もりと文化に触れる機会を提供しております。</p> <p>また、（一社）箱根物産連合会が伝統工芸品の店「WAZA屋」と小田原箱根地域の木製品の店「TAKUMI館」を営業し、木製品の販売、若手職人の作品の展示・販売を行うなど木工業者の製品アピールの場や若手の育成指導、販路の開拓、木製品の情報発信に努めております。</p> <p>つきましては、神奈川県の名産100選にも指定されている「箱根寄木細工・木象嵌」、「小田原漆器」、「小田原木製品」、など次世代に継承していくためにも、箱根町が包括連携協定を締結されたセブンイレブン、ファミリーマートへ更なる地場製品のPRや販路拡大策を働きかけていただきたく要望いたします。</p>

令和3年度神奈川県予算・政策に関する要望

(神奈川県商工会議所連合会を通じて神奈川県に10月29日提出)

重点共通要望

I 中小企業・小規模事業者支援及び地域活性化施策の充実・強化

項 目	説 明
1 中小企業・小規模事業者支援施策の拡充・強化	
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえた事業継続に向けた支援 【重点要望】	<p>① 県民・事業者の不安払拭のための一層の感染拡大防止対策の実施、検査・医療提供体制の強化</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応は、感染拡大防止と経済活動の両立を図る新たなステージへと移行しましたが、感染リ</p>

項 目	説 明
	<p>スクが高まる冬季を控え感染再拡大が懸念されるなど、予断を許さない状況が続いています。</p> <p>県内中小・小規模事業者は、コロナ禍の中で厳しい経営環境に置かれており、再度、緊急事態宣言と言う事態になれば倒産・廃業の急増や経済の収縮が避けられない状況にあります。何よりも感染拡大防止・収束、次の大きな波への備えが最優先であり最大の経済対策でもありますので、まずは、あらゆる手立てにより新規感染者の発生を抑え、経済・社会活動の安全・安心を一日も早く取り戻し、県民はもとより事業者の不安払拭に努めていく必要があります。</p> <p>県では、新型コロナウイルス感染症対策の県対処方針により、感染拡大防止と経済・社会活動の維持の両立のため、県民・事業所への情報提供・相談、まん延防止策の実施、医療崩壊を防ぐための医療提供体制「神奈川モデル」の構築・推進、経済・雇用対策など、取組みを拡大・強化してきています。</p> <p>もとより、経済・社会活動との両立には、県民の感染予防の意識向上と事業者の業種別ガイドラインに基づく対策が不可欠であり、県の「感染防止対策取組書」など、商工会議所としても周知徹底に努めていきますが、県においては、新たな感染の波が発生しても再開した活動レベルを極力落とさずに済むよう、取組みの継続・強化を図るとともに、保健所機能や検査・医療提供体制など、体制の一層の強化を要望します。</p> <p>特に、国との連携により、積極的なPCR検査を実施し、感染動向を素早く把握する検査体制の拡充（「攻めの検査」※）と、新たな感染拡大に極力対応可能な医療提供体制の強化・安定化が重要ですので特段の取組みを要望します。</p> <p>※ 「攻めの検査」：有症状者への迅速かつ確実なPCR検査の実施、無症状でも感染リスクの高い場所にいる者等を対象に、新規感染者の早期発見、重症者の抑制に大きな効果を期待できる積極的な検査の実施</p> <p>② 事業継続のための支援策の強化、影響の長期化を踏まえたさらなる追加支援策の実施</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応は、新型コロナウイルスの完全な収束が見通せず、経済・社会活動が正常化するまでにはかなりの長期戦が想定されるところです。これまでの経済の停滞や自粛・休業要請等により、事業者への深刻な打撃は、規模、業種を問わず広がり続けており、経営者は事業や雇用の維持に取り組んでいるものの、事業継続への努力は限界に達しつつあり、経済の回復までに多くの事業者の心が折れ、多数の廃</p>

項 目	説 明
	<p>業・倒産に至ることが強く懸念されています。</p> <p>県においては、休業に対応した事業者への協力金支給や制度融資を活用した金融支援、店舗の感染防止対策の支援、売上が減少した事業者への再起支援などの取組みを進めてきましたが、すべての事業者がこの正念場を乗り越えられるよう、事業継続のための支援を強化・拡充するよう要望します。加えて、事業者が完全な収束まで希望を持って事業を継続できるよう、状況に応じて、一層の金融支援策や需要喚起策など、追加支援策を躊躇なく講じるよう要望します。</p> <p>また、コロナ禍により収入が減少している法人等に対しては、令和3年1月31日までに納期が到来する県税の徴収猶予の措置や県営水道料金の減額・支払い猶予を講じていますが、これら特例措置の延長とともに、赤字法人にも課税される法人県民税均等割については特例措置として減免の検討を要望します。</p>
<p>(2) ウイズコロナ・アフターコロナの社会に即した経営力向上・成長に向けた支援</p> <p style="text-align: center;">【重点要望】</p>	<p>① 「新しい日常」の定着に向けたIT・IoT等ICT導入に向けた支援</p> <p>人口減少社会の中にあって、IT・IoT・AI・ロボット等のICT技術は、業務の省力化・効率化や働き方の改善など、中小・小規模事業者が生産性向上を図るために不可欠ですが、こうしたICT技術は、今般のコロナ禍を踏まえた非接触型ビジネスモデルの構築やテレワーク導入など、「新しい日常」の定着に向けた「新しい生活様式」への対応を進める上でもその重要性が一層高まっています。</p> <p>しかしながら、中小・小規模事業者においては、現在、急激な経営環境の変化と業績悪化の中にあって、専門知識の不足や導入効果の不透明さ、人材不足などから導入に踏み切れない事業所が少なくないのが実情です。</p> <p>県においては、企業規模に見合ったICTの導入・活用を通じて身近な経営改善や生産性向上につながるよう、成功事例の周知等の普及啓発を実施するとともに、導入機器や導入効果等の専門家によるコンサルティングや助成措置の実施など、一層の支援策を講じるよう要望します。</p> <p>併せて、中小企業がICTを活用する際には情報セキュリティ対策も同時に行う必要があるため、中小企業の情報セキュリティに対するリテラシーの向上、ソフト・設備等の導入の支援を行うよう要望します。</p> <p>また、「新しい生活様式」への対応として、県では、アクリル板設置等の感染症拡大防止対策ほか、ネットショップ等の通信販売、受付用ロボット設置、飲食店等でのタッチパネル設置</p>

項 目	説 明
	<p>など、非対面型・非接触型サービスを展開する事業者に対し、必要な経費の助成（県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金）を実施していますが、その継続と拡充を要望します。</p> <p>② 売上回復につながる販路開拓・販路拡大に向けた支援</p> <p>一般の感染症拡大により需要が蒸発し大きな影響を受ける中小・小規模事業者にとって、売上回復・収益確保につながる新規取引先の獲得、販路開拓は、事業継続にとって重要な取組みですが、経営資源の乏しい中小・小規模事業者は、販路が限られ、知名度の低さや資金不足など、様々な課題を抱えています。</p> <p>県では、(公財) 神奈川産業振興センターにおいて、受発注商談会の開催や工業技術見本市などの取組みを進めてきていますが、オンライン開催も強化しながら、中小・小規模事業者の販路拡大に資する支援メニューの継続・充実を図るよう要望します。</p> <p>また、「新しい生活様式」に即した販路拡大として、新たにテイクアウトやデリバリー、移動販売等のサービスを実施する飲食店舗など、創意工夫し業態転換に取り組む事業者が増えてきています。特に、非対面・非接触型の販売方式として、ネット通販やECモール等のEC（電子商取引）市場は、中小・小規模事業者でも活用しやすいため、自社のECサイト構築・強化やECモール出店を目指す事業者が増えていますが、売上・受注量が減少する中で、ECサイト構築や利用料、ECモール出店料など、ECが軌道に乗るまでの初期費用負担が大きくなっています。</p> <p>県においては、「中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」を実施していますが、こうした状況を考慮の上、同補助金の継続・拡充や新たな支援策の実施など、業態転換に取り組む事業者やEC市場を活用し販路開拓に取り組む事業者の積極的支援について要望します。</p> <p>③ 経営革新や新たなチャレンジの後押し</p> <p>国内のみならず、激しさを増す国際競争の中で、中小・小規模事業者が勝ち抜いていくためには、新製品や新サービスの開発、新たな生産・販売方式の導入等の経営革新に取り組み、付加価値を生み出すことで稼ぐ力を向上させていく必要があります。加えて、今回のコロナ禍を契機に、企業は新たなビジネスモデルへの転換を迫られており、業務プロセスの抜本的な見直しや「新しい生活様式」に対応した新製品・新サービスの開発</p>

項 目	説 明
	<p>など、経営革新の重要性がかつてないほど高まっています。</p> <p>県においては、中小企業の経営革新やチャレンジをさらに後押しするため、新製品・新サービスの市場投入に向けた企画構想から事業化、販売促進まで、中小企業の付加価値向上に資する支援策の継続・充実を図るよう要望します。</p> <p>また、県では、中小企業経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認をしており、承認企業には国の支援が用意されていますが、現状では、規模の小さい企業ほど検討するものの経営資源の不足等により挑戦を躊躇することが少なくありません。</p> <p>県においては、革新的な挑戦を目指す事業者のインセンティブを付与するため、商工会議所と一体となって、経営計画等を作成し経営革新に取り組むことにより、特徴ある企業、神奈川を代表する企業へと発展していけるよう、中小・小規模事業者の新たなチャレンジを後押しする県独自の支援策（補助制度創設など）の実施を要望します。</p>
<p>(3) 感染症や災害等危機発生時の事業継続力強化に向けた支援</p> <p>【重点要望】</p>	<p>地震や集中豪雨等の自然災害や事故等の緊急事態の発生は、中小企業の事業継続に重大な影響を与え、経営資源が脆弱な中小企業は災害等に起因する事業中断がそのまま廃業や倒産につながる恐れがあります。こうした中小企業の事業継続力強化に向けては、これまでもBCP（事業継続計画）策定の普及促進が進められてきましたが、中小企業、それも規模の小さな企業ほど認知度が低い状況にあります。こうした実態の中、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大は大多数の企業にとって想定外のリスクであり、多くの中小企業が緊急の対応に迫られ、事業継続の危機にさらされています。</p> <p>昨年7月には、中小企業の事前の備え、事後のすみやかな復旧を支援するため、中小企業強靱化法が施行され、中小企業に防災・減災の取組みを促す国の認定制度（事業継続力強化計画）が創設され、現在、認定作業が進められており、コロナ禍を踏まえ、本年度中に感染症対策に特化したハンドブックや感染症対策を盛り込んだ計画策定の手引きなどが公表されることになっています。</p> <p>県においては、今般の新型コロナウイルス感染症をはじめ、自然災害等の中小企業の経営を取り巻くリスクを想定し、BCP等策定・活用事例の収集・周知やセミナーの実施などにより一層の普及啓発を進めるよう要望します。また、県では、BCP等策定企業に対する支援策として、本年度、県の制度融資において優遇措置を設けていただきましたが、国の優遇措置とともに、計画策定のインセンティブを高めるための一層の支援策を講じるよう要望します。</p>

項 目	説 明
	<p>(支援策の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金余力に乏しい中小企業の防災・減災対策を後押しするため、計画策定の際のコンサルティングや災害等に備えるための事前準備や事業継続のための設備・システム等の導入費用に対し、県独自の助成措置の創設 ・ 認定中小企業に対する官公需の受注機会の確保など
<p>(4) 「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画（第4期）」の着実な推進と小規模企業に特化した支援策の充実強化</p>	<p>県では、昨年3月、中小企業・小規模企業活性化の総合的かつ計画的な推進を図るため、「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画（第4期）」を改定しました。計画の中で盛り込まれた取組みは、本要望にも沿った、どれも重要なものばかりですので、「中小企業・小規模企業の元気で実現しよう！活気あふれるかながわ」のテーマのもと着実に実行するよう要望します。</p> <p>また、中小企業・小規模企業、とりわけ、小規模企業は、歴史的に見て我が国産業の「苗床」であり、これまで多くの大企業に成長した例があり、自動車・電機等のサプライチェーンの重要な担い手となっています。加えて、地域の雇用を支え、新たな需要の掘起しなど、地域の持続的発展を支える重要な存在であり、こうした小規模企業への積極的支援は県計画のテーマ「活気あふれるかながわ」にとって不可欠です。県においては「中小企業・小規模企業」という括りでなく、経営基盤が脆弱な「小規模企業」を対象にした活力強化につながる特段の支援策の充実・強化を要望します。</p> <p>特に、昨年度の県版持続化補助金（神奈川県小規模事業者支援推進事業費補助金）に続き、コロナ禍で厳しい状況にある小規模企業の現状を踏まえ、本年度には「中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」等を創設していただきましたが、その継続と拡充を要望します。また、国の令和2年度第1次・第2次補正予算で措置された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等の国の交付金を活用し、商工会議所と緊密に連携して取り組む、さらなる小規模企業支援施策の実施を要望します。</p>
<p>(5) 多様な人材確保・育成のための支援</p>	<p>人口減少と言う構造的課題の中で、中小・小規模事業者にとって人材の確保・育成は引き続き大きな課題であり、今後の「新たな生活様式」に対応したビジネスモデルや業務体制の転換を進めるためにも、若年者、高齢者、女性、外国人など、多様な人材の活躍が求められています。</p> <p>① コロナ禍における人材確保のための支援の継続・強化</p> <p>経営資源に限りがある中小・小規模事業者は、大企業に比べ、知名度や職種の魅力、募集ノウハウの不足などにより、十分な採用活動ができず、採用してもミスマッチ等により退</p>

項 目	説 明
	<p>職してしまうなどの悩みを抱えています。特に、今回のコロナ禍により従来の集合型・対面式の採用活動ができず自社の十分なPRができていない事業所も少なくありません。</p> <p>県においては、現在のコロナ禍のような厳しい状況下にあっても、中小・小規模事業者における人材確保が円滑に進むよう、Web上での合同会社説明会開催はもとより、Web上で採用活動に取り組む中小・小規模事業者への採用時のサポートや費用助成など、必要な支援を強化するよう要望します。</p> <p>加えて、優れた技術・サービスの提供等を行う地域の中小・小規模事業者を発掘し、その魅力を発信することも求職者の関心の惹起につながるため、「がんばる中小企業発信事業」の継続・充実のほか、様々な機会をとらえ、様々な方策により、中小企業等の魅力発信に取り組まれるよう要望します。</p> <p>② 多様な人材、特に「女性」「外国人材」のさらなる労働参画と活躍推進の加速化</p> <p>今後、我が国が経済規模の縮小を防ぎつつ成長し続けるには、生産性の向上とともに、多様な人材の活躍促進をこれまで以上に推進していく必要があります。</p> <p>特に、女性の活躍は、女性ならではの発想に基づくイノベーションの創出や企業価値・業績の向上を通じて経済社会の成長発展に寄与することから、県においては、引き続き一層の就業促進とその環境整備に取り組まれるよう要望します。</p> <p>また、昨年4月の新たな「外国人材受入れ制度」創設を契機に、外国人材に対する期待や関心が高まっていますが、受け入れたことがない中小・小規模事業者の中には、採用に向けての準備や相談窓口、受入れ体制などが分からずに人材の確保が進まないことが少なくありません。</p> <p>県においては、中小・小規模事業者が、外国人材を円滑に受け入れられるよう外国人材の採用・定着のための情報・ノウハウの提供をはじめ、外国人材向けの就職情報の提供、県内中小企業等への就職を希望する外国人材と受入れを希望する中小企業等とのマッチング支援などの取組みを継続・強化するよう要望します。</p> <p>③ 産業人材育成のための研修機会の継続・充実</p> <p>慢性的な人手不足の中、限られた人員で経営を行う中小・小規模事業者が、今般の未曾有の危機を乗り越え成長軌道に向かうためには、人材の能力・資質を高め、労働生産性を向上させることが不可欠となっています。</p>

項 目	説 明
	<p>I o TやA I、ロボット技術等の新たな技術革新により産業構造が大きく変化する中で時代や企業が求める技術や能力も変わりつつあるため、県においては、中小企業の従業員の職業能力開発や専門的スキル向上のため、産業界や企業が求める多様なニーズに即応した研修・講習機会の継続・充実を要望します。</p>
<p>(6) 「働き方改革」の後押し</p>	<p>「働き方改革」は、これまでの労働慣行や社会の変革を促し、多様な人材の活躍と生産性向上を推進するきっかけとなるものであり、中小企業・小規模事業者にとって、人材の確保・定着に向けて避けて通れない課題となっていますので、県においては次の支援策を講じるよう要望します。</p> <p>① 「働き方改革関連法」の十分な周知と中小企業に対するきめ細かな支援の継続・充実</p> <p>「働き方改革関連法（労働施策総合推進法）」の柱である時間外労働の上限規制に中小・小規模事業者が対応するには、人員の新規採用や配置の効率化、業務の見直しや多様な働き方の制度導入、さらには取引先の理解を得ることなど、様々な準備を計画的に進めていく必要があります。もう1つの大きな柱である「同一労働同一賃金」も同様であり、中小企業への適用が来年に迫っていますが、とりわけ規模が小さい企業ほど準備に時間がかかり、制度の認知も低いため、十分な周知と支援が必要となっています。</p> <p>県においては、神奈川労働局と緊密な連携を図り、中小・小規模事業者の実態に配慮しながら、法の内容や必要な対応をきめ細かく周知するとともに、対応が円滑に進むよう、相談や専門家派遣など、引き続き、必要な支援を行うよう要望します。</p> <p>② 中小企業でのテレワークの一層の拡大とワークライフバランスの定着促進</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染拡大を契機に、新しい働き方、とりわけテレワーク導入が加速し、「新しい日常」における働き方の大きな選択肢の1つとなっています。一方で、社内体制が整っていない、テレワーク可能な業務が洗い出せない、パソコン等の設備が十分でないなどから導入に至っていない中小企業もあることから、さらなる導入や定着に向けて課題の解消に努めていく必要があります。</p> <p>県においては、既にテレワークの体験セミナーや導入支援アドバイザーの派遣等の取組みを進めていますが、コロナ禍で加速した現在の状況を逃さず、課題に即し、導入後の定着</p>

項 目	説 明
	<p>に向けたコンサルティングの強化など、中小企業におけるテレワークの導入・定着に向けて取組みの継続、さらなる支援の強化を図るよう要望します。</p> <p>また、「新しい日常」に対応した働き方への転換を図るためには、長時間労働の是正や働き方・休み方の改善、出産・育児や介護との両立支援など、ワークライフバランスを同時に進める必要があります。県においては、引き続き、働き方改革やワークライフバランスに向けた取組みの継続・強化を要望します。</p>
(7) 安定的な経営の基盤となる 適正な取引環境の整備	<p>中小・小規模事業者が「新しい日常」に合わせたビジネスモデルの転換や業務体制の構築を行い、経営の安定化を図るためには、その基盤ともいえる公正な取引環境を整備する必要があります。</p> <p>一般のコロナ禍においては、感染拡大期の縮小した業務体制下で下請事業者が感染リスクを抱えながら現場の作業を余儀なくされたり、コロナ禍の混乱に乗じて親事業者から契約の打ち切りや適正なコスト負担なしでの低価格での受注等のしわ寄せが懸念されています。また、「働き方改革」に関しても、時間外労働の上限規制により大企業からの短納期発注等に対応せざるを得ない中小・小規模事業者へのしわ寄せが懸念されています。</p> <p>県においては、適正な取引環境の整備に向け、産業界のみならず、県全体での機運の醸成や普及啓発を図るとともに、大企業による中小・小規模事業者へのしわ寄せ防止のため、取引条件や商慣習を含め、企業間取引の適正化やその監視・推進体制の強化を図るよう要望します。</p>
(8) 商店街の活性化・活力向上 に向けた支援	<p>商店街は商業活動の場であるとともに、地域住民の生活と交流を支えるコミュニティの核として重要な機能を有しています。しかし、近年、大型店との競合やネット販売の影響等による売上の低迷、店主の高齢化・後継者不足による空き店舗の増加等から衰退を招いている商店街も少なくありません。加えて、一般のコロナ禍による売上の激減により商店街は大きな打撃を受け、事業承継等の課題と相まってさらなる衰退を招きかねない状況になっています。</p> <p>商店街の活性化は地域の活性化に直結するため、県においては、厳しい状況の中にあっても県内各地で創意工夫をこらし魅力的な取組みや先駆的な取組みを実施している商店街も多いことから、これらの取組みに対し、引き続き、必要な助成措置の実施や専門家の派遣など、ハード・ソフトからの積極的な支援を行うよう要望します。</p>

項 目	説 明
	<p>また、商店街が今般のコロナ禍を乗り越え、事業を継続し、商店街や地域の活性化につなげていけるよう、商店街における消費喚起策の実施や、「新しい生活様式」への対応のための助成など、必要な支援策を継続・強化するよう要望します。</p>
<p>(9) 最低賃金引上げの慎重な対応と制度の抜本的見直し等の国への働きかけ</p>	<p>最低賃金は、政府の方針により、毎年、大幅な引上げが続いていますが、今年は、コロナ禍での厳しい経済情勢を踏まえた我々経済団体の要望が斟酌され、10月1日からの引上げ額は前年度比1円増の1,012円となりましたが、これは東京都に次いで2番目という高い水準にあります。</p> <p>一般的な賃上げが、利益を上げた良好な企業業績を原資として行われるのに対し、最低賃金は、業績に関わらず、すべての企業に罰則付きで適用されるため、通常の賃上げとは異なる性格を有しています。このところの急速な引上げは、賃金支払能力に乏しい中小・小規模事業者に、収益の持続的改善や生産性向上が伴わない中で、深刻な人手不足に対応するために実力以上の賃上げを強いています。加えて、コロナ禍により事業活動に甚大な打撃を受け、厳しい経営環境にある中小・小規模事業者にとって極めて深刻な問題となっています。</p> <p>また、本県の最低賃金は、隣接する山梨県（838円）、静岡県（885円）との間に大きな格差があり、こうした隣接県と同じ地域経済圏にありながら、人件費の負担が重く、経済活動において隣接県の企業との競争に著しい不利益を生じております。</p> <p>さらに、現在、地域別最低賃金は、神奈川県内一律となっていますが、県内においても、東京都に接する横浜・川崎などの都市部と県西部・県北部を比べると、物価や賃金にかなりの格差があることは歴然としており、これは、公務員の地域手当や生活保護費が同じ県内であっても市町村によって異なっていることから明らかであり、県のエリアを区切った決め方が適切と考えています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、当連合会では、毎年、当連合会単独で、また、県内中小企業経済団体と合同で、次の3項目について国に要望活動を実施していますが、県においても、こうした状況を斟酌の上、引き続き、国への強い働きかけを要望します。</p> <p>【国要望項目】</p> <p>① 審議に当たっては、先に目標ありきでなく足元の景況感や地域の経済情勢、中小企業・小規模事業者の置かれた厳しい実態を十分に把握され、厳に慎重に対応すること</p> <p>② 最低賃金については、生活保護費等と同様に、地域ごとの実態を踏まえた、きめ細かな制度設計を導入すること</p>

項 目	説 明
	<p>③ 発効日は10月1日でなく、改定後の最低賃金に対応するための準備期間が確保可能な年度当初とすること</p>
(10) 創業・起業に対する支援	<p>創業・起業は、時代の変化に合わせた産業の新陳代謝を促進して地域経済を活性化するとともに、雇用の創出からも重要です。創業・起業に関しては、我が国は、諸外国に比べ、開業率が相当程度低水準にあり、創業無関心者の割合が高いというデータもあることから、創業希望者や創業準備者向けの取組みとともに、創業・起業が身近な選択肢となるよう学校教育段階からの機運の醸成や、若年者やセカンドキャリア、シニアなど、幅広い層に普及啓発を図っていくことが必要です。</p> <p>また、創業・起業の支援に当たっては、経営基盤が脆弱な創業初期企業が創業後5年ほどで迎える試練（いわゆる「死の谷」）を乗り越えられるよう、創業前からの事業計画の磨き上げや成長性・将来性に重点を置いた資金供給など、成長軌道に乗せるための経営安定化に向けた支援が必要です。</p> <p>県では、「県中小企業・小規模企業活性化推進計画」において、「2025（R7）年度までに開業率を10%にする」という数値目標を立て、（公財）神奈川産業振興センターを中核支援機関として取組みを進めてきており、昨年11月には、鎌倉市に、若年者向け起業支援拠点「HATSU鎌倉」を開設するなど取組みを強化してきています。</p> <p>県においては、引き続き、創業・起業の機運醸成や普及啓発、創業初期企業に対する経営安定化の支援など、総合的な支援の充実を図られるよう要望します。</p> <p>なお、コロナ禍での支援の際には、大きな影響を受ける創業予定者や創業初期企業が、業歴や売上減少要件等から支援策が活用できないことのないよう、県支援策の要件緩和など、特段の配慮をお願いします。</p>
(11) 円滑な事業承継に向けた支援	<p>経営者の高齢化が進み「大企業承継時代」が到来する中、事業承継問題は、中小企業・小規模事業者のみならず、今や、地域経済の持続的発展・成長の基盤を揺るがしかねない課題となっています。</p> <p>県においては、「事業引継ぎ支援センター」をはじめ、市町村や地域の商工会議所、金融機関等との連携による「神奈川県事業承継ネットワーク」設置、さらに、平成30年6月には、地域別ネットワークのための「神奈川県事業承継支援戦略」策定など、取組みを強化・拡充してきていますが、こうした取組みにより、引き続き、喫緊の課題である事業承継支援を強化するよう要望します。</p>

項 目	説 明
	<p>特に、後継者の年齢を踏まえた適切な時期での経営者の交代は、企業の活力を高め、生産性の向上にも寄与しますので、新型コロナウイルス感染拡大により社内体制の再構築やビジネスモデルの転換が求められている今こそ、早期対策の重要性について経営者の気づきの促進を図り、後継者がいる企業に対しては、現経営者だけでなく、後継者の年齢を考慮した事業承継対策を促進するよう要望します。</p> <p>他方で、事業承継に際し、後継者や後継者の親族が債務保証（経営者保証）の引継ぎを敬遠し、承継を断る事例も少なくなく、借入の「経営者保証」が事業承継促進の大きな阻害要因となっています。この問題の解決のため、本年4月から事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドラインの特則」の運用が開始されました。この特則は、債務保証の引継問題を解決する大きな一助となりますので、県においては、中小企業経営者はもとより、支援機関、金融機関などに一層の周知徹底とその活用の促進を図るよう要望します。</p> <p>また、抜本拡充された事業承継税制の利用に必須な「特例承継計画」については、申請期限まで3年を切っていますが、その認知度は高くないため、県においては、さらなる周知を図るとともに、県の窓口において、計画作成のための必要な支援など、利用促進をさらに強力に推し進めるよう要望します。</p>
(12) 公共事業費予算の確保と地域内企業への優先発注	<p>高度経済成長期などに集中的に整備された諸社会資本は老朽化等により重点的な整備が求められていますが、県においては、県民が安心・安全に生活することができるよう、必要な公共事業予算の確保について、引き続き要望します。</p> <p>併せて、事業に優先順位をつけ、競争原理だけによることなく県内企業育成と雇用確保の視点から、災害時における協力や地域のボランティア活動など、様々な面で地域と深く関わり地域貢献を行う地元企業優先に十分配慮した発注を行うよう、引き続き要望します。</p>
(13) 地場産業の一層の振興に向けた支援	<p>県内には古くから地場産業が発達し、伝統的技術・工芸品が数多く残っていますが、地場産業を取り巻く経営環境は、消費者ニーズの多様化や海外からの安価な輸入品の増大、他産地との競争激化が進み、厳しい状況に置かれています。</p> <p>地場産業の振興は、農商工連携の活発化や観光の振興に多大な波及効果をもたらすため、県においては、地場産業の振興に向けた施策の充実強化を要望します。特に、経営基盤が脆弱な小規模事業者が多い地場産業の現状に鑑み、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓・地域ブランド化まで、人材面や</p>

項 目	説 明
	<p>資金面での積極的な支援を行うよう要望します。</p> <p>また、観光情報ウェブサイト等での掲載やキャンペーン実施等により、県内地場産品の魅力発信や販売促進のため取組みを一層強化するよう要望します。</p>
(14) 産・学・公連携を推進する体制の充実・強化、知的財産の創造・活用の促進	<p>本県には、優れた技術開発力を持つ中堅・中小企業のほか、大学、研究機関など研究開発機関が多数集積しており、付加価値の高い新製品・新サービスの開発や「新しい日常」に即した新製品・新サービスの開発に当たり、企業単独ではなく、企業間や、大学、研究機関との産・学・公連携によるオープンイノベーションの活発化が期待されています。中小・小規模事業者が研究開発の相手先を見つけることは難しいため、これを促進するコーディネーターの活動が重要になっています。</p> <p>県においては、企業間及び産学公のマッチング支援、コーディネーターやコーディネート企業の育成など、産・学・公連携を推進する体制を一層充実・強化するよう要望します。</p> <p>また、中小企業にとって技術開発の成果を保護するための知的財産がますます重要になっていることに鑑み、特許取得の一層の促進のため、中小企業の特許料金一律半額制度等について一層の周知に努め、中小・小規模事業者における知的財産の創造や活用の促進を図るよう要望します。</p>
(15) 企業誘致の一層の促進	<p>本県は、研究開発機能の集積や豊富な研究開発人材、道路・鉄道等の広域ネットワークなど、企業が産業活動をする上で、高い立地ポテンシャルを有しています。県においては、県内各地への企業立地の促進が一層進むよう、市町村や関係機関・団体とも緊密な連携を図りながら、県内外への本県立地の魅力の発信や企業誘致のための支援措置の拡充など、必要な取組みを進めるよう要望します。</p> <p>また、企業誘致策について、「セレクト神奈川」の対象業種の拡充や要件の緩和、補助金の拡充等を盛り込み、拡充強化した新しい企業誘致制度「セレクト神奈川NEXT」が、昨年11月から開始され、立地企業の誘致等の成果につながっていますが、新たな誘致策が有効かつ積極的に活用されるよう一層の取組みを要望します。</p>
(16) 特区制度の積極的活用による地域経済活性化	<p>特区の活用は一層の地域経済活性化に資するため、県においては「さがみロボット産業特区」や「国家戦略特区」など、国が主導する産業政策を有効活用し、関連産業の集積を促進するとともに、従来から高度な技術力を有する地元中小企業を積極的に連携させ、相乗効果が発揮されるよう、一層の誘導策を展開するよう要望します。</p>

項 目	説 明
	<p>また、こうした特区制度を有効活用し、さらなる企業集積を図るために、具体的・積極的な情報提供（参画の方法や参画企業、成果の公表等）を引き続き要望します。</p> <p>さらに、三浦市の三崎漁港の高級リゾート施設整備などを内容とする三崎漁港における国際的経済活動拠点の整備については、昨年12月、国家戦略特別区域諮問会議で区域計画が認定されました。同計画の推進は、県の「三浦半島魅力最大化プロジェクト（2020年3月改定）」等とも相まって、三浦半島地域の一層の地域経済活性化に資するものですので、県においては、同計画の早期認定に向けた取組みを進めるとともに、コロナ禍収束後のインバウンド推進なども視野に入れ、同計画を起爆剤とした三浦半島地域の地域経済活性化に向けた積極的な施策の展開を要望します。</p>
(17) 再生可能エネルギー施策の推進	<p>地球温暖化を原因とした気候変動により、昨今の国内における台風や豪雨などの自然災害による被害は深刻さを増しています。地球温暖化対策の推進が求められる中、日本は中期目標として「2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度の水準から26%削減」することを定め、その達成に向けて国全体で取り組んでいます。</p> <p>県では、「かながわスマートエネルギー計画」を平成30年度に改定し、「2020年度までの重点的な取組」を追加しましたが、上記の中期目標を達成するためには、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、なお一層の取組みが求められています。</p> <p>地球温暖化対策の取組みは、行政と民間、県民がまさに一体となって推進すべきものであり、産業界にあっては、従来の大企業中心の取組みだけではなく、企業数の約9割を占める中小企業の自主的な取組みが不可欠となっていますので、規制的手法ではなく、各企業の自主的な取組みを推奨し、そうした動きを国等が積極的に支援していくことが必要です。</p> <p>具体的な支援策としては、「設備投資への補助」「税制上の優遇措置」「資金調達上の優遇措置」が強く求められていますので、県においては、「かながわスマートエネルギー計画」に基づいた中小企業向けの省エネ推進支援施策のなお一層の充実を要望します。</p>
2 消費拡大・地域経済の活性化につながる観光施策の積極的展開	<p>観光は、関連する産業の裾野が広く、需要拡大や雇用機会の創出など、地域経済の活性化、持続的な成長に大きく寄与します。今般のコロナ禍は観光産業に甚大な影響を及ぼし、国内・インバウンド双方の需要の激減により観光産業は苦境にさらされています。コロナ禍での観光振興には、まずは感染拡大防止を図り、経済・社会活動の安全の確保が第一であり、旅行者と旅行者を受け入れる地域や事業者の不安を払拭していくことが重要です。また、インバウンド需要の回復には相当の期間を要することが見込まれ</p>

項 目	説 明
	<p>るため、我が国の観光全体の8割以上を占める国内旅行に重点を振り向け、状況を見ながら、観光需要を強力に喚起していく必要があります。</p> <p>県においては、今後の県内観光産業や観光振興の回復に向けたシナリオを明確にした上で、ウイズコロナの中での、またコロナ禍の先を見据えた観光振興や需要喚起を図るよう次のとおり要望します。</p>
<p>(1) ウイズコロナ・アフターコロナの社会に即した観光施策の積極的展開</p>	<p>① コロナ禍により甚大な被害を受ける観光関連産業の事業継続の支援とウイズコロナの中での観光需要喚起策の実施</p> <p>コロナ禍により観光需要は大きく減少し、旅行業、宿泊業はもとより、地域の交通や飲食、物品販売業など多くの産業に深刻な影響が生じています。観光関連産業は「観光立県かながわ」の重要な基盤ともいえる存在ですので、宿泊施設等の観光インフラが損なわれることのないよう、また、感染収束後の本格的な旅行者受入れ再開に支障を来すことのないよう、県においては、金融支援など、観光関連産業の事業継続・経営力向上に向けて支援を継続・強化するよう要望します。</p> <p>また、観光事業者の支援と県民が地元・神奈川県魅力を再発見する契機とすることを目的に県民限定の県内旅行割引キャンペーン（地元かながわ再発見）を10月から開始しましたが、観光振興回復に向けて、今後も、感染防止策の徹底を図りながら、ウイズコロナの中での観光需要喚起策の実施を要望します。</p> <p>② 観光需要回復に向けて反転攻勢するための基盤の整備、キャッシュレス決済の一層の普及推進</p> <p>コロナ禍により観光需要、とりわけインバウンドの消失は地域経済に大きな打撃を与えましたが、地域経済活性化にとってインバウンドに大きな可能性があるのは今後も同様です。インバウンドが回復するまでの期間を活用し、県がこれまで進めてきたインバウンド受入環境整備や観光資源の発掘・磨き上げ、観光人材の確保・育成などについて、引き続き戦略的に取り組み、将来の本格的な観光需要の回復に向けて反転攻勢するための基盤を着実に整備するよう要望します。</p> <p>また、キャッシュレス決済が進んでいる国・地域からの訪日外国人観光客など、将来の観光需要を的確に取り込めるよう、現金決済が中心の中小・小規模の飲食・小売店をはじめ、鉄道・タクシーや美術館・博物館等の一層のキャッシュレス化など、決済手段としてのキャッシュレス環境が一層進むよう、普及啓</p>

項 目	説 明
	<p>発や導入支援等の促進を図るよう要望します。</p> <p>③ 県内観光地の安全性の発信、旅行者に安心して観光を楽しんでもらうための取組みの強化</p> <p>交通機関や観光施設・宿泊施設・飲食店等の観光関連産業が高い安全衛生基準を満たしていることは、本県が旅行者から旅行の目的地として選ばれるための大切な要素です。特に今回のようなコロナ禍にあっては、事業者の感染防止対策とともに、旅行者にも協力を促し、相互の協力により感染リスクの低減を図っていくことが不可欠です。</p> <p>県においては、「感染防止対策取組書」の掲示や「LINE コロナお知らせシステム」等の取組みを進めているところですが、旅行者が感染拡大防止対策を取りながら安心して観光を楽しんでもらえるよう、事業者・県民に向けてさらなる取組みを進めるとともに、県内観光地・観光関連産業の安全衛生面の高さを県内外に積極的に発信するよう要望します。</p> <p>④ 観光地の混雑緩和・分散化の促進、働き方の多様化に伴う新たな旅行スタイルの定着・促進</p> <p>コロナ禍を契機に、観光の分野において、特定の時期や場所に集中しがちな従来の旅行スタイルを転換し、休暇の分散化や滞在型旅行の促進などにより、より安全で快適な「新しい生活様式」による旅行スタイルの在り方が検討されています。今後は、観光地間での連携による周遊・分散化や観光スポットの混雑状況の「見える化」や「穴場」の紹介等により、旅行者の地域・時期の集中による混雑の緩和、分散を促す取組が必要になっています。</p> <p>また、多くの企業では、コロナ禍を契機に、テレワークによる在宅勤務など働き方改革が進む中、旅行先で仕事を行う「ワーケーション」や出張先でのレジャーや延泊での旅行を行う「ブレジャー」など、新たな働き方が注目されており、こうした取組みは、日本人のビジネス旅行による消費拡大や国内MICEの振興等にもつながるため、定着に向けた取組みが必要になっています。</p> <p>県においては、観光地の混雑緩和・分散化の促進や企業活動に配慮した働き方・休み方の多様化に伴う新しい旅行スタイルの定着・促進に向けて取組みの継続・強化を図るよう要望します。</p>

項 目	説 明
	<p>⑤ 感染症対策も含めた観光危機管理体制の構築</p> <p>我が国では、頻発する台風や地震等の自然災害はもとより、今回の新型コロナウイルスのような感染症なども含めたリスクを想定しておくことが必要です。こうしたリスクは自助努力だけでは防ぐことが難しいため、事業者は、災害等の危機発生時には、優先度が高い業務から早期に復旧できるよう、平時からの備えを図るとともに、BCP（事業継続計画）を策定し、あらゆる不測の事態に備えておくことが不可欠になっています。</p> <p>県においては、昨年、災害発生時に観光客に円滑に対応するための手引きとして、県内観光事業者向けに「観光事業者のための災害対応マニュアル」を作成しましたが、今般のコロナ禍を踏まえ、必要な見直しを図るとともに、一層の普及を図るよう要望します。また、災害等の危機発生時には、従業員の安全を確保しつつ、旅行者に迅速かつ適切な対応が取れるよう、防災・災害情報の正確・迅速な情報提供や迅速な避難誘導のための仕組みづくりなど、観光危機管理体制の一層の構築に努めるよう要望します。</p>
<p>(2) 海洋ツーリズムの構築を目指す「相模湾からの経済活性化会議」への協力・支援</p>	<p>県では、神奈川の海の魅力の発信と国内外から観光客を呼び込むため「かながわシープロジェクト」を推進しています。</p> <p>一方で、相模湾に面して海と海岸という共通の地域資源を持つエリアの経済団体が連携し、それぞれの地域資源を活かした経済活性化策を共に考え、実行していくことを目的に、県内の7商工会議所と7商工会で「相模湾からの経済活性化会議」を平成30年4月に発足させ、活動を開始したところであります。</p> <p>県においては、「かながわシープロジェクト」の一層の推進を図るとともに、将来的に海洋ツーリズムの構築を目指す同会議の諸活動への協力・支援や「かながわシープロジェクト」で展開する事業との連携等について引き続き要望します。</p>
<p>3 産業活動の基盤となる道路・鉄道等の社会資本の整備・充実</p> <p>(1) 主要幹線道路網の整備及びネットワーク化の促進</p>	<p>道路は、社会経済の発展や災害時において大きな役割を果たしていますが、県内における道路整備状況は十分でなく、県内各所では広域交通による容量を超える流入や都市交通の集中による激しい交通渋滞が生じています。この解消と未来に向けた交通網の整備は、社会経済を支える重要なインフラとして進めていく必要があります。</p>

項 目	説 明
	<p>県においては、国に対し道路整備計画の促進の働きかけを強化するとともに、県によるアクセス道路の整備推進を要望します。また、県では法人二税の超過課税延長に伴う財源の活用目的に県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備を予定していますが、県土構造の骨格となる自動車専用道路や地域の交流と連携を支える幹線道路を含め、特に、次に掲げる主要幹線道路の整備等を優先して強力な取組みを要望します。</p> <p>① 首都圏中央連絡自動車道（神奈川県区間の高速横浜環状南線・横浜湘南道路）及びアクセス道路の整備促進</p> <p>県内の交通渋滞の緩和、CO₂排出量削減を促進するには圏央道神奈川県区間である高速横浜環状南線、横浜湘南道路の整備は急務であり、このことにより周辺の幹線道路等の慢性的な交通渋滞の緩和とともに、県内への新たな企業立地の促進や、沿道市町の活性化なども図られます。</p> <p>また、高速横浜環状南線及び横浜湘南道路は、横浜横須賀道路と連結することにより保土ヶ谷バイパスに集中する交通量を分散し、圏央道の一部として東名高速、中央道及び関越道への所要時間の大幅な短縮と交通量の適正化、ひいては三浦半島への交通アクセスの向上により、県央部、県西部からの新たな観光客誘致に格段の効果、さらには、地震等の災害時における被災者支援の物資輸送など緊急輸送道路としての機能が期待されるなど、その効果は計り知れないものがあります。</p> <p>県においては、これまで以上に、国等の関係機関に対し、完成目標年次に向けて、遅延することなく事業展開を図るよう特段の働きかけを行うとともに、インターチェンジ周辺に重点をおいたアクセス道路の一体的な整備促進を行うよう要望します。</p> <p>② 横浜・藤沢線の早期供用開始</p> <p>藤沢駅周辺や江の島周辺の交通渋滞緩和や横浜市と湘南海岸地域との交通アクセス向上のため、高速横浜環状南線、横浜湘南道路の整備と合わせ、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付けられている横浜・藤沢線の早期供用開始を要望します。</p> <p>③ 新東名高速道路、厚木秦野道路の早期建設とアクセス道路となる主要地方道の渋滞区間や危険箇所の改善</p> <p>新東名高速道路、厚木秦野道路については、県の相模川以</p>

項 目	説 明
	<p>西の社会経済の発展に多大な効果をもたらすものであることから、早期整備について国等の関係機関に対して積極的な働きかけを行うよう要望します。</p> <p>また、首都圏中央連絡自動車道（さがみ縦貫道）など高規格道路へのアクセス道路や地域間ネットワーク道路として非常に重要な役割を担っている主要地方道のうち、慢性的に渋滞を惹起している区間や歩車分離が未整備で危険性の高い区間について、早急に改善を図るよう要望します。</p>
(2) 頻発・激甚化する大規模自然災害の予防・減災のための社会資本の再整備の促進	<p>神奈川県は、人口が900万人超、県内総生産が35兆円超と、人口・経済規模とも大きく成長し、これに相応し、大変多くの社会資本を積み上げてきました。東日本大震災以降、公共建築物の耐震化は進められてきましたが、頻発・激甚化する大規模自然災害を予防・減災するため、道路や橋梁、トンネル、堤防・護岸などの港湾施設等の社会資本についても、県内企業を有効活用しながら、補修・修繕、更新等の再整備を着実に推進するよう要望します。</p>
(3) 鉄道網の整備、ネットワーク化の促進	<p>鉄道網の整備は道路網の整備と並んで、社会資本整備の基本であり、環境面の負荷も少なく、大量で高速の人・モノの移動を可能にする次の鉄道網の整備、ネットワーク化に関して今後も着実に推進されるよう、一層の尽力を要望します。</p> <p>① リニア中央新幹線・神奈川県駅整備の促進</p> <p>リニア中央新幹線は、我が国のみならず、本県の産業・経済・文化の一層の発展に寄与するとともに、持続可能な県土づくりに大きく貢献する重要路線です。県内においても川崎市内の非常口設置工事にはじまり、相模原市内では「神奈川県駅」工事が進められるなど、着実に事業進捗が図られてきています。</p> <p>県においては、工事実施計画に基づく着実な事業の推進や神奈川県駅等周辺へのアクセス道路整備、駅への地元まちづくりの反映、地元企業の事業への参画などについて、事業者であるJR東海はもとより、国や地元市等と協議・調整を進めるなど、リニア中央新幹線の早期開業に向けた取組みを強化するよう要望します。</p> <p>② 交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方」(平成28年4月) 対象プロジェクト路線（本県関係6路線）の早期実現</p> <p>交通政策審議会の答申対象プロジェクト路線について、早</p>

項 目	説 明
	<p>期実現を図り、地域経済の発展につなげるよう、目標を定め、関係自治体、鉄道事業者、国の連携した積極的な取組みを引き続き要望します。</p> <p>【答申対象プロジェクト路線】</p> <p>ア 東海道貨物支線貨客併用化及び川崎アプローチ線の新設 イ 小田急小田原線の複々線化及び小田急多摩線の延伸 ウ 東急田園都市線の複々線化 エ 横浜3号線の延伸 オ 横浜環状鉄道の新設 カ 相鉄いずみ野線の延伸</p> <p>③ 東海道新幹線新駅の設置促進とツインシティ構想の早期実現</p> <p>県では、県央・湘南都市圏全体の魅力ある都市づくりに向けて、東海道新幹線新駅を寒川町倉見地区に誘致するとともに、新駅誘致地区周辺と相模川対岸の平塚市大神地区を一体化し環境と共生する都市づくりを目指す「ツインシティ」の整備や相模線の複線化等の交通網の整備を進めてきています。</p> <p>東海道新幹線新駅については、平成28年の国の交通政策審議会答申で相鉄いずみ野線の倉見までの延伸などが示されるとともに、リニア中央新幹線実現に向けた動きの前進などにより、寒川町倉見地区への新駅誘致の可能性が高まってきていますので、県においては、早期実現に向けて、機運の醸成や誘致活動の強化など、行政や民間等と一丸となって取組みを一層強化するよう要望します。</p> <p>④ 相模線複線化の早期実現</p> <p>相模線は、東海道本線や横浜線など東京・横浜方面に向かう複数の路線と接続し、神奈川県を南北に縦断する都市圏の公共交通として、重要な役割を担っています。</p> <p>県においては、相模川以西発展に向けた広域的な大量交通機関を目指し、リニア中央新幹線新駅を北の玄関口として、また、東海道新幹線新駅を南の玄関口とする南北方向を結ぶJR相模線の輸送力増強のため、複線化の早期実現に向け一層の尽力を要望します。</p>

II 商工会議所の中小企業・小規模事業者に対する経営支援体制の充実・強化

項 目	説 明
<p>1 経営指導員の役割、多様化・増大する業務等に対応した「地域振興事業費補助金」の確保・充実</p> <p>【重点要望】</p>	<p>平成26年度の改正小規模支援法により、小規模事業者の持続的発展を支援する「経営発達支援事業」が新たに規定され、これにより、商工会議所は、個社（個々の事業者）の経営戦略まで踏み込んだ支援を実施することになりました。本県では、同事業を推進するための「経営発達支援計画」を平成29年3月にはすべての商工会議所が同計画の認定を受け、同計画に基づき積極的支援を行っています。この平成26年度の法改正は、経営指導の現場に大きな変化をもたらし、現在、経営指導員は、経営相談や税務・金融指導等の従来業務（経営改善指導）に加え、経営分析に基づいた事業計画策定・実行支援から収益改善・向上等のフォローアップまで、事業者に寄り添った伴走型支援（経営発達支援）を実施しています。</p> <p>また、生産性向上・IT支援、働き方改革、事業承継、消費税率軽減税率等の国の政策課題への対応のほか、昨年7月からは中小企業強靱化法施行に伴う中小・小規模事業者の事業継続力強化支援にも関わるとともに、企業経営の未病改善等の県の施策推進にも邁進しており、年々業務が増大する中であって、経営指導の現場は、慢性的なマンパワー不足にあります。</p> <p>こうした中、今般のコロナ禍では、1月に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、事業者の資金繰りなど、各種経営相談に対応するとともに、国や県からの様々な要請を受け、国の持続化給付金をはじめ、県の感染症拡大防止協力金や県制度融資、各種補助金など、各種支援策の周知・活用支援や事業の再開・再起に向けた支援を行っています。今般の新型コロナウイルスの影響の長期化の中で、ウイズコロナ、アフターコロナの環境変化に対応するための支援がますます必要となってきますが、経営指導の現場は、さらなるマンパワー不足が懸念され、事業者に寄り添った支援が危ぶまれる状況になっています。</p> <p>一方で、経営指導員の活動の財源となる「地域振興事業費補助金」は、国の三位一体改革により平成18年度から県単独補助金となりましたが、その財源は、地方税財政制度（普通地方交付税）において「商工会議所等の事業の助成に関する事務」として都道府県に財源保障されています。この補助金は、平成22年度に、県財政の逼迫等により大幅な減額（14.7%減）が実施され、翌年一部復元（6.1%増）され、それ以降、ほぼ同水準（平成22年度比で約91%）にありましたが、県では、昨年の中小企業強靱化法施行による法定経営指導員の新設等から国により地方交付税措置（9年ぶりに増額）がされたことなどを踏まえ増額措置をしていただきました。</p>

項 目	説 明
	<p>今般のコロナ禍での対応のように、大型台風や地震等の大規模自然災害等の緊急時には、中小・小規模事業者からの相談のみならず、国・県・市からの各種施策の周知・対応など、商工会議所への様々な事業協力の要請が急増します。</p> <p>県においては、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、厳しい県財政のことと拝察しますが、商工会議所においても、会議室貸出停止、検定試験、セミナーなど、集合や対面による事業の中止により収入が激減する中で、経営指導員は、経済活動維持に欠かせない「エッセンシャル・ワーカー」として、今般のコロナ禍の中で、感染リスクを抱えながらも、伴走型支援に加え、国・県等の給付金や支援金の相談窓口の開設・周知の他、問合せにも職員全員で的確かつ迅速に対応しています。</p> <p>このため、来年度においても、商工会議所の現場のマンパワー不足の現状やこの補助金の担う役割を十分に考慮され、経営指導員が、長期化するコロナ禍において経営支援を積極的に展開できるよう、経営指導員体制の強化のために本年度以上の補助金の確保・充実を要望します。</p>
<p>2 商工会議所の経営支援力の強化に向けた一層の支援（「かながわ中小企業成長支援ステーション」の商工会議所支援機能の強化）</p>	<p>県では、平成23年度に、多様化・高度化する中小企業のニーズへの専門的・総合的・効率的な支援や地域密着型のきめ細かな支援、さらには様々な課題にワンストップで対応できる支援を図る観点から県と商工団体等の役割分担を見直し、「新たな中小企業支援体制」を構築しました。この中で、当時、地域県政総合センターで担っていた県の相談業務を各地商工会議所等に移管・集約する一方、①経営・技術の両面から商工会議所等を支援する窓口、さらには、②中小企業を支援する窓口として、中小企業診断士を配置した「かながわ中小企業成長支援ステーション」を設置しました。</p> <p>このうち②の中小企業支援窓口については、事業者からの経営革新計画の申請支援や事業承継特例税制等に係る経営承継円滑化法の認定などの業務を行っています。①の商工会議所等の支援機能については、経営指導員の相談窓口として、また会議所でのセミナー・研修等での講師派遣等で活用しています。</p> <p>現在、支援の現場は、中小企業の抱える課題に即し新たに打ち出される国・県等の支援策や制度改正への対応により、効率的・総合的支援、ワンストップ支援に悩んでいる状況にあり、後方支援の役割を担うステーションの機能については、今後一層強化していく必要があると考えています。</p> <p>折しも、昨年7月の改正小規模支援法の施行により「経営発達支援計画」のスキームが変更され、また多発する自然災害等を受</p>

項 目	説 明
	<p>け「事業継続力強化支援計画」の認定制度の創設により、両計画とも県の関与が強化され、両計画を円滑に推進する上で、県との連携や県からの支援（相談・助言等）が必要になっています。</p> <p>県においては、「中小企業成長支援ステーション」の商工会議所支援機能の強化、とりわけ、商工会議所にとってステーションをさらに身近なものにする上で、現地（商工会議所等）での情報交換や事業説明会、現地指導など、現地での取組みを強化していただくよう要望します。</p>
<p>3 「地域連携推進事業費補助金」の継続・充実</p>	<p>平成23年度に、県の相談業務の商工会議所への移管など、県が新たな中小企業支援体制を構築した際に創設した「地域連携推進事業費補助金」については、地域課題に即応し、商工会議所活動上極めて有用な支援策となっていますので、その継続と充実した予算措置を要望します。</p>
<p>4 地域県政総合センターと商工会議所等とのさらなる機関連携強化と体制整備</p>	<p>平成23年度に、県が新たな中小企業支援体制を構築し、地域県政総合センターの商工相談等の支援業務が、商工会議所・商工会に一本化された一方、センターの商工部門の縮小により、商工会議所等とセンターとの機関連携が希薄になっています。</p> <p>商工会議所は、地域経済の活性化に向け管轄地域を第一義に事業を展開していますが、地域県政エリアの広域的課題を解決する役割は同センターが担い、県では、「三浦半島地域圏」、「県央地域圏」等の地域政策圏を設定し、同センターを核に各地域の特性を生かした広域的な地域づくりを進めています。</p> <p>現在、センターでは、観光振興に加え、商工業に関する情報交換会などを行っていますが、周知啓発と情報共有に止まっています。地域県政エリアを俯瞰した広域連携事業を展開するには、センターがイニシアティブを発揮し、構成地域の商工会議所等と連携して事業展開をすることが有効かつ効果的です。</p> <p>県においては、地域県政総合センターのエリアにおける地域経済活性化や観光振興など、県の政策実現に向けて、センターと商工会議所等とのさらなる機関連携強化と連携強化・促進のための体制整備を要望します。</p>
<p>5 「経営発達支援計画」の実行を促す支援策の継続・充実の国への働きかけと認定商工会議所向けの県支援策の創設</p>	<p>本県では、平成29年3月、すべての商工会議所が「経営発達支援計画」の認定を受け、現在、同計画に基づく積極的な支援を行っており、国では、認定商工会議所向けに「伴走型小規模事業者支援推進事業」のほか、認定商工会議所の経営支援を効果あるものとするため、日本政策金融公庫による融資制度などを設けています。</p> <p>県においては、商工会議所が、「経営発達支援計画」に基づき、より実効ある支援ができるよう、「伴走型小規模事業者支援事業」</p>

項 目	説 明
	<p>の継続・拡充と支援措置の充実を国に働きかけるよう要望します。</p> <p>また、県においても、認定商工会議所向けに、国の支援と相まって、より小規模事業者の持続的発展に資する特段の支援策の継続・充実を要望します。特に、小規模事業者支援に関しては、昨年度の県版持続化補助金の創設など、支援策の周知・活用の支援をしているところですが、今般のコロナ禍において厳しい状況にある現状を踏まえ、国の令和2年度1次・2次補正予算で措置された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金」等の交付金を活用し、小規模事業者にとって最も身近な相談窓口である商工会議所と密接に連携した支援策の創設について要望します。</p>
<p>6 商工会議所会館の整備への 財政支援の継続・拡充</p>	<p>商工会議所会館は、地域の中小企業支援と地域経済活性化の中核的拠点施設ですが、近年では、商工業を支援する他の関係機関等が入居し、商工業者にワンストップサービスを提供する核の機能を果たしています。また、会議室等の集会施設は、地域の利用者の用に供するよう開放され、藤沢警察署と藤沢商工会議所との間で結ばれた大規模災害時における代替施設使用に関する協定に見られるように、建物そのものが防災・復興支援拠点機能も担う準公共的施設の性格を有しています。</p> <p>現在、県内商工会議所のうち、新会館の建設や会館のリニューアル、大規模修繕等を検討している商工会議所がありますので、県においては、商工会議所会館の役割の重要性を踏まえ、会館整備に対する県の積極的な財政支援を要望します。</p>

個別要望【小田原箱根商工会議所】

項 目	理 由
<p>1 小田原・箱根の木工業に対する支援について</p>	<p>(1) 木工業界への支援</p> <p>近年、木工芸を取り巻く環境は製品原材料の仕入れが難しくなり、外国製品との価格競争等も依然厳しい中、事業者は顧客ニーズに合わせ新しいスタイルの製品製造に日々取り組んでおります。このような時こそ技術指導やデザイン指導など専門的な知識と機械を所有する工芸技術所の機能強化が一層求められます。</p> <p>併せて、木工産業振興のため専門的知識や実務に精通した職員による継続的な指導、並びに若手育成支援（新規創業者含む）についてご高配いただけるよう要望いたします。</p> <p>(2) 木製品への支援について</p> <p>当所では（一社）箱根物産連合会と連携して、小田原・箱根地方の伝統工芸である小田原漆器、小田原木製品、箱根寄木細工・木象嵌を神奈川県内はもとより各地域の展示会、イベント等に積極的に参加しPR活動を行っております。</p> <p>HaRuNe小田原地下街にて「木・技・匠」イベントを2年に1度開催し、限られた予算ながらも木の温もりと文化に触れる機会を提供して、当地を訪れる観光客にPRを行っております。</p> <p>また、（一社）箱根物産連合会が伝統工芸品の店「WAZA屋」と小田原箱根地域の木製品の店「TAKUMI館」を営業し、木製品の販売、若手職人の作品の展示・販売を行うなど木工業者の製品アピールの場や若手の育成指導情報発信に努めております。</p> <p>つきましては、神奈川県の名産100選にも指定されている「小田原漆器」、「小田原木製品」、「箱根寄木細工・木象嵌」など次世代に継承していくためにも、更に県内外の物産展への出展等の販路拡大への指導などを含め、一層のご支援をいただけますよう要望いたします。</p>
<p>2 富士山噴火災害予想と自然災害に対する事業所への配慮について</p>	<p>神奈川県では独自で富士山の噴火や降灰などの被害を想定しておりますが、当地の噴火による火山灰は30～50センチ以上積る可能性があり、住民にとって健康や交通、インフラ等に与える影響は脅威であります。</p> <p>そして、企業は噴火警戒対策（災害時の避難方法や広域避難場所の確認、公共交通機関の動向、物流の対策、火山灰に対する資産の防御方法や処理の仕方、廃棄方法や収集場所など対策、事後の速やかな復旧支援対策等）について、不測の事態に対応すべく</p>

項 目	理 由
	<p>組織体制を整えておりますが、災害時に迅速な事業継続をするための具体的な対応策の情報が不足しています。</p> <p>つきましては、噴火災害緊急時に企業がとるべき対応策を取りまとめ、お示しいただきますよう要望いたします。</p>
3 土地の利活用について	<p>県は、都市計画法に基づく開発許可行政の推進にあたり、小田原市を含む開発許可権限を有する県内12市と県で構成している連絡協議会を設け、必要な情報共有や技術的な意見交換などを行っておられることを認識しております。また、市街化調整区域における開発についても、地域活性化の必要性もあることから、地域の実情に応じて一定の利用を図ることができる地区計画制度の充実を図ってこられたことも認識しております。</p> <p>つきましては、小田原市が市街化区域のみならず、市街化調整区域も含め、画一的な人口密度にとられない計画的かつ柔軟な土地利用を図ることができるよう、技術的支援も含めた市への積極的な働きかけいただくよう要望いたします。</p>
4 防災幹線道路の整備について	<p>昨年発生した台風第15号、第19号は県西地域においても多大な被害がありました。また、一昨年の国道135号線の高波被害もあり、県西地域の基幹道路はひとたび災害が起きると迂回路のない道路が多く、生活が寸断されます。当所では都市と交通基盤の観点から県西地域の未来を考える「みらいの道シンポジウム」を開催し、経済や観光、防災という観点から道路整備の必要性を再訴しておりました。また、当所は伊豆湘南道路建設促進期成同盟会の一員を担い、観光の活性化、広域的な都市間交流による新たな地域文化の創造、災害対策などに貢献する同道路建設を、当県と静岡県にまたがる経済界と行政が一体となり積極的に推進しております。</p> <p>これらの活動が実を結び、県では令和2年度予算に都道府県境道路整備補助制度が創設され、自動車専用道路網等の整備を促進していく計画が位置づけされました。</p> <p>引き続き、県におかれましては伊豆湘南道路の整備計画推進、また国道135号線沿線や国道1号線の迂回道路にもなっており小田原と箱根を結ぶ足柄幹線林道について、大きな災害にも耐えうるようハード面を強化し、安全を担保した道路になるよう引き続き強く要望するとともに、県内道路だけでなく隣県も俯瞰してより広域な道路ネットワークの構築が図られるよう要望いたします。</p>
5 建設・土木の許認可制度について	<p>現在、県西地域の建築・土木の許認可に関しては開成町の県西土木事務所で事務を取り扱っております。支所的に県西土木事務所小田原土木センターはあるものの、地域の中での距離的・人口的・経済的バランスが実態に合わず、その時間的・経済的損失は</p>

項 目	理 由
	<p>大きいため、投資の損失を招いている実態があります。</p> <p>例えば、箱根の建築確認申請等をしようとする、少なくとも箱根町・小田原市・開成町と行政庁を回らなければなりません。</p> <p>地域性も鑑み開成町の県西土木事務所だけでなく、県西土木事務所小田原土木センターでも建築・土木の許認可手続きを完了できるように要望いたします。</p>
<p>6 劣化した路面標示の早急の補修と全天候型の白線の採用について</p>	<p>小田原・箱根管内の道路を見ますと、横断歩道や矢印、「スクールゾーン」「止まれ」などの路面標示が摩耗の著しい箇所が散見されます。道路のセンターラインや車線境界線などは行政、停止線や「止まれ」などの文字など規制に関わるものは公安委員会（警察）が道路管理者と分かれていることと存じます。また各道路管理者は巡回の中で危険個所を把握、優先順位をつけながら順次補修を行っていただいていることも認識しております。しかしながら安心・安全なまちづくりには視認性の高い路面表示は必須です。劣化した路面表示の補修を神奈川県警へ働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>また、視認性が高い全天候型の白線（全天候型溶解式路面標示材）は、特殊反射素子を白線に散布しており、夜間でも輝度が高く、摩耗しても輝度が高い分、ある程度の視認性が確保されます。加えて表面がほぼフラットで車両が通過しても騒音を発生しないメリットがあります。コストの問題もあることも認識しておりますが、交通の要所においては視認性のより高い白線にすることも併せて検討いただきますよう併せて要望いたします。</p>
<p>7 地域医療提供体制の充実について</p>	<p>神奈川県では、適切な医療提供体制を確保するため、各地域において地域医療構想調整会議を開催し各種データを活用しつつ課題を見える化したうえで体制確保の議論を進められていると認識しております。</p> <p>県西地域には公的な医療機関として神奈川県立足柄上病院・小田原市立病院等がありますが、高度医療及び先進医療が必要な住民は域外の医療機関を受診していることが見受けられます。また、当地域は国際的な観光地を有しており、その優位性を発揮し医療ツーリズムを取り込むには質の高い医療を構築することが不可欠です。</p> <p>つきまして、老朽化した公的医療機関の改修等に合わせ、行政・医療機関・民間が一体となって地域の医療提供体制を充実いただくとともに、民間医療機関との機能分担を推進していただくよう要望いたします。また地域に質の高い医療が構築されるよう併せて要望いたします。</p>

項 目	理 由
8 総合的な災害対策について	<p>(1) 箱根町の総合的な雪害対策について</p> <p>箱根は平成26年に大雪があり、平成30年3月にも季節外れの降雪など、頻繁に雪害が発生しており、国際観光地に恥じない対策を取っていく必要があります。</p> <p>極端な災害に匹敵するような雪害対策については、凍・雪害対策本部を設置し、計画に従い行動することになっていることは理解しましたが、それに満たない降雪に対しても、電車やバスを待ち、さらには目的地まで徒歩で向かおうとする観光客の姿、ノーマルタイヤで立ち往生する車両、車の乗り捨てや、樹木の倒壊があり、それにより思うように除雪が進まない状況などを考えると、まだまだ問題が山積みの状況であります。</p> <p>これらの問題を1つ1つ解決し、多くの関係者が一体となって取り組むためにも、自治体をはじめ交通事業者、道路管理者、警察、観光事業者等の関係者が連携し、対策を講じるための議論の場を設けていただくよう要望いたします。</p> <p>(2) 災害時における退避場所としての行政施設駐車場の提供について</p> <p>2019年10月に発生した台風第15号・第19号は、小田原市内及び箱根町内の事業所に甚大な被害をもたらしました。近年は集中豪雨により想定外のスピードで浸水が進むことから、バス・トラックなどの水没被害も全国各地で発生しております。</p> <p>つきましては、災害時には行政の施設の駐車場の一部をバス・トラック等の退避場所として提供いただくことで、物流機能の確保と市民の移動手段となる路線バスの車両被災を避けるなど、非常時の対策を検討いただきますよう要望いたします。</p>

令和3年度税制改正に関する要望
(牧島かれん衆議院議員へ11月19日提出)

事業承継の円滑化、新事業展開・生産性向上を促す税制の整備を！

2020年11月
小田原箱根商工会議所
日本商工会議所

1. 価値ある事業を次世代へ繋ぐ「第三者承継」を後押しする税制措置の創設

- 早期の事業引継を促すため、株式等の譲渡に対するインセンティブ措置および買い手企業に対する買収リスク軽減措置（「のれん」の一括償却等）を講じるべき
2. 中小・スタートアップ企業の企業連携等による地域の新たな産業の創出
- 中小企業等によるスタートアップ投資を通じて、オープンイノベーションを促す税制措置の創設
 - 個人からの出資を促すエンジェル税制の要件緩和（創業期間要件（3年）の延長等）
3. 約50万社が活用する「少額減価償却資産の損金算入特例」の延長
- 本特例は、減耗の激しい器具の更新等、恒常的に発生する設備投資に活用されており、中小企業の事務負担の軽減・生産性向上に大きく寄与
 - 軽減税率対応、最低賃金引上げ、時間外労働規制等により、中小企業の実業性向上が急務。遅れているIT化・IoT対応を促すためにも、本特例は縮減することなく延長すべき
4. 中小企業の販路開拓を後押しする「交際費の損金算入特例」の延長
- 取引先が限定される中小企業において、交際費は販路開拓等のため不可欠な支出。地域の消費喚起にも資することから、本特例は確実に延長すべき
5. 2023年10月から導入予定のインボイス制度は、廃止を含め慎重に検討すべき
- 消費税軽減税率制度導入によって制度が複雑化したうえに、適格請求書等（インボイス）の発行・保存・確認に係る事務負担の増加は、生産性向上に逆行
 - 免税事業者（約500万者）の取引排除等、地域経済への影響も極めて大きく、インボイス制度は、廃止を含め慎重に検討すべき

小商工発第113号
令和3年1月20日

神奈川県知事
黒岩 祐治 様

小田原箱根商工会議所
会頭 鈴木 悌介

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、商工会議所活動に格別なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2回目の緊急事態宣言が発出され、地域の暮らしと経済に多大な影響が生じております。地域の暮らしを支える地域経済の担い手として、私ども地域の商工業者は、国、県の要請に応じた感染症対策を万全にとりつつ、経済活動を続けていく責務が

あると任じております。

神奈川県におかれましては、昨年も限られた予算の中から、制度融資の創設や感染症拡大防止協力金、感染症対策事業費補助金など、さまざまな施策を展開していただき、感謝申し上げます。

目まぐるしく変わる事業環境を乗り越え事業を継続するために、これまで以上のご支援を賜りたく、ここに次の通り要望いたします。

敬 具

記

1. 持続的な経営のための資金繰り対策について

1) 融資制度の拡充について

資金繰りに窮する事業者を支援するために、神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金について貸付期間・融資限度額等の拡充について要望いたします。

2) 神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金の条件変更について

本制度を利用した事業者のうち、据置期間が終了し業績が回復せずに据置期間の延長の契約変更を行った場合に、条件変更となり今後の融資審査に影響が生じるとともに、実質無利子の恩恵を受けることができないと認識しております。また、融資期間を延長した場合も同様であり、かつ延長分の保証料が新たに発生いたします。つきましては、事業者が据置期間並びに融資期間延長を希望した場合に、不利な条件にならないよう弾力的な運用を頂くよう要望いたします。

3) 次年度以降の融資制度について

次年度以降の新型コロナウイルスに対応する融資制度について、政府の経済対策によると実質無利子融資は民間が2021年3月末、政府系金融機関等が2021年上半期までを予定しており、その後の資金繰りが厳しい事業者が顕在化する可能性があります。この事業者を支援するために、実質無利子融資終了後に急激に事業者の資金繰りが悪化することを防ぐことを目的とした、県独自の制度融資の創設や利子補給制度を整えていただくよう要望いたします。

2. コロナ禍に対応する経営基盤の強化について

1) 感染症対策事業費補助金について

今年度、県が創設した再起促進事業費補助金・感染症対策事業費補助金を申請して採択された事業者は多数に上ります。引き続きコロナ禍、また収束後の事業を継続可能とするため、同様の補助金を検討いただくとともに、より活用しやすいよう下記の事項を新たに加えていただくよう要望いたします。

- ・ 同業者の廃業に伴い、新たな受注に対応し地域のサプライチェーンを持続するための新規設備の導入・既存設備の増強
- ・ 感染拡大防止策の対象経費の拡充（空気清浄機・テレワークに要する費用等）

2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）の拡充について

緊急事態宣言の発令を受けて、飲食店については同協力金が給付され、また飲食店への納め業者や売上減少が著しい事業者は国が一時金を給付することが発表されています。ただ、緊急事態宣言の発令と同時にGOTOトラベル事業等の停止も継続され、観光関連事業者も厳しい状況となっております。つきましては、観光関連等に関わる事業者へも同協力金を給付いただけるよう拡充を要望いたします。

3) 雇用調整助成金の特例措置に係る期間延長について

雇用調整助成金の特例措置は令和3年2月28日までとなっております。再延長に関しては1月8日の厚労大臣の記者会見において2月の雇用状況の分析を踏まえるとの発言がありますが、事業者の経営が厳しい状況は続いておりますので、国に対して再延長の働きかけを要望いたします。

4) テレワークを導入する企業に対する支援について

ア) 緊急事態宣言発出に伴い、事業者は従業員間の感染拡大防止を避けるためにテレワーク導入の検討を進めておりますが、新たにパソコン等のデジタル機器の導入費用の負担が大きいため躊躇する事業者が散見されます。県においても、現在テレワーク導入送信事業費（第2次）を補助いただいておりますが、全県で先着250社程度と枠が限られており、同補助金を必要とする事業者に十分に補助が行き渡らない可能性があります。ついては、感染拡大防止と生産性向上の観点から、第2次実施分で予算の範囲を超えて申請があった場合、早急に追加の予算措置をいただくよう要望いたします。

イ) 昨今、月額型のネットワークサービスやクラウド型サービスが主流となっている中、これらに対する補助制度の多くは初期投資や短期間の補助に限定され、その後の費用負担がテレワーク導入を阻む要因の一つとなっています。事業者が最後の一步を踏み出すための支援として、複数年の月額料金も補助対象経費に加えていただく補助制度を要望いたします。

5) EC販売に取り組む事業者への支援について

緊急事態宣言下において、不要不急の移動が制限され実店舗での購買は停滞します。そのような中、事業者は新たにEC販売に取り組んでおりますが、自社ホームページのみの販売では検索されずに売上につながりづらくなっています。これを解消するために閲覧数も多く即効性がある大手ECサイトへ登録し、相乗効果を得ることが有効と考えられますが、登録による費用負担が大きいため出店をためらっている事業者もおります。これを後押しするために、出店料・月額費用に対する支援について検討いただきますよう要望いたします。

6) 事業所消毒補助金について

事業所内において新型コロナウイルス感染者が発生した際に、保健所からの指導・助言に基づき建物内の消毒作業が必要となった場合に、事業所内の感染拡大防止と事業活動の継続を図る観点から、作業費用の補助の創設について要望いたします。

7) 行政が計画する事業の前倒し発注について

各事業者が売上低迷に陥っている中、行政が発注する案件について、前倒しいただくよう要望いたします。なお、発注にあたっては地元業者で対応可能な案件は、緊急事態下の措置として地元業者に限定して発注いただくよう併せて要望いたします。

3. 新型コロナウイルス感染症の感染予防と治療について

1) ワクチン接種等の迅速な対応について

新型コロナウイルス感染拡大を阻止する上での有効な手段は、ワクチン接種と新薬投与だと考えます。県においても、国と連携しつつ体制整備や周知徹底に尽力されているかと思いますが、新型コロナウイルスのワクチン並びに新薬の開発状況や県民への接種・投与までのスケジュールが判明次第、速やかにお示しいただけるよう国へ働きかけをお願いしたい。併せて、県民が安心して接種・服用できるよう、不安払しょくのための周知徹底を要望いたします。

4. 緊急事態宣言解除後の消費喚起施策の実施について

1) 「地元神奈川再発見」推進事業について

同事業の実施にあたっては、国が実施するGOTOトラベル事業後に想定される急激な観光需要の落ち込みを考慮し、当地域の観光需要に乱高下をもたらすことが無いようソフトランディングを意識した実施期間の設定について要望いたします。

2) 県内消費喚起対策事業費（キャッシュレス決済時の20%還元）について

同事業は新型コロナウイルスの影響により、既に繰越明許費として翌年度に繰り越しされております。需要は一時的に国や行政の様々な支援策により喚起されておりましたが、緊急事態宣言の発令やGOTOキャンペーンの停止等により減退しています。同事業の実施においては、国の消費喚起策と重複し効果が薄れることが無いよう、実施期間の設定を考えていただくよう要望をいたします。

小商工発第113号
令和3年1月20日

小田原市長
守屋 輝彦 様

小田原箱根商工会議所
会頭 鈴木 悌介

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、商工会議所活動に格別なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2回目の緊急事態宣言が発出され、地域の暮らしと経済に多大な影響が生じております。地域の暮らしを支える地域経済の担い手として、私ども地

域の商工業者は、国、県の要請に応じた感染症対策を万全にとりつつ、経済活動を続けていく責務があると任じております。

小田原市におかれましては、昨年も限られた予算の中から、制度融資の創設や中小企業者支援金、プレミアム付き商品券事業など、さまざまな施策を展開していただき、感謝申し上げます。

目まぐるしく変わる事業環境を乗り越え事業を継続するために、これまで以上のご支援を賜りたく、ここに次の通り要望いたします。

敬 具

記

1. 持続的な経営のための資金繰り対策について

1) 融資制度の拡充について

資金繰りに窮する事業者を支援するために、中小企業小口資金について貸付期間・融資限度額・据置期間等の更なる拡充について要望いたします。

2) 次年度以降の中小企業小口資金拡充の継続について

次年度以降の新型コロナウイルスに対応する中小企業小口資金について、政府の経済対策によると実質無利子融資は民間が2021年3月末、政府系金融機関等が2021年上半期までを予定しており、その後の資金繰りが厳しい事業者が顕在化する可能性があります。この事業者を支援するために、実質無利子融資終了後に急激に事業者の資金繰りが悪化することを防ぐことを目的として、中小企業小口資金の制度拡充を継続いただくよう要望いたします。

2. コロナ禍に対応する経営基盤の強化について

1) テレワークを導入する企業に対する支援について

ア) コロナ禍において、事業者は従業員間の感染拡大防止を避けるためにテレワーク導入の検討を進めておりますが、新たにパソコン等のデジタル機器の導入費用の負担が大きいため躊躇する事業者が散見されます。感染拡大防止と生産性向上の観点から、テレワーク導入を後押しするための補助制度の創設を要望いたします。

イ) 昨今、月額型のネットワークサービスやクラウド型サービスが主流となっている中、これらに対する補助制度の多くは初期投資や短期間の補助となっており、その後の費用負担がテレワーク導入を阻む要因の一つとなっています。事業者が最後の一步を踏み出すための支援として、複数年の月額料金も補助対象経費に加えていただく補助制度の創設を要望いたします。

2) 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金」について

昨年、多くの事業者が給付した同支援金について、緊急事態宣言が発出されるなか、経営に窮する事業者も多くおります。不要不急の外出を控えることが要請され経済活動が滞るため、売上が減少した事業所については同支援金の給付を再度検討くださいますよう要望いたします。特に国及び県の給付支援が届かない観光関連等に関わる事業者へ支援金を給付いただくとともに、交付要件として売上減少比率を緩和いただくよう併せて要望いたします。

3) 雇用調整助成金の特例措置に係る期間延長について

雇用調整助成金の特例措置は令和3年2月28日までとなっております。再延長に関しては1月8日の厚労大臣の記者会見において2月の雇用状況の分析を踏まえるとの発言がありますが、事業者の経営が厳しい状況は続いておりますので、国に対して再延長の働きかけを要望いたします。

4) EC販売に取り組む事業者への支援について

緊急事態宣言下において、不要不急の移動が制限され実店舗での購買は停滞します。そのような中、事業者は新たにEC販売に取り組んでおりますが、自社ホームページのみの販売では検索されずに売上につながりづらくなっています。これを解消するために閲覧数も多く即効性がある大手ECサイトへ登録し、相乗効果を得ることが有効と考えられますが、登録による費用負担が大きいため出店をためらっている事業者もおります。これを後押しするために、出店料・月額費用に対する支援について検討いただきますよう要望いたします。

5) 事業所消毒補助金について

事業所内において新型コロナウイルス感染者が発生した際に、保健所からの指導・助言に基づき建物内の消毒作業が必要となった場合に、事業所内の感染拡大防止と事業活動の継続を図る観点から、作業費用の補助の創設について要望いたします。

6) 固定資産税等の軽減の継続について

2021年度の固定資産税・都市計画税は売上の減少幅により、軽減・減免されますが、新型コロナウイルスの収束が見通せない中、同様の軽減策の継続について要望いたします。

7) 行政が計画する事業の前倒し発注について

各事業者が売上低迷に陥っている中、行政が発注する案件について、前倒しいただくよう要望いたします。なお、発注にあたっては地元業者で対応可能な案件は、緊急事態下の措置として地元業者に限定して発注いただくよう併せて要望いたします。

3. 新型コロナウイルス感染症の感染予防と治療について

1) ワクチン接種等の迅速な対応について

新型コロナウイルス感染拡大を阻止する上での有効な手段は、ワクチン接種と新薬投与だと考えます。市においても、国や県と連携しつつ体制整備や周知徹底に尽力されているかと思いますが、新型コロナウイルスのワクチン並びに新薬の開発状況や市民への接種・投与までのスケジュールが判明次第、速やかにお示しいただけるよう国及び県への働きかけをお願いしたい。併せて、市民が安心して接種・服用できるよう、不安払しょくのための周知徹底を要望いたします。

4. 緊急事態宣言解除後の消費喚起施策の実施について

1) 「プレミアム付き観光券事業」について

同事業の実施にあたっては、国が実施するGOTOトラベル事業後に想定される急激な観光需

要の落ち込みを考慮し、当地域の観光需要に乱高下をもたらすことが無いようソフトランディングを意識した実施期間の設定について要望いたします。

2) プレミアム付き商品券事業について

新型コロナウイルスの影響により厳しい状況に陥っている市内事業者及び市民生活を支援するため、プレミアム付き商品券事業「おだわら梅丸商品券」を行っていただきました。同事業は、事業者及び市民の方から高い評価をいただいております。そのような中、未だ収束の見通しは立たず、経営に窮する事業者、生活に困窮する市民がおりますが、12月に発行された商品券は既に多くが消費され、再度の発行を期待する声が上がっております。つきましては、事業実施にあたっては議会の承認等の手続きに時間を要すると思われるので、柔軟な時期に再実施いただけるよう先手を打って同事業実施に関して、ご検討くださいますよう要望いたします。

小商工発第113号
令和3年1月20日

箱根町長

勝俣 浩行 様

小田原箱根商工会議所
会頭 鈴木 悌介

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、商工会議所活動に格別なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2回目の緊急事態宣言が発出され、地域の暮らしと経済に多大な影響が生じております。地域の暮らしを支える地域経済の担い手として、私ども地域の商工業者は、国、県の要請に応じた感染症対策を万全にとりつつ、経済活動を続けていく責務があると任じております。

箱根町におかれましては、昨年も限られた予算の中から、箱根町経営安定緊急融資制度や観光事業者等緊急支援補助金など、さまざまな施策を展開していただき、感謝申し上げます。

目まぐるしく変わる事業環境を乗り越え事業を継続するために、これまで以上のご支援を賜りたく、ここに次の通り要望いたします。

敬 具

記

1. 持続的な経営のための資金繰り対策について

1) 融資制度の拡充について

資金繰りに窮する事業者を支援するために、箱根町経営安定緊急融資制度について貸付期間・融資限度額・据置期間等の拡充について要望いたします。

2) 次年度以降の箱根町経営安定緊急融資制度の継続について

次年度以降の新型コロナウイルスに対応する中小企業小口資金について、政府の経済対策によると実質無利子融資は民間が2021年3月末、政府系金融機関等が2021年上半期までを予定しており、その後の資金繰りが厳しい事業者が顕在化する可能性があります。この事業者を支援するために、実質無利子融資終了後に急激に事業者の資金繰りが悪化することを防ぐことを目的として、箱根町経営安定緊急融資制度の制度を継続いただくよう要望いたします。

2. コロナ禍に対応する経営基盤の強化について

1) テレワークを導入する企業に対する支援について

ア) コロナ禍において、事業者は従業員間の感染拡大防止を避けるためにテレワーク導入の検討を進めておりますが、新たにパソコン等のデジタル機器の導入費用の負担が大きいため躊躇する事業者が散見されます。感染拡大防止と生産性向上の観点から、テレワーク導入を後押しするための補助制度の創設を要望いたします。

イ) 昨今、月額型のネットワークサービスやクラウド型サービスが主流となっている中、これらに対する補助制度の多くは初期投資や短期間の補助となっており、その後の費用負担がテレワーク導入を阻む要因の一つとなっています。事業者が最後の一步を踏み出すための支援として、複数年の月額料金も補助対象経費に加えていただく補助制度の創設を要望いたします。

2) 「観光事業者等緊急支援補助金」について

昨年、多くの事業者が給付した同補助金について、緊急事態宣言が発出されるなか、経営に窮する事業者も多くおります。不要不急の外出を控えることが要請され経済活動が滞るため、売上が減少した事業所については同補助金の給付を再度検討くださいますよう要望いたします。なお、制度設計にあたっては、交付要件の売上減少比率の緩和をお願いいたします。

3) 雇用調整助成金の特例措置に係る期間延長について

雇用調整助成金の特例措置は令和3年2月28日までとなっております。再延長に関しては1月8日の厚労大臣の記者会見において2月の雇用状況の分析を踏まえるとの発言がありますが、事業者の経営が厳しい状況は続いておりますので、国に対して再延長の働きかけを要望いたします。

4) EC販売に取り組む事業者への支援について

緊急事態宣言下において、不要不急の移動が制限され実店舗での購買は停滞します。そのような中、事業者は新たにEC販売に取り組んでおりますが、自社ホームページのみの販売では検索されずに売上につながりづらくなっています。これを解消するために閲覧数も多く即効性がある大手ECサイトへ登録し、相乗効果を得ることが有効と考えられますが、登録による費用負担が大きいため出店をためらっている事業者もおります。これを後押しするために、出店料・月額費用に対する支援について検討いただきますよう要望いたします。

5) 事業所消毒補助金について

事業所内において新型コロナウイルス感染者が発生した際に、保健所からの指導・助言に基づき建物内の消毒作業が必要となった場合に、事業所内の感染拡大防止と事業活動の継続を図る観点から、作業費用の補助の創設について要望いたします。

6) 固定資産税等の軽減の継続について

2021年度の固定資産税・都市計画税は売上の減少幅により、軽減・減免されますが、新型コロナウイルスの収束が見通せない中、同様の軽減策の継続について要望いたします。

7) 行政が計画する事業の前倒し発注について

各事業者が売上低迷に陥っている中、行政が発注する案件について、前倒しいただくよう要望いたします。なお、発注にあたっては地元業者で対応可能な案件は、緊急事態下の措置として地元業者に限定して発注いただくよう併せて要望いたします。

3. 新型コロナウイルス感染症の感染予防と治療について

1) ワクチン接種等の迅速な対応について

新型コロナウイルス感染拡大を阻止する上での有効な手段は、ワクチン接種と新薬投与だと考えます。町においても、県と連携しつつ体制整備や周知徹底に尽力されているかと思いますが、新型コロナウイルスのワクチン並びに新薬の開発状況や町民への接種・投与までのスケジュールが判明次第、速やかにお示しいただけるよう国及び県への働きかけをお願いしたい。併せて、町民が安心して接種・服用できるよう、不安払しょくのための周知徹底を要望いたします。

4. 緊急事態宣言解除後の消費喚起施策の実施について

1) プレミアム付き商品券事業について

箱根町において昨年各種プレミアム商品券事業等に予算を充当いただいたことを感謝しております。緊急事態宣言が発出されたことに伴い多くの観光事業者が厳しい状況のなか、再度同様の事業について予算措置を要望いたします。なお、同事業実施にあたっては国が実施するGOTOトラベル事業後に想定される急激な観光需要の落ち込みを考慮し、当地域の観光需要に乱高下をもたらすことが無いようソフトランディングを意識した実施期間の設定についても要望いたします。

(3) 調査・研究

ア 件名	第44回・第45回景況調査
実施期間	令和2年8月、令和3年2月
内容の概要	管内商工業者の景況状況を把握するための資料とする (1) 景況感についての調査 (2) 経営状況についての調査 (3) 経営上の問題点についての調査
調査発表	当所会報令和2年11月号に掲載(第44回) 当所会報令和3年5月号に掲載予定(第45回)
イ 件名	第76回小田原市主要商店街流動客調査
実施期間	令和2年12月12日(土)
内容の概要	小田原市中心部主要商店街及び小田原駅東西自由連絡通路の流動客の状況を把握し、商業施設及び中小商業の経営改善対策の資料とする (1) 市内主要地点における時間帯別流動状況の調査
調査発表	調査の集計・分布結果を関係機関・団体等に配布する他、 当所会報令和3年2月号付録にて発表
ウ 件名	LOBO調査
実施期間	毎月(7業種7団体)
内容の概要	業況・売上・採算・仕入単価・販売単価・従業員・資金繰りの状況などを調査

(4) 広報

ア 刊行

- (ア) 定期刊行
- * 会報「商工小田原箱根」発行
 - ・ 刊行期日 毎月1回20日発行／1月15日新春特別号
 - ・ 掲載内容 経済問題、諸制度、諸事業、経営指導など
 - ・ 発行部数 3,300部
 - ・ 配付先 会員、特定商工業者、関係諸団体、各地商工会議所等に配付
 - * PRペーパー「商工会議所通信」発行
 - ・ 刊行期日 毎月1回1日発行
 - ・ 掲載内容 セミナー・講習会・イベントなど
 - ・ 発行部数 500部
 - ・ 配布先 税務署・県・市等に配布
 - * メールマガジン
 - ・ 刊行期日 毎月第2・第4月曜日配信
 - ・ 掲載内容 セミナー・講習会・イベントなど
 - ・ 配信数 654件
 - ・ 配信先 会員に配信
- (イ) 不定期刊行
- * 観光ガイドブック「パスポート小田原・箱根2021」発行
 - ・ 刊行期日 令和3年3月24日
 - ・ 掲載内容 小田原・箱根の名所・観光施設を満載
 - ・ 発行部数 100,000部
 - ・ 配布先 鉄道各社、日本道路公団・その他関係官公庁、団体
- イ 会頭記者会見
- 会頭による定例記者会見
 - 第1回 平成2年4月23日
 - 第2回 令和3年2月2日

(5) 証明・鑑定・検査

ア 証明

(ア) 貿易関係証明 (該当国のみ)

品名 国名	機械及び金属製品	食 品	そ の 他	合 計
台湾		70		70
中国	34	19	2	55
シンガポール		5		5
ロシア	4			4
アメリカ	3			3
ベトナム	1	2		3
タイ		1	2	3
ドバイ		2		2
マレーシア		1		1
合 計	42	100	4	146

(イ) 国内取引関係証明 0件

(ウ) 会員証明 0件

(エ) 特定退職金共済制度加入証明 61件

(6) 信用調査

ア 信用調査 他商工会議所より当地方業者に対する調査 1件

当所より他商工会議所に対する調査 1件

(7) 各種行事

ア 一般行事

行事の名称 主催者	開催日	会場等	
からくり箱フェスタ からくり創作研究会	4 / 1 ~ 3 / 31	小田原市内・ 箱根町内	後援
小田原おでんサミット2020 小田原おでんサミット実行委員会 小田原おでん会	4 / 4・5 【中止】	小田原城址公園二の丸広場	後援
QCサークル関東支部神奈川地区 行事 QCサークル関東支部神奈川地区	5月~12月	神奈川県内	後援
第82回ゴルフ大会 株神静民報社	5 / 14 【中止】	大箱根カントリークラブ	協賛
第13回西さがみ俳句大会 株神静民報社	6月~9月	公募・表彰	協賛
第25回かながわ夢絵コンテスト (特非) こどもネットミュージアム	6 / 1 ~ 3 / 31	横浜新都市ビル	後援
小田原城アート NOW 2020 小田原文化芸術協会	6 / 2 ~ 29 【中止】	小田原城址公園・ 清閑亭・UMECO	後援
第8回ビジネスマッチングwithかながわ8信金 神奈川県信用金庫協会	6 / 11 【中止】	大さん橋ホール	後援
第23回「園児たちの夢の七夕2020」 お堀端商店街振興組合	7 / 3 ~ 12	お堀端通り	後援
第36回箱根馬子唄日本一全国大会 箱根馬子唄保存会	7 / 5	星槎レイクアリーナ箱根	後援
経営者セミナー さがみ信用金庫	8 / 24	オンライン	後援
三谷幸喜氏講演会「僕が歴史を好きな理由」 (公社) 三島青年会議所	10 / 1	生涯学習センターけやき	後援
第18回小田原おでん祭り 小田原おでん祭り実行委員会 小田原おでん会	11 / 8	小田原競輪場	後援
若年者雇用支援事業 小田原市	1 / 23	おだわら市民交流 センターUMECO	後援
小田原・箱根「木・技・匠」の祭典 小田原・箱根「木・技・匠」の祭典実行委員会	2 / 27・28 【中止】	ハルネ小田原	後援
西湘蘭展2021 西湘蘭展実行委員会	1 / 20~25	ダイナシティウエスト	後援

行 事 の 名 称 主 催 者	開催日	会 場 等	
第57回小田原梅まつり俳句大会 小田原俳句協会	2 / 7	おだわら市民交流 センターUMECO	協賛
創立8周年記念講演会 認定NPO法人みんなでお城をつくる会	2 / 11 【中止】	おだわら市民交流 センターUMECO	後援
芦ノ湖ルアー・フライ限定特別解禁釣大会 芦之湖漁業協同組合	3 / 1	芦之湖元箱根湾	後援
男女共同参画フォーラム 小田原市	3 / 6	生涯学習センターけやき	後援
若年者雇用支援事業「ジョブスタディ」 小田原市	3 / 15～24	オンライン	後援

イ 観光関係

行 事 の 名 称 主 催 者	開催日	会 場 等	
第56回小田原北條五代祭り (一社)小田原市観光協会	5 / 3 【中止】	小田原城址公園 市内パレード	後援
第70回小田原城菊花展 (一社)小田原市観光協会 小田原清香会	11 / 3～15	小田原城址公園本丸広場	後援
令和2年度小田原梅の里さんぽ (一社)小田原市観光協会 曾我梅まつり実行委員会	1 / 30～2 / 28	曾我梅林 小田原城址公園	後援

(8) 技術・技能の普及検定

ア 検 定

(ア) 珠 算

回 数	期日・会場	級別 人数・%	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級・ 10級	合計
			219回	R2.6.28	受験者数	新型コロナウイルス感染拡大防止により中止						
220回	R2.10.25 商工会議所	受験者数	8	11	13	8	1	3	2	2	2	50
		合格者数	2	1	6	6	1	2	2	2	2	24
		合 格 率	25.0	9.1	46.2	75.0	100.0	66.7	100.0	100.0	100.0	48.0
221回	R3.2.14 商工会議所	受験者数	8	10	11	6	3	4	2	2	0	46
		合格者数	4	2	7	3	2	3	2	2	0	25
		合 格 率	50.0	20.0	63.6	50.0	66.7	75.0	100.0	100.0	0.0	54.3
合計		受験者数	16	21	24	14	4	7	4	4	2	96
		合格者数	6	3	13	9	3	5	4	4	2	49
		合 格 率	37.5	14.3	54.2	64.3	75.0	71.4	100.0	100.0	100.0	51.0

(イ) 簿 記

回 数	期日・会場	級別 人数・%	1級	2級	3級	合計
			155回	R2.6.14	受 験 者 数	
156回	R2.11.15 商工会議所 旭丘高校	受 験 者 数	8	124	144	276
		合 格 者 数	0	20	76	96
		合 格 率	0.0	16.1	52.8	34.8
157回	R3.2.28 商工会議所 旭丘高校	受 験 者 数	6	70	106	182
		合 格 者 数	0	7	69	76
		合 格 率	0.0	10.0	65.1	41.8
合計		受 験 者 数	14	194	250	458
		合 格 者 数	0	27	145	172
		合 格 率	0.0	13.9	58.0	37.6

(ウ) 福祉住環境コーディネーター

回数	期日・会場	級別		合計	
		人数・%			
44回	R2.7.5	受験者数	新型コロナウイルス 感染拡大防止により中止		
45回	R2.11.22 小田原市梅の里センター	受験者数	37	12	49
		合格者数	16	11	27
		合格率	43.2	91.7	55.1
合計		受験者数	37	12	49
		合格者数	16	11	27
		合格率	43.2	91.7	55.1

(エ) ビジネス実務法務検定

回数	期日・会場	級別		合計	
		人数・%			
47回	R2.6.21	受験者数	新型コロナウイルス 感染拡大防止により中止		
48回	R2.12.6 小田原市保健センター	受験者数	24	33	57
		合格者数	13	26	39
		合格率	54.2	78.8	68.4
合計		受験者数	24	33	57
		合格者数	13	26	39
		合格率	54.2	78.8	68.4

(オ) 日商ネット試験

回数・期日	試験名	受験者数	合格者数	合格率 (%)
随時	日商PC	6	4	66.7
	原価計算初級	1	1	100.0
	簿記初級	4	3	75.0
	キーボード操作	2	0	0.0

認定会場：PCアカデミーオーシャン、パソコン教室岸、パソコンくらぶおぐぼそ

(9) 取引紹介（照会を含む）あっせん

ア 国内取引 66件

イ 国外取引 なし

(10) 取引紛争のあっせん

ア 取引紛争のあっせん なし

イ 調停 なし

ウ 仲裁 なし

(11) 相談・指導・あっせん等

下請あっせん相談（相談機関・公益財団法人神奈川産業振興センター） 1件

※新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は窓口相談が3回

(12) 会員の増強対策

会員増強委員会で実施計画・目標数を設定し、役員・議員・会員挙げて会員増強運動を展開した
年度中増強実績 116件

(13) 経営改善普及事業（中小企業相談部）

ア 巡回指導

業種別	対象 企業数	経営 革新	経営 一般	情報化	創業	金融	税務	労働	取引	環境 対策	その他	計
製造業	84	119	0	0	0	17	0	2	4	1	2	145
建設業	57	50	0	0	0	22	0	0	0	1	0	73
小売業	113	147	0	1	0	17	0	1	2	0	4	172
卸売業	30	35	0	0	0	9	0	0	0	0	0	44
サービス業	252	319	0	0	0	42	1	6	10	0	1	379
その他	10	12	0	0	0	2	0	2	0	0	0	16
計	546	682	0	1	0	109	1	11	16	2	7	829

イ 窓口指導

業種別	対象 企業数	経営 革新	経営 一般	情報化	創業	金融	税務	労働	取引	環境 対策	その他	計
製造業	139	176	0	1	0	31	0	23	41	11	6	289
建設業	117	198	0	0	0	67	0	7	4	1	0	277
小売業	196	321	1	5	0	66	1	7	31	0	1	433
卸売業	72	130	0	3	0	28	0	3	8	0	0	172
サービス業	546	1,147	1	1	0	137	2	28	45	3	16	1,380
その他	20	37	0	0	0	12	0	1	5	1	0	56
計	1,090	2,009	2	10	0	341	3	69	134	16	23	2,607

ウ 講習会の開催による指導

(ア) 集団指導

区 分	経営革新	経営一般	情報化	創業	金融	税務	労働	環境対策	取引	その他	計
回数	5	3	1	6	16	3	11	0	0	0	45
人数	86	40	8	224	244	52	234	0	0	0	888

(イ) 個別指導

区 分	経営革新	経営一般	情報化	創業	金融	税務	労働	環境対策	取引	その他	計
回数	21	0	0	0	4	0	4	0	0	0	29
人数	88	0	0	0	22	0	11	0	0	0	121

(ウ) 講習会開催状況表（青年部・女性会を除く）

月日	時間	場所	参加人員	講演テーマ	講師		講演内容	種別
					職業	氏名		
4/17	11:00～12:00 13:30～14:30 15:30～16:30	商工会議所	123	働き方改革関連法・雇用調整助成金説明会	社会保険労務士	青山和則 大石浩	働き方改革関連法について及び新型コロナウイルス対応雇用調整助成金の説明	労働
6/24	15:30～17:00 18:30～20:00	商工会議所	47	雇用調整助成金説明会	社会保険労務士	神蔵絵利子	新型コロナウイルス対応雇用調整助成金の説明	労働
9/3	14:00～15:30	商工会議所	8	J P Q R 事業者向け説明会	デロイト トーマツ リスクサービス	安岡由依	QR決済統一規格 J P Q R 導入についての説明	情報化
9/7	14:30～16:30	商工会議所	13	コロナ禍を乗り越切る・経営改善セミナー	中小企業診断士	高久 広	コロナ禍への対応や補助金獲得について説明	経営革新
9/14	14:00～16:00	商工会議所	11	商品開発・商品アレンジセミナー	(同) コンフォートワン代表	小澤富士夫	コロナ下でのWEB上での販売強化策について	経営革新
9/14	18:30～20:30	商工会議所	16	簿記3級講習会	税理士	竹久保智之	日商簿記3級試験対策（全15回）	金融
9/17	18:30～20:30	商工会議所	17	簿記3級講習会	税理士	竹久保智之	日商簿記3級試験対策（全15回）	金融
9/24	18:30～20:30	商工会議所	17	簿記3級講習会	税理士	竹久保智之	日商簿記3級試験対策（全15回）	金融

月日	時間	場所	参加 人員	講 演 テ ー マ	講 師		講演内容	種別
					職 業	氏 名		
9/26	13:00～ 18:00	商工会議所	40	起業スクール	税 理 士 中小企業診断士 税 理 士 中小企業診断士	猪 熊 正 美 伊 藤 裕 美 黒 石 陽 子 天 満 正 俊	経営者の心構え、 ビジネスコミュニ ケーション	創業
9/28	18:30～ 20:30	商工会議所	16	簿記3級講習会	税 理 士	竹久保智之	日商簿記3級試験 対策（全15回）	金融
10/1	18:30～ 20:30	商工会議所	16	簿記3級講習会	税 理 士	竹久保智之	日商簿記3級試験 対策（全15回）	金融
10/3	13:00～ 17:00	商工会議所	38	起業スクール	税 理 士 中小企業診断士 税 理 士 中小企業診断士	猪 熊 正 美 伊 藤 裕 美 黒 石 陽 子 天 満 正 俊	マーケティング戦 略・創業の基礎知識	創業
10/5	18:30～ 20:30	商工会議所	17	簿記3級講習会	税 理 士	竹久保智之	日商簿記3級試験 対策（全15回）	金融
10/6	14:00～ 16:30	商工会議所	24	新入社員安全衛生 教育セミナー	労働安全衛生 コンサルタント	竹 内 春 樹	新入社員への安全 衛生教育について	労働
10/7	14:00～ 16:30	商工会議所	5	新入社員安全衛生 教育セミナー	労働安全衛生 コンサルタント	竹 内 春 樹	新入社員への安全 衛生教育について	労働
10/8	18:30～ 20:30	商工会議所	15	簿記3級講習会	税 理 士	竹久保智之	日商簿記3級試験 対策（全15回）	金融
10/10	13:00～ 17:00	商工会議所	36	起業スクール	税 理 士 中小企業診断士 税 理 士 中小企業診断士	猪 熊 正 美 伊 藤 裕 美 黒 石 陽 子 天 満 正 俊	会計の仕組み、売上 の立て方、先輩創業 体験談	創業
10/12	18:30～ 20:30	商工会議所	15	簿記3級講習会	税 理 士	竹久保智之	日商簿記3級試験 対策（全15回）	金融
10/13	15:00～ 17:00	商工会議所	21	神 奈 川 県 感 染 防 止 対 策 補 助 金 セ ミ ナ ー	中小企業診断士	天 満 正 俊	「神奈川県中小企 業・小規模企業感染 症対策事業費補助 金」の概要説明、申 請書の書き方等に ついて解説	経営 革新
10/14	14:00～ 16:00	商工会議所	20	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス の 影 響 と 2 0 2 0 年 度 の 経 済 の 見 通 し	(株) 浜 銀 総 合 研 究 所 上 席 主 任 研 究 員	小 泉 司	神奈川県内におけ る感染拡大の経緯 を振り返りながら、 県内の経済動向の 確認と今後の見通 しについて解説	経営 革新
10/15	18:30～ 20:30	商工会議所	15	簿記3級講習会	税 理 士	竹久保智之	日商簿記3級試験 対策（全15回）	金融

月日	時間	場所	参加 人員	講 演 テ ー マ	講 師		講演内容	種別
					職 業	氏 名		
10/17	13:00～ 17:00	商工会議所	37	起業スクール	税 理 士 中小企業診断士 税 理 士 中小企業診断士	猪 熊 正 美 伊 藤 裕 美 黒 石 陽 子 天 満 正 俊	収支計画・利益計画 の立て方、必要資金 及びコストの把握	創業
10/19	18:30～ 20:30	商工会議所	16	簿記3級講習会	税 理 士	竹久保智之	日商簿記3級試験 対策（全15回）	金融
10/22	18:30～ 20:30	商工会議所	16	簿記3級講習会	税 理 士	竹久保智之	日商簿記3級試験 対策（全15回）	金融
10/26	18:30～ 20:30	商工会議所	15	簿記3級講習会	税 理 士	竹久保智之	日商簿記3級試験 対策（全15回）	金融
10/29	18:30～ 20:30	商工会議所	14	簿記3級講習会	税 理 士	竹久保智之	日商簿記3級試験 対策（全15回）	金融
10/31	13:00～ 17:00	商工会議所	38	起業スクール	税 理 士 中小企業診断士 税 理 士 中小企業診断士	猪 熊 正 美 伊 藤 裕 美 黒 石 陽 子 天 満 正 俊	資金調達、創業者向 け融資等の紹介、 ビジネスプランの 作成	創業
11/2	18:30～ 20:30	商工会議所	14	簿記3級講習会	税 理 士	竹久保智之	日商簿記3級試験 対策（全15回）	金融
11/5	18:30～ 20:30	商工会議所	13	簿記3級講習会	税 理 士	竹久保智之	日商簿記3級試験 対策（全15回）	金融
11/7	13:00～ 17:00	商工会議所	35	起業スクール	税 理 士 中小企業診断士 税 理 士 中小企業診断士	猪 熊 正 美 伊 藤 裕 美 黒 石 陽 子 天 満 正 俊	ビジネスプランの 発表会	創業
11/12	13:00～ 17:00	商工会議所	15	令和2年度 伴走型小規模 事業者支援 推進事業	弁 護 士 税 理 士	太 田 茂 松 本 俊 明	事業承継のための 法務 事業承継のための 税務	経営 一般
11/16	14:00～ 16:00	商工会議所	12	決算書の見方 セミナー 個人コース	税 理 士	黒 石 陽 子	個人事業主向けの 決算書の見方の解 説をいただく	税務
11/18	14:00～ 16:00	商工会議所	27	決算書の見方 セミナー 法人コース	税 理 士	黒 石 陽 子	法人事業主向けの 決算書の見方の解 説をいただく	税務
11/18	18:00～ 20:00	商工会議所	13	決算書の見方 セミナー 法人コース	税 理 士	黒 石 陽 子	法人事業主向けの 決算書の見方の解 説をいただく	税務

月日	時間	場所	参加人員	講演テーマ	講師		講演内容	種別
					職業	氏名		
11/19	13:00～16:00	商工会議所	13	令和2年度 伴走型小規模 事業者支援 推進事業	(一社)全国 相続・事業承 継総合支援 センター 理事・事務局長 財務金融 コンサルタント	内藤雅生	事業承継のための 財務改善	経営 一般
11/24	14:00～16:00	商工会議所	35	同一賃金 同一労働 セミナー	社会保険労務士	赤澤 将	同一労働同一賃金 の概要及び対応方 法について解説	労働
11/26	13:00～16:00	商工会議所	12	令和2年度 伴走型小規模 事業者支援 推進事業	マーケティング プランナー	古河正己	事業承継のための 売り上げ改善	経営 一般
1/14	14:00～16:00	商工会議所	11	明日から利益 計画が作れる! 実践!!決算書を 実務に活かそう	小松大輔 公認会計士 事務所	小松大輔	経営者、管理者向 けに決算書を実務 に活かし、利益計 画の立て方を習得 していただく	経営 一般
3/17	14:00～16:00	商工会議所	21	事業再構築 補助金 セミナー	中小企業診断士	瀬戸正人	事業再構築補助金 の概要と申請のポ イントを解説	経営 革新

エ 巡回・個別指導

月日	時間	参加人数	内容	講師・担当等	
				職業	氏名
4/15	10:00～12:00	10	栄町地区巡回指導 (電話指導)	商工会議所	井上・小林
4/29	9:00～17:00	4	新型コロナウイルス 対策支援電話相談	商工会議所	長田・小林
5/4	9:00～17:00	—	新型コロナウイルス 対策支援電話相談	商工会議所	本山・米山
5/5	9:00～17:00	—	新型コロナウイルス 対策支援電話相談	商工会議所	井上・飯田
5/6	9:00～17:00	—	新型コロナウイルス 対策支援電話相談	商工会議所	古川・内田
5/7・8	10:00～12:00	6	寿町地区等巡回指導 (電話指導)	商工会議所	井上・小林
5/12・14	11:00～15:00	6	栄町1丁目地区 巡回指導	商工会議所	長田・米山

月 日	時間	参加人数	内容	講師・担当等	
				職業	氏名
5 / 14	10:00～ 16:00	3	扇町・多古地区等巡回指導	商 工 会 議 所	古 川 ・ 井 上
5 / 26	11:00～ 13:30	6	城山・荻窪地区巡回指導	商 工 会 議 所	本 山 ・ 高 橋
5 / 28・29	13:30～ 16:00	6	浜町地区等巡回指導	商 工 会 議 所	長 田 ・ 小 林
6 / 2・5	10:00～ 16:00	6	蓮正寺地区等巡回指導	商 工 会 議 所	井 上 ・ 小 林
6 / 4	10:00～ 16:00	8	東町地区巡回指導	商 工 会 議 所	井 上 ・ 米 山
6 / 16	10:00～ 13:30	5	扇町地区等巡回指導	商 工 会 議 所	長 田 ・ 飯 田
6 / 16	11:00～ 14:00	6	中町地区等巡回指導	商 工 会 議 所	本 山 ・ 米 山
6 / 19	11:00～ 13:30	6	鴨宮地区等巡回指導	商 工 会 議 所	本 山 ・ 小 林
6 / 22	13:30～ 16:00	6	板橋・入生田・風祭地区 等 巡 回 指 導	商 工 会 議 所	長 田 ・ 山 口
7 / 2	10:00～ 16:00	7	飯田岡・北ノ窪・府川・ 清水新田地区等巡回指導	商 工 会 議 所	井 上 ・ 本 山
7 / 7	11:00～ 16:30	11	宮ノ下地区等巡回指導	商 工 会 議 所	内 田 ・ 飯 田
7 / 7	13:00～ 16:00	6	久野地区等巡回指導	商 工 会 議 所	小 林
7 / 9	10:00～ 16:00	5	国府津・前川・高田・ 田島地区等巡回指導	商 工 会 議 所	古 川 ・ 井 上
7 / 9	13:00～ 16:00	6	浜町地区等巡回指導	商 工 会 議 所	長 田
7 / 12	9:00～ 17:30	2	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相 談 員
7 / 14	9:00～ 17:30	5	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相 談 員
7 / 14	11:00～ 14:00	8	飯泉地区等巡回指導	商 工 会 議 所	本 山
7 / 15	9:00～ 17:30	5	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相 談 員
7 / 16	10:00～ 13:30	6	酒匂・西酒匂・上新田・ 下新田地区等巡回指導	商 工 会 議 所	長 田 ・ 飯 田
7 / 20	9:00～ 17:30	5	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相 談 員

月 日	時間	参加人数	内容	講師・担当等	
				職業	氏名
7/21	9:00～ 17:30	5	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相 談 員
7/28	10:00～ 16:00	6	成田・桑原地区等 巡回指導	商 工 会 議 所	井 上 ・ 高 橋
8/6	10:00～ 16:00	6	栄町2・3丁目地区 巡回指導	商 工 会 議 所	井 上
8/6	13:30～ 16:00	6	中里・鴨宮地区等巡回指導	商 工 会 議 所	長 田 ・ 小 林
8/18	8:30～ 14:00	6	久野地区等巡回指導	商 工 会 議 所	小 林
8/19	10:00～ 16:00	6	城山地区等巡回指導	商 工 会 議 所	小 林
9/2	9:00～ 17:30	5	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相 談 員
9/3	10:00～ 13:30	6	栄町4丁目・中曾根 地区等巡回指導	商 工 会 議 所	長 田 ・ 米 山
9/4	10:00～ 16:00	6	蓮正寺地区等巡回指導	商 工 会 議 所	井 上 ・ 飯 田
9/4	12:00～ 15:00	5	千代地区等巡回指導	商 工 会 議 所	小 林
9/8	9:00～ 17:30	5	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相 談 員
9/9	9:00～ 17:30	5	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相 談 員
9/15	9:00～ 17:30	5	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相 談 員
9/15	11:00～ 16:00	9	南町地区等巡回指導	商 工 会 議 所	米 山 ・ 高 橋
9/15	13:30～ 16:00	7	矢作・下堀地区等巡回指導	商 工 会 議 所	長 田 ・ 飯 田
9/24	11:00～ 14:00	6	飯泉地区等巡回指導	商 工 会 議 所	本 山 ・ 米 山
10/5	10:00～ 16:00	8	浜町地区等巡回指導	商 工 会 議 所	長 田 ・ 飯 田
10/14	11:00～ 15:00	7	早川・江之浦地区等 巡回指導	商 工 会 議 所	米 山 ・ 長 田
10/16	13:00～ 16:00	6	飯田岡・府川・清水新 田・北ノ窪地区巡回指導	商 工 会 議 所	井 上 ・ 小 林
10/22	10:30～ 14:30	6	入生田・板橋地区他 巡回指導	商 工 会 議 所	長 田 ・ 小 林

月 日	時間	参加人数	内容	講師・担当等	
				職業	氏名
10/28	9:00～ 17:30	4	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相 談 員
10/28	13:00～ 17:00	10	強羅地区巡回指導	商 工 会 議 所	内 田
11/4	13:00～ 16:00	6	成田・桑原地区巡回指導	商 工 会 議 所	井 上 ・ 米 山
11/5	9:00～ 12:00	6	久野地区等巡回指導	商 工 会 議 所	小 林 ・ 本 山
11/10	9:00～ 17:30	5	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相 談 員
11/11	9:00～ 17:30	4	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相 談 員
11/12	10:00～ 15:00	8	栄町1丁目・城内地区他 巡 回 指 導	商 工 会 議 所	長 田 ・ 米 山
11/17	9:00～ 17:30	5	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相 談 員
11/17	10:00～ 16:00	11	新型コロナウイルスに 関する融資・労務相談会	商 工 会 議 所 日本政策金融公庫 信用保証協会 社会保険労務士	
11/18	10:00～ 16:00	5	新型コロナウイルスに 関する融資・労務相談会	商 工 会 議 所 日本政策金融公庫 信用保証協会 社会保険労務士	
11/18	9:00～ 17:30	5	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相 談 員
11/30	10:30～ 14:30	7	酒匂・西酒匂・上下新田 地 区 等 巡 回 指 導	商 工 会 議 所	長 田 ・ 小 林
12/1	10:30～ 16:00	10	仙石原・湯本地区巡回指導	商 工 会 議 所	内 田 ・ 山 口
12/2	13:00～ 16:00	6	栄町2・3丁目 巡 回 指 導	商 工 会 議 所	古 川 ・ 井 上
12/9	9:30～ 12:30	5	鬼柳地区等巡回指導	商 工 会 議 所	小 林
12/9	10:00～ 15:00	7	中町地区等巡回指導	商 工 会 議 所	米 山
12/9	14:00～ 16:30	5	本町地区巡回指導	商 工 会 議 所	小 林
12/10	10:00～ 15:00	9	小八幡地区等巡回指導	商 工 会 議 所	長 田 ・ 飯 田

月 日	時間	参加人数	内容	講師・担当等	
				職業	氏名
12/22	10:30～ 14:30	9	中里・南鴨宮地区等 巡回指導	商工会議所	長田・米山
1/6	9:00～ 17:30	3	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相談員
1/12	9:00～ 17:30	2	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相談員
1/12	10:00～ 16:00	10	蓮正寺・曾我地区等 巡回指導	商工会議所	小林・井上
1/13	9:00～ 17:30	3	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相談員
1/15	13:30～ 16:00	6	中曽根・堀之内地区等 巡回指導	商工会議所	米山・山口
1/19	9:00～ 17:30	3	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相談員
2/4	10:00～ 16:00	12	新型コロナウイルスに 関する融資・労務・経営 相談会	商工会議所 日本政策金融公庫 信用保証協会 社会保険労務士	
2/8	9:00～ 12:00	6	飯田岡・府川・北ノ窪・ 清水新田地区等 巡回指導	商工会議所	井上・小林
2/8	14:00～ 16:00	7	寿町地区等巡回指導	商工会議所	小林
2/9	10:00～ 16:00	12	新型コロナウイルスに 関する融資・労務・経営 相談会	商工会議所 日本政策金融公庫 信用保証協会 社会保険労務士 よろず支援拠点	
2/25	10:00～ 12:00	9	浜町地区等巡回指導	商工会議所	長田・小林
2/25	14:00～ 16:00	5	久野地区等巡回指導	商工会議所	小林
3/9	13:00～ 16:00	6	成田・桑原地区巡回指導	商工会議所	井上・米山
3/11	10:30～ 16:00	10	南町地区等巡回指導	商工会議所	長田・米山
3/16	10:30～ 15:00	7	早川地区巡回指導	商工会議所	長田・米山
3/31	9:00～ 17:30	5	小規模事業者持続化 補助金個別相談会	よろず支援拠点	相談員

オ 金融のあっせん

単位：千円

金融機関名	あっせん延件数	貸付決定延件数	あっせん総額	貸付決定総額
日本政策金融公庫	4	21	415,300	413,800
小企業事業者経営改善資金	154	153	1,102,300	1,069,300
神奈川県 <small>の</small> 資金	5	4	34,500	31,500
小田原市 <small>の</small> 資金	0	0	0	0
その他金融機関	0	0	0	0
計	163	178	1,552,100	1,514,600

カ 小規模企業専門相談員

相 談 件 数	
指 導 対 象 企 業 数	窓口指導（通信、通話等によるものを含む）
	金融 税務 経理 経営 労働 取引 特許 法律 計
指 導 件 数	0 0 0 0 0 0 14 10 24

キ 社会保険、共済制度等に関する事務代行

- (ア) 労働保険事務組合 委託事業者数 157事業所 対象従業員数 812名
- (イ) 小規模企業共済制度 対象者数 228名
- (ウ) 特定退職金共済制度 加入事業者数 275事業所 対象従業員数 1,588名
- (エ) 中小企業倒産防止共済制度 加入件数 55件
- (オ) 神奈川県民共済 加入者数 1,655名
- (カ) 中小企業PL保険制度 加入件数 34件
- (キ) 情報漏えい賠償責任保険制度 加入件数 3件
- (ク) 休業補償プラン 加入件数 149件
- (ケ) 業務災害補償プラン 加入件数 386件
- (コ) 中小企業海外PL保険制度 加入件数 3件
- (サ) ビジネス総合保険制度 加入件数256件
- (シ) 生命共済制度 加入事業者数 42事業所 対象従業員数 204名

7. 登 録

(1) 法定台帳

- ア 作成年月日 令和2年4月1日
- イ 登録業者数 2,178事業所
- ウ 負担金賦課の許可 令和2年4月10日・神奈川県指令企支第1016号をもって次のとおり負担金の賦課について神奈川県知事より許可を得た。
負担金 1,500円(1業者)
- エ 管理運用 特定商工業者より登録した法定台帳は、既登録業者分については内容の点検・修正を行い、新規登録業者分については法定台帳調査表の提出を求め随時補正を行い、地区別に収録し利用の便宜を計っている。管理運用に当っては常に善良な管理者の注意をもって対処している。
- オ 利用の周知 当所会報への利用勧奨記事の掲載、一般広報(情報関係誌)への掲示などにより周知を図っている。

(2) 任意台帳

当所会員の所在を明らかにし、取引や事業面に利用するため、地区別に事業所名、営業種目等の事項につき台帳の整備を行い活用を図っている。

8. 会館・事務所等

(1) 旧会館

- ア 土地
- (ア) 所在地 小田原市城内1番21号
- (イ) 面積 敷地面積 992.00㎡
- (ウ) 所有状況 小田原市有地の借地
- イ 建物
- (ア) 構造 鉄筋コンクリート造地下1階・地上5階・塔屋1階
- (イ) 延床面積 2,842.28㎡
- (ウ) 入館団体機関(令和3年3月31日現在)

階層	入居団体名	面積(坪)
3	株式会社日本政策金融公庫小田原支店	123.11

(2) 新会館(令和3年2月1日移転)

- ア 土地
- (ア) 所在地 小田原市本町4丁目2番39号
- (イ) 面積 敷地面積 697.38㎡
- (ウ) 所有状況 当所所有
- イ 建物
- (ア) 構造 鉄筋コンクリート地上6階
- (イ) 延床面積 2,166.92㎡
- (ウ) 事務室 115.64㎡

(エ) 入館団体機関

階層	入居団体名	面積(坪)
4	神奈川県信用保証協会小田原支店	51.30
4	公益財団法人神奈川県産業振興センター	6.08
6	小田原市商店街連合会	10.90
6	アクサ生命保険株式会社	24.50
6	東京地方税理士会小田原支部	10.04

ウ 設備

(ア) 貸室 大会議室 198.28㎡ 収容人数117人

9. 関係団体への加入及び連携

(1) 日本商工会議所

ア 当所の地位 会員

イ 所属委員会名

観光委員会、中小企業委員会、情報化委員会

ウ 会議・事業等出席状況

月 日	会議等の名称	場 所	出席者
4/16	常議員会・議員総会 【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】	—	—
6/18	常議員会	オンライン	山岡専務理事
7/17	常議員会・第132回通常会員総会／特別講演 【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】	—	—
9/16	常議員会 【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】	—	—
10/30	観光委員会他	オンライン	山岡専務理事
11/19	委員会・常議員会 【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】	—	—
12/17	委員会・常議員会 【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】	—	—
1/20	議員・委員長・副委員長商工会議所専務理事懇談会・ 全国商工会議所専務理事研修会合同懇談会 【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】	—	—
3/18	令和2年度会員総会	オンライン	山岡専務理事

(2) 関東商工会議所連合会

ア 当所の地位 会員

イ 会議・事業等出席状況

月 日	会 議 等 の 名 称	場 所	出席者
6 / 8 ・ 9	第63回総会 【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】	—	—

(3) 神奈川県商工会議所連合会

ア 当所の地位 会員

イ 会議・事業等出席状況

月 日	会 議 等 の 名 称	場 所	出席者
4 / 29	4月定例専務理事会議	オン ラ イ ン	山岡専務理事
5 / 26	5月定例専務理事会議	横浜商工会議所	山岡専務理事
6 / 26	令和2年度定時総会	オン ラ イ ン	鈴木会頭 山岡専務理事
7 / 28	7月定例専務理事会議	横浜商工会議所	山岡専務理事
9 / 23	9月定例専務理事会議及び政策委員会 【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】	—	—
10 / 28	県連会頭会議	ロイヤルホール ヨ コ ハ マ	山岡専務理事
11 / 24	11月定例専務理事会議	横浜商工会議所	山岡専務理事
1 / 26	1月定例専務理事会議	オン ラ イ ン	山岡専務理事
2 / 24	2月定例専務理事会議	オン ラ イ ン	山岡専務理事
3 / 24	令和2年度臨時総会	ロイヤルホール ヨ コ ハ マ	鈴木会頭 山岡専務理事

10. 研修

(1) 経営指導員・補助員研修

月 日	研 修 内 容	場 所	出席者
7 / 8	令和2年度経営指導員等研修会 ～持続化補助金完全対応～ 「採択率を飛躍的に高める！経営計画のつくり方」	神奈川中小企業共済会館	古 川 井 上 小 林
7 / 9～ 8 / 6	2020年度中小企業支援担当者等研修 基礎研修「税務・財務診断（1）」	中小企業大学校東京校	米 山
7 / 21	令和2年度経営指導員等研修会 「中小企業の事業継続力強化支援の進め方」 ～自然災害や新型コロナウイルス感染症で 廃業しないために～	横浜商工会議所	長 田 内 田 飯 田 高 橋

月 日	研 修 内 容	場 所	出席者
8 / 5	令和2年度経営指導員等研修会 「非対面型ビジネスモデルへの転換のためには 中小企業・小規模企業のIT活用の要点と進め方」	横 浜 商 工 会 議 所	古 川 本 山 小 林 高 橋
8 / 27	令和2年度経営指導員等研修会 「企業の売上アップを実現する」～最新ノウハウと成功事例	川 崎 商 工 会 議 所	古 川 長 田 飯 田
9 / 8	令和2年度経営指導員等研修会 「ウイズコロナ、アフターコロナにおける経営支援」	横 浜 商 工 会 議 所	本 山 井 上 飯 田 小 林
9 / 28	令和2年度経営指導員等研修会 「かながわ中小企業成長支援ステーションの業務内容と活用の仕方」 「創業・起業を成功に導く支援の要点と進め方」	横 浜 商 工 会 議 所	古 川 井 上 山 口 小 林
10 / 5	令和2年度経営指導員等地域（ブロック）別研修会 「事業承継のポイントと事業承継支援の進め方について」～事業承継支援の基礎知識から実践的な対応相談まで学びます～	大 和 商 工 会 議 所	本 山 井 上
10 / 21	令和2年度経営指導員等研修会 「IT導入支援の手法と支援者に求められる役割」 「情報セキュリティ対策の最新動向（テレワーク時のセキュリティ対策のポイントなど）」 「記者が取材したくなるプレスリリースの作り方」～販路拡大・メディア広報戦略支援（2020年版）	横 浜 商 工 会 議 所	長 田 大 川
10 / 26	令和2年度経営指導員等研修会 「伴走型支援のポイントと財務視点からの見立て力強化」	横 浜 商 工 会 議 所	本 山 内 田 飯 田
11 / 24	令和2年度経営指導員等研修会 「今後の金融・経済をどう見る2020」 「ブランド力を高めコロナ感染下の「ネット通販」を活性化する！」	横 浜 商 工 会 議 所	長 田 本 山

(2) 職員研修等

月 日	研 修 内 容	場 所	出席者
7/17	C A N サービス研修会	アクサ小伝馬ビル	樋 口 露 木
9/10	日商簿記検定試験の新たな 施行方法等に関する説明会	オンライ	樋 口 露 木
10/16	G o T o 商店街説明会	TKPガーデンシティPREMIUM 京 橋	内 田
1/13	貿易関係証明業務担当者研修会	オンライ	松 下 井 上
3/8	全国商工会議所職員向け 「観光推進研修会」	オンライ	米 山

11. 関係団体

小田原箱根商工会議所内に事務所を有し、事務代行を行っている団体は次の通り。

1. 小田原箱根商工会議所労働保険事務組合
2. 小田原市地場産業振興協議会
3. 箱根町商店連絡協議会
4. 小田原地区産業廃棄物対策協議会
5. 小田原市大型店連絡協議会
6. 西湘異業種研究会
7. 日本珠算連盟小田原支部
8. 西さがみ教育旅行誘致推進協議会
9. 県西地域経済懇話会

令和 2 年度

収 支 決 算 書

令和2年度収支決算書総括表

(単位＝円)

会 計 別 別	繰越金 (A)	収 入 (B)	支 出 (C)	収支残高 (A+B-C)= (D)	会計間の振替額 (支出は△印) (E)	差引収支 残 高 (D-E) = (F)	備 考
一 般 会 計	5,975,539	187,259,619	170,709,498	22,525,660	△ 2,820,504	19,705,156	収支剰余金 次年度へ繰越
会 館 管 理 特 別 会 計	16,536,388	52,188,389	46,919,756	21,805,021	△ 4,156,264	17,648,757	"
共 済 事 業 特 別 会 計	6,652,218	27,560,751	20,725,163	13,487,806	△ 5,785,360	7,702,446	"
特 定 退 職 金 共 済 特 別 会 計	95,947	328,946,742	327,267,844	1,774,845	△ 217,464	1,557,381	"
運 営 資 金 積 立 金 特 別 会 計	122,345,838	1,057	0	122,346,895	7,104,000	129,450,895	"
退 職 給 与 資 金 特 別 会 計	9,981,875	7,587,701	13,880,636	3,688,940	5,875,592	9,564,532	"
会 館 建 設 資 金 特 別 会 計	475,940,796	19,951,623	331,995,308	163,897,111	0	163,897,111	"
合 計	637,528,601	623,495,882	911,498,205	349,526,278	0	349,526,278	

- ・ (A) ……前年度からの繰越金
- ・ (B) ……収支決算書の収入の部の合計から前年度繰越額・他会計からの繰入金を除いた額
- ・ (C) ……収支決算書の支出の部の合計から他会計への繰出金・次年度への繰越金を除いた額
- ・ 差引収支残高と収支剰余金は同額となり次年度へ繰越

令和2年度 一般会計収支決算書

収入の部

(単位＝円 以下同じ)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比 較 増 減 (△)	備 考
款 項 目				
1 会 費	72,564,000	73,496,000	△ 932,000	
1 会 費	69,384,000	70,196,000	△ 812,000	
2 特 別 会 費	3,180,000	3,260,000	△ 80,000	役員特別会費
3 過 年 度 会 費	0	40,000	△ 40,000	
2 負 担 金	3,232,500	3,267,000	△ 34,500	
1 負 担 金	3,232,500	3,267,000	△ 34,500	特定商工業者負担金
3 事 業 収 入	21,362,879	23,700,000	△ 2,337,121	
1 検 定 事 業 収 入	2,993,405	4,900,000	△ 1,906,595	珠算・簿記・PC・福祉住環境・ビジネス実務法務検定他
2 部 会 事 業 収 入	1,420,039	0	1,420,039	
3 使 用 料 手 数 料	716,805	800,000	△ 83,195	事務機器使用料他
4 その他の事業収入	16,232,630	18,000,000	△ 1,767,370	従業員健康診断・会報広告料・事業参加費他
4 交 付 金	89,127,296	88,946,296	181,000	
1 県 補 助 金	54,370,000	54,118,000	252,000	神奈川県
2 市 補 助 金	19,179,290	19,179,290	0	小田原市
3 町 補 助 金	1,161,000	1,161,000	0	箱根町
4 県 連 補 助 金	5,495,740	5,495,740	0	神奈川県商工会議所連合会
5 委 託 金	6,261,266	6,261,266	0	日本商工会議所、ジオパーク協議会
6 負 担 金	290,000	260,000	30,000	流動客調査負担金
7 日 商 補 助 金	2,370,000	2,471,000	△ 101,000	伴走型小規模事業者支援推進事業
5 雑 収 入	972,944	800,000	172,944	
1 雑 収 入	972,944	800,000	172,944	原産地証明書発行手数料他
6 繰 越 金	5,975,539	5,000,000	975,539	
1 繰 越 金	5,975,539	5,000,000	975,539	令和元年度より
合 計	193,235,158	195,209,296	△ 1,974,138	

支出の部

勘定科目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
款項目				
1 事業費	123,056,976	144,378,296	△ 21,321,320	
1 一般事業費	56,017,815	72,033,296	△ 16,015,481	
1 商工振興費	34,035,620	41,903,296	△ 7,867,676	会員表彰式・産業まつり・まちづくり・地域振興対策他
2 調査広報費	6,006,058	7,000,000	△ 993,942	会報発行他
3 検定事業費	1,288,265	2,150,000	△ 861,735	珠算・簿記・PC・福祉住環境・ビジネス実務法務検定他
4 部会事業費	2,027,719	6,080,000	△ 4,052,281	6部会事業費
5 議員活動費	1,021,051	3,400,000	△ 2,378,949	議員総会・議員例会・石垣購読料他
6 会員福祉振興費	11,639,102	11,500,000	139,102	従業員健康診断他
2 法定台帳作成管理運用費	4,269,974	4,325,000	△ 55,026	
1 管理運用費	720,176	800,000	△ 79,824	管理費・印刷費・通信費・車輛1台維持費他
2 俸給	2,880,000	2,880,000	0	職員1名
3 諸手当	159,120	140,000	19,120	通勤費
4 福利厚生費	510,678	505,000	5,678	法定・一般福利厚生費
3 経営支援事業費	62,329,648	66,520,000	△ 4,190,352	
1 指導事業費	7,796,824	10,168,000	△ 2,371,176	景気対策・講習会・金融指導・創業相談・専門家相談他
2 俸給	26,114,970	27,116,000	△ 1,001,030	職員8名
3 諸手当	8,276,306	9,089,000	△ 812,694	調整・通勤費他
4 賞与	12,648,718	12,637,000	11,718	年2回
5 福利厚生費	7,492,830	7,510,000	△ 17,170	法定・一般福利厚生費
4 会議費	439,539	1,500,000	△ 1,060,461	正副会頭会議、常議員会、委員会、タスクフォース他
2 管理費	34,841,864	33,216,000	1,625,864	
1 給与	15,783,617	15,595,000	188,617	
1 俸給	11,944,870	11,904,000	40,870	役員1名、職員2名
2 諸手当	1,664,797	1,511,000	153,797	調整・通勤費他
3 賞与	2,173,950	2,180,000	△ 6,050	年2回
2 福利厚生費	2,996,501	3,171,000	△ 174,499	法定・一般福利厚生費
3 旅費交通費	68,508	500,000	△ 431,492	役職員出張旅費

勘定科目		決算額	予算額	比較増減(△)	備考
款項目					
4	事務費	6,721,565	8,550,000	△ 1,828,435	
	1 通信運搬費	1,349,352	1,400,000	△ 50,648	電話・FAX・郵送料他
	2 什器備品費	13,009	300,000	△ 286,991	体温計
	3 修繕費	66,840	300,000	△ 233,160	電話配線修繕他
	4 消耗品費	826,593	600,000	226,593	事務消耗品代
	5 図書費	0	150,000	△ 150,000	
	6 印刷費	1,847,206	2,200,000	△ 352,794	印刷費
	7 車輛維持費	157,533	400,000	△ 242,467	1台維持費・保険料・燃料費他
	8 電算機事務費	1,282,785	1,850,000	△ 567,215	処理料・保守料他
	9 賃借料	503,355	700,000	△ 196,645	箱根支部室料・電話設備・パソコン他リース料
	10 事務諸費	674,892	650,000	24,892	支払手数料他
5	渉外費	338,040	1,300,000	△ 961,960	
	1 一般渉外費	182,540	700,000	△ 517,460	慶弔費他
	2 役員渉外費	155,500	600,000	△ 444,500	役員・議員慶弔費他
6	公課分担金	8,933,633	4,100,000	4,833,633	
	1 公課	5,752,633	300,000	5,452,633	消費税他
	2 分担金	3,181,000	3,800,000	△ 619,000	日商・県連・関商連
3	繰出金	2,820,504	2,955,000	△ 134,496	
	1 退職給与会計繰出金	2,820,504	2,955,000	△ 134,496	
4	リース債務返済支出	2,325,458	2,900,000	△ 574,542	
	1 リース債務返済支出	2,325,458	2,900,000	△ 574,542	パソコン他リース料
5	固定財産取得支出	10,485,200	9,760,000	725,200	
	1 固定財産取得支出	10,485,200	9,760,000	725,200	グループウェア、C's-Connect、パソコン
6	予備費	0	2,000,000	△ 2,000,000	
	1 予備費	0	2,000,000	△ 2,000,000	
7	繰越金	19,705,156	0	19,705,156	
	1 繰越金	19,705,156	0	19,705,156	令和3年度へ
合計		193,235,158	195,209,296	△ 1,974,138	

令和2年度 会館管理特別会計収支決算書

収入の部

(単位＝円 以下同じ)

勘定科目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
款 項 目				
1 貸室収入	39,426,336	36,150,000	3,276,336	
1 貸室使用料	32,475,166	29,250,000	3,225,166	入居団体、物産陳列料
2 会議室使用料	6,951,170	6,900,000	51,170	ホール及び会議室使用料
2 共益費収入	9,893,113	7,750,000	2,143,113	
1 共益費収入	9,893,113	7,750,000	2,143,113	入居団体より
3 雑収入	615,340	500,000	115,340	
1 雑収入	615,340	500,000	115,340	自販機手数料、駐車場管理費他
4 預り保証金収入	2,253,600	5,310,000	△ 3,056,400	
1 預り保証金収入	2,253,600	5,310,000	△ 3,056,400	入居団体より
5 繰越金	16,536,388	15,917,300	619,088	
1 繰越金	16,536,388	15,917,300	619,088	令和元年度より
合 計	68,724,777	65,627,300	3,097,477	

支出の部

勘定科目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
款 項 目				
1 維持費	27,595,668	21,650,000	5,945,668	
1 保守料	5,193,100	3,800,000	1,393,100	会館整備保守
2 委託費	5,440,160	3,000,000	2,440,160	警備他委託料
3 保険料	524,000	500,000	24,000	火災保険料
4 水道光熱費	6,365,708	6,300,000	65,708	電気、水道、ガス
5 清掃料	6,758,400	6,200,000	558,400	会館清掃他
6 修繕費	3,314,300	1,850,000	1,464,300	会館設備修繕

勘定科目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
款項目				
2 管理費	10,446,276	20,222,000	△ 9,775,724	
1 給与	4,890,475	7,486,000	△ 2,595,525	職員1名、パート2名
2 諸手当	644,973	1,327,000	△ 682,027	調整・通勤費他
3 賞与	936,778	2,163,000	△ 1,226,222	年2回
4 福利厚生費	931,569	1,606,000	△ 674,431	法定・一般福利厚生費
5 旅費交通費	0	10,000	△ 10,000	
6 通信運搬費	212,953	330,000	△ 117,047	電話料、郵送料、貸室Wi-Fi回線料
7 什器備品費	217,800	1,000,000	△ 782,200	サーモカメラ2台
8 消耗品費	465,913	500,000	△ 34,087	貸室用備品、トイレ用品他
9 公課分担金	1,710,098	4,500,000	△ 2,789,902	消費税、固定資産税
10 事務諸費	435,717	1,300,000	△ 864,283	駐車場代、振込手数料他
3 繰出金	4,156,264	2,378,000	1,778,264	
1 運営資金会計繰出金	4,000,000	2,000,000	2,000,000	
2 退職給与会計繰出金	156,264	378,000	△ 221,736	
4 リース債務返済支出	190,512	150,000	40,512	
1 リース債務返済支出	190,512	150,000	40,512	パソコン他リース料
5 積立預金支出	2,000,000	2,000,000	0	
1 積立預金支出	2,000,000	2,000,000	0	修繕積立金
6 預り保証金支出	6,687,300	13,917,300	△ 7,230,000	
1 預り保証金支出	6,687,300	13,917,300	△ 7,230,000	入居団体へ
7 繰越金	17,648,757	5,310,000	12,338,757	
1 繰越金	17,648,757	5,310,000	12,338,757	令和3年度へ
合計	68,724,777	65,627,300	3,097,477	

令和2年度 共済事業特別会計収支決算書

収入の部

(単位＝円 以下同じ)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比 較 増 減 (△)	備 考
款 項 目				
1 取扱手数料	25,781,284	23,300,000	2,481,284	
1 県連生命共済	1,263,906	1,250,000	13,906	
1 制度運営費収入	1,200,579	1,200,000	579	42事業所
2 取扱手数料	63,327	50,000	13,327	
2 県民共済	2,715,231	2,700,000	15,231	1,655件
3 経営者共済	695,778	750,000	△ 54,222	財団・組合
4 企業・個人保険	6,253,261	5,500,000	753,261	アクサ生命保険(株)
5 日商保険制度	8,140,795	6,500,000	1,640,795	業務災害補償・ビジネス総合他
6 火災共済	851,135	750,000	101,135	171件
7 労働保険手数料	2,811,160	2,800,000	11,160	157事業所
8 汚染賦課金手数料	605,528	550,000	55,528	27事業所
9 その他手数料	2,444,490	2,500,000	△ 55,510	容器包装リサイクル他
2 交付金	1,772,900	1,300,000	472,900	
1 報奨金	1,772,900	1,300,000	472,900	労働保険事務組合
3 雑収入	6,567	10,000	△ 3,433	
1 雑収入	6,567	10,000	△ 3,433	預金利息他
4 繰越金	6,652,218	5,400,000	1,252,218	
1 繰越金	6,652,218	5,400,000	1,252,218	令和元年度より
合 計	34,212,969	30,010,000	4,202,969	

支出の部

勘定科目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
款項目				
1 事業費	900,689	1,800,000	△ 899,311	
1 事業推進費	401,489	900,000	△ 498,511	
2 労働保険事業推進費	469,200	600,000	△ 130,800	電算処理料、郵送料他
3 見舞金等給付金	30,000	300,000	△ 270,000	
2 管理費	19,767,442	22,362,000	△ 2,594,558	
1 給与	7,378,975	7,392,000	△ 13,025	
1 俸給	6,058,975	6,492,000	△ 433,025	職員3名
2 労働保険俸給	1,320,000	900,000	420,000	労働保険事務人件費
2 諸手当	2,475,277	2,445,000	30,277	調整・通勤費他
3 賞与	3,328,156	3,413,000	△ 84,844	年2回
4 福利厚生費	2,087,970	2,067,000	20,970	法定・一般福利厚生費
5 旅費交通費	13,120	50,000	△ 36,880	
6 通信運搬費	200,666	450,000	△ 249,334	電話料、郵送料
7 印刷費	80,000	120,000	△ 40,000	コピー代
8 消耗品費	0	10,000	△ 10,000	
9 会議費	0	100,000	△ 100,000	
10 車輛維持費	347,104	400,000	△ 52,896	2台維持費・保険料・燃料費他
11 公課分担金	3,634,037	5,200,000	△ 1,565,963	消費税、法人税
12 事務諸費	222,137	715,000	△ 492,863	振込手数料他
3 繰出金	5,785,360	5,798,000	△ 12,640	
1 運営資金会計繰出金	5,104,000	5,104,000	0	
2 退職給与会計繰出金	681,360	694,000	△ 12,640	
4 リース債務返済支出	57,032	50,000	7,032	
1 リース債務返済支出	57,032	50,000	7,032	パソコン他リース料
5 繰越金	7,702,446	0	7,702,446	
1 繰越金	7,702,446	0	7,702,446	令和3年度へ
合計	34,212,969	30,010,000	4,202,969	

令和2年度 特定退職金共済事業特別会計収支決算書

収入の部

(単位＝円 以下同じ)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比 較 増 減 (△)	備 考
款 項 目				
1 共済事業掛金収入	138,485,000	142,800,000	△ 4,315,000	
1 掛 金	138,485,000	142,800,000	△ 4,315,000	275事業所、11,533口
2 共済事業事務費収入	6,955,970	7,140,000	△ 184,030	
1 事 務 費 収 入	6,955,970	7,140,000	△ 184,030	
3 企業年金契約給付金受入	183,482,453	180,000,000	3,482,453	
1 給 付 金 受 入	183,482,453	180,000,000	3,482,453	
4 雑 収 入	23,319	10,000	13,319	
1 雑 収 入	23,319	10,000	13,319	預金利息他
5 繰 越 金	95,947	75,000	20,947	
1 繰 越 金	95,947	75,000	20,947	令和元年度より
合 計	329,042,689	330,025,000	△ 982,311	

支出の部

勘定科目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
款項目				
1 事業費	52,654	250,000	△ 197,346	
1 事業推進費	52,654	250,000	△ 197,346	
2 共済事業給付金	183,482,453	180,000,000	3,482,453	
1 退職金	183,482,453	180,000,000	3,482,453	
3 管理費	5,247,737	6,740,000	△ 1,492,263	
1 給与	2,504,650	2,266,000	238,650	職員1名
2 諸手当	624,656	729,000	△ 104,344	調整・通勤費
3 賞与	994,943	952,000	42,943	年2回
4 福利厚生費	684,607	611,000	73,607	法定・一般福利厚生費
5 旅費交通費	0	10,000	△ 10,000	
6 通信運搬費	45,610	100,000	△ 54,390	郵送料
7 什器備品費	0	60,000	△ 60,000	
8 消耗品費	18,590	50,000	△ 31,410	封筒代
9 印刷費	9,000	30,000	△ 21,000	コピー代
10 渉外費	0	10,000	△ 10,000	
11 会議費	0	10,000	△ 10,000	
12 公課分担金	0	44,000	△ 44,000	
13 事務諸費	365,681	1,868,000	△ 1,502,319	振込手数料他
4 積立金	138,485,000	142,800,000	△ 4,315,000	
1 保険料積立金	138,485,000	142,800,000	△ 4,315,000	
5 繰出金	217,464	235,000	△ 17,536	
1 退職給与会計繰出金	217,464	235,000	△ 17,536	
6 繰越金	1,557,381	0	1,557,381	
1 繰越金	1,557,381	0	1,557,381	令和3年度へ
合計	329,042,689	330,025,000	△ 982,311	

令和2年度 運営資金積立金特別会計収支決算書

収入の部

(単位＝円 以下同じ)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比 較 増 減 (△)	備 考
款 項 目				
1 雑 収 入	1,057	10,000	△ 8,943	
1 雑 収 入	1,057	10,000	△ 8,943	預金利息
2 繰 入 金	9,104,000	7,104,000	2,000,000	
1 会館管理会計繰入金	4,000,000	2,000,000	2,000,000	
2 共済事業会計繰入金	5,104,000	5,104,000	0	
3 繰 越 金	122,345,838	122,345,000	838	
1 繰 越 金	122,345,838	122,345,000	838	令和元年度より
合 計	131,450,895	129,459,000	1,991,895	

支出の部

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比 較 増 減 (△)	備 考
款 項 目				
1 繰 出 金	2,000,000	2,000,000	0	
1 退職給与会計繰出金	2,000,000	2,000,000	0	
2 予 備 費	0	127,459,000	△ 127,459,000	
1 予 備 費	0	127,459,000	△ 127,459,000	
3 繰 越 金	129,450,895	0	129,450,895	
1 繰 越 金	129,450,895	0	129,450,895	令和3年度へ
合 計	131,450,895	129,459,000	1,991,895	

令和2年度 退職給与資金特別会計収支決算書

収入の部

(単位＝円 以下同じ)

勘定科目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
款項目				
1 退職共済金収入	7,587,595	0	7,587,595	
1 退職共済金収入	7,587,595	0	7,587,595	全国商工会議所共済会
2 雑収入	106	5,000	△ 4,894	
1 雑収入	106	5,000	△ 4,894	預金利息
3 繰入金	5,875,592	6,262,000	△ 386,408	
1 一般会計繰入金	2,820,504	2,955,000	△ 134,496	
2 会館管理会計繰入金	156,264	378,000	△ 221,736	
3 共済事業会計繰入金	681,360	694,000	△ 12,640	
4 特定退職金共済事業会計繰入金	217,464	235,000	△ 17,536	
5 運営資金会計繰入金	2,000,000	2,000,000	0	
4 繰越金	9,981,875	8,481,000	1,500,875	
1 繰越金	9,981,875	8,481,000	1,500,875	令和元年度より
合計	23,445,168	14,748,000	8,697,168	

支出の部

勘定科目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
款項目				
1 退職給与金	10,005,044	0	10,005,044	
1 退職給与金	10,005,044	0	10,005,044	職員1名
2 退職共済掛金	3,875,592	4,262,000	△ 386,408	
1 退職共済掛金	3,875,592	4,262,000	△ 386,408	全国商工会議所共済会
3 予備費	0	10,486,000	△ 10,486,000	
1 予備費	0	10,486,000	△ 10,486,000	
4 繰越金	9,564,532	0	9,564,532	
1 繰越金	9,564,532	0	9,564,532	令和3年度へ
合計	23,445,168	14,748,000	8,697,168	

令和2年度 会館建設資金特別会計収支決算書

収入の部

(単位＝円 以下同じ)

勘定科目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
款項目				
1 雑収入	19,951,623	19,960,000	△ 8,377	
1 雑収入	19,951,623	19,960,000	△ 8,377	エネルギー使用合理化等事業者支援補助金、消費税還付、預金利息
2 繰越金	475,940,796	475,940,796	0	
1 繰越金	475,940,796	475,940,796	0	令和元年度より
合計	495,892,419	495,900,796	△ 8,377	

支出の部

勘定科目	決算額	予算額	比較増減(△)	備考
款項目				
1 管理費	6,937,068	6,970,000	△ 32,932	
1 事務費	6,871,468	6,900,000	△ 28,532	
1 支払手数料	6,290,319	6,300,000	△ 9,681	エネルギー使用合理化事業に関する業務支援費、移転費用他
2 消耗品費	453,881	500,000	△ 46,119	消耗品購入費
3 事務諸費	127,268	100,000	27,268	工事安全祈願祈祷料、振込手数料他
2 公課分担金	65,600	70,000	△ 4,400	印紙代
2 建設消耗品費	19,687,147	19,690,000	△ 2,853	
1 建設消耗品費	19,687,147	19,690,000	△ 2,853	
3 固定財産取得支出	305,371,093	305,390,000	△ 18,907	
1 建物取得支出	146,214,942	146,220,000	△ 5,058	建物改修費
2 建物付属設備取得支出	97,717,988	97,720,000	△ 2,012	
3 構築物取得支出	4,350,022	4,360,000	△ 9,978	
4 什器備品取得支出	56,788,141	56,790,000	△ 1,859	
5 ソフトウェア取得支出	300,000	300,000	0	ネットワーク設定費用
4 繰越金	163,897,111	163,850,796	46,315	
1 繰越金	163,897,111	163,850,796	46,315	令和3年度へ
合計	495,892,419	495,900,796	△ 8,377	

貸借対照表

令和3年3月31日現在

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕	円	〔負債の部〕	円
流動資産	382,955,780	流動負債	33,429,502
現金及び預金	349,010,369	未払金	21,489,948
未収金	33,657,590	前受金	11,914,798
前払金	287,821	預り金	24,756
固定資産	2,466,649,605	固定負債	1,874,824,266
(有形固定資産)	592,812,727	預り保証金	9,483,600
土地	144,399,494	退職給与引当金	54,980,084
建物	275,648,755	退職給付金準備金	1,803,806,732
建物付属設備	107,481,845	リース債務	6,553,850
構築物	4,277,523	負債計	1,908,253,768
車両運搬具	4		
什器備品	54,451,256	〔正味財産の部〕	
リース資産	6,553,850	積立金	2,000,000
(無形固定資産)	9,623,500	修繕費積立金	2,000,000
ソフトウェア	9,623,500	剰余金	939,351,617
(その他の固定資産)	1,864,213,378	固定財産	589,825,339
投資有価証券・出資金	3,376,562	一般会計収支剰余金	19,705,156
保証金	50,000	会館管理特別会計収支剰余金	17,648,757
退職給与資金特別会計資産	54,980,084	共済事業特別会計収支剰余金	7,702,446
保険料積立金	1,803,806,732	特定退職金共済特別会計収支剰余金	1,557,381
会館管理特別会計修繕費積立預金	2,000,000	運営資金積立金特別会計収支剰余金	129,450,895
		退職給与資金特別会計収支剰余金	9,564,532
		会館建設資金特別会計収支剰余金	163,897,111
		正味財産計	941,351,617
合 計	2,849,605,385	合 計	2,849,605,385

[注1] 固定資産の減価償却累計額 231,466,665円

[注2] 一般会計と運営資金積立金特別会計の他会計借入金(貸付金)は、令和2年度に精算しました。

特定退職金共済事業特別会計 貸借対照表

令和3年3月31日現在

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
	円		円
流 動 資 産	13,069,381	流 動 負 債	11,512,000
現金及び預金	13,051,172	前 受 金	11,512,000
未 収 金	18,209	固 定 負 債	1,803,806,732
固 定 資 産	1,803,806,732	退 職 給 付 金 準 備 金	1,803,806,732
保 険 料 積 立 金	1,803,806,732	剰 余 金	1,557,381
		本 年 度 剰 余 金	1,557,381
合 計	1,816,876,113	合 計	1,816,876,113

[注] 保険年度(令和2年1月1日～令和2年12月31日)における保険料積立金等の状況

1. 保険年度 期首残高	1,881,613,620
2. 本年度払込	133,671,650 (共済掛金収入相当額)
3. 本年度取崩	△ 176,168,779 (共済給付金支払相当額)
4. 運用実績	9,687,694
5. 保険年度 期末残高	1,848,804,185
6. 保険年度 期末要支給残高	1,806,786,697
7. 差 引(5-6)	42,017,488

付属明細表(固定財産明細表)

令和3年3月31日現在

勘定科目	期首残高 (A)	当期増加額 (B)	当期減少額 (C)	当期減価 償却額(D)	期末残高 (A+B-C-D)	備 考
一般会計						
I 固定資産						
車 両 運 搬 具	2				2	
什 器 備 品	76,022	539,000		99,335	515,687	
リ ー ス 資 産	7,571,616	746,256		2,325,458	5,992,414	
ソ フ ト ウ ェ ア	0	9,570,000		236,500	9,333,500	
投資有価証券・出資金	4,176,562	100,000	900,000		3,376,562	
保 証 金	50,000				50,000	
II 固定負債						
リ ー ス 債 務	7,571,616	746,256		2,325,458	5,992,414	
固定財産計(①=I-II)	4,302,586	10,209,000	900,000	335,835	13,275,751	
会館管理特別会計						
I 固定資産						
土 地	0	144,399,494			144,399,494	
建 物	34,198,802	242,972,742		1,522,789	275,648,755	
建 物 付 属 設 備	12,541,766	96,548,146		1,608,067	107,481,845	
構 築 物	0	4,277,523			4,277,523	
什 器 備 品	97,726	54,222,037		384,194	53,935,569	
リ ー ス 資 産	510,156			190,512	319,644	
ソ フ ト ウ ェ ア	0	290,000			290,000	
II 固定負債						
預 り 保 証 金	13,917,300	2,253,600	6,687,300		9,483,600	
リ ー ス 債 務	510,156			190,512	319,644	
固定財産計(②=I-II)	32,920,994	540,456,342	△ 6,687,300	3,515,050	576,549,586	
共済事業特別会計						
I 固定資産						
車 両 運 搬 具	261,094			261,092	2	
リ ー ス 資 産	55,080	243,744		57,032	241,792	
II 固定負債						
リ ー ス 債 務	55,080	243,744		57,032	241,792	
固定財産計(③=I-II)	261,094	0	0	261,092	2	
特定退職金共済特別会計						
I 固定資産						
保 険 料 積 立 金	1,875,339,865	111,949,320	183,482,453		1,803,806,732	
II 固定負債						
退 職 給 付 金 準 備 金	1,875,339,865	111,949,320	183,482,453		1,803,806,732	
固定財産計(④=I-II)	0	0	0	0	0	
退職給与資金特別会計						
I 固定資産						
退 職 給 与 積 立 金	58,633,856		3,653,772		54,980,084	
II 固定負債						
退 職 給 与 引 当 金	58,633,856		3,653,772		54,980,084	
固定財産計(⑤=I-II)	0	0	0	0	0	
会館建設資金特別会計						
I 固定資産						
土 地	144,399,494		144,399,494		0	
建 物	97,774,421	146,214,942	242,972,742	1,016,621	0	
建 物 付 属 設 備	0	97,717,988	96,548,146	1,169,842	0	
構 築 物	0	4,350,022	4,277,523	72,499	0	
什 器 備 品	0	56,788,141	52,863,537	3,924,604	0	
ソ フ ト ウ ェ ア	0	300,000	290,000	10,000	0	
固定財産計(⑥=I-II)	242,173,915	305,371,093	541,351,442	6,193,566	0	
合 計 (① ~ ⑥)	279,658,589	856,036,435	535,564,142	10,305,543	589,825,339	

付 属 明 細 表 (積 立 金 明 細 表)

令和3年3月31日現在

勘定科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	備 考
			目的使用	その他		
会館管理特別会計						
修繕費積立預金	0	2,000,000	0	0	2,000,000	
合 計	0	2,000,000	0	0	2,000,000	

1. 重要な会計方針

①資金の範囲

流動資産及び流動負債を資金の範囲としています。

②有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債権・・・移動平均法による原価法を採用しております。

その他の有価証券

時価のないもの・・・移動平均法による原価法を採用しております。

③有形固定資産の減価償却の方法

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

④リース資産の処理方法

リース期間定額法によって減価償却を行っております。ただし、平成28年3月31日以前に契約したリース契約については、賃貸借取引に係る方法を採用しております。

⑤退職給与引当金の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当該年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しております。

⑥消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

財 産 目 録

令和3年3月31日現在

勘定科目	摘要		金額
〔資産の部〕		円	円
流動資産			
現金及び預金	現金手許有高	64,012	
	当座預金	9,298,875	
	普通預金	198,504,665	
	収納用預金	168,921	
	定期預金	140,973,896	349,010,369
未収金	小田原市補助金他		33,657,590
前払金	ICカード保証料他		287,821
固定資産			
(有形固定資産)			
土地建物	697.38㎡(小田原市本町4-2-39)		144,399,494
	取得価額	243,989,363	
	償却累計額	△ 1,016,621	242,972,742
建物	取得価額	113,675,985	
	償却累計額	△ 80,999,972	32,676,013
建物付属設備	取得価額	233,075,535	
	償却累計額	△ 125,593,690	107,481,845
構築物	取得価額	4,350,022	
	償却累計額	△ 72,499	4,277,523
車両運搬具	乗用車4台		
	取得価額	4,495,793	
	償却累計額	△ 4,495,789	4
什器備品	事務機器、空調設備他		
	取得価額	66,343,516	
	償却累計額	△ 11,892,260	54,451,256
リース資産	コピー機、パソコン他		
	取得価額	13,703,184	
	償却累計額	△ 7,149,334	6,553,850
(無形固定資産)			
ソフトウェア	グループウェア他		
	取得価額	9,870,000	
	償却累計額	△ 246,500	9,623,500
(その他の固定資産)			
投資有価証券・出資金	アクサ保険ホールディングス(株) 株式	48,562	
	サンネット(株) 株式	1,228,000	
	FM小田原(株) 株式	2,000,000	
	神奈川県福祉共済協同組合 出資金	100,000	3,376,562
保証金	箱根支部借室保証金		50,000
退職給与積立金	全国商工会議所役職員退職年金共済		54,980,084
保険料積立金			1,803,806,732
会館管理特別会計修繕費積立預金			2,000,000
	資産の部合計		2,849,605,385
〔負債の部〕			
流動負債			
未払金	社会保険料、消費税他		21,489,948
前受金	特定退職金共済掛金他		11,914,798
預り金	労働保険料		24,756
固定負債			
預り保証金	貸室保証金		9,483,600
退職給与引当金			54,980,084
退職給付金準備金			1,803,806,732
リース債務	コピー機、パソコン他		6,553,850
	負債の部合計		1,908,253,768
	差引正味財産		941,351,617

監 査 依 頼 書

令和2年度小田原箱根商工会議所事業報告書並びに一般会計、特別会計、貸借対照表及び財産目録について監査願いたく、関係書類を添えて提出いたします。

令和3年6月2日

小田原箱根商工会議所

監事 神戸 和男 殿

監事 大田和俊彦 殿

監事 田中 秀明 殿

小田原箱根商工会議所

会頭 鈴木 悌介



監 査 報 告 書

令和2年度小田原箱根商工会議所事業報告書並びに一般会計、特別会計、貸借対照表及び財産目録を監査したところ、その内容は適正であると認めます。

令和3年6月2日

小田原箱根商工会議所

会 頭 鈴 木 悌 介 殿

小田原箱根商工会議所

監 事 神 戸 和 男 

監 事 大 田 和 俊 彦 

監 事 田 中 秀 明 